

# 東北の民家

民俗建築研究所

鈴木 清

## 1 はじめに

今日、民家研究にはどういう意味があるのだろうか。とりわけ東北地域の民家研究には今どのような課題があり何が求められているのだろうか。まずそのことから考えてみることにする。

民家は大きく農家と町屋に大別される。農家にあっては広い土間が、また町屋では土間と一体となった店がさまざまな生産生活をおこなう場である。このことから、民家は併用住宅ととらえることができる。漁家や職人の家や旅籠屋、山暮らしの人々の家や、武士の住まい、さらには神仏につかえる人々の家まで、農家もしくは町屋の変容ないし発展したものと捉えて良いとされる。

民家の解説書を開くと、民家の定義として、身分制度のあった藩政時代には支配階級である武士の住まいに対する農、工、商の人々の住まいであるとしながら、武士も上級武士以外の住まいは民家の範疇に加えられている。また地域という視点からも定義される。そこではその土地の風土に密接に関係する素材や技術によって育まれてきた住まいをさすという。しかし身分制度は明治4年に廃止され、その後今年（2017）で140年以上もの歳月が経過しているし、建設資材や技術の面でも地域の風土に根ざしたという面は薄れているといえよう。その間も茅葺き民家は建てられ続けてきた。たとえば民家の壁に使われてきた竹小舞を骨組にした土壁は昭和30年代まで普通に行われていた。現存する茅葺き民家のうち、明治以降に建てられたものが、おそらくかなりの部分を占めると考えられる。身分制度とか地域の風土に根ざしたとかをすでに通り越した存在になっているのが現実である。明治初年に建設され、以後140年

も経っていけばこれはもう立派な古民家の範疇に入っていて何の不思議もない。文化財保護法で謳われている登録文化財の建造物に関する古さの目安は、『築後50年以上経っていてかつ伝統工法にのっとって建設された建物』、ということになっている。今から50年以前と言えば東京オリンピックの前の年に当たる。

では民家調査はすでにされ尽くしたかというところを決してそうではないのが実状だ。民家には人が住んでいる以上、調査を拒んできた家もないとは言えないし、調査にもれた家もある。また住人には気づかないまま歳月が経ち、調査してみても初めてその古さや貴重さが発見される場合もけっこう少なくない。やはり機会を捉えて調査しなければいけないのだと思われる。

東北地域の民家調査の嚆矢は、文化14年（1817）に、現在の秋田県鷹巣町辺りで、米代川の洪水で川岸が崩れ、それまで埋もれていた民家2棟が姿を現し、それを平田篤胤と菅江真澄がかなり詳細な記録を残したことに始まるといえよう。それ以前にも藩の検分などによる文字の記録はあるが、図を描いて後世に伝えようとしたのはかれらが初めてではないだろうか。その建物は慶長の頃に洪水にあって土砂に埋もれてしまった建物と考えられていて、掘立柱で建てられた土間だけの建物で、しかも深さ4尺（約1.2m）あまり地面を掘りくぼめた竪穴住居であった。慶長期とは西暦1600年頃、戦国時代もようやく終わり、江戸時代が始まるかという時期に、竪穴住居で暮らしていたという事実、これはひとり東北地域に限ったことではないと思われるし、四国、九州あるいは畿内地域では当たり前にもみられる姿だったのではないだろうか。

慶長期の竪穴住居と古代のそれとはどのような関連があるのか。またその竪穴住居では中世の段階ではどのように使われていたのか。近世に入ってそれはいつ座敷ができ、一間型→二間型→広間型の間取りへと発展していったのか、などなど、学問的にはまだまだ未解決のままである。東北地方の民家研究はその後大正昭和の時代になって小倉強、小野芳次郎、藤田元春（以上敬称略）などなど数多くのすぐれた先人らによって進められてきた。この伝統を次の世代に引き継いでいかなければいけない。そのことが何より大切な事だと思われる。

以上述べてきたことを一旦脇へ置くとして、民家の実測調査とは何を調べ、研究する作業なのか。古民家の実測作業は楽ではないが難しい作業ではないし、むしろ楽しい作業である。誰にでも比較的簡単にできる作業である。何が楽しいかというそれはどんな民家にもそれ自体に美があるということが挙げられる。外見はボロボロに傷んでいようが痛んでいまいがそれは関係がない。我々の目にそのままの姿をさらしているのが古民家だ。そこには数百年もの伝統、まぎれもなくこれが日本の家だという主張を、民家に対面する誰も感ぜずにはいられない。それを図版に貼られた方眼紙に、巻尺と鉛筆と消しゴムというごく簡単な道具を使って写し取ってゆく。その方眼紙の上に描き出された図やスケッチもまた巧拙関係なくどこか美しい。どこを計測し、どこを記録していくかは多少の説明が必要だけれども、コツさえわかればあとは誰でも自然と筆が進んでゆき、程なく図面が完成する。その時の充実感は何ともいえない。

もう一つ民家調査が楽しい理由は、人間どうしのコミュニケーションが得られることにある。その家が人の住んでいる家であろうと無住の建物であろうと、また文化財指定を受けて改修された建造物であろうと、私たちが調査に入ると何かしらの予期せぬコミュニケーションが生まれる。古民家には永年そこにあると言うことで自然と我々に語りかけてくるものがあるのである。そういう場というか雰囲気兼ね備えているという以外に説明のしようがないほどに、人と人、あるいは人と

建物との交流を生み出す力がある。だから楽しいのである。むしろこちらの方が楽しい。そういう古民家は我々の周囲にまだまだある。平成25年の早春、学生らと山形県上山市生井のある集落の調査をおこなった。旧道に沿った約2kmの道の両側の、見える範囲で伝統工法で建てられた家の所在調査であった。その結果、所在確認がなされた茅葺民家は26棟、土蔵28棟、木造の蔵（セイロ）18棟の合計72棟の古い建物を確認できた。その大部分おそらく全棟が未調査のまま。やはり調査してみなければわからない。この発見は今後も東北地方の民家調査を続けていかなければならないことを物語っているように思われる。

## 2 古写真にみる東北の代表的な民家

以下では、昭和初期に東北地方を旅行し、各地の風景などを撮影した安齋徹氏の写真（「安齋ライブラリー」、山形県教育センター所蔵）から、東北の代表的な民家について概説したい。

### ①村の鐘撞堂と合掌作り（写真1）

かつて、というより江戸時代中期以前の日本の民家は、現存する古民家に比べて構造がかなり粗末な造りであったという。その頃に建てられた民家あまり多く残っていないのはそのせいだ。掘立柱に土座住まい、間仕切り壁はなく、建具らしいものは一枚かせいぜいあっても二枚程度。カマドはなく、煮炊きは囲炉裏の火だけという生活。流しもない。村の中でも庄屋などの比較的裕福な層はそうでもなかったが、一戸前の本百姓ではみな似たり寄ったりの粗末な家に住んでいた。家の規模も小さかった。

それが造りもしっかりとし、100年も200年も耐えられるような家を持つようになったのには二つの大きな要因があったといわれる。一つは宗門改めであり、もう一つは様々な普請講であった。徳川幕府によってキリシタンが御禁制となったのは慶長17年（1612）で、ついで各人がキリシタンでないことを仏教寺院によって証明させるといふ寺請制度が行われた。その結果誰もいづれかの寺院の檀家とならなければならなくなった。そ



写真1 庄内峡の民家（写真提供＝山形県教育センター・安齋ライブラリー、以下同）

の結果各地の寺院が整備されるようになり、寺院を造る技術者集団が各地に育っていった。やがて江戸時代中期頃になると各地の寺院の整備もあらかた進み、それらに携わった技術者たちは堂宮建設の技術を携えて一般の村々に入り農家や町屋を手掛けるようになった。それまでの掘立柱に土座<sup>そせき</sup>住まいの家から、柱の下に礎石を据えて柱を立てる石場立てにかわり、土間の面積の半分近くに床を張り、床の上での生活が始まった。その時期がおおよそ江戸時代の中期以後と考えられている。もう一つの大きな要因は金をかけないで家普請を行うという方法が発明されたことだ。講であり、結ともわれる。たとえば全戸数が30軒の村であれば各戸で柱を2本ずつ、梁用の丸太を2本ずつ持ち寄るとする。そうすると柱が60本、梁用の丸太も60本集まり、これで4間×7間ほどの家であればおおよその用材は足りてしまう。束や板類、タルキなどは丸太から柱などを挽いた残りの材から得られた。また茅屋根も同様に茅や縄、それに押さえ竹などを各家で持ち寄った。竹のとれない地方ではオンノレ、クロモジなど雑木の細木丸太を使った。アケビ蔓や藤蔓、ぶどう蔓なども山で採れる材料として家普請に必要な材料であった。

材料だけではなく必要な手間や昼飯のおかずなども各戸で提供した。協力してもらった材料や手間やもろもろのものは細かく普請帳に書き留めておいて、いざ自分の家の建て替えの際に以前こちらから出した材や手間と同量の材と手間を提供してもらうという方法で家を建てたのである。そうした講が整備されてくる時期もやはり江戸時代中期であった。かつて家を建てる際の大工仕事は梁と桁を架けるまでとされた。軸組の加工と組み立てが大工の主な仕事とされ、その上の屋根の骨組みである小屋組と屋根葺きはおもに村人たちが自身で総出で行った。

この写真の手前に写る鐘撞き堂は堂宮建設に携わって技術を身に着けた職人たちが、やがて村々に降りて行ってそれまでなかった新たな技術で家を建てていったことを私たちに教えてくれている。

その背後に写る平屋建て多層民家とのちに分類される家も、同様に新しい技術、おそらくは明治以降にもたらされた技術によって出現した建物といえる。

②庄内地方の合掌造り（写真2、3）



写真2 庄内峡の民家



写真3 庄内峡の民家

この写真の山形県庄内地方で撮影されたとされる合掌造りの集落は庄内地方のどこの村であろうか。合掌造りの里として全国的に有名な地域は、岐阜県北西端部位置する白川郷とその北側につづく富山県南西端に位置する五箇山と呼ばれる地域がある。現在の住所で言えば岐阜県側が大野郡白川村荻町、富山県側が南砺市菅沼、相倉あいのくらといった集落にあたる。白山を源とする庄川上流地域に当たる豪雪地帯で、そのため昔は冬の間は交通が遮断されることもたびたびあった。この地域の合掌造りは一時電力用ダム建設のためにダム湖に水没の危機が迫るなどしたために、その一部は全国方々にもらわれて解体・移築復元されている。そのためかえって解体調査などの機会に恵まれることとなり比較的的研究が進んでいる。合掌造りの

民家は、古いものでは江戸時代中期頃の1700年前後から、新しいものでは昭和30年代にわたるまでおよそ250年間にわたって建てられていた。白川郷の合掌造りを建てた大工も棟札などの研究から判明していて、一つは越中射水郡長坂村（現富山県氷見市長坂）の大工、ほかに飛騨高山の高山大工によっても建てられたという。ともに江戸時代から明治期の話である。

白川郷や五箇山の合掌造りは初期のものは浄土真宗の道場としての性格を強く持ちながら発展してきたとされるが、養蚕業の最盛期を迎える江戸末期から明治・大正期には、小屋裏を上下に何層にもわけて、多層民家として発展してきた。養蚕農家の造りとしてはほかに山形の高ハツポウ造、群馬の赤木型民家、関東の兜屋根かぶと、山梨の切妻突上げ屋根など、いずれも小屋裏を蚕室として利用するための

工夫が、独特な屋根の形状となった例が見られる。写真に見られる家が建つ庄内地方は、おそらく明治中期にはいり、地域によってこのような切り妻型多層民家が造られたと考えられる。一階を住まいとして使い二層から上を養蚕や機織りに使った。山形県は養蚕を行うための住居として高ハツポウ造りが有名になったが、いろいろな型の養蚕農家があることも事実である。

写真を見ると柱が太いことと軒が低いことが家の特徴としてあげられる。さらに屋敷地を一段高くした基壇を設けた上に家が建てられている。棟の部分には棟茅を乗せ、白川郷の民家ではミズハリと呼ばれる横木を棟の下に突きさして棟を押えるなど白川郷の民家と類似した技法も見て取れる。主屋の南側であろうかやや離れて小屋が建

てられている。造りは主屋と同じ合掌造りのようだが、壁は茅壁のようだ。茅壁は新潟・長野にまたがる秋山郷の民家の事例でも報告されているが、板壁や土壁よりも簡便な壁の造りとして、また寒さ対策として、かつては寒冷地の住まいの壁にも使われていた。屋根の勾配がすこぶる急勾配となっているのは小屋裏を最大限に広く取るため、これは白川郷の合掌造りでも行われている。庄内地方で発達した高ハツポウ造りとこの合掌造りは梁の組み方が似ているとの指摘がなされている。養蚕の全盛期では住まいとは別棟にし、養蚕のためだけに特化した切り妻型茅葺き民家が造られ、トタンをかぶされた状態で現存している。写真の民家ははたして庄内のどこの大工集団がこの技術を持っていたものなのか、後の研究課題といえる。



写真4 二井宿の民家



写真5 高島の民家

### ③二井宿の曲り家と高島の曲り家（写真4、5）

二井宿は現在の置賜郡高島町にあり、七ヶ宿街道の宮城県境にほど近いところにある。七ヶ宿街道は宮城県白石と山形県置賜郡高島町を結ぶ街道で、かつては白石側の仙台藩領の街道沿いに七つの宿場があったことに由来する。二井宿はこの七宿には含まれていない。

写真の農家は二井宿のどのあたりにあったかは不明だが、立派な茅葺きの曲り屋で、向かって左の屋根の妻は入母屋造りというやや格の高い造りとなっている。棟は杉皮で整えられているようで、この地方でクラカケと呼ばれるクリの角材でできたX字状の又木が載せられている。比較的古い形の棟の造りである。さらに主屋の棟には養蚕の為の換気用の櫓が取つけられている。煙出し櫓と呼

んだりするが蚕を飼っている間は薪は燃やさないもので煙は出ない。養蚕を行わない家ではこの換気用の櫓は造らない。曲り家の張り出た部分（角屋という）は茅葺き切妻屋根で、その妻側にも茅葺きの庇が設けてある。切り妻屋根の破風の下にはまだ雪囲いがとれない状態の窓が見える。この窓は明かり採り用の窓で土間全体に明るさをもたらす重要な窓である。全体に茅屋根の傷みが著しい。雪深い地域では屋根に積もった雪が凍りつき、その重みで茅が引き抜かれるために屋根が傷み、雪が消えたあとは毎年のように差し茅修理が行われた。これが豪雪地帯の茅葺き農家にとって重い負担であった。かといって傷んだ屋根をそのままにして冬を迎えることはできない。

角家の内部にはおそらくウマヤがあり、妻側に

その出入口がとられている。こういう造りは曲り家の中でも『中門造り』と呼ばれる。中門造りに対して岩手県党の盆地を中心とした地域には「南部曲がり屋」と呼ばれる曲がり屋が存在する。中門造りとの大きな違いは突き出し部の妻側出入口があるかないかで区別される。中門とは古い時代の出入口を差す言葉であったため、妻に出入口がある方を中門造りと呼んでいる。東北地方の中門造りの家、ないしは曲がり屋の歴史はやはり江戸時代中期よりは遡れない。それまでは曲りのない家すなわち直家すこやと呼ばれる造りの家だけであった。曲り家は西日本にも分布をみているが、ウマヤ中門を持つ家は東北地方から関東、信州辺りのおもに東日本に多くあることが知られている。それはやはり寒さ対策から発展した住まいの形式であるということ。そして東日本のウマの飼育に対して西日本では牛を飼うことが生産生活上有利であったとされる。しかし曲り家に発展する以前にどのようにして馬を飼っていたかという点とまだ未解明な点が多い。

曲り家の出入口は母屋とウマヤの付け根付近に設けることが一般的である。岩手県の民家も旧南部藩領では曲がり屋が多く見られ旧仙台藩領では直家が多い。しかし曲がり屋の曲がりの付け根部分は降雪時の雪だまりとなる場所なので、写真の家のように下屋庇を設けることも行われた。

2枚目の写真は高畠にあった農家の一軒で、換気櫓を持つ点、中門造りという点は前者の家と同じだが規模も大きく、下屋として出された部分まで茅を葺き下している点など前者の家より発展した形状であることがわかる。棟にクラカケが置かれていないこともなにか理由がありそうだ。曲り家の一つの長所は前二ワに吹き込む風が角家があることによって遮られ、そこに陽だまりができることであった。写真の家ではそこに物干し場を設け子供たちが愉しげに遊んでいる様子が見取れる。モンペ姿の子供もいることから戦前に撮影された写真であろう。モンペは戦後の女性の洋装への変化の下地になったといわれる。前二ワの一部には土が入れられ自家用の菜園となっている。

#### ④茅葺き民家の集落写真（写真6）

かつての茅葺き民家集落とはこのような姿であった。かつてというのは村に自動車が出る以前であり、茅屋根の葺き替えがまだ結で行われていた時代である。山形県置賜地方の農村の風景であるが、写真には母屋らしき建物が6棟ほどと土蔵とみられる建物が数棟写っている。写真右手奥の一棟以外は全部茅葺き屋根である。右奥の建物はコバ板（木羽板）で葺かれている。茅葺き屋根の勾配は45度の矩勾配かねが普通で、古い建物ではまれに9寸勾配あるいは8寸勾の屋根も見られる。右奥の建物の屋根は茅屋根の勾配に比べてかなり傾斜が緩いので木羽屋根とわかる。

母屋と思われる建物の棟には左手上段の家を除くどの家にも小さな櫓が造られている。これは養蚕用の櫓で、暖まりすぎた蚕室の暖気を外に逃がすためのもので、どの家にもあることからかなり盛んに養蚕がおこなわれていたと思われる。換気櫓のない家はある家に比べて立ちつまり桁の高さが低いようだ。一般に建築年代の古い家は立ちが低い。それに比べ櫓のある家は立ちを高くとり縁先の障子戸の上にさらに欄間障子をつけるなどしている。養蚕などの屋内作業をするには電灯の未発達な時代ではやはり採光用の広い窓は欠かせない。また、桁高を高くすることによってそれまで物置ぐらいにしか利用されなかった小屋裏の利用が可能となった。農家の二階の利用が盛んになるのは江戸時代もだいたい後になってからである。それはちょうど養蚕の盛んになる時期と符合している。養蚕という家庭内で行う産業をてこに、すなわち現金収入をてこに、それまで立ちの低かった農家から立ちの高い農家へと発展していった。

母屋の中で蚕を飼う点でも天井を高くすることは棧棚を上にも伸長することができ、有利であった。

主屋とやや離れた位置に土蔵あるいは板倉らしき建物が幾棟か見ることができる。小さいもの、大きいものさまざまあるがいずれも茅葺き切妻屋根としている。そして外壁は土塗りで仕上げられたものも見られる。土蔵は俗に「隣に蔵が建つと腹が立つ」と言われたように金がかかる建物であった。写真の土蔵の上半分はまだ雪囲いを残したままで、その下の窓の周囲だけが額縁状に漆喰が塗られているのは漆喰が高価で壁全体を塗るに



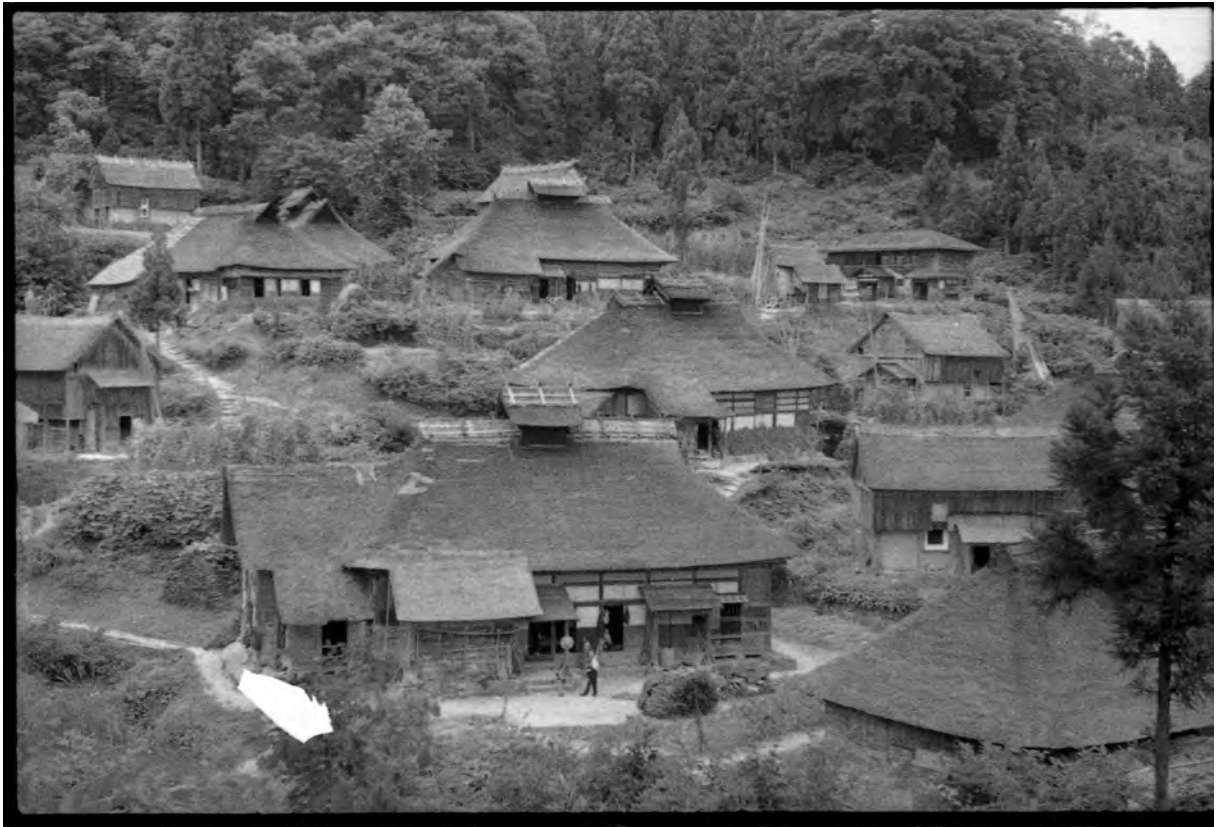


写真6 三体山の民家

は費用がかさんだことがあげられる。そして窓の部分は雪囲いで覆うことがかなわなかった。雪囲いをすれば電灯のない時代、内部は真っ暗であった。

#### ⑤小国付近(写真7)

寄棟茅葺きの母屋とその近くに建つ2棟の付属屋。山にはまだところどころに雪が残り、それぞれの建物にはまだしっかりと雪囲いがなされたままである。季節は早春の農村風景の一コマであろう。中央手前の付属屋は平屋建ての規模の小さい土蔵と思われる。右手の小屋は物置の類か厠(便所)であろう。その妻側に入口らしきものが見られるがそれをあけない限り中は真っ暗のようである。お蔵も屋根は丸太造りのきわめて簡素な造りで、一部に土壁がのぞいている。(山形県西置賜郡)小国地方は山形県内でも雪の深い地域であるから、雪囲いも厳重におこなわれた。ただ板など費用のかかるものよりその地域で毎年採れ、取付も簡単なススキやヨシなどを利用することが少なくなかった。それは毎年春が来て用が済めば簡単に取り外すことが出来るし、その後は堆肥の材料にもなった。古い時代には茅や葦が雪囲いとしてで



写真7 小国付近の民家

はなく外壁そのものの材料として使われた時代がある。茅壁といい中世から江戸時代初期～中期まではそういう造りの家が東北地方から甲信地方にかけてひろく見られた。北海道のアイヌが暮らす家の壁は、以前はもっぱら茅で造られた。冬の寒さの厳しい地方では土壁は水に濡れると凍りポロポロと崩れやすい。板壁では隙間風を防ぐのが難しい。その点茅は束にして壁に縄で付けることによって断熱効果があり暖気を逃さず、雪や雨にも丈夫であった。ただし欠点は採光に難点があった。壁一面を覆うには都合がよかったが窓を開けるなどのこまかな細工がしにくかった。そして火に弱

かったこと。村で火災が起きたとき、どの家も茅葺きなので類焼は免れなかったと思われる。しかし土壁や板壁に比べて自火の失火が起きやすかったことは容易に想像される。茅壁作りは事例は慶長期頃を境に衰退していったかのようなのである。明瞭な痕跡が柱に残されるので、今後の調査によってあらたな発見の可能性がある。注意深く調査を続けることが大切だと思われる。

#### ⑥六十里越田麦俣（写真 8、9、10）

次の3葉の写真は山形県東田川郡朝日村田麦俣に残る民家である。豪雪地帯であり、山間部にあって平地がわずかしかない、限られた地域であり、かつ江戸末から明治時代にかけて盛んに養蚕を行った地域である。平地が限られているために養蚕用の小屋を持って母家内に工夫して蚕を飼った。そうした農家は、富山県五箇山や、岐阜県白川郷の合掌造りや、群馬県赤城山麓周辺に見られる赤木型民家など、それまで利用されなかった小屋裏利用をすることによってそれぞれ個性豊かな住まいを造り上げてきた。朝日村田麦俣のハッポウ造りはその代表である。一見したところ3階建



写真8 六十里越・田麦俣の民家



写真9 六十里越・田麦俣の民家

て、あるいは4階建ての建物に見えるが小屋裏を何層にも分けて使ったもので、建物の基本は平屋建てあるいは2階建てであり多層民家と呼ばれている。山形県庄内地方の山間部、六十里越街道の大網・名川地区や鶴岡への途中の落合から大鳥川に沿って越後の方に入った村々にも高ハッポウ造りの家が存在していたが、現在では創建時の位置に建つものは田麦俣に二棟のほか少数が見られるだけとなった。小屋裏に採光と通気を採り入れるため両妻側の屋根を切り上げて兜造りとし明かり障子を立てた。これをハッポウという。また平側にも屋根の途中を一部切り上げて窓を造り、これを高ハッポウと呼ぶ。ハッポウとは「破風」という言葉が転訛した言葉だと言われ、歴史的に現在鶴岡市致道博物館に移築されて国の文化財指定を受けている旧渋谷家住宅が「文政5年（1822）の年号と越後岩川の大工の銘が発見されておりハッポウ造りはその当時から行われていたようである。しかし中には寄棟屋根の家を改造してハッポウ作りとすることも行われていて、そちらは明治以降の鉄道の開通後に盛んに行われた。

ハッポウ造りは屋刈りの方法に特徴がある。普通茅屋根は屋根面を少しむくり気味に整えるかまたは直線的にするのだが、ハッポウ造りではやや反りを持たせて屋根を刈り込んでゆく。そして軒線のコーナーをツンと上向きにするのが特徴で、他地域では類を見ない独創的な形状でありかつ美的である。この美しい屋根も毎年雪によって茅が抜け落ちる被害が出るので、その補修に多くの労力が必要であった。棟を飾る交差した材はグシグラと呼ばれ、比較的水に強いクリの角材で作られている。建物の最上層の壁は出し梁、出し桁によってその下の壁より30cmから45cmほどせり出している。これをせがい造り、別名出桁造りと呼ばれ、壁から突き出た出し梁によって出し桁を支え、その階の床面積を広くとる工夫で、おもに東日本全体に見ることができる。関東では軒回りの格の高い納め方として近世においては農家では名主以上でなければやってはならない技法とされた地域もある。3葉の写真とも母屋はほぼ総2階建て、一部下屋が張り出している部分は杉皮葺きらしく石置き屋根となっている。





写真10 六十里越・田麦俣の民家

⑦岩手県の南部曲り家（写真11、12）

冬支度の最中であろうかきれいに刈り込まれた茅屋根の軒先には沢山の大きな根が吊るされ、漬物にされるのを待っている。2枚目の写真では田んぼの稲はきれいに刈り取られ天日干しも済んだようだ。家の前には7枚ほどの薄縁が干されている。薄縁はそれぞれが1畳ほどの広さで板敷の上などに敷いて使っているのであろう。岩手は旧南部藩領であった地域は「南部の曲り家」として有名な曲り家が多く見られ、旧宮城藩領の「直家」と対比される。曲り家の突き出ている部分には多く厩うまやが角家一杯にとられ通路はとられず、したがって出入り口もない。その点、秋田の中門造りでは角家に入出口があるのが普通で、南部の曲り家や区別されるが、馬を曲り家で飼っていたことは同じである。その中門造りと曲り家とは建築的には区別されて呼ばれていて、それは母屋への入り口の位置によって呼び方が異なる。中門造りというのは突き出た



写真11 岩手の民家



写真12 岩手の民家



写真 13 岩手の民家

部分の正面に出入り口がある場合、そうでない場合は主屋と出っ張りの部分の交点の入隅の部分に出入り口を設けることが多く、その場合を曲がり家と呼んでいる。この写真の家は出っ張りの部分に出入り口が無いように見えるので曲り家で正しいことになる。中門とはもともと古代、中世の住まいの玄関にあたる施設を言ったものを起源とするので出入り口の有無にこだわるのであろう。

棟は、屋根本体とは別構造で作られている点で進歩がみられる。一般に箱棟と呼ばれる造りで、厚板かあるいは鉄板で葺かれているようだ。建築史的に見た曲り家の歴史はそう古くはない。東北地方全体を通してみても 18 世紀半ばに造られた事例が最も古いとされる。それまでは出っ張り部分のない住まい、いわゆる直家作りであった。曲り家が造られるようになってからも全部曲り家造りが占めたわけではなく、その割合は半々程度であったようだ。曲り家大きな利点は鉤状に曲がった建物で四方からの風が遮られ、陽だまりがができること。また角家の屋根を切妻屋根とし、屋切りの部分に明かり土間が明るくなった。ただが一戸前の農家で明かり障子使えるようになるのは幕末～明治期に入ってからであった。曲りや家の欠点

は屋根が複雑で特に入隅部が傷みやすかった。

#### ⑧岩手の直家（写真 13）

この建物はいくつかの古風をよく伝え持っている。間取りに出っ張りのない直家形式の農家で、屋根面の中央に、カマドや囲炉裏から出る煙を屋外に逃がす煙出しが造られている。それがあまり大きいとそこから雨や雪が入り込むので最小限の大きさになっている。こういう煙出しがなくとも煙は茅の隙間を通して自然と屋外へと出ていく。屋根をよく見ると横方向に薄く線があることに気付く。茅はごく薄く葺かれ、茅をタルキに止める押しホコがわずかに横方向の段となって現れている。幕末に取られた茅葺農家の写真を見ると決まったように屋根が薄い。ペツタンコといった感じで屋根面を見せている。棟はヒバグシまたはクレグシと呼ばれる方法で作られ、棟の上に粘土を載せ、それに岩ヒバなどを植え付けた。これが棟に根付けばかなり長い間棟を保護したといわれ、瓦や鉄板が一般的でなかった時代には広く行われた棟の形であった。そして軒が低いことも古い時代の特徴である。

母屋に向かって左手の方に入口が 2 か所並んで

見えている。手前の入口は土間へ通じ、もう一つの入口は家畜用の出入口であろう。ザシキの前には濡れ縁があり障子紙をふんだんに張った腰付き障子戸が立てられている。濡れ縁の縁先には雨戸の為の敷居鴨居が無く、戸袋がないようなので、内雨戸と呼ばれる形式であった。さらに右方向には土で塗り込められた、大壁と呼ばれる作りの壁が見えるが、これがなんなのかよく判らない。近世初期から中期までの遺構にこれに類似した造りが見られる。それは戦乱の時代を背景に建てられた閉鎖的な作りの住居だという説明がなされる。この土塗りの大壁の内側はどのようになっているのか。普通は座敷が置かれる位置にあたるが、寒さのきびしい地域では座敷の南側に前室を設ける間取りがおこなわれるので、写真の家のように外観が閉鎖的に見えることも珍しいことではないのかもしれない。

#### ⑨ 2階建ての造りの農家 (写真 14)

母屋部分、角家の部分ともに2階建てのように見受けられる。豪雪地帯に建てられる住居では、江戸時代の終わり頃から明治期になると積雪期の採光と家の出入りを考えて桁高を高くとる、いわゆるタチの高い家を作ることが行われるようになった。そして部分的に改造して2階部屋を造り、寝部屋や物置あるいは使用人の部屋として利用することがみられるようになった。そういう造りの家を当初からの2階建て住居と区別して平屋建て二層民家と言ったり平屋建て多層民家と呼んだりする。立ちを高くすることにより、茅屋根の軒先が上がり、雪に埋もれにくくなる。豪雪地帯では屋根の雪と地面に積もった雪がくっつくことを非常におそれた。雪下ろしに大変な手間が必要になるという理由と、家が雪のために押しつぶされたり傾いたり礎石からずれたりすることも珍しくなかった。写真の家の外壁はほとんど横羽目板による雪囲いで覆われている。横羽目板の上部にちいさな明り取り用の欄間が見える。欄間はおそらくガラス戸が入れられている。屋根は山形県特有の



写真 14 玉川温泉 (飯豊) の民家

ハツポウ造りで、妻の屋根に開けられて小さな窓は、位置から考えて明り取り用の高ハツポウであろう。

タチすなわち軒高を高く建てる風潮は、次の大正期に入ると大正デモクラシーの影響もあってか、一段と顕著になったといわれる。

住まいを総2階建てにする目的はやはり養蚕であろうか。この時代はそれまで平屋だったものを改造して2階建てにすることはしばしば見られた。

#### ⑩山形近郊の曲り家 (写真 15)

母屋部分、角家の部分ともに屋根は杉皮葺きとみられる。あるいは茅葺きを薄く葺いたものであろうか。屋根の構造自体は合掌造りである。杉皮葺きでは草葺きと異なり、屋根面に野地板が必要になる。野地板を張るには製材されたタルキが必要であり、また多量の釘も使うことになる。杉皮を野地板に止めるのも鉄釘である。木羽板葺きでは木羽板は竹釘で野地板に止めるので鉄製の釘は用いなくて済む。

鉄釘は鍛冶屋が一本一本手で作る和釘と、明治期になって外国から輸入された洋釘の2種類あり、またその形状から和釘を角釘、洋釘を丸釘と呼ぶ。和釘は洋釘に比べ高価であり、おもに板類をとめるのに使われるようになったが、明治20年代初頭には国産化され、和釘との併用時期を経て明治25、6年には丸釘だけが使われるようになった。屋根を杉皮で葺くにはその野地も併せて大量の釘を必要としたため、杉皮葺きは小規模な



写真 15 舟形の民家

建物以外にはあまり普及はせず、母屋での事例はほとんど見ることはできない。

近世に建てられた草ぶき家屋の屋根は、幕末に撮影された写真などで見るとこのように薄ペッタイのが特徴である。現在の茅葺き屋根のように40年も50年もの耐用年数は念頭になかったかのようである。屋根に限らず日本の家屋は永く持つという発想が希薄だったようだ。火災、地震、台風と厄災は時を選ばず襲ってきた。唯一の耐火構造である土蔵作りを発明しはしたが、土蔵などの小規模な建物を造るのがせいぜいであった。

棟は木で作られた箱棟の一種で、妻側が少しはねだして作られているのは他地域でも時々散見される。

豪雪地帯に建てられる住居に限らず、江戸時代の終わり頃から明治期にかけて、曲り家の形も地域によってさまざまあることがわかる。これは正面に向かって左手に切妻屋根の角家を出したもので、角家にはさらに下屋庇を出しそこに入口を設けている。この出入口は家畜用の出入口以外に、冬の雪が積もるようになった時期の出入口として使われた。この部分に入口を持つ家を、曲り家の中でも特に中門造りと呼ぶ。下屋庇の壁には葦かススキのような植物が壁を覆うように沢山吊られている。雪囲い的一种と思われるがよくはわからない。何かの半製品とも考えられる。角家の破風部分が明り取りと煙出しを兼ねた木格子が付けられ、建具は立てられていないようである。

雨天には雨が降り込みそうだが、その下の床が土間であれば大きな問題はない。母屋に向かって右端は座敷か座敷の前室にあたる部分で、下屋庇が張り出され、ここに木格子が付き、明かり障子が立てられている。窓の様であり出入口口ではない。母屋の出入口口は角家と交わる付近の母屋側に造られている。その出入口口とさらに右手に連なる開口には、くるくると巻かれたゴザか筵のようなものが取り

付けられ、その中の右の2枚は広げた状態で垂らしている。建具職人が大工と分化して建具造りを専門にするようになる以前は、農家で戸障子をふんだんに使って部屋を仕切るということは容易でなかった。家のごく必要なところだけに建具を立て、あとは筵などを垂らしておくという方法は日本中広く行われていた。そして嫁を迎えたり家計に余裕が生まれたりした時に少しずつ建具を増やしていった。この写真の家では開口部の上に明り採り用の引違い欄間がみられる。入り口上部のそれは障子欄間だが他は当時まだ貴重なガラス障子が使われ、いかに積雪期の明り採りに腐心していたがわかる。ガラス板が国産化されるのは明治時代中期に入ってからで、それでもまだ高価なものであったし、製法に制約があって大きなガラス板は生産できなかった。出入口の敷居の高さとその隣の開口の敷居の高さがあまり違ってないのは、この建具の内側が双方とも土間であったからだと思われる。いわゆるアマヤで東北の農家特有の造りである。アマヤを作る一番の目的は寒さ対策で、部屋を外部に接することによる暖気の放出を押える役目を果たした。

### 3 実測図に見る民家

#### (1) 阿仁根子（秋田県北秋田市）の民家

##### <二又荘>

二又荘は明治16（1883）年に建築された民家である。備前ノ又沢と根子又沢という「又」の字のつく2本の沢が合流する辺りに屋敷があるためこの屋号がついた。茅葺の生活空間を保存するために、現所有者の山田博康氏により2008年に内部の改装が行われた。現在は「二又荘、美土里庵」といい、農家レストランというかたちで運営されている。営業を始めた当初は山菜の時期やキノコの時期などに郷土料理を作り提供していた。現在は年間200人前後の利用者が訪れ、グリーンツーリズムの交流拠点として活用されている。

内部の間取りは「喰い違い四つ間」の変形となっている。喰い違い四つ間型とは、オクザシキ・ザシキ・イマ・ダイドコロの4室が喰い違って配される型のことである。イマは炊事、食事、団欒、様々な作業、接客などの用途に用いられる多様室で、炉が切られることが多い。神棚が祀られ、生活の中心となる部屋である。以下、山田氏のお話しにもとづき間取りをみてゆこう。

##### ①オクザシキ

床の間のある現在の八畳間はもとは10畳間でオクザシキと呼ばれた。薬を買いに来るお客さんの中でも上客のお客さんはオクザシキに通して飲食のもてなしをし、その手前のザシキで寝てもらった。オクザシキへの配膳は座敷境の一番手前の襖を開けて行った。オクザシキには普段、家の人は入らない。

##### ②イマ

イロリのある部屋はイマと呼ばれた。以前のイロリは現在のもの（現在のイロリの大きさは106cm×136cm、炉縁は幅15cm）より少し大きかった。イマの天井は、山田氏が譲り受けた当時はすでであった。実物は中古品であり、おそらく建てられた当時はなかったと考えられる。

##### ③布団部屋

現在布団部屋となっているところは昔おばあさんが寝起きした部屋で、その隣の3畳間は子供部屋であった。親戚から泊まりに来ていた子供らがそこに寝起きしていた。その隣の、現在クマなどの剥製が置いてある辺りは土間で、縁側のような造りとなっていた。ここはお客さんが腰かけて休憩したりお茶を飲んだりする場所であった。

##### ④物置と仏壇・神棚

ダイドコロとオクザシキに挟まれた4畳半は現在、物置として使われているが、昔は主人夫婦の部屋であった。その壁を隔てた東に仏壇が置かれていた。現在は1畳大に間仕切りで仕切られており、後に改造された。

##### <山田邸>

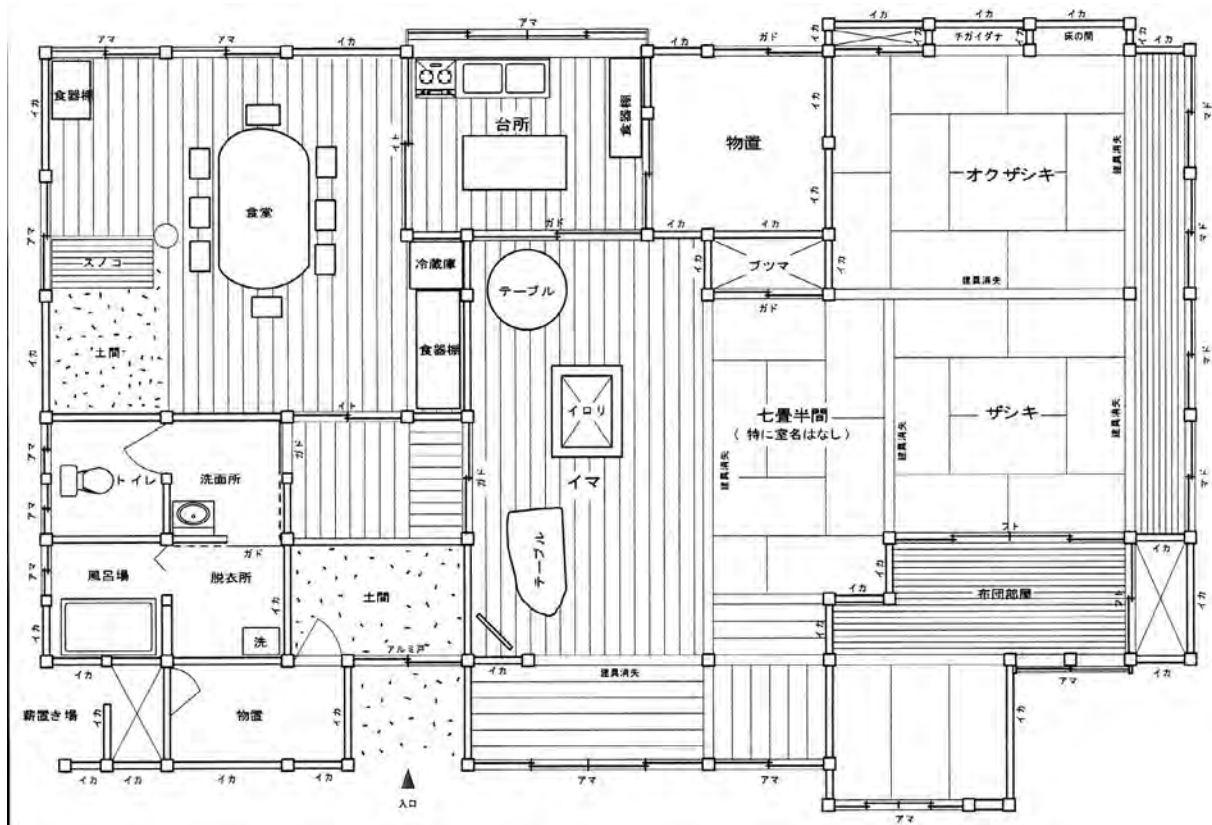
山田邸は、所有者の叔父である山田文司氏によると、文司氏の母がこの家に嫁ぐときに建てられた。建てたのは比立内の大工であった。役場に残る資料（家屋台帳）には母屋もクラも明治26（1893）年築造と書かれている。内部の間取りは二又荘と同様に喰い違い四つ間の発展型となっている。文司氏と所有者の山田西彦氏のお話しをもとに間取りについて紹介したい。

##### ①マヤ（ウマヤ）

昔は馬を2頭飼って、仔が生まれると小さい方のマヤに入れて飼った（ここでは、後に羊を飼った）。飼育されていたのは昭和24～25年頃までで、主に農耕用であった。昭和24年～25年頃デンプイという馬の伝染病がはやり、2頭とも斃れてしまったため馬を飼うのをやめた。その後、阿蘇の赤牛を持ってきて1頭飼った。マヤの前の土間をニワと呼んだ。マヤは2間×2間半の大きさで東側中央柱間がマヤの下草を出す出口になっていた。

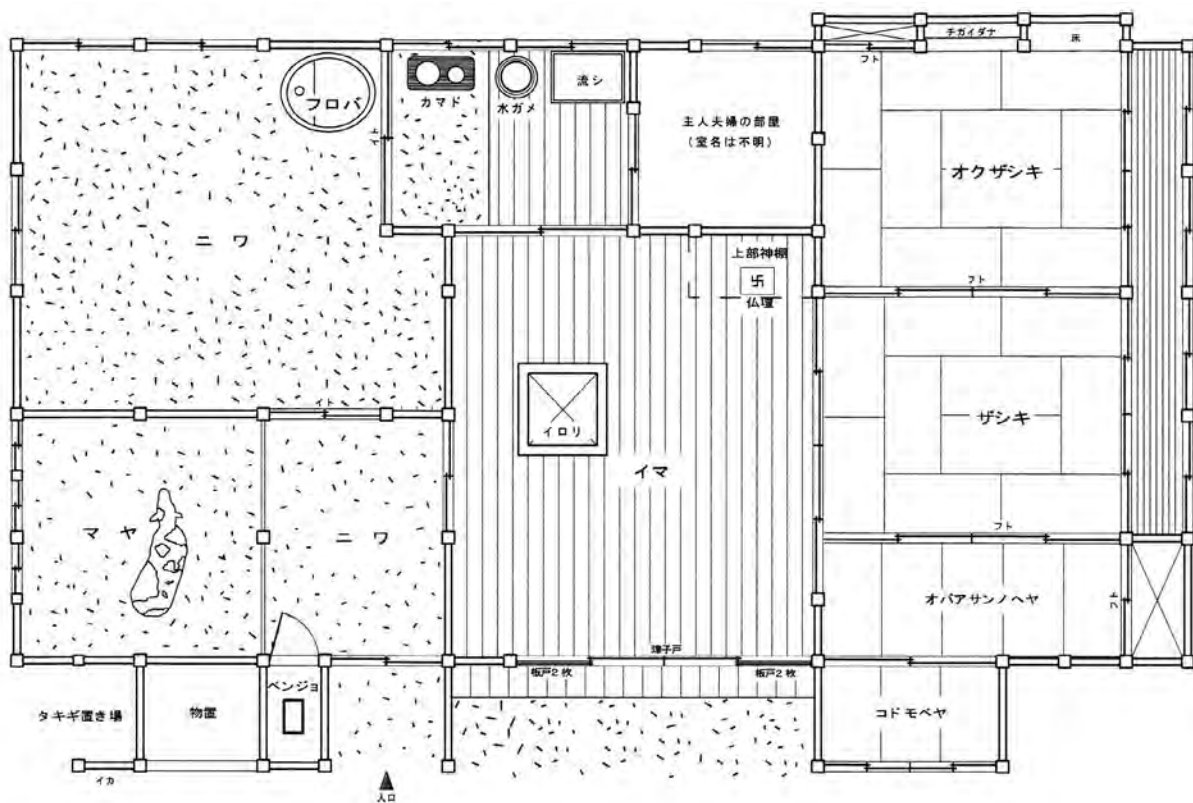
##### ②マヤの北側の土間

現在は板敷となっているが、もとは土間でニワと呼んでいた。広さは間口3間半×奥行2間半あり、主に農作業の場であった。秋に刈り取った稲束を土間の西面に積んでおいて脱穀から精米まで



二又荘現況平面図

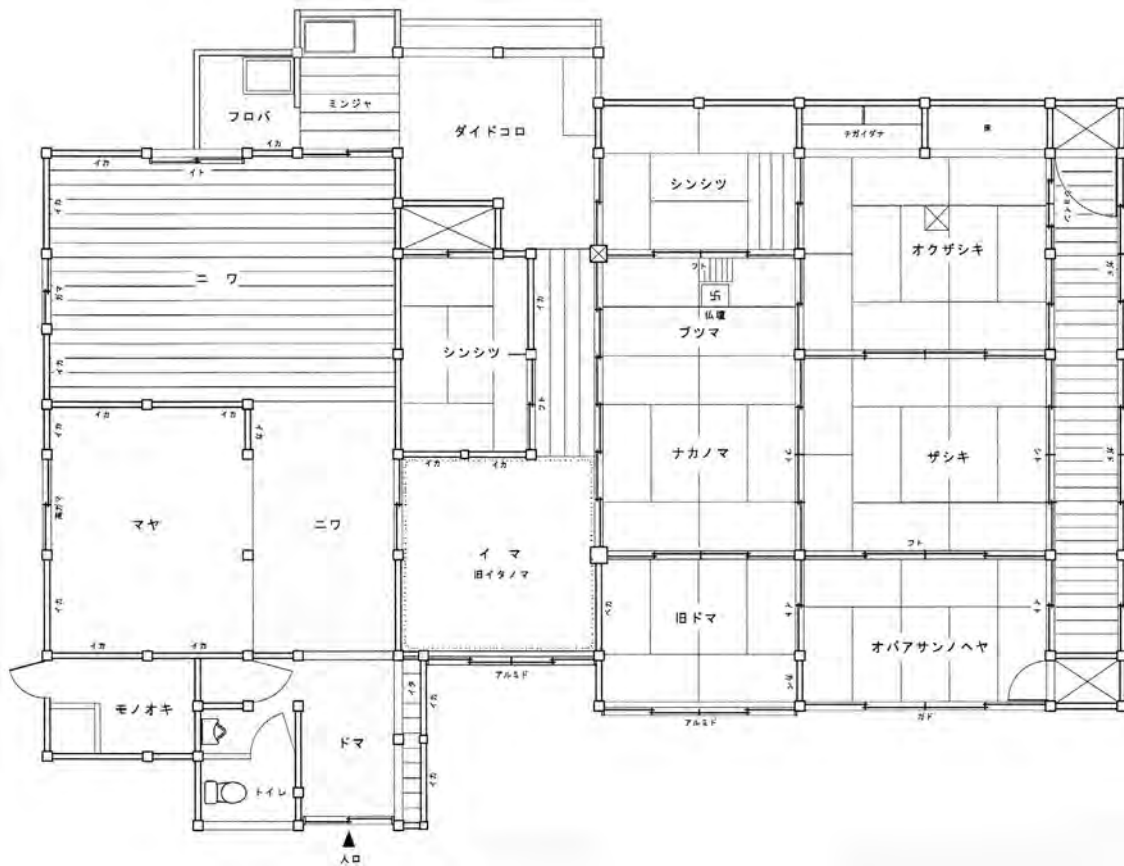
実測調査（平成 25 年 5 月 12 日）：高橋裕子・高橋佳帆里・鈴木彩也花・高橋果子  
 製図（CAD 入力）：高橋裕子・鈴木彩也花



二又荘創建時の推定復元平面図（明治 16（1883）年）

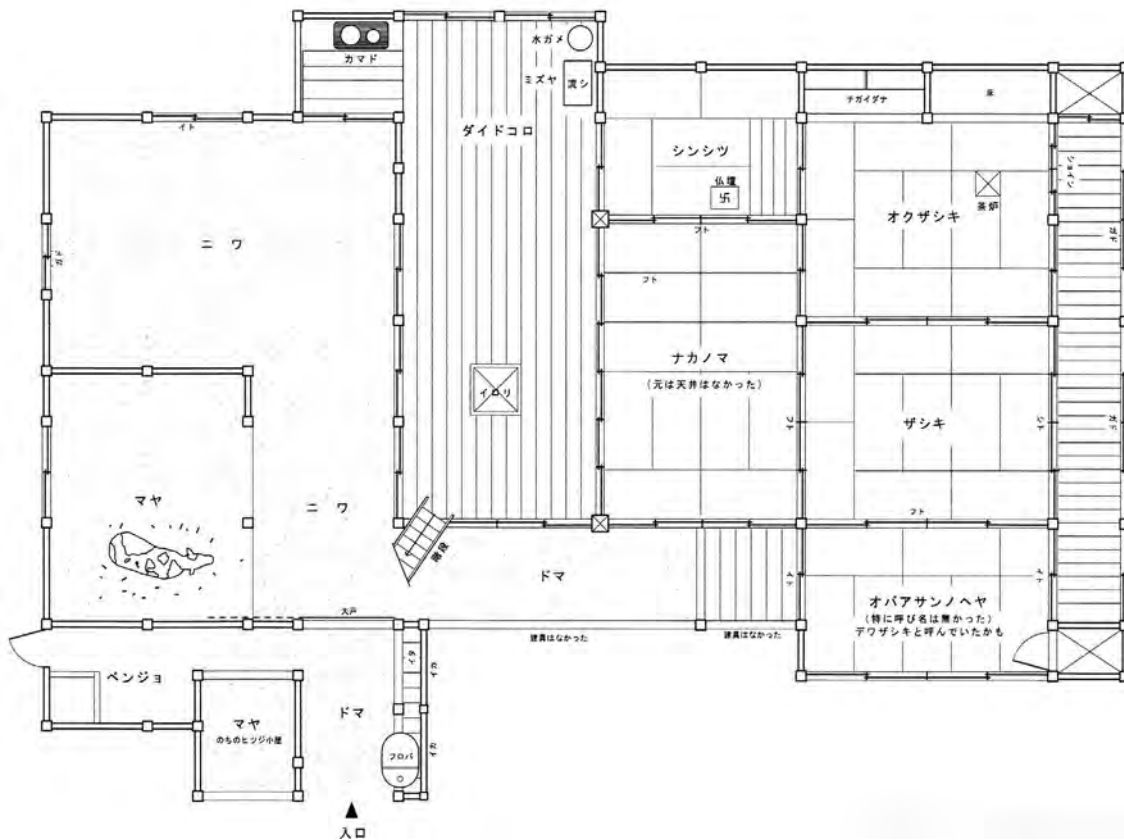
復元考察：鈴木清 / 製図（CAD 入力）：高橋佳帆里





山田西彦家住宅現況平面図

実測調査（平成 25 年 8 月 3 日）：高橋裕子・高橋佳帆里・鈴木彩也花・高橋果子  
 製図（CAD 入力）：鈴木彩也花 高橋果子



山田西彦家住宅創建時の推定復元平面図（明治 26（1893）年）

復元考察：鈴木清／製図（CAD 入力）：高橋裕子・高橋佳帆里

ここでやった。土間から板敷になった当時は農繁期以外、土足では上がらなかった（現在は土足）。

### ③イマ

ニワの大戸をあけて中に入ると右手も1間ほど土間になっていた。そこはニワと呼ばずにドマと呼んでいた。その東は1坪ほどの板敷があり、そこで勉強などをした。このドマと板敷の南には戸はなかった。そのドマの北側はずっと奥まで板の間であった。今からおよそ40年ほど前に一部を6畳間と居間に改造した6畳間は両親の寝室になっていた。板の間の時の板は現在もそのまま使っている。そこに囲炉裏があった。父が囲炉裏の東側に座り、母は北のダイドコロ側に座った。板の間の高さは今と同じであった。現在はその上に畳を敷いている。

### ④ザシキ

ザシキは、オクザシキとザシキ、7畳半の部屋の3部屋続きである。その最後の部屋（図にはオバアサンノヘヤと表記）には特に呼び名はなく、おばあさんが寝起きしていた。その後、叔父達が同居していた時は叔父夫婦が寝起きした。

### ⑤仏間・寝室

シンシツと呼んでいて父親夫婦が寝ていた。以前は仏壇がここに置かれていたので少々狭かった。

### <断面図からみる根子民家の構造上の特徴>

根子のような積雪地域では、防雪に関する構造上の工夫が民家に施されている。雪質、気温、風、地形、生業といった様々な要素が民家構造に関わっているのである。

二又荘・山田邸の構造上の特徴としてまず注目されるのは、中門造りであるということである。これは、秋田県を主として、東北地方北部の豪雪地帯で広く見られる民家構造である。積雪時に住居空間と作業空間との間の移動をしやすくするため、主屋（母屋）に厩や作業場などの付属屋を取り込みつつ、出入口を確保している。そして、和小屋組<sup>注1)</sup>とサス組<sup>注2)</sup>を合わせたような小屋組

（民家の屋根構造）となっていることもその特徴とされる。

二又荘と山田邸の小屋組を見てみよう。両軒とも、屋根の重さを垂直材で受ける構造の和小屋組となっている。そして、その小屋束は、貫が縦横に連結されており、全体として立体的な格子組をなしている。このため横からの力にも耐えられる。冬の積雪による荷重に耐えるために縦横からの荷重に強い和小屋組が用いられたのだろう。

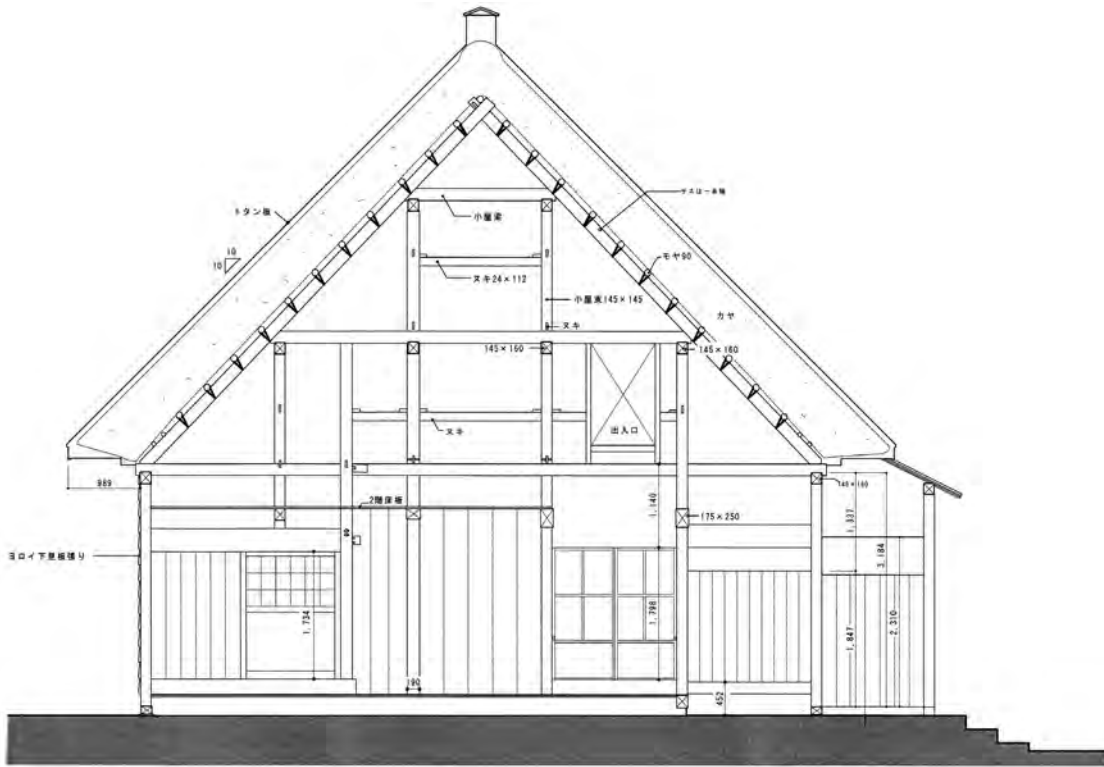
次に軸組みも見てゆきたい。軸組みとは、柱・梁・桁・土台などで構成される骨組のことである。屋根や二階床の荷重を支え、基礎に伝えるとともに、地震・風などの水平力に抵抗する役割をもつ。二又荘・山田邸の軸組みを構成する構造材は、屋根に積もった雪の重圧に耐えるために、太く堅固なものが用いられていた。

その軸組みを受ける基礎に関しても、両軒ともに土台建てとなっている。ひとつひとつの礎石を入念に据えても各柱にかかる荷重が異なると、不同沈下（建物が不均等に沈下する事。建物の荷重に、地盤の強さが耐え切れ無い時に起こる）が生じる場合がある。不同沈下は建物を変形させ、ついには損壊に至らせる危険性をはらむ。これを未然に防ぐ方法として土台建てが挙げられる。土台は礎石の間をつなぐ木材で、礎石ごとによる不同沈下とともに柱根の移動防止の役割も持つ。

最後に当地域での気候に対する工夫がみられる壁にも注目したい。両軒ともその壁は湿気による崩落から守るために壁紙が貼られているのである。このように、根子に残る古い民家は冬の積雪に対応した構造となっていることが分かる。

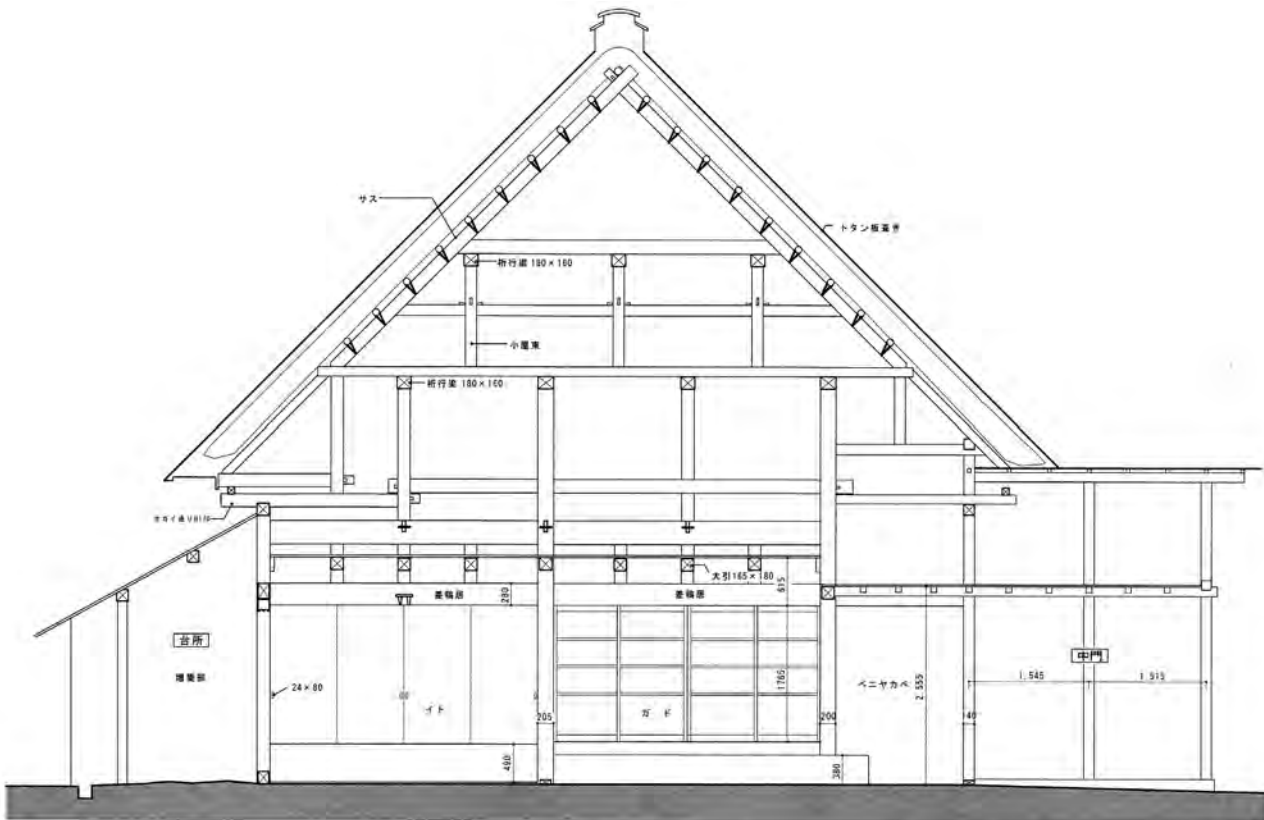
（注1）和小屋組とは、小屋組が小屋束と小屋梁からできている構造のことで、日本の一般的な瓦屋根構造である。

（注2）サス組というのは、一対の合掌材（サス）で屋根を支える構造で、通常、小屋束や小屋梁は使われない。三角形の安定した形を利用した構造である。



二又荘梁行断面図

調査指導：鈴木清／実測調査（平成 25 年 8 月 2 日）：成澤翔太／製図（CAD 入力）：成澤翔太



山田西彦家住宅梁行断面図

調査指導：鈴木清／実測調査（平成 25 年 8 月 3 日）：成澤翔太／製図（CAD 入力）：成澤翔太

## (2) 開拓集落、下北半島野平（青森県むつ市）の民家

下北半島のほぼ中央部、野平の開拓はおもに戦前のシベリア開拓団や満州開拓団などの引揚者が中心となって、昭和22年から始まった。開拓地に選ばれたこの地は、ヒバやヒノキなどの二抱えもあろうかという大木が群生し、下草には背丈が1mにも達する笹が生い茂る、まさに原生林の様なありさまであった。この地に入植した人たちは、それをほとんど人力だけで切り拓いていった。入植者たちは出身地などでいくつかのグループに別れ、そのグループが単位となってお互いに協力し、寝食を共にして開拓に従事した。そのグループの一つに山形県の出身者でつくられたグループがあり、入植者は8軒で、のちに霞城という集落を作った。一軒に割りあてられた土地は6町歩であった。入植当時は当然まだ個々の家はない。掘っ立て式で建てられた丸太小屋（これを三角小屋と呼んでいた）にグループ全員が集団で寝泊まりして開拓に当たった。三角小屋の屋根は笹で葺かれていた。大きさは正確には判らないが比較的大きな小屋であった。当時開拓の第一線で従事した人で、当時の話を聞かせてくれる人はすでにおられなくなった。子供の頃に親に連れられてここに来た人が、三角小屋に寝起きた当時の思い出を、大苦勞し

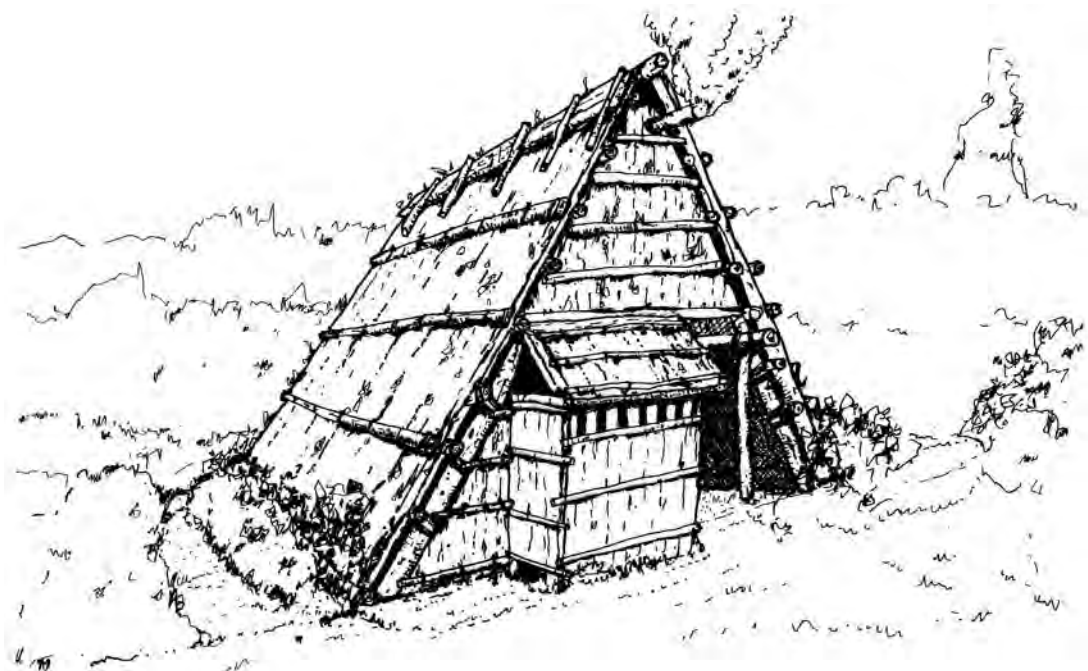
た経験と共に記憶にとどめていた。

### 三角小屋での生活

三角小屋は霞城の集落から少し離れた場所に建っていた。周囲はすでに大木が伐採されて笹も刈り取られ、開けた場所になっていた。小屋のほど近くに小川が流れ、そこから生活用水を得るほか、魚も良く釣れた。川の近くで江戸時代の通貨が落ちていたのを拾った人がおり、自分らより以前にここに人が住んでいたのかと思ったという。三角小屋の内部は土間で、中央に幅6尺ぐらいの通路があり、その両側に丸太で仕切られた個々の寝起きする場所が10区画ぐらいあった。1区画は1坪弱ぐらいの広さで、そこに一家族が寝起きする生活だった。通路の中央には薪ストーブが置かれ、炊事場は入口の脇にあった。

### <水戸登家の開拓住居>

野平全体ではまだ数軒かそれ以上の開拓住居が、倉庫などに転用されて見ることができる。霞城集落で個々に家が建てられたのは、昭和25年の秋で、霞城の開拓農家8軒がほぼ同じ時期に同じ間取りで建てられた。水戸登さんの先代が住んだ開拓住居もそのうちの1軒で、現在は新たな住居をその北隣に建てて暮らしている。屋根を桎葺



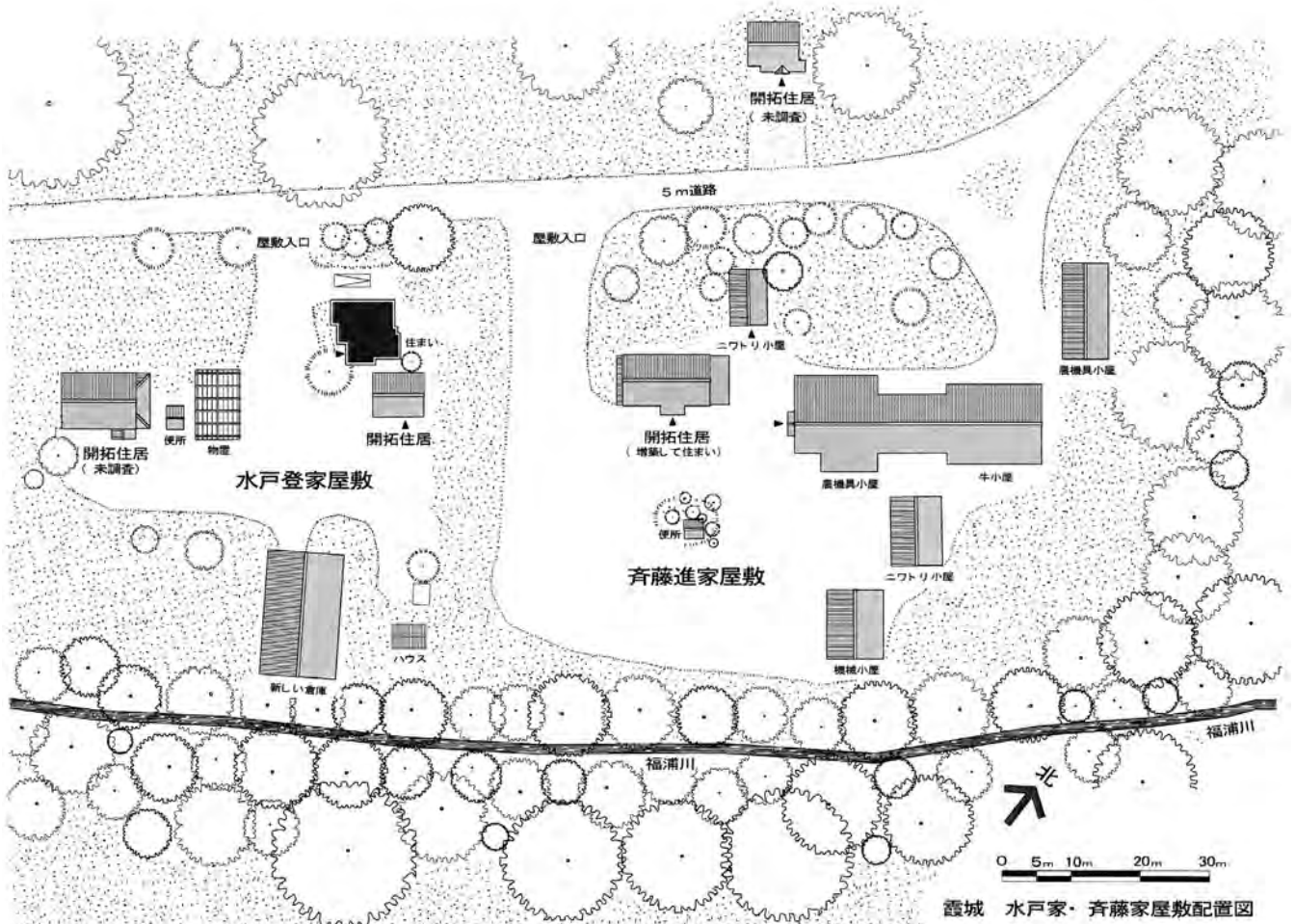
聞き取りをもとに描いた三角小屋（作画：鈴木清）

きから鉄板葺きに替え、台所を残した土間の部分に板床を設け、土間全体に天井を張るなどの改造がおこなわれている。また6畳間2室を板敷きから畳敷きに替え、台所を仕切る間仕切りを入れるなどの改造も行われている。建物の規模である間口3間半×奥行10間、建坪10坪半はそのままで、外壁の南京下見板張りも建てられた当時のままの姿を伝えている。現在は倉庫として使われているため、室内に生活の様子はうかがえないが、台所には昔ながらのセメント製タイル張りの大きな流しがそのままおかれていた。建てられた当時の開拓住居では流しは置かれたが水道もカマドもなく、また電気もきていなかった。電気のない時代はランプ生活で、昭和37年に電気が来るまで続いた。水は40m程南を流れる福浦川から引いてきて使い、食事の煮焚きは板の間に置いた薪ストーブで行っていた。やがて子供が成長するにしたがって土間に床板を張り、部屋数を増やす改造

が行われた。同時に押入れがないこの家では土間の上部に踏込天井（根太天井とも呼ばれる人が上に上がる天井）が張られ、そこを物置として利用するようになる。入口を屋根から落ちてくる雪で埋もれないようにする改造が行なわれた形跡はあるが、囲いそのものは現在見られない。

#### <齊藤進家の開拓住居>

齊藤進さんの霞城の屋敷は、水戸登さんの屋敷の東隣りにある。隣といっても二つの家は外壁間で29.5m、建てられた当初の建物の中心間では約36m離れている。この距離は霞城集落以外の開拓住居の隣棟間隔ではどうであったか。齊藤進さんは昭和24年の4月、小学校が春休みの時期にここに移って来た。小学3年にあがる年で以後ここから学校に通った。父親はそれより1年早く来て、一冬を三角小屋ですごし、2年目の春に進さんが母親とほかの兄弟2名ともどもここに来

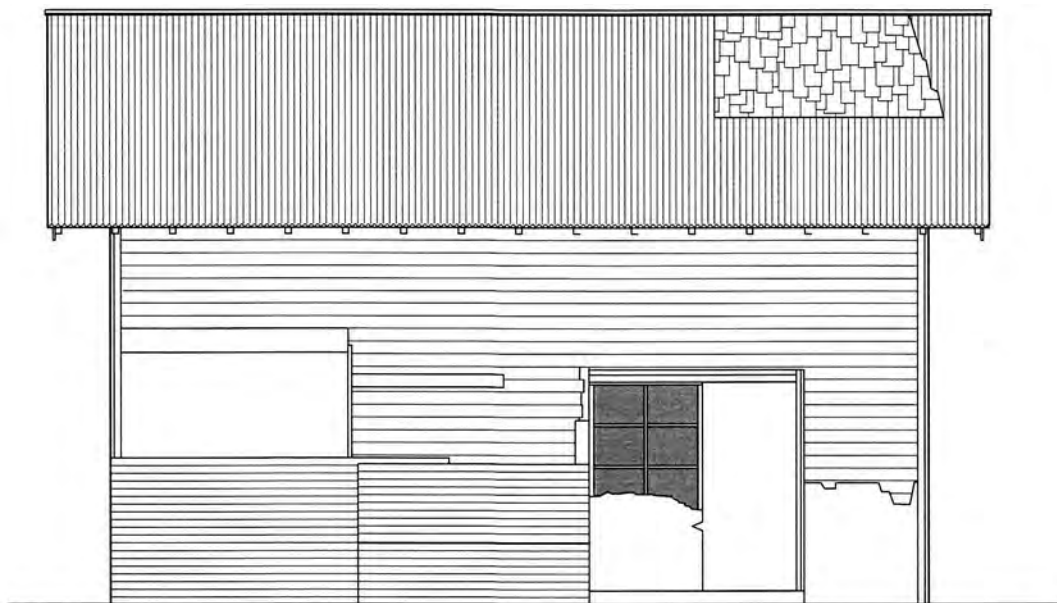


下北半島野平 霞城集落水戸登家・斎藤進家屋敷配置図

実測調査（平成26年8月28日）：八鍬康平・富田恭平／CAD入力（平成27年3月2日）：鈴木清

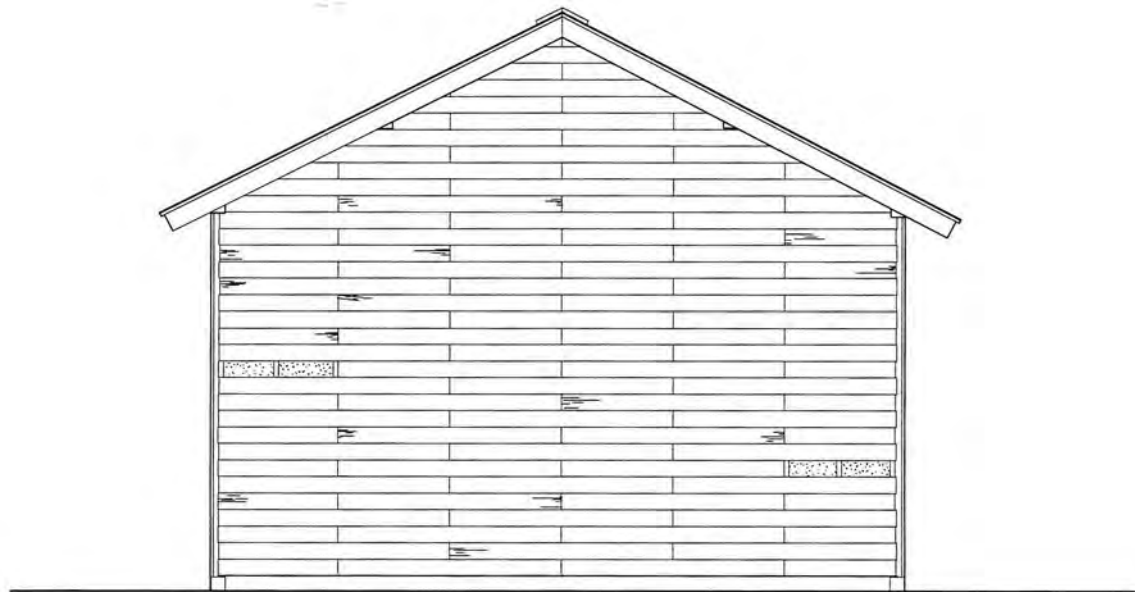


下北半島野平水戸登家開拓住居平面図  
 実測調査 (平成 26 年 8 月 29 日) : 富田恭平  
 作図 (同日) : 富田恭平



下北野平水戸登家開拓住居南側立面図  
 実測調査 (平成 26 年 8 月 29 日) : 高橋果子  
 CAD 入力 (平成 27 年 1 月 13 日) : 高橋果子





下北野平水戸登家開拓住居西側立面図

実測調査（平成 26 年 8 月 29 日）：本間結希乃／作図（同日）：本間結希乃

て、その年の秋まで三角小屋で父親らと一緒に過ごした。霞城の開拓住居が建てられたのは昭和 25 年の秋で、建てたのは川内町の大工で名久井さんという人だった。他に 2 名の職人がついて全部で 3 名が一軒の家を 3 日位かけて建てて回った。斉藤さんの屋敷のすぐそばに製材工場があり、そこで製材した材木を使って土台から屋根の軒先まで作った。材木は全部青森ヒバを使って建てた。屋根は桎葺き（薄い木の板、こけら葺きともいう）で、現在の様な防水紙などは使わず野地板に直接打ち付けた。大工仕事は野地板張りまでで、その後の桎葺きは大工さんではなく、部落の人が手伝って葺いた。

開拓住居の間取りはみんな同じであった。板敷の 6 畳間が 2 間に間口 1 間半の土間の付いた間取りだった。建ててから 5～6 年後に台所の脇に井戸を掘ったが、それまでは福浦川の水を引いて使っていた。井戸には差し掛けの屋根を自分たちで付けた。また台所から直接行き来ができるように台所の脇に出入り口をつけた。周囲が山なので薪には不自由がなかった。風呂はこの辺りにはなく、応急的にドラム缶で湯を沸かして入った。ドラム缶の底の辺りの鉄板が熱されて熱いので板の簀子に乗って入った。

昭和 45 年に嫁をもらうことになってその前々

年の昭和 42～3 年に家を改造した。八畳間を 1 部屋増やし、北側にも全体に半間広げて台所や風呂場を整えた。また西側も下屋で半間拡張し、押入れと床の間を作った。玄関は最初の位置から 1 間西側にずらした位置に間口をやや大きくして造り替えた。

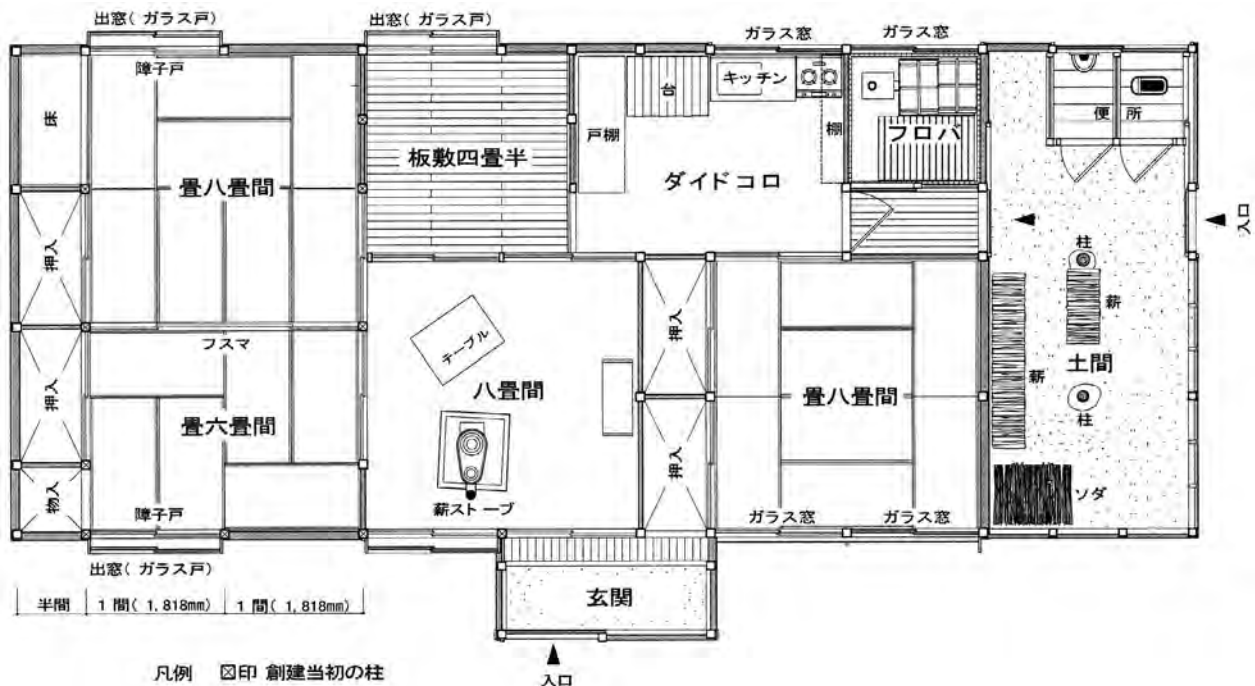
改造した玄関の屋根は切妻の破風が付いていたが現在は葺き下しに変わっている。

#### <阿部宗一家の開拓住居>

阿部宗一さんは昭和 6 年の生まれ。かつてこの家は、家の前の道をさらに下ったところに建てられていた。川内ダム建設の折にダムに沈むことになったので昭和 48 年頃に家をコロに載せて現在建っている場所まで、そのままの状態で見送られてきた。そして昭和 56 年までここで生活していた。そのため外部、内部とも生活していた当時の姿、また建てられた時の姿をよくとどめている。

#### ①建物の原型（構造上の特色）

建物は玉石を柱の下の位置に据え付けて基礎としている。側周りの柱の下は玉石上に土台を据えて柱を立てている。間仕切り筋の柱下の状況は不明。柱は全部で 19 本で大小の差はなく、すべて 4 寸角の柱が立つ。コンクリート基礎は行われて



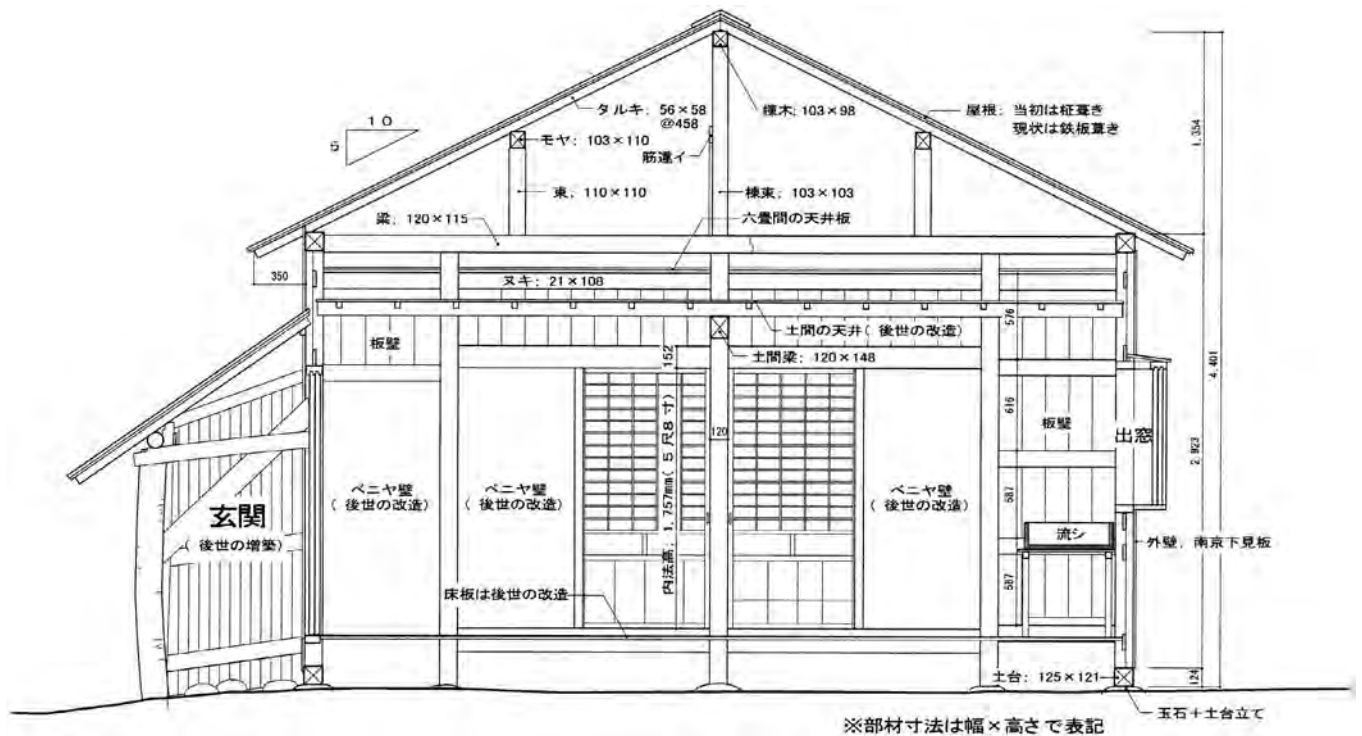
霞城集落 齊藤進家開拓住居平面図

実測調査 (平成 26 年 8 月 29 日) : 鈴木清 / CAD 入力 (平成 27 年 2 月 27 日) : 鈴木清



齊藤進家開拓住居南側立面図

実測調査 (平成 26 年 8 月 30 日) : 鈴木清 / CAD 入力 (平成 27 年 10 月 10 日) : 鈴木清



下北野平 阿部宗一家開拓住居梁行断面図

実測調査 (平成 26 年 12 月 14 日) : 鈴木清 / CAD 入力 (平成 27 年 1 月 25 日) : 鈴木清

いない。土台と桁および梁間方向に掛かる 3 本の大梁は皆同じ大きさで 4 寸 × 4 寸 (数値のバラつきはあるが) であった。大梁の断面が小さくてすんでいるのは、梁の途中に桁行方向の材が入り梁を下から支えているためである。2 室の 6 畳間の境に架かる桁行き梁と、土間の中央部に架かる桁行き梁は、ともに断面が 4 寸 × 成 5 寸で、この建物に使われている材の中で最大である。また 6 畳間の仕切りに入れられている 2 間長さの鴨居と部屋・土間境に入る 1 間長さの鴨居も、ともに 4 寸 × 成 5 寸の材が使われていた。これは間仕切り壁の極端に少ないこの建物の外壁を、内側から突っ張る役割を持たせている。柱貫は 7 分 × 3 寸 6 分の材で、土台～桁間で五段入る。こちらも建物を丈夫に保つ上で有効と考えられる。

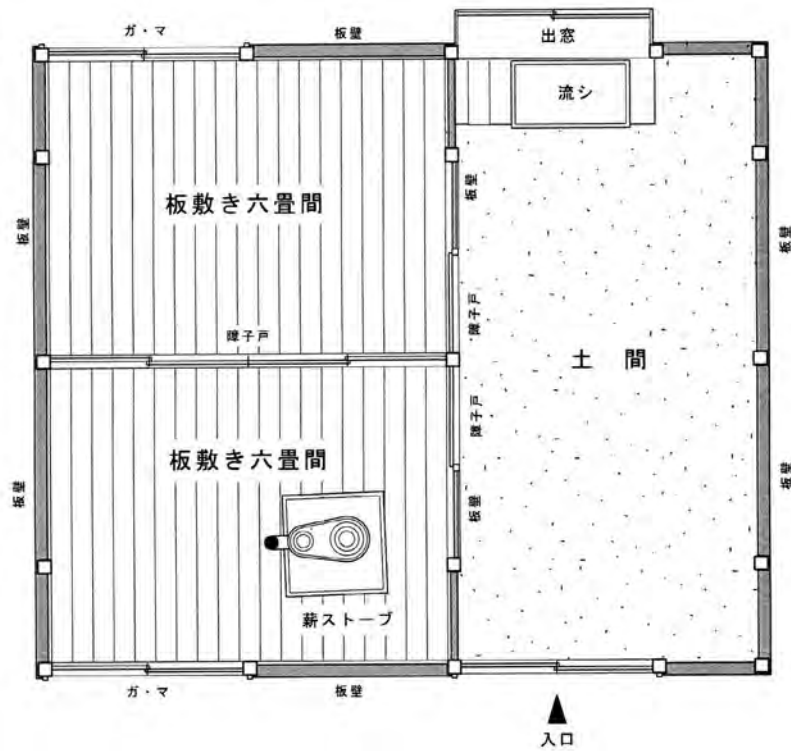
小屋組はそれぞれの梁の上に 3 本の束を立てた和小屋構造で、束の振れ止めや小屋筋違いはほとんど使われていない。屋根勾配は 5 寸勾配で軒の出、妻側の出 (ケラバ) は柱から 1 尺 2 寸とごく少ない寸法にとどめている

現況調査で判明した仕口は 1 か所だけで、部位は部屋を前後に仕切る 2 間長さの差鴨居と柱との

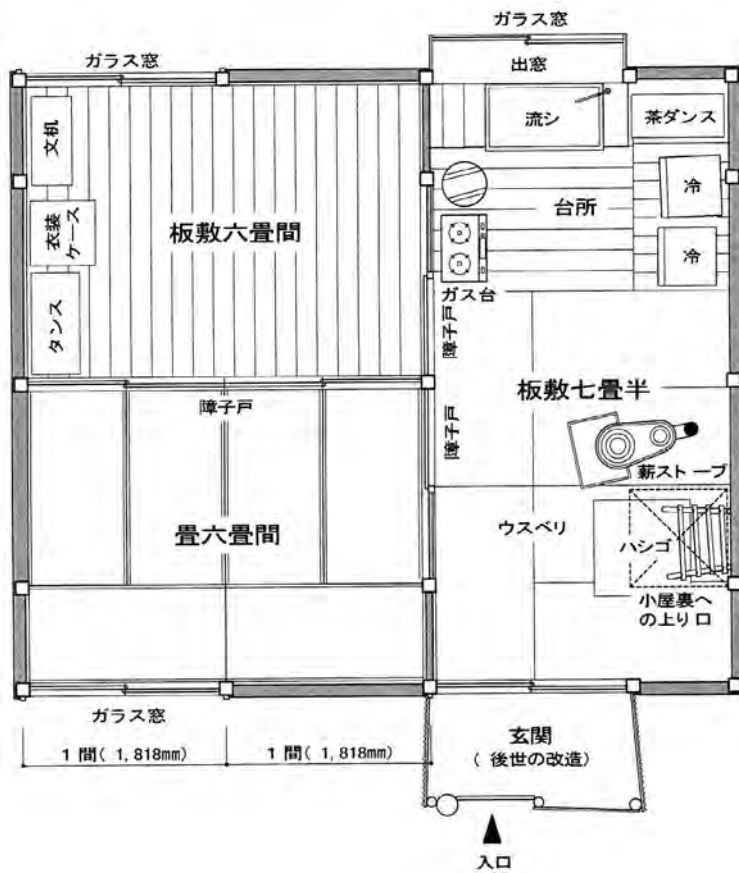
仕口で、これは平ホゾ差しの割クサビ止めであった。この仕口はホゾ差し鼻栓止めや込栓止めほど丈夫ではないが、材の無駄が少ないという利点がある。補強金物はカスガイ一つ見られなかった。

## ②間取りの特色と建具

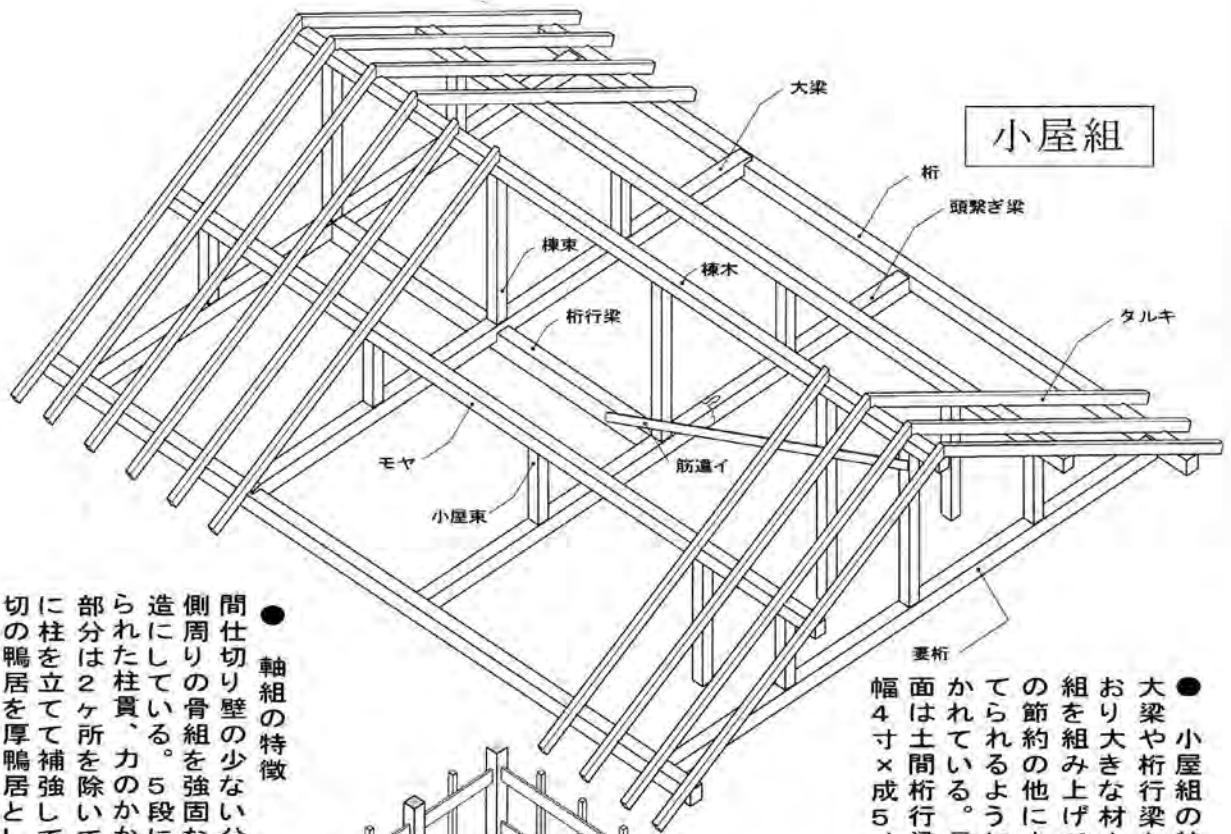
建坪 10 坪半の間取りは床上 2 室のごく単純な 2 間取りで間口 1 間半の土間が玄関から奥まで続き、奥が台所となっている。小規模な造りだが、戦後神戸市に建てられた戦災応急住宅などの間取りと比べて狭小とは言えない。ただ押し入れが無いので寝具は畳んで部屋の隅に積んでおいた。便所はないが、外にめいめいで便所を建て使っていた。二つの部屋は建てられた時には畳は敷かれていなかった。壁板と同じ厚さの 4 分から 5 分の薄い板敷きであった。そこに筵やゴザなどを敷き、奥の部屋を寝部屋とし、手前の部屋を居間として使っていた。ストーブは今と同じ薪ストーブが居間に置かれていた。しかし家族が増えたりして家が手狭になると、土間にも床を張って部屋とし、ここにストーブおいて居間として使うようになる。(水戸登家、阿部宗一家) 同時に土間に踏込天井 (根



下北野平 阿部宗一家開拓住居平面図（創建時）  
 実測調査（平成26年12月14日）：鈴木清  
 CAD入力（平成27年1月25日）：鈴木清



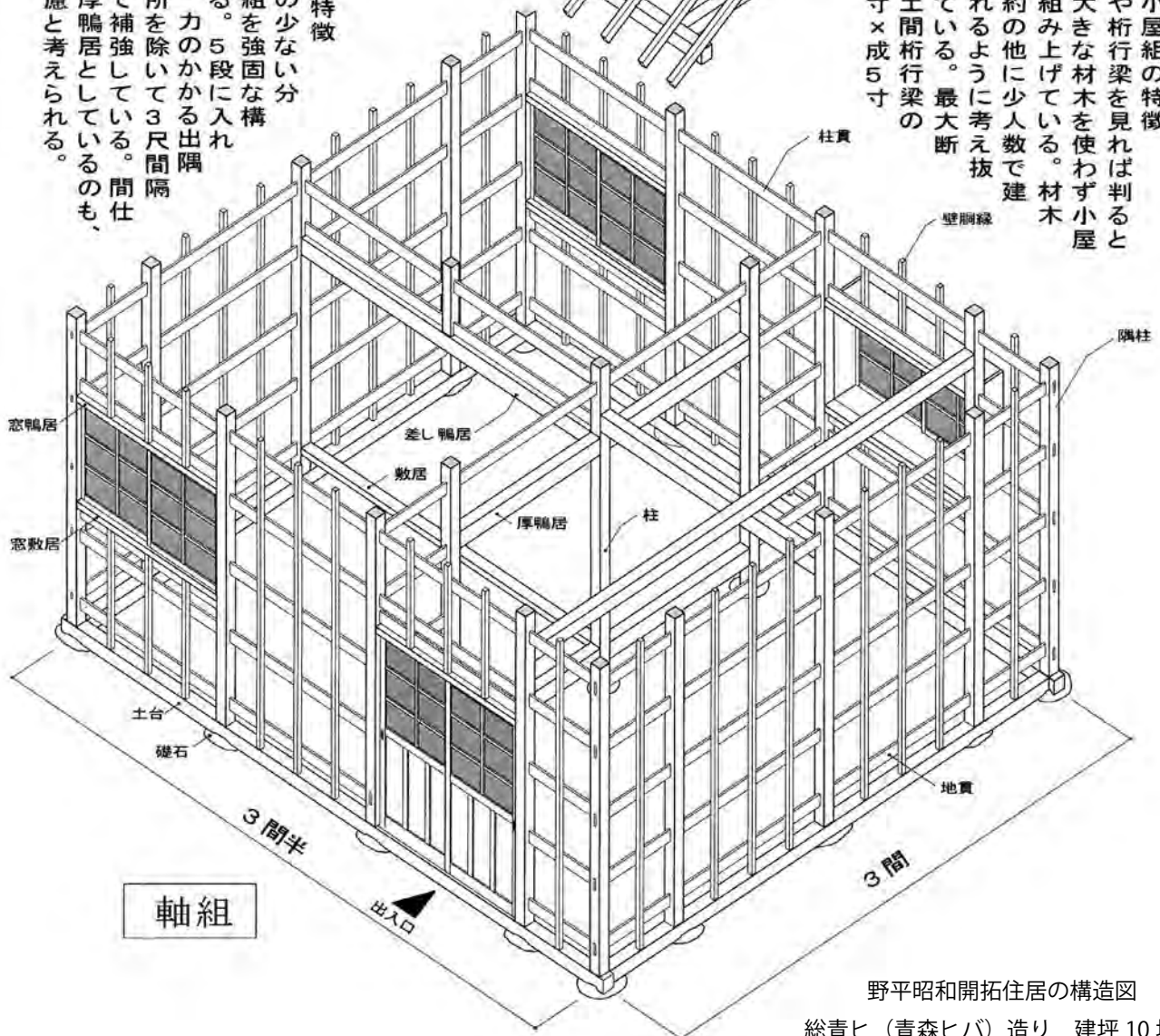
下北野平 阿部宗一家開拓住居平面図  
 実測調査（平成26年12月14日）：鈴木清  
 CAD入力（平成27年1月25日）：鈴木清



小屋組

● 小屋組の特徴  
大梁や桁行梁を見れば判るとおり大きな材木を使わず小屋組を組み上げている。材木の節約の他に少人数で建てられるように考え抜かれていて、最大断面は土間桁行梁の幅4寸×成5寸

● 軸組の特徴  
間仕切り壁の少ない分側周りの骨組を強固な構造にしている。5段に入れた柱貫、力のかかる出隅部分は2ヶ所を除いて3尺間隔に柱を立てて補強している。間仕切の鴨居を厚鴨居としているのも、構造的な配慮と考えられる。



軸組

野平昭和開拓住居の構造図  
総青ヒ (青森ヒバ) 造り 建坪 10 坪半

太天井)を張って物置として利用できるようにした。薪ストーブは当初は料理の煮炊きにも使われた。外壁は4分厚~5分厚で板幅5寸~6寸の南京下見板壁(よろい下見とも言う)であった。壁や屋根などに断熱材などはない。内壁も外壁と同じ板を縦張りにしたものであった。窓は台所の出窓の他に各部屋に一ヶ所ずつ造られ、引違いガラス戸が入れられていた。入口も腰付きの引違いガラス戸が立てられていた。窓や入口に雨戸は無かった。玄関には霧除けなど簡単な庇がついてと考えられる。それでは雪の降る時期に家の出入りが不便だったようで、風除室のような玄関をつけた家が多かったことを、古写真などで見ることができる。

壁土は使われていない。そのために壁土の乾燥期間などが不要で、ごく短期間で完成を可能にしていた。

### (3) 深山・萩野(山形県西置賜郡白鷹町)の民家

#### <安部家蚕家>

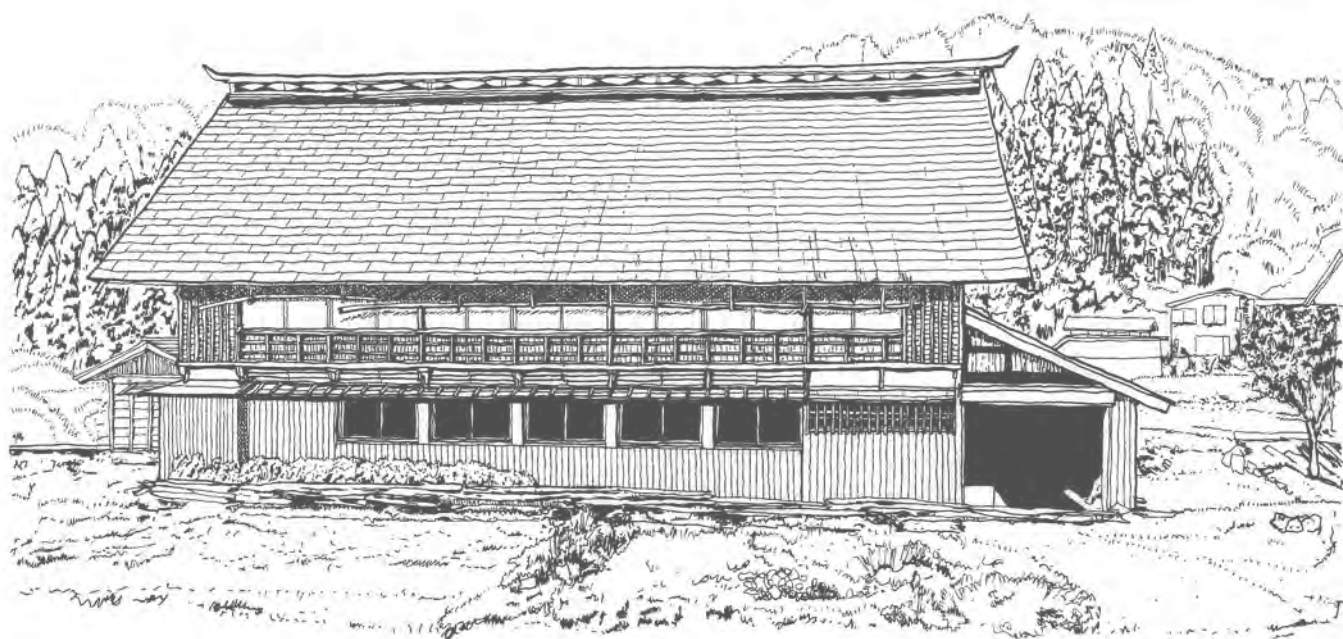
#### ①建築年代と規模

安部家に今も残る蚕家は明治24年(1891)11月に建てられた。今からざっと126年も前である。

建物を見る限りとてもこの建物が建てられてから100年以上が経っているとはとても思えない。建てた時の記録である普請帳が残っているので、建築された年代が明らかである。阿部家の母屋は近年に建て替えられてしまったが、茅葺きだったそうである。この蚕家も現在はトタン屋根が被せられているが、トタンを取れば茅葺き屋根である。茅葺き切妻屋根を持ち、蚕を飼う目的だけに建てられた建物である。木造2階建てで、建坪は主体部(下屋を入れない部分)だけで梁行7.8m、桁行15.5mの総2階建てとなる。それに4尺5寸×2間半の張り出し部(2階建て)が付き、東側には間口1間半の平屋建ての下屋が付く造りとなっている。東側の下屋は創建時に同時に建てられたものかどうかは、さらに調べないと判らない。この部分は後世の改造が行われている。養蚕を行った部分は1階、2階とも同じ間取りで、特徴的な造りをしている。

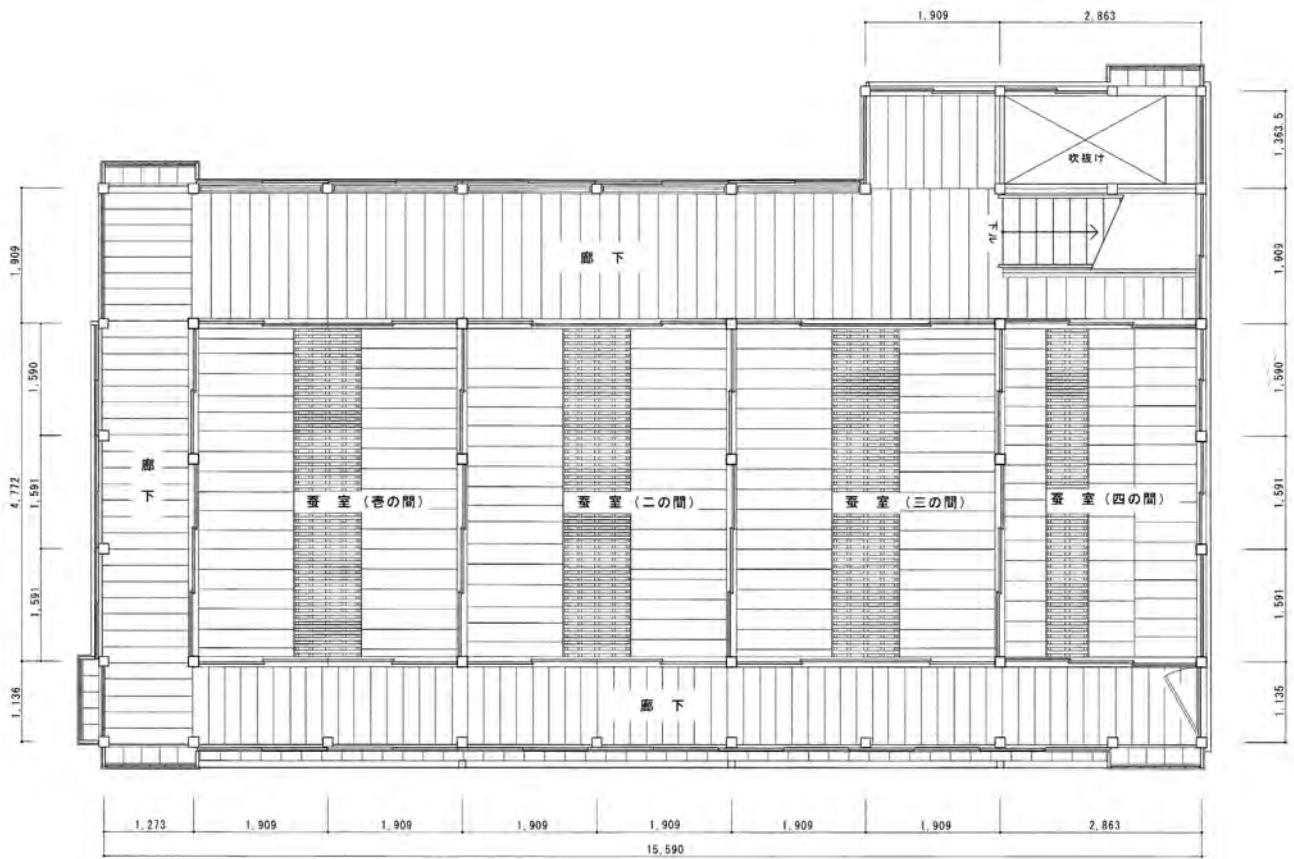
#### ②間取りの特徴

1階、2階とも障子戸で仕切られた4室の蚕室が連続して造られ、1室の広さは2間×2間半の部屋が3室。それより少し狭い1間半×2間半の部屋が1室ある。そしてその4室の周囲を廊下が回っている。廊下の幅は南側が3尺7寸5分、西



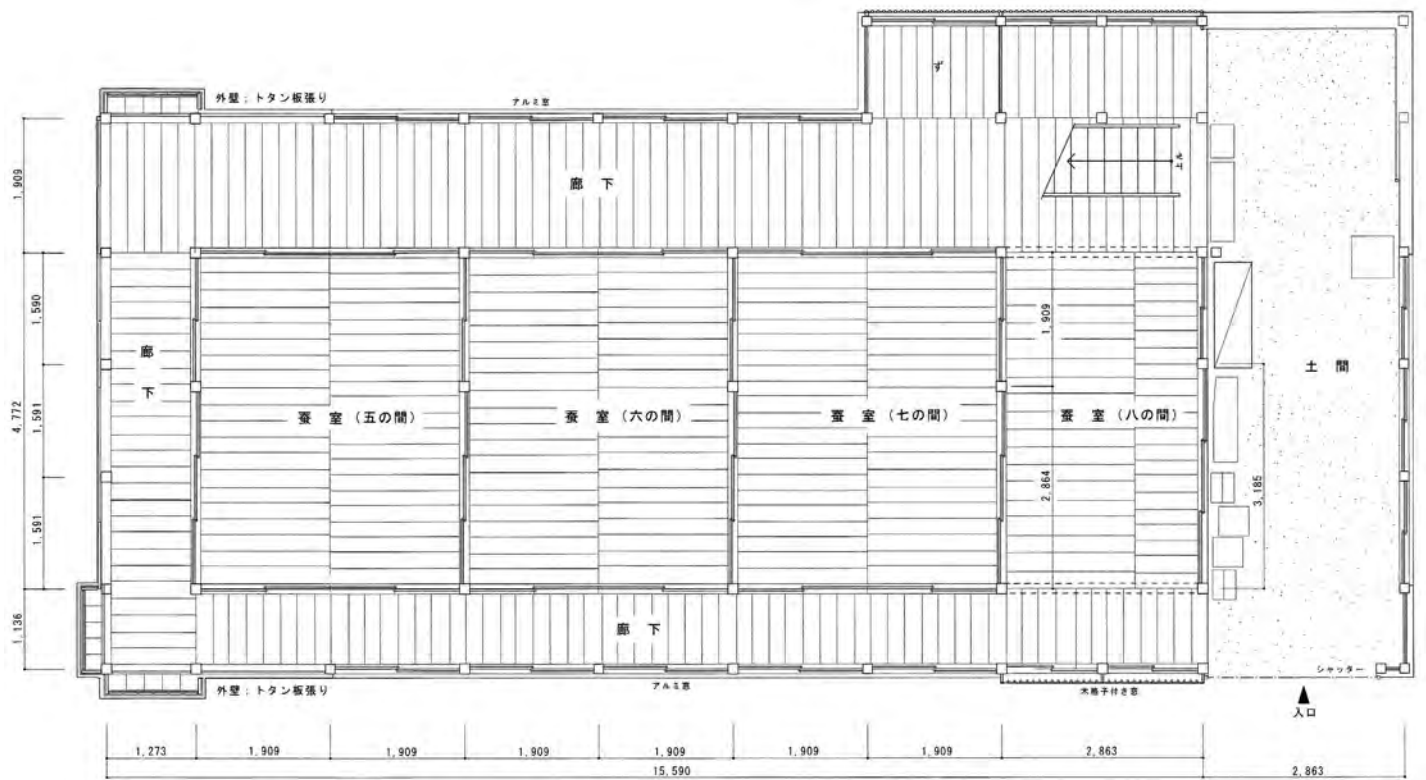
萩野 安部家(作画:鈴木清)





萩野 安部家蚕家 2階平面図

実測調査：櫻庭千晃・小座間雅子・星雪音



萩野 安部家蚕家 1階平面図

実測調査：櫻庭千晃・小座間雅子・星雪音

側が4尺、そして北側が6尺である。蚕室の床も廊下の床もすべて平坦な板敷きで、イロリや炉は造られていない。部屋の4面とも窓付き障子戸で仕切られ、明かり採り用の障子欄間か板欄間が付けられている。窓付き障子とは障子の中央部にガラスが嵌められた小窓が付く障子のことだが、明治24年の創建時から付けられていたかどうかは定かではない。間取り1、2階とも同じで、各部屋には呼び名が付けられていた。階段は北側の廊下の土間に近い部分に、幅約1mのゆったりとした勾配のものが造られていた。1階、2階とも天井はなく、2階の床が1階の天井という踏み込み天井（根太天井とも呼ばれる）造りであった。2階の蚕室の床は1階の換気をするための格子が蚕室の中央部に帯状に造られていた。天井高は1階が2.5m、2階は2.7mであった。

### ③蚕室の外周の造り

蚕室の三方を取り巻いている廊下の外部との境は、まだ電気の無い時代であったために極力自然の光を採り入れる工夫がなされていた。光をさえぎる壁（ここでは大部分が板壁）はほとんどなく、1階は全面に引違い窓、2階は一本引き腰付き障子戸が1枚立てられて屋内と外気を遮断している。腰付き障子戸とは障子の下半分に板を張った障子戸である。一本引きとは昔の雨戸と同じ造りの戸で、戸を開けた時に仕舞い込む戸袋がセットとなる。戸袋は2階の外部面には南北面の両端にそれぞれ1か所ずつと、東面に1か所造られている。じつは1階の引違い窓も現在ではアルミサッシュに替えられているが、2階と同様にそれぞれの面に戸袋らしきものが確認されるので、アルミサッシュに改造される以前は一本引きの窓であったとも考えられる。一本引きの建具の特徴は、戸を開けた時に戸が全部戸袋に収納されるので、全面開放になる。引違い戸では柱間の半分しか開放にならないのとは大きく異なる。全面開放になることによって室内の空気の換気が容易になり絶えず新鮮な空気が蚕に供給されたと思われる。これは蚕の飼い方の一つの「清涼育」との関係が考えられる。

2階の妻側にある板戸の1枚に、「閉」と1文

字だけ紙に書かれた小さなお札が何枚も張られていた。家の人その意味をうかがったが判らなかつた。現代風に言えば開放厳禁とでもところかもしれない。

### ④3階の利用

安部家蚕家は外見上2階建てであるが、2階の天井がそのまま3階の床板となっていて、3階へ昇る階段こそ造られていないが、3階も蚕室として利用できる造りとなっている。屋根が切り妻型であるため、妻側に窓を設けることによって妻側からの採光と換気が得られ、好都合である。断面図でも判るように3階は合掌材が屋根を支える構造で、小屋束材は作業の邪魔にならないように工夫されて立てられている。3階の床板は簀の子状に間を開けて張られていることも、2階の明かりを板の隙間から取り込む工夫と考えられる。また1、2階の暖気もこの簀の子の隙間から3階に登り、妻側に造られた窓を通じて外に逃がす、養蚕農家の寄棟屋根にしばしば見られる気換櫓の効果もあったと考えられる。3階への昇り降りはおもに梯子が使われたようで、その梯子はまだ置かれていた。

### ⑤柱間計画寸法と蚕室・廊下の広さ

安部家蚕家の間取りは1階、2階とも同じ間取りだが階の蚕室は一部を調度類などの倉庫として使っている。障子戸を取り外して壁を造るなどの改造がされているが、基本的な造りは変わっていない。

建物の基本寸法（建築学ではモジュール）というは、平面図で判るように1間が1909mmである。一般的な6尺が1間だと、1818mmが1間だが、それより91mm、尺にして3寸ほど間を伸ばしている。1間が6尺3寸である。白鷹町で他に調査した深山の今家住宅の母屋の基本寸法も、1間が6尺3寸であった。今家住宅は建てられた当時、家の中で養蚕をおこなっていた。そのため天井に換気のための小窓が造られている。この建物が建てられた年代は、安部家蚕家より10年以上前の明治10年頃とされる。1間＝6尺3寸という基本寸法で家を建てるのが、地域的な特徴なのか、あるいは

は蚕を飼う施設に特有の特徴なのかは今後の研究の進捗を待たねばならない。ちなみに山形県鶴岡市にある松ヶ丘開拓村に明治初期に建てられた大規模な養蚕施設があるが、この施設の間取りの基本寸法は1間＝6尺である。

次に蚕家の特徴の一つに蚕室を取り囲む広い廊下が挙げられる。前出した今家住宅の母屋にも6尺縁が、蚕を飼ったカッチとナカマ（ともに12畳大）の南側に取られている。今家の母屋ではシシャクエンと呼ばれる4尺幅の縁も見られるが、蚕を飼わないザシキ、ニノマに付随しているのので、こちらは養蚕とは関係がなさそうである。養蚕施設としての広い廊下は、蚕へ与える桑の葉の下ごしらえや、清掃といった作業に必要とされた。つまり作業場であった。

#### ⑥蚕家などの今後

今家で聞いた養蚕の話の中で、蚕ははじめ母屋の中で飼っていたが、量が増えるにしたがって空いた土地に三角小屋を建てて、蚕を飼う家が現れたという。その三角小屋は壁がなく、地面に三角の屋根をこしらえただけの造りで、そこでも蚕を飼ったという。写真などもないというが、その三角小屋の発展した形が切り妻屋根を持つ養蚕家屋ととらえることができるように思われる。白鷹町は萩野に限らず一時代は養蚕の盛んな土地柄であった。

養蚕のための建物もいろいろな形のものが建てられ、それが今に伝えられていて、歩いていて興味が尽きない。少し前には田麦俣で有名なあの高ハッポウ造りの平屋建て多層民家も存在した。（そのうちの一軒は昨年に取り壊された）養蚕を行った建物の中には安部家蚕家と同じような切り妻型蚕家があり、今でも何棟かを見ることができる。また萩野地区は比較的茅葺き屋根の建物が多くみられる地域でもある。茅葺き屋根の住まい、あるいはかつての養蚕家屋をもう一度見直して、観光資源として整備することも今であれば可能ではないだろうか。

#### <今家住宅>

##### ①建築年代と概要

今さんの家は明治10年前後に建てられたと伝えられている。深山に今さんと同じ棟梁が手掛けたと伝えられる家が他に2軒あり現存している。1軒は現在の深山集落の地区長をされている加藤榮一さんの家の母屋の家で、明治8年（1875）に建てられたと伝えられている。その同じ棟梁が次に建てたのが、加藤さんの家と道を挟んで斜め向かいに建つ早田さんの母屋で、明治9年に建てられた。二つの家はよく似た間取りだが個々の部屋の広さが若干異なるという。その次に建てたのが今さんの母屋で、前の母屋が8年、9年と続くので、今さんの家は明治10年だろうと思われるが確たる資料は見つかってはいない。あくまで推定であるが、10年前後であることは間違いのないと思われる。

建てられた当時は茅葺きであった。加藤さんの家も茅葺きで建てられていた。両方の家には茅葺き当時の古写真が保存されていた。また今さんの母屋は一部2階建てであった。

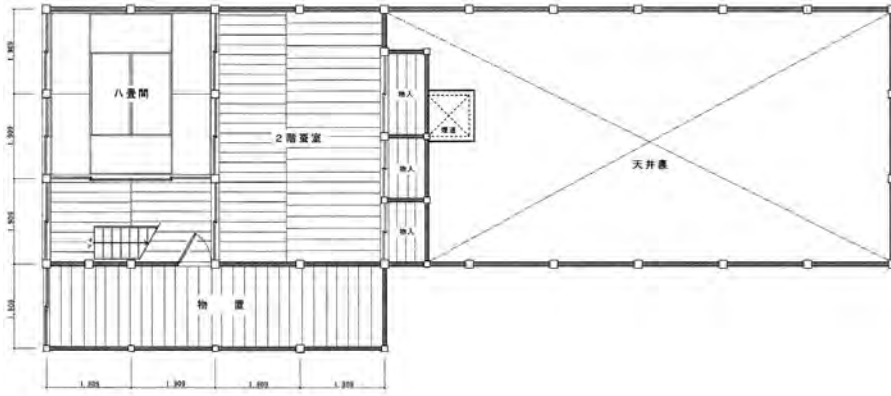
今さんの家では創建時にはオクラはまだ建てられていなかった。オクラが建てられたのは昭和37年頃で、押入れが少ない母屋の物入れ用に建てたという。

創建時の母屋は梁行5間半×桁行11間と4尺の堂々たる規模であった。それに南側の一部に2尺5寸の出っ張りが付き、全体の建坪は64坪を優に超える、高持百姓クラスの家としては破格に大規模な造りである。

これら3軒の家は米沢藩に仕えた武士の家柄だと加藤さんは話をしてくれ、その資料も見せてくれた。

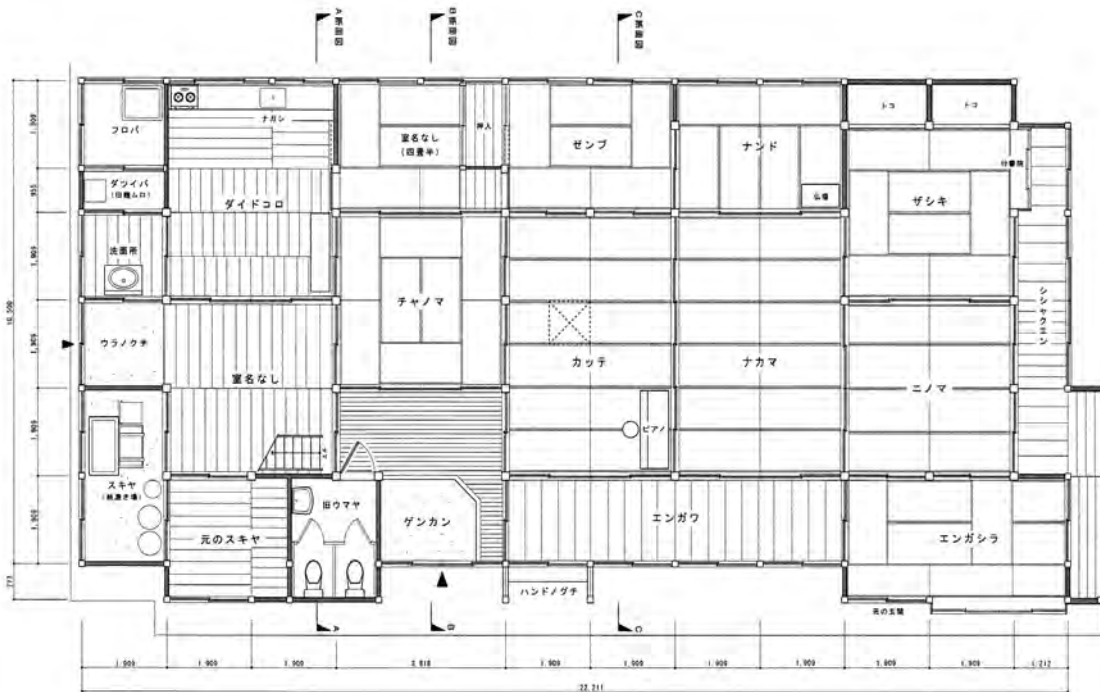
##### ②農閑余業としての紙漉きと養蚕

今家は古くから紙漉き（和紙作り）を農閑期の仕事として行っていた。また紙漉きと併せて養蚕も古い時代から営んでいた。漉きは1年を通じて様々な作業を行わなければならないが、紙を漉くのは冬である。特に厳冬期の寒さの厳しい季節に良い紙ができるといわれる。他方、養蚕はおもに春から夏にかけてが最盛期となる。深山は以前は



深山 今家現状2階平面図

実測：高橋明日香・安部利映・猪俣愛生・阿部詩織・佐藤優香



深山 今家現状1階平面図

実測：高橋明日香・安部利映・猪俣愛生・阿部詩織・佐藤優香

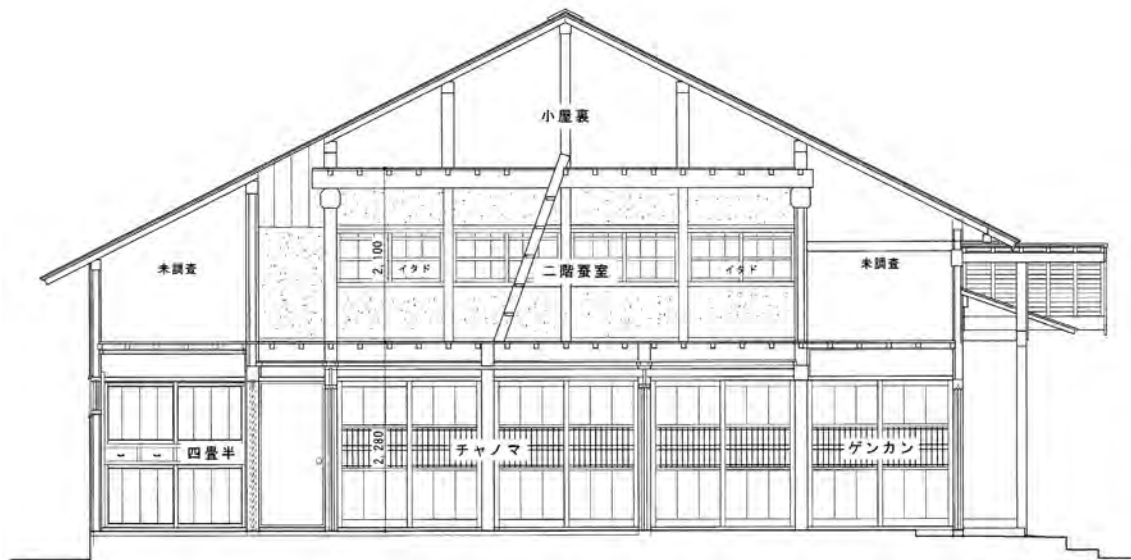


深山 今家南側立面図

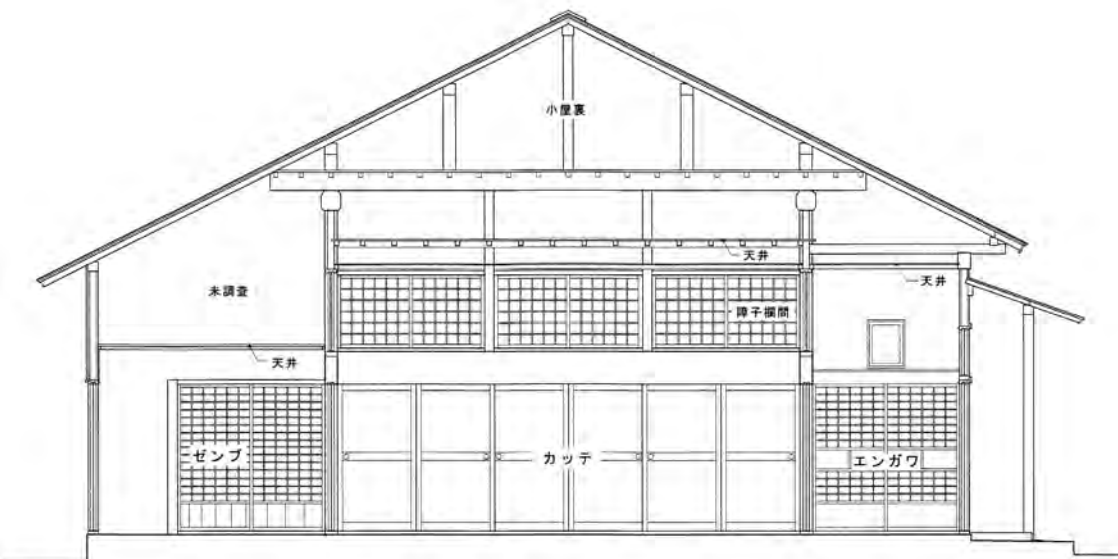
実測：五十嵐里帆・三浦敦美・守屋日向



深山 今家イタノマ梁行断面図 (A～A 断面図) 実測：三浦敦美



深山 今家チャノマ梁行断面図 (B～B 断面図) 実測：守屋日向



深山 今家カッテ梁行断面図 (C～C 断面図) 実測：五十嵐里帆

田んぼの少ない、稲作農業の成り立ちにくい土地柄であったという。農閑期に行う養蚕や紙漉きはこの地で暮らして行くためのなりわいとして必要不可欠であった。しかし深山集落の全戸が紙漉きや養蚕を余業としていたわけではないのは不思議といえは不思議である。

今回民家調査をさせていただいた今家は深山で最後まで紙漉きしていた家である。昭和39年(1964)に東京オリンピックが開催されるのを境に、ここ白鷹町深山でも出稼ぎが盛んになり、急激に紙漉きが途絶えることとなった。

### ③間取りの特徴

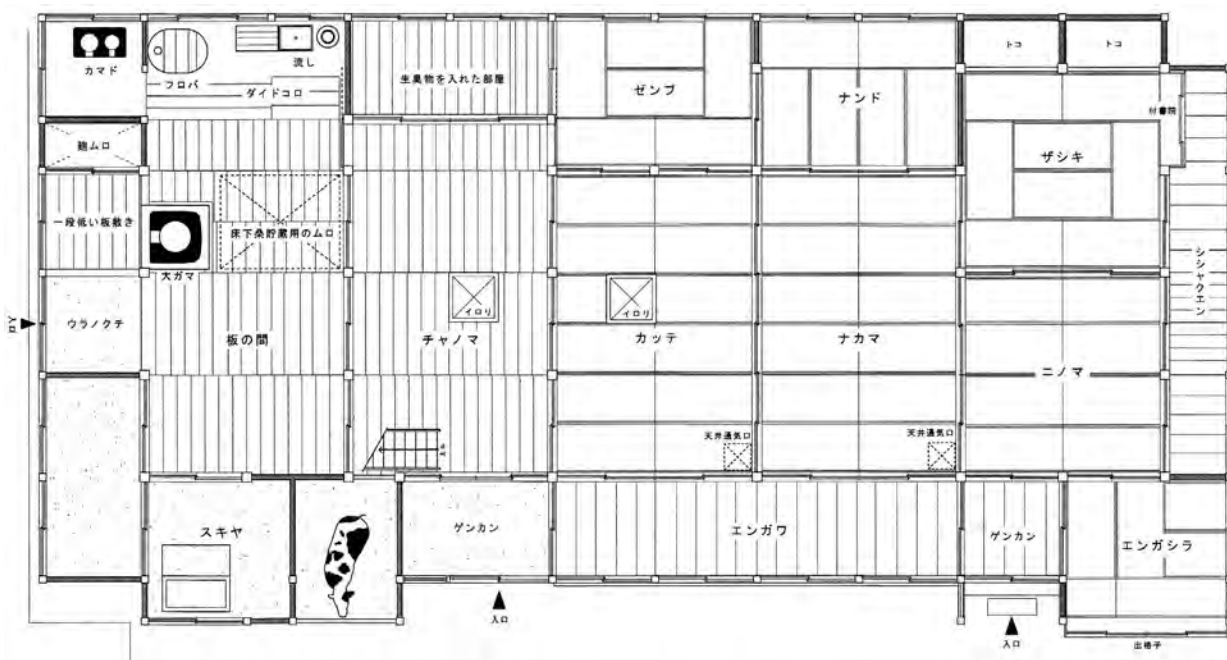
今家の母屋の間取りは明治期に入って全国で発達を見る多室間取りと類似しているが、大きな点で異なる。多室間取りはそれ以前に全国で発達をした四つ間取りの発展型として説明されるのが一般的である。すなわち四つ間取りの4室の先にさらに格の高いザシキと次の間が付くという形で、別名六つ間取りとも言われるゆえんである。(他室間取りは六室間取りとは限らないが)この今家の復元平面図を見ると確かにザシキ、ニノマ、ナンド、ナカマ、ゼンブ、カッチで6室を構成しているが、一般の農家に見られる広い土間が今家にはない。また、ザシキ、ニノマへ入るためのゲン

カンとエンガシラという小部屋が造られている事もあまり知られていない造りである。このゲンカンとエンガシラは先の加藤家、早田家にも、またその他の家でもしばしば見られたという。ただエンガシラが何のための部屋だったかは、今ではわからなくなっている。近年では子供部屋、あるいは子供の勉強部屋として使っていた、などと言われる。エンガシラは高貴な客が来た場合の供の間ではなかったかとも考えられる。高貴な客は必ず一人では来ず供を連れてくるのが一般的である。エンガシラの窓は木格子で飾られていた。

今家の母屋で土間になっているのはゲンカン、ウマヤ、紙を漉いたスキヤおよびウラノクチと、後に紙漉き場となる2坪の部屋とカマドの置かれた部屋だけである。本来土間であるはずのチャノマとその隣の部屋はともに床が張られて板敷となっている。この2室で広さは25坪になる。大ガマさえも土間にではなく、板敷きの中に据えられていた。それほど土間より板敷きが必要大切であったということか。

### ④養蚕を行っている最中の家の使い方

養蚕をおこなった部屋は1階ではおもにチャノマ、カッチ、ナカマの3室で、ほかに2階でも飼った。2階には畳を敷いた8畳の間と板敷の広間が



深山 今家復元平面図 (作図：鈴木清)



あるが、いずれの部屋も蚕室として使われた。また2階の天井も踏み込み天井(根太天井ともいう)になっており、簡単な造りの梯子が掛けられている。屋根が茅葺きであった時代は、棟も今より高く、小屋裏として養蚕道具の収納場所として利用していたと考えられる。

養蚕を行っている最中は、チャノマ、カッテとナカマの3室は畳も取り払ってしまい、戸棚や寝具類も全部蚕室になる部屋から移動しなければならなかった。ほかに寝る部屋も必要であったから、そういう部屋は布団や物で足の踏み場もないくらいであった。ザシキ、ニノマでは蚕は飼わず、ここが寝部屋兼物の一時置き場になった。ナンド、ゼンブも蚕は飼わなかった。学校へ通う子供らは養蚕を手伝わなくてよかったから、子供部屋や勉強部屋はしっかり確保されていたという。オクラを建てたのは昭和37年頃で、養蚕をやるときの家財の収納場所として建てた。構造はコンクリートブロック造である。梁間2軒半×桁行3間半の総2階建てで、南側のみ明かり窓が付けられている。内部は見せていただけなかったため、未調査である。大きな家であっても、家の中で蚕を飼い、繭を生産するということは大変な苦勞を伴ったことがわかる。しかし当時はたしかに現金収入の得る手立てとして多くの農家で養蚕が盛んに行われていた。

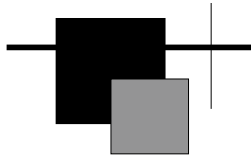
#### ⑤紙漉き作業に伴う間取り特徴

紙漉きを行う家はなにか株のようなものがあったのか。あるいは紙漉きをやりたい人なら誰でも自由に紙を漉くことができたのか。そういう基本的な問いは今回の調査では残念ながら判らず仕舞いであった。どういう家が紙漉きしていたのか。今家では以前紙漉きをした部屋は現在の部屋と異なり、ウマヤの隣の4畳半で行われていた。深山では紙を漉く人はフネから一段低い位置に立って紙を漉く。その分、人の立つところは土間を掘り窪めて低く造られている。元のスキヤ(紙漉きをする部屋)も床板を剥がせばその掘り窪めた部分が残っているという。現在は床が張られ、物置のような使い方をされている。今さんがこの家に嫁に来たのは昭和33年には、すでにスキヤはすで

に現在の部屋に移っていた。

今家では屋敷前に山からの湧水が流れ、その水を紙漉きに利用していた。きれいな水も紙漉きには大切な要素であった。今家ではその用水を溜める池を、母屋とは別棟で小屋を建て、使っていた。また大ガマは紙漉き作業にとっても必需品であった。一般の農家では大ガマを据える位置は土間の比較的隅にあり、傍にカマドが置かれるが、今家ではダイドコロの中央部分の板敷の中に据えられている。これも紙漉きを営む間取りの特色といえる。





## 第 5 部

# 地域比較研究 (海外研究)

chapter5



# 海外研究の総括

東北芸術工科大学芸術学部／東北文化研究センター

田口 洋美

## 1 はじめに

5年前、筆者らは本研究の構想の中で、「本研究では集落動態を比較相対化するため、東アジア一帯を射程とする「開かれた東北」という巨視的視点で地域社会、集落形成のダイナミクスを捉え、最終的には現代のグローバル化社会に対応する集落再生のための新価値創出を図り、次世代型地域社会モデルを提示することを目指す」と述べた。

ここでは構想の中で述べた東アジア地域の集落と日本国内の事例とを比較相対化するための軸として「文化継承リスク」（生業技術や民俗知・民族知など地域文化の継承に関わる視点）という捉え方の意義について述べておきたい。ここでいう「文化継承リスク」とは、中・近世社会を通じてその基盤が形成された伝統的生活文化を現代社会において継承することはリスクであるとする現代の社会的動向を指している（田口 2009）。例えば、地域の伝統芸能などがその顕著な事例として挙げられよう。地域集落において継承されてきた伝統芸能は、現在その担い手として位置付く青少年層が不足し、継承が危機的な状況にある。周知のように地域社会の過疎化、さらにポスト過疎化（1960年代の過疎化における世帯数減少から、2000年代の戸数減少へと至り、さらに集落再編や廃村化が顕著となった現代の集落状況を指す）へと状況は進行し、限界集落という言葉さえも最早日常語となってしまった。このような現代社会における集住空間において「伝統的生活文化」なるものは今後どのように位置付けられていくのだろうか。

筆者はかつて狩猟文化研究の立場から「それはまさに、伝統的生活生業、あるいは生活文化を継

承し保持しようとする人々にのしかかった『文化継承リスク』とも呼べるものであった。すなわち、伝統的な生活文化を継承することはリスクなのか、という地域住民の問いに対して筆者らはどのように応答してゆけばよいのだろうか、という問題が顕在化していたのである。

民俗芸能や民俗建築、民具など伝統的な生活文化を今日に伝えるものの中には文化的価値が高いと評価される文化財に関してはその技術を含めて一定の理解のうえに保存継承され、またそのための努力や配慮がなされている。しかし、一方ではそのような対象とはされず当たり前な日常の風景の中に溶け、見過ごされ継承されることの価値評価の外に位置付くものも少なくない。とりわけ人々の生業活動に密接に関わりながら持続されてきた狩猟のようにその役割や機能に関して社会的評価がされず、一部では反感や排除の対象とされるものも存在する。あるいは評価され理解されているにもかかわらず継承しようとする努力とは裏腹に、個人あるいは集団が精神的または経済的リスクを負うものも少なくない。このような伝統的文化を継承しようとするときに生じるリスクなるものは、いかなる構造に由来しているのか。伝統的文化の評価とはいかなるものなのか。何を文化として評価し、何を継承し、何を継承しないのか。このような伝統的な文化を継承する者が抱えるリスクを今後どのようなかたちで解消してゆけばよいのか、当時その問題が地域にのしかかっていたことは確かであった」（田口 2009：175-176）と述べた。

文化継承という問題は、特に19世紀以降東アジアにおいて西欧列強との出会いによって急速に進行した市場化の動き、世界システムへの参入と、

国内における地租改正を画期として生じた「市場志向型生業の優先的選択」（田口 2004）が地域集落の生活構造に大きな影響を与えた。すなわち納税形態が物納から金納へと換わり、換金型生業選択の動きが顕在化することで農山漁村の生活構造が農林水産業の衰退とサービス産業の隆盛という過渡期を経て、サービス産業主体の生活構造へと変化してきたことが文化継承を困難なものへと導く要因となった。また、近世封建体制下において発展した生活文化と現代の産業社会に生きる人々の生活文化に断層が生じ、これを継承することが困難な状況へと至った。そこに文化継承の難しさと悩ましさが存在するが、このような問題は国内に限られたものではなかった。

アメリカ合衆国でも depopulation（人口減少あるいは過疎化）や dismissal（廃村化）という言葉が地域コミュニティで語られて久しい時が過ぎた。ロシアやヨーロッパ諸国でもこのような地域の人口減少と都市への人口集中化が問われると同時に、地域の伝統文化の衰退と継承に関わる議論は民族問題とともに盛んに行われている。

本プロジェクトでは同じ東アジア圏の中でも、とりわけ都市への人口集中と民族集落問題が逼迫する中華人民共和国（以降中国と略記）の事例に視点を置き、北部の内モン自治区に暮らすオロチョン（鄂倫春）族やエベンキ（鄂温克）族の集落と南部の雲南省に暮らすハニ（哈尼）族およびラフ族（苦聪人）の集落の事例について研究期間を通して現地調査を実施し、当該民族集落で議論されている「文化継承問題」を明らかにするため努力を重ねてきた。またこの現地調査の成果を踏まえて、平成 26（2014）年 2 月には国際シンポジウム『日本と中国にみる文化継承リスクー伝統は生き残れるのかー』を開催した。

## 2 東アジアの民族集落の事例

本研究において現地調査を実施した中国の内モン自治区に暮らすオロチョン族、エベンキ族、雲南省のハニ族とラフ族の事例は、集落とアイデンティティーや生活権益という問題を考える上で極めて示唆的である。筆者は、過去文部科学省・日

本学術振興会科学研究費補助金などによるロシア共和国の極東地域（沿海地方、ハバロフスク地方などアムール川流域、および東シベリアのサハ共和国など）の先住民族調査に参加してきており、この研究成果による知見と合わせてこの問題を考えてみたい。

極東ロシアの事例であるが、筆者が関わってきている沿海地方やハバロフスク地方のナーナイ族、ウデヘ族においては 1940～1950 年代のスターリン体制下において、先住民族（当時は少数民族）の集落はアムール川の支流ウスリー川やビキン川などに 2、3 家族がともに暮らす自然集落が点在していたが、これがスターリン体制下の集住化政策によってある一定の人口がまとめられ 30～150 軒が集住する民族集落が当該地域に形成された。この民族集落には 30% ほどのロシア人が合流し、コロホーズの下部組織に当たるゴスプロムホースなどの自然生業（狩猟採集・漁撈・林業など）組合やレスホース（森林組合）などの組織化が行われた。しかし 1990 年ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊に伴って、各民族集落のゴスプロムホースなどは会社組織へと移行し、民族猟師企業などを立ち上げて集落が有する領域のタイガを舞台に生業運営が持続されて現在に至っている。しかし、ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊後の市場化によって若年層の都市への流出が顕著となり、自然生業の担い手は急速に減少してきている。こうした中で文化継承問題が露わになってきたわけである。そこには民族の社会主義以前からの歴史社会的な伝統生業の継続性を担保する自然（タイガや河川）資源の利用権の保持と、民族集団の結束という問題が背後に存在する。つまり民族集団の社会的存在基盤を確固たるものにすることが資源利用に関する権益の保持を担保することになるからである。このため民族文化の継承は、当該地域の民族集落においては集落そのものの存続と深くリンクしている。集落は単に人々が集住する場という機能だけではなく、基盤生業に関わる権益の保持と民族共同体の保持とを保障するものとなっている。

一方、中国東北部や南部においては、従来から農地を持ち定住生活を続けている農耕民と山野や



草原を生活領域としてきた焼畑民、狩猟採集民、あるいは牧畜狩猟民であった移動性の強い少数民族が、文化大革命以降農耕地の拡大政策とともに強制集住政策がとられ、移動民の定住化が促進された。これは狩猟採集や牧畜狩猟といった移動性の強い生業から農耕に依拠した定住化という変化に伴い、少数民族は文化の根底を失うことになった。つまり狩猟採集や牧畜狩猟といった生活から農耕への転業であり、生業と文化の分離という問題が生じたわけである。当然そこには市場化が進行する中で若年層の人口流失も進み、文化継承問題が民族問題と対をなし、民族集団の存続が問われる重要な問題として浮上することになった。

以上のように、国家体制など政治経済的環境における位相の異なりはあるものの、そこで起きている住民の生活文化に関する歴史的継続性という文化継承問題の現象的類似性と現代の経済のグローバル化の中にあつての地域住民という立場は日本国内の集落が抱えている生業と文化の一体性や基盤生業をめぐる権益の保持という意味からも相対化できるものである。

### 3 権利の束としての集落

東日本大震災以降の東北地方被災地集落においては、高台移転などの議論が盛んに行われてきており、すでに移転地が決定し集落内の区画整備を終え民家建設が開始されている地域も存在する。しかし、中国や極東ロシアなどの事例などから得られた文化継承という視点から見れば、同様の現象が起きている。震災以前に存在した集落と再編成された集落とでは、当然歴史的に継承されてきた集落とは異なり、地縁や血縁に関しても構成が変化することで従来営まれていた生業も変化し、集落の維持機能が大きく変更されることになる地域集落が多い。いわゆる「自治会問題」などもその顕著な事例と言えるだろう。まして再構成された集落に若年層が欠落している地域は極めて組織体としての吸引力、集落維持力は低下する傾向にある。これは集落共同体の一体化と相反する私的意識、あるいは私的財産権が強化されてきたことに起因する。集落を構成するということは日常非

日常共に経験や体験の共有化があり、この経験や体験の蓄積が住民と住民との結束力に大きな影響を与えることは想像に難くない。ここでは経験や体験の共有化とその蓄積が地域の人と人を結びつける強力な絆と評価でき、これが今後の集落維持力の源泉でもあると理解できる。近年、日本国内で断続的に生じている自然災害によって、地域社会に存在した公共性という考え方が見直されつつある。被災という地域住民の共有する体験が、地域に新たな結束力の必要性を再認識する気運が高まってきている。私的意識の強化と相反する公共性という意識が今後の地域のあり方を考える際、重要な要素として浮上しつつある。

中国や極東ロシアの民族集落形成プロセスで集住化と生業の転換が迫られたことによって生じた問題は、社会主義というイデオロギーと社会主義体制下における民族集団の政治的力学、あるいは集落の地位と人々が有する歴史社会的な自然資源の利用権などの絡みから生じる抜き差しならない生存戦略とも深く関わっていることは事実である。民族の存続と集団としての集落が有する権益はパラレルであり、集落構成員は共通した利害の中にある。雲南省の少数民族移転集落等の事例では、同じような規格化された建物が集落を形成している。そして新しい家屋を建設する際には国家の補助が一定額受けられるシステムになっている。宅地は平等に分けられ、その上物である民家は規格化されており一定額の補助も平等に受けられるという社会主義体制らしい平等性が見られる。また中国東北部では若年層に民族意識と伝統的文化継承を促すために、文化継承に参加する人々に謝金を支給するという制度まで現れている。それは、若年層が伝統的文化を継承する積極性に乏しい現実の裏返しと見て良い。つまり持続性ある循環型の文化継承が如何に困難なものかを私たちに教えてくれている。

東北地方の被災集落においては、例えば宮城県気仙沼市の大沢地区に見られるように、高台移転を受け入れると同時に個々の宅地面積をおよそ100坪で平等に分けることにも同意している。このような私的所有権の強化が語られる現代においても被災した地域集落共同体の平等性を重んずる

伝統的思考法が併存することは極めて重要であろう。この伝統的思考法も文化の一部であることは当然であるが、集落共同体の平等性と個々の私的意識の強化という相反する意識が併存する現実、今後の集落のあり方を考える上で重要な鍵となるだろう。

すなわち地域住民の伝統的思考法には公共性ある平等意識が根強く残存し、私的意識はそれを前提に存在するのである。また、集落内の伝統芸能などを見ても、自由意志による選択の尊重が見られると同時に、小中学校時代に学校で学んだ郷土芸能への親しみ（体験の共有化）が根強い岩手県の村々のように、地域の盛大な祭りが伝統芸能を基礎に営まれ、世代を超えてこれを共有し継承する動きも見られる。

極東ロシアや中国の民族集落、さらに日本の東北地方に見られる伝統的集落の双方にはグローバリゼーション（globalization：世界普遍化）による人々の流動化が進む一方にローカリゼーション（localization：地域限定化）も進行するなかで、地域内部での「文化継承」という共通の問題も見られる。あるいは中国のように現在も社会主義体制下にある地域、あるいは過去にそのような政治体制を通過してきた極東ロシアの民族集落に見られる生業と文化、生業と権益といった民族意識と民族権益が抱き合わされた民族の再評価の動きもある。これは当然一方に世界普遍的な見方が際立ってくると、ローカルな地域の独自性も際立ってくるという動きである。そのような意味では「文化継承リスク」とはローカル化の中で際立ってくる問題として理解される。

さらに従来の集落研究では、文化継承や地域集落の生存戦略上重要な位置を占めてきている有機的で重層化する権利権益に関する議論は見られない。漁場、猟場、農地、入会権、入浜権、共有地といった集落が保持する権利関係に関する議論は専ら法学での議論に集約される。しかし集落は見方を換えれば権利権益の束であり、集落の解体や再編成、移転といったポスト過疎化時代の議論にこれを位置付けてゆく必要がある。またこの複雑で歴史的な問題を紐解くなかで新たな価値も生まれる可能性を秘めている。

この5年間の海外研究では、政治体制や歴史性は異なっている、集落規模での文化的な継承、生業とリンクした生活権益の問題は共有されることが確認され、また集落共同体において東アジア地域に共通してみられる公共的意識、特に自然資源への意識の有り様は、今後の研究のあり方に大きな成果をもたらすことになるだろう。

## 付 記

本稿は平成26（2014）年2月に行った国際シンポジウム『日本と中国にみる文化継承リスク—伝統は生き残れるのか—』での議論（思沁夫・侯儒・謝黎・阿部朋恒・田口洋美）と、平成29（2017）年3月に行った都市工学分野（都市計画、地域計画）との議論（寺田徹・渡部桂・竹原万雄・蛭原一平・田口洋美・佐藤未希）を参考にまとめた。

## 参考文献

- 須藤護 2013 『雲南省ハニ族の生活誌：移住の歴史と自然・民族・共生』ミネルヴァ書房。
- 田口洋美 2009 「マタギとツキノワグマの現在：「ブナ林と狩人の会：マタギサミット」の試み」菅豊（編）『人と動物の日本史』吉川弘文館：170-196。
- 田口洋美 2012 「撤退する人為と攻めてくる森」『J A 農業協同組合 経営実務』10月号、全国共同出版株式会社：10-21。
- 田口洋美 2016 「狩猟文化研究と文化継承というやっかいな問い」『社会人類学年報 Vol.42 2016』弘文堂：91-104。
- 東北文化研究センター（編）2014 『東北学04（特集：棚田のアジア—農の継承と持続性—）』東北芸術工科大学東北文化研究センター。

# ロシア極東地域の先住民族の土地利用の変遷

## —ソ連時代の衛星写真の分析を元にした簡潔な報告—

国立文化財機構 東京国立博物館／国立アイヌ民族博物館設立準備室

佐々木 史郎

### 1 はじめに

黒澤明の監督作品の映画『デルス・ウザーラ』（1975年、モスフィルム）は周知のごとく、ロシアの民族学者で作家のV・K・アルセニエフの原作を元にした作品である。その冒頭は、主人公のアルセニエフが先住民族ナーナイ出身の友人のデルス・ウザーラの墓を探すシーンで始まる。アルセニエフが森林開発に従事する労働者に、デルスの墓の目印としていた大きな木のありかを尋ねるが、それは遙か以前に切られてしまっていた。それは極東ロシアの「開発」が加速化した20世紀初頭の状況を端的に表す印象深いシーンである。

このロシアのシベリア、極東地域開発と軌を一にするようにして日本では北海道開発が始まる。ロシアでも日本でも、極東地域あるいは北海道は国家によって「原生林」に覆われた「未開の土地」と規定され、開発と称する森の破壊が始まった。当時それぞれの国の多数派住民であるロシア人も日本人も、そこが手つかずの、人跡未踏の「原生林」であるという国の定義を信じて疑わなかった。しかし、そこにロシア人や日本人が開発を始める以前から住み続けてきた「先住民族」たちの視点に立てば、そこは手つかずではなく、彼らが既に開発を進めてきた森である。その開発の仕方が近代国家の方法とは異なるために、後者側の人間には全く手つかずのように見えていただけである。先住民族たちは独自の自然観に立って、木を切り倒し、動物を狩り、魚を漁って暮らしてきたが、それも森からすれば「開発」である。見方を変えれば、極東ロシアや北海道の森は、ナーナイやアイヌたちによる開発で保たれていた状態から、近代国家の開発を受けた状態に遷移したということができ

る。そして、近代国家の開発方針も不変ではないことから、森の状況はその後刻々と変化する。

ここでは、私が代表者を務めた日本学術振興会の科学研究費補助金で行った研究プロジェクト（「ロシア極東森林地帯における文化の環境適応」基盤研究A 海外学術調査、2009年～2012年）で手に入れたロシア極東地域の衛星写真画像の分析から、ソ連時代の1970年代から2010年までの40年間に、先住民族の村の周辺の森がどのように変化したのかを簡単に紹介したい。1970年代からの40年間とは、日本も含む世界情勢でいえば、冷戦まっただ中からソ連崩壊、ロシア経済の破綻、そしてプーチンによる再生に向かう激動の時代である。その間に世界の「ほんの片隅」ともいえるほど、世界中の人々の関心の外にある極東ロシアの先住民族居住地域で、彼らの森に何が起きていたのか。それは一見誰も興味を持たない無駄な問いかけのように見えるが、この地域は自然環境と人の営みの関係を観察するには格好の場所なのである。まず、地域の人口規模が小さいために（人口密度がきわめて低い地域である）、地域社会の観察もしやすく、人の自然に対する影響も規模が小さくして観察しやすい。しかし、他方で、ソ連経済はすべて中央で制御する体制だったことから、モスクワと直結されていて、その変化が即座にしかも鮮明に表出する。現在はグローバル経済と直結していて、その変化が即座に現れる。したがって、「文化の環境適応」あるいは「環境への文化的適応」という問題を取り扱うには格好のフィールドなのである。

この研究プロジェクトでは主にロシア連邦ハバロフスク地方のナーナイという先住民族が暮らす村とその利用領域を調査対象とした。具体的には

同地方ソルネチュヌィ地区コンドン村とハバロフスク地区ウリカ・ナツィオナリノエ村である（写真1）。

なお、このエッセイは本格的な分析を行う前の覚え書きである。

## 2 ロシア極東地域を写した衛星画像

アメリカは冷戦時代、ソ連に関する情報を手に入れるためにあらゆる方法を使った。その1つが衛星を使った宇宙空間からの監視である。冷戦の緊張度合いには強弱の波があったが、1960年代から80年代まで一貫して米ソは対立し、互いに衛星を使って監視し合っていた。アメリカ側が使用したのはコロナ衛星というスパイ衛星で、遠隔操作でソ連の領土内の写真を撮っていた。ただし、撮影内容は極秘事項だったために、逆にその回収方法はきわめて原始的でアナログだった。衛星内にフィルムカメラを搭載し、撮影後それを地上に落下させ、飛行機を飛ばして空中で回収していたのである。空中で取り損ねるとそれは海上か地上に落ちる。もちろん発信器が取り付けられていることから落下位置はつかめるが、ソ連側に回収さ

れないよう一定期間が過ぎると発信器が停止するようになっているため、期間が過ぎて結局回収できなかったものもあったといわれる。

その映像は長らく極秘扱いだったが、冷戦終結後、秘密扱いが解けて公開された。現在はネットを通じて誰でも購入することができる。私たちのプロジェクトは、それを手に入れることにした。今から見れば幸いにも、私たちが調査していたアムール川流域から沿海地方にかけての地域は、ソ連時代には緊張が高い国境地帯に指定されていた。そこは日本、中国、韓国・朝鮮と国境を接していたからである。しかも、ハバロフスクとニコラエフスク・ナ・アムール（アムール川河口）のちょうど中間に建設されたコムソモリスク・ナ・アムールは閉鎖都市（ソ連崩壊後開放）で、その近郊には軍需工場や化学工場があり、ソ連にとっては一級の秘密情報が詰まった地域だった。アメリカがそのような地域の撮影をためらうはずはない。そのために、コロナ衛星はことに入念にコムソモリスクやハバロフスクの近郊を撮影してくれていた。その範囲の中にコンドン村やウリカ・ナツィオナリノエ村周辺が含まれていたのである。冷戦時代にはフィールドワークをしたくても夢のまた

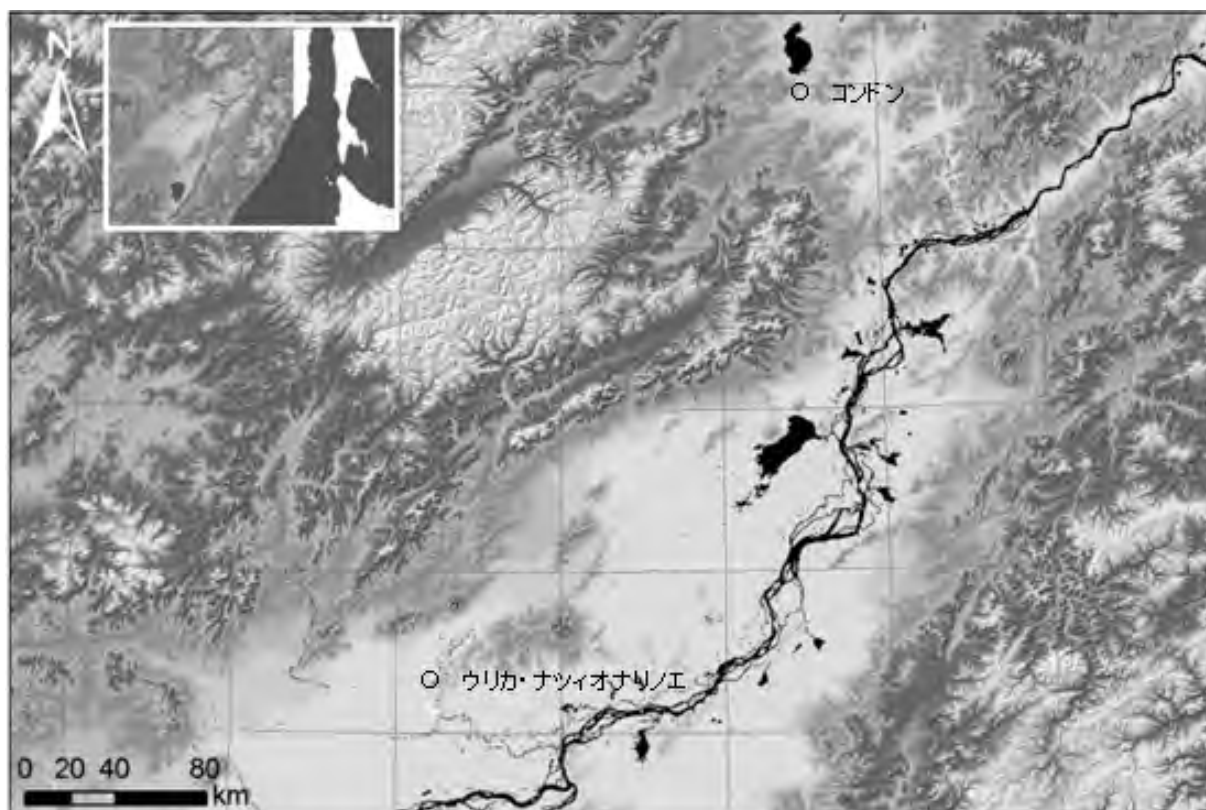


写真1 ロシア極東地方の衛星写真（大西秀之・松森智彦作成）

夢だったソ連極東地域は、アメリカの衛星撮影の格好のターゲットだったのである。

そこで私たちは早速コンドン村、ウリカ・ナツィオナリノエ村、さらに 1995 年から調査を続けてきた沿海地方ポジャール地区のクラスヌィ・ヤール村（ここはウデヘという先住民族の村）の周辺の写真を購入した。写真 1 枚 1 枚は衛星が上空を通過しながら連続的に撮った写真であるために、衛星の飛行ルートに沿った長細いものである。それをいくつか並べて貼り合わせて、私たちが必要とする村の周囲の写真に仕立て上げていく（この作業は科研プロジェクトの研究分担者で同志社女子大学の 大西秀之 准教授と研究協力者で同志社大学の 松森智彦 研究員が担当し、作成した）。そこに写っていた 1960 年代、70 年代の村の様子は、現代とは全く違うものだった。そのために、それを撮影された現地に持ち込んで、写っている場所の現在の様子を確認した。また、写された当時のことを知る老人たちにインタビューして、そこでどのようなことをしていたのかについての情報を集めた。70 年代なのでその頃の記憶はよく残されている（この筆者も 70 年代の状況ならばよく覚えている）。その結果、ソ連の先住民族政策あるいは極東開発政策で意外なことがわかった。このときの調査で使用したのは、コンドン村については 1972 年撮影のコロナ衛星画像と 2010 年の ALOS 画像であり、ウリカ・ナツィオナリノエ村については 1971 年撮影のコロナ衛星画像と 2009 年の ALOS 衛星画像である（写真 2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2）。

### 3 衛星画像から読み取れる森の変化（コンドン、ウリカ・ナツィオナリノエ）

まず、驚かされたのは、コンドンにせよウリカ・ナツィオナリノエにせよ、村の周辺に今はない広大な耕地が写っていた点である。

コンドン村の場合、村の中心部は現在の方が大きい。西側に通りが 1 本増え、そこに家が建っている。しかし、1970 年代にはこの村の中心部の南西側に広大な畑が広がっていた。衛星写真には幹線道路と鉄道（両者は平行している）よりも北東側に 10 枚以上の畑が見られ、その南西側にも小



写真 2-1 コンドン村：2010 年（ALOS 衛星画像）  
（大西秀之・松森智彦作成）



写真 2-2 コンドン村：1972 年（コロナ衛星画像）  
（大西秀之・松森智彦作成）

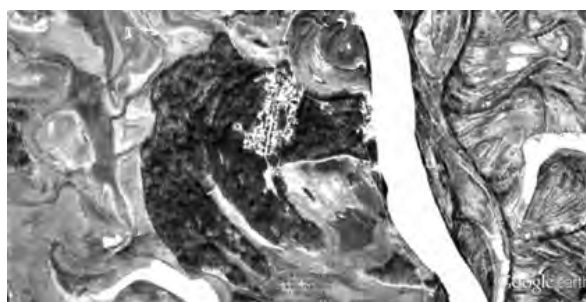


写真 3-1 ウリカ・ナツィオナリノエ村：2010 年  
（ALOS 衛星画像）（大西秀之・松森智彦作成）



写真 3-2 ウリカ・ナツィオナリノエ村：1971 年  
（コロナ衛星画像）（大西秀之・松森智彦作成）

さいが、4、5 枚ほどの畑が見える。2011 年に現地を訪れて聞き取り調査をしたところ、村の近くの大きな畑では大規模にジャガイモを栽培しており、その他多くのところでジャガイモやトウモロ

コシ、キャベツなどを植えていたことがわかった。それは村のコルホース（集団農場）の畑だった。また、線路の南西側には戦後すぐの頃に鉄道（バイカル・アムール鉄道、通称 BAM）の建設に従事した日本人捕虜の宿舎があり、捕虜が帰国した後は朝鮮系の労働者が住み着いて、周囲を畑にして白菜などを植えていたという。彼らは畑でとれた野菜でキムチを漬けたりしていたそうだが、1964年、65年ぐらいには去って行ったという。

コロナ衛星画像が撮影された当時はすでに朝鮮系の労働者は去った後なので、鉄道の南西側の畑はすでに放棄されていて、空き地となっていたのだろう。しかし、北東側の広大なジャガイモ畑、トウモロコシ畑はまだ現役だったようである。いくつかの大きな畑は白く写っていて、それは十分整備されていたことを示していると考えられる。

私がコンドン村を初めて訪れた1990年の時点でどうだったのかは記憶にないのだが（このときはたった2日間しか村にいなかったので十分な調査をしていない）、衛星画像を持って調査した2011年の段階ではすでにこれらの土地は深い森になっていた。秋には住民たちの格好のキノコ狩りの場所である。ただし、生えている木の種類を見ると、いずれも樹齢は若く、しかも二次林を形成するシラカバなどが目立っていた。そして地面には至る所にかつての畝の跡が見られ、畑が放棄されてから放置されていたことを物語っている（写真5、6、7）。

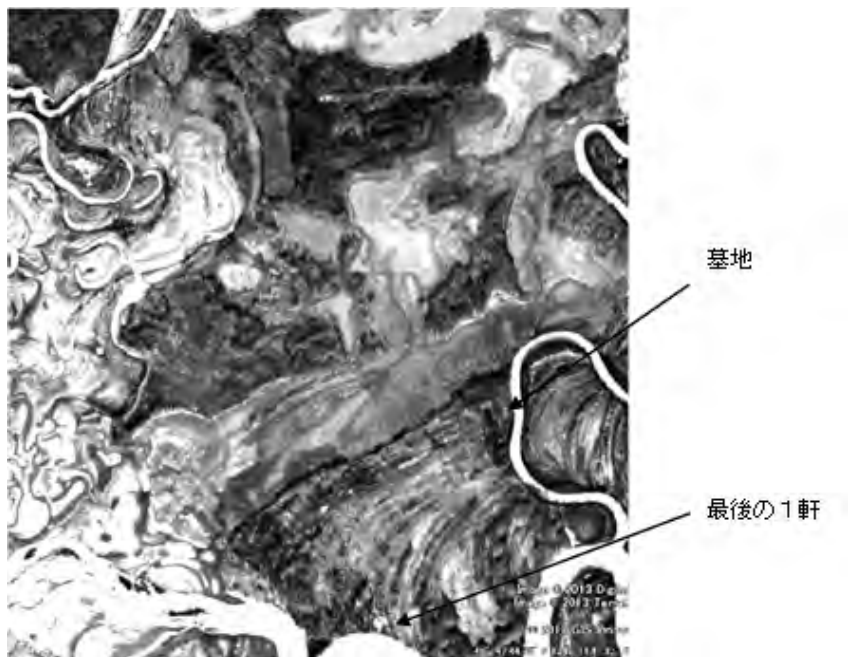


写真 4-1 ウリカ・パヴロフカ村：2010年（ALOS 衛星画像）  
（大西秀之・松森智彦作成）



写真 4-2 ウリカ・パヴロフカ村：1971年（コロナ衛星画像）  
（大西秀之・松森智彦作成）

広大なジャガイモ畑がいつ放棄されたのかについては、住民によって若干意見が異なるのだが、だいたい1980年代ぐらいである。

おそらく、きちんとハバロフスク地方政府の関係古文書を見れば正確な年がわかるのだろうが、住民からの聞き取りだと、終戦後からコルホースの畑作りが始まり、60年代、70年代にはそれが本格的に稼働していた。おそらくこれは全ソ連的



に施行された農場や企業体の大規模化の一環だったと考えられる。コンドン村でも 1950 年代から 60 年代に周辺の村落がこの村に統合されて、住民がコンドンに集められた。それまでは村が面しているフィン川の沿岸とそれが注ぎ込むゴリン川（この川はコムソモリスク・ナ・アムーレの若干下流でアムール川左岸に注ぐ）の沿岸にソルゴル、ヤミフタ、コンドン、スス、マリヤ、フィンダ、ナーン、ボクトル、セロヒと多くの村が並んでいたが、その住民はほとんどがコンドンに移住し、その他の村は廃村となった（ソルゴル、ヤミフタ、コンドンが合併して現在のコンドン村になっているので、この 3 つの村の領域にはまだ人は住んでいる）。それは、コンドンに労働力を集中してコルホースで大規模な農業を展開しようという政策による。この政策の基礎には、規模の拡大によって生産性を上げようという狙いと、「未開」な先住民族（ソ連時代は「北方少数民族」と呼ばれた）の「近代化」、「社会主義社会化」の推進、すなわち文字を持ち、農業に従事し、都市的な文明生活を送る人々に変えようとする狙いがあった。両者ともソ連の「社会主義」政策の一環とされているが、実は資本主義国家も先住民族には同様のことをしている。例えば北海道での日本のアイヌ政策も、明治時代から 1990 年代まで基本的には同じ考え方（「文明化」と称する「近代化」の押しつけ）を基礎にしていた。すなわち、「北海道旧土人保護法」（1899 年～1997 年）に代表される勸農同化政策である。両者とも先住民族の文化に対する不十分、あるいは偏った理解を根拠として、彼らの意向を軽視し、移住した多数派住民に都合のよい政策を一方的に実施するという点で共通している。

私たちにとって意外だったのは、その大規模農場が終わる時期と終わり方である。私たちはソ連崩壊（1991 年暮れ）、あるいはペレストロイカ期（1985 年～91 年）の経済情勢の悪化が直接の原因とみていた。しかし、この地域の大規模農場はすでにソ連全盛期の 1970 年代から厳しい状況になっていた。

コンドン村でのインタビューで老人たちが共通して語ったのは、収穫時の人手不足だった。そこ



写真 5 コンドン村全景：家の奥に見える林は 1970 年代までは農場だった（2009 年 10 月撮影）



写真 6 旧ジャガイモ畑：いまは白樺林となっている（2011 年 8 月撮影）



写真 7 旧ジャガイモ畑に残る畝の跡（2011 年 8 月撮影）

で、しばしば軍隊の助力を仰いだというのである。すなわち、兵隊たちが収穫を手伝ったのである。ジャガイモのいっせい収穫は秋だが、コルホースの農場の他に、自分の家の敷地で自家消費用に植えているジャガイモも同じ時期に収穫しなければならない。しかも、その季節はサケの遡上時期と重なる（コンドン村はアムール川本流にサケ漁

のための漁場を有していた)。そのようなことが収穫時の人手不足にも関係していたのかもしれない。

社会主義時代には政府が策定した計画（ゴスプラン）に基づく生産ノルマはあるが、コストと利益という考え方はない。各農場にとってはその年のノルマを果たすことが至上命令だった。そのため村の科尔ホースは手段を選ばずにノルマの達成を図った感がある。科尔ホースの広大な農場での労働は住民には重荷だったのだろう。いいかえれば、科尔ホースの農場での大規模耕作は初めから維持が難しい生産活動だったのである。それは、この地域の住民の文化と生活様式に全く馴染んでいなかった。

コンドンのナーナイにとっては、アムール川でのサケ漁とフィン川上流にあるエヴォロン湖でのフナ漁の方が重要だった。そちらの方が彼らの文化的伝統に沿っているのはもちろんだが、科尔ホースの収入としても確実だった。ジャガイモは自分の敷地の菜園でできる自家消費用のものがあれば十分だったのである。コンドン村の場合、コ

ルホース（上記のように一般的に「集団農場」と訳される）といっても、農業だけに従事するのではなく、漁業や狩猟業も行ってた。その内、狩猟業はヘラジカ猟による肉の生産とクロテン猟による毛皮生産が柱となっていたようである。ことに毛皮生産はノルマが課されると同時にそれを達成すれば相応の収入が村にもたらされ、それは個人の収入増にもなった。漁業ではフナ漁が重要で、エヴォロン湖周辺の冬の寒ブナはブランドフナとしてモスクワにも知れ渡り、高い値で引き取られていったという。このようにコンドンの科尔ホースには農業以外の生産部門による収入の方が重要だったこともあり、住民の農場での生産意欲は上がらなかったと推測される（写真8）。

ペレストロイカ以前に既に極東「辺境」の先住民族地域で農場の衰退が始まっていたとすれば、それは、ソ連経済が危なくなっていたことを示すとともに、ソ連の経済政策そのものに欠陥があったことをも示している。

ウリカ・ナツィオナリノエ村（写真9）周辺ではそのことがより端的に表れている。この村でも



写真8 エヴル川での寒ブナ漁（2009年3月撮影）

1971年の写真には村の周囲に畑が少しあるが、コンドン村ほどではない。この地域の場合には、先住民族ナーナイの村の隣に開拓移民が開いたウリカ・パヴロフカという村があった。そちらでコルホースによる大規模農場が展開されていた。このウリカ・パヴロフカ村の場合には1971年と2009年との間で劇的な相違が見られる。すなわち、1971年の写真ではナーナイの村よりも遙かに多くの家が街路に沿って整然と建ち並び、その周囲には広大な畑が広がっていたことがわかる。それは元村民の証言でも明らかである。ジャガイモの他にもトウモロコシやエン麦を栽培し、牧場もあって乳牛を数百頭飼育していた。ここには「村ソヴィエト」（村議会兼村役場のようなもの）が置かれ、ウリカ・ナツィオナリノエをも含む両ウリカの立法・行政を司った。しかしそれに対して、2009年の写真では畑はおろか村そのものがなくなっているのである。実際現地に行ってみるとそこには広大な荒地と森が広がっていた。村の痕跡をとどめているのは墓地と現在1人で暮らしているたった1軒の老人の家だけだった。村跡はまだ草地や荒地になっていて樹木は少ないが、その周囲にはシラカバ、ナラなどの二次林を構成する樹種とともに、エゾノウワミズザクラ、リンゴやナシなどの果樹（野生化している）などかつて人に利用されたことがある樹種も見られる。畑跡にはマメ科の雑草が被い茂っていた。マメ科の植物は地味回復に役立つために、農閑期には生えるにまかせますが、耕作が始まると肥料として土の中に鋤き込まれる。しかし今は誰も手入れをしなくなったために、自然に生えては枯れを繰り返しているだけである（写真10、11、12、13、14）。

ウリカ・ナツィオナリノエ在住の元住民の話をもとめると、すでに1970年代には人口流出が始まり、既に80年代には5、6軒になっていたという。70年代はまだソ連全盛期である。となると、開拓村ウリカ・パヴロフカの放棄には、ソ連の農業政策、経済政策が有する根源的な欠陥が関係していると考えざるをえない。すなわち、生産とコストのバランスが軽視され、政策的な開拓が行われたためである。おそらく開拓当初から土地の生産高以上のコストをかけて農業生産を維持せざる



写真9 ウリカ・ナツィオナリノエ村のメインストリート（2011年8月撮影）

をえない状態にあったのではないだろうか。この地域は地方中心都市ハバロフスクからさほど遠くないが、湿地帯の中なので道路はなく、鉄道は引けず、唯一の交通手段は船による河川交通と空路だった。しかも、大型船は入れず、空路はコストが高すぎる。そのような状況もこの開拓村には不利に働いたかもしれない。1970年代に始まった崩壊の兆しの上にペレストロイカ期の経済危機とそれに続くソ連崩壊が追い打ちをかけ、村自体が崩壊、消滅してしまったようである（1995年に亡くなった人のお墓があるところを見ると、この年ぐらいまでは複数の住民が残っていた可能性はある）。1960年代、70年代の段階では計画経済の下でソ連は表面的には繁栄していたように見えていたが、1970年代には極東の「辺境」地域の農業を維持することもできなくなるほど、弱っていたということではないだろうか。1990年代のロシア経済崩壊の原因は、もちろんソ連崩壊後の急速な資本主義化や1985年以降のペレストロイカ期の経済政策の失敗にあるが、すでにそれ以前に社会主義計画経済が維持できなくなっていたことも原因の一つであったことを、これらの事実は示している。

現在では開拓村ウリカ・パヴロフカは消滅し、古くからあったナーナイの民族村ウリカ・ナツィオナリノエの方がしぶとく残った。この村が残っていた最大の理由は、父祖代々暮らしてきたナーナイの人々の愛着を第一にあげることができる。この村の出身者は青年期から壮年期にかけてはハバロフスクなど都市に出て働くが、年金生活に入る

と村に帰るといふケースが多い。また、若者でも、都市に出ても職がない場合には村に帰ってきて漁や猟、あるいは菜園での野菜栽培をして暮らす。現金収入は乏しいが、十分食べていけるだけの食料生産力が村の周囲の川や森にある。都市で差別を受けながら失業生活を送るよりも、生まれ育った故郷で暮らすことを選ぶ人が多い。同じことは

コンドン村にもいえる。これらの村で調査しているとそれもわかるような気がしてくる。

表向きは失業者でも、結構食べていける（都市の失業者よりは食糧事情はいいかもしれない）ということは、先住民族の村では国の統計には出ない生産活動、すなわち自家消費するための漁業や狩猟業、そして家庭菜園での生産が盛んであるこ



写真 10 ウリカ・パヴロフカに残る唯一の民家  
(2011年8月撮影)



写真 11 ウリカ・パヴロフカ村の墓地  
(2011年8月撮影)



写真 12 ウリカ・パヴロフカ村の村ソヴィエトの建物があつたところ (2011年8月撮影)



写真 13 村ソヴィエトの前あたりから船着き場まで続いていた主要道路跡 (2011年8月撮影)



写真 14 ジャガイモ畑の跡に繁茂するマメ科植物  
(2011年8月撮影)

とを意味する。実際、近くの川の魚が集まるスポットに網を仕掛けておけば、昼飯や晩飯のおかずになるくらいの魚は捕れる。サケは上ってこないが、ナマズ、コイ、フナ、ソウギョ、レンギョ、アウハなどはよく網にかかる。秋から冬にかけては、先住民族の優先的な割り当てを使ってノロジカやヘラジカを捕ることもできる。近くの森ではベリー類やキノコ類が採集できる。家の敷地は十分広く、その中でジャガイモや野菜類、ハーブ類を栽培すれば1年分の植物性食材は確保できる（写真15、16）。さらには、自分で捕った肉や魚（干したり燻製にしたりして加工品にする）、ベリー類、キノコ類、さらには自分の家の菜園でできた野菜などを近くの町や幹線道路に出て行って、町の住人や幹線道路を走るドライバーに売れば現金収入にもなる。現金はパンや衣料品、日用雑貨の他に、漁や猟に行くためのモーターボートのガソリンの購入に必要であるが、それは自分たちが生産した産物を売ったり、都市在住の家族や親族から送金してもらったり、年金の受け取りなどという形で手に入れることができる。「伝統的」な生産活動を可能にするだけの資源が周囲にあり、その産物を必要とする都市住民が近くにいて、さらにそのための技術・技能がきちんと伝承されているといったことも、先住民族村落の方が生き残っているもう一つの理由である。

#### 4 おわりに

ロシア極東地域の先住民族ナーナイは「狩猟採集民族」（より正確には「漁撈狩猟採集民族」）と規定されることが多い。「農耕」にも従事するがそれは副次的で、しかも粗放な農耕であるとされる。このような規定は人類学者や民族学者が下したもののだが、それは歴史学者や社会学者、法学者、経済学者にも受け入れられ、行政もそれを前提に政策を策定して施行する。そして、往々にして先住民族のコルホースによる大規模集団農場での穀類やジャガイモ生産の試みの失敗を、「農業を知らない狩猟採集民族」という言説に代表される彼らの「文化的後進性」に帰そうとする。

コンドン村とウリカ・ナツィオナリノエ村の周



写真15 川漁（ウリカ・ナツィオナリノエ村）  
（2010年7月撮影）



写真16 家庭菜園（ウリカ・ナツィオナリノエ村）  
（2010年7月撮影）

囲の土地の利用状況の変遷、すなわち、「未開発」の森を切り開いて始めた大規模農場が結局は放棄されて森に戻るという現象を、先住民族の文化的後進性で説明するのは、基本的に誤りである。近世以来の彼らの歴史を振り返れば、彼らは貨幣経済どころか、需給関係で価格が決定されることも、持続的に資源を管理する方法も、中央政府が発する法律も政策も知っている。政権は東アジア的帝国（清朝）から、半西欧的・半内陸アジア的帝国（帝政ロシア）、社会主義近代国家（ソ連）、そして西欧的資本主義国家（ロシア連邦）と移り変わってきたが、その時々政治的、経済的体制と状況に見事に順応し、生き残ってきた。それは彼ら先住民族がそれぞれの国家体制の統治方法や経済運営を理解し、それに適応するように自らの生産形態や文化、社会を変えていったからである。より正確に言えば、彼らは多数の引き出しを持っており、その時々状況に合わせて、使う引き出しを変え

ていったというべきかもしれない。

その引き出しの中にはジャガイモやトウモロコシの栽培も当然入ってはいた。したがって、モスクワが森を切り開いて畑にせよと命令したとき、そしてそれに逆らうことはできないと悟ったとき、彼らは森を切り開き、広大な耕地を整備した。しかし、村にはその広さの耕地で政府の計画（ゴスプラン）通りにジャガイモやトウモロコシを生産するほど労働力はなかった。頑張って植えたものの、収穫にはとうてい人手が足りなかった。しかも、漁業生産（秋のサケ漁）も計画に入っており、とても両立できない状況だった。労働力不足は軍隊の支援という形で一時的にしのぐことはできたが、いつまでも続けられるものではない。ソ連の社会主義計画経済は繁栄の陰で徐々に崩壊の兆しを見せはじめた。高コスト体質の開拓村は維持できなくなり、そこにペレストロイカの自由化政策が追い打ちをかけた。

現在まで生き残っている先住民族の村の周囲の森にはこのような歴史が隠されている。そこは決して手つかずの原生林ではない。猟場とする森でも狩猟という形で動物相に人の手が加わり、その結果植物相にも影響が見られる。あるいは薪炭用の木材を切り出す場所として使われる森もある。そして、現在は住民がベリー摘みやキノコ狩りに利用する村の裏の森は、もともとジャガイモやトウモロコシが植えられた畑だった。そのような森の利用と変遷には、地球規模の政治経済情勢の変化が関わっている。

衛星写真は、それだけでは何の変哲もない森や畑、集落を映し出した紙切れに過ぎない。しかし、そこに実際に赴いて地面や木々を観察し、そこを利用してきた住民の話を聞くと、その写真は大量の情報をもつ貴重な資料に変身する。文化人類学や民族学、民俗学は地べたを這い回るようにして現地に密着した調査を行い、そこから得られた情報やデータを元にして地域の社会や文化のあり方を明らかにし、そこから全人類規模の社会と文化の基本的構造や法則性を見いだしていく。しかし、時には地面から遙かに離れた上空や宇宙空間から鳥瞰的に撮られた映像を併用すると、その地域の実情がよりよく見えてくることがある。1つの研

究対象に対して、多様な視点、視角、視野から見ることの大切さを実感させられた。

## 謝 辞

本報告のための資料である衛星写真の入手と編集は同志社女子大学の大西秀之准教授と同志社大学の松森智彦研究員にいただいた。また、両氏には写真に写されている現地での調査でもご協力いただいた。資料の提供と調査協力について、両氏に心より謝意を表したい。



# 赫哲族、鄂温克族、鄂伦春族に関する現地調査報告

大阪大学グローバルイニシアティブセンター

思 沁夫

黒竜江省社会科学院文学研究所

侯 儒

## 1 はじめに

本稿は、2013年から2016年まで計4回実施された中国東北地方に居住地を持つ<sup>ナナイ</sup>赫哲族、<sup>エヴェンキ</sup>鄂温克族、<sup>オロチョン</sup>鄂伦春族に関する現地調査報告書である（調査内容および成果については表1を、論文などの出版物に関してはプロジェクト全体の成果報告書を参照頂きたい）。「民族文化の継承」と定住後の生業の変化に焦点を絞り、これらの民族に関する調査研究を実施したため、「民族文化の継承」と「生業変化」に伴う様々な課題について、聞き取り調査のデータ、現地収集した文献資料を整理し、まとめた。

中華人民共和国（以下、中国と略す）は、多民族によって構成される社会主義国家である。中国政府が承認し、正式に登録された民族は56民族を数える。この56民族の中で、漢族の人口が総

人口の9割以上を占めることから、漢族以外の民族を「少数民族」と称するようになった。しかし、55の少数民族の中には、人口が1,000万人を超える民族（壯族）もいれば、赫哲族、鄂伦春族などのように人口が1万人も満たない民族もいる（詳しい人口については表2を参照）。人口10万人以下の少数民族を「少数民族」（優先的に配慮すべき存在という意味）と呼ぶ場合があり、赫哲族、鄂温克族、鄂伦春族は「少数民族」に分類される。中国政府は社会主義政治制度を確立後、社会主義的民主主義の柱の1つに「少数民族政策」を考案し、実施した。いわゆる、「民族区域自治制度」及び居住地を持たない少数民族に対する「優遇」である。一方、中国共産党は政治・イデオロギーの統一、漢語・文化を基盤とする国家統合を進めていた。また、少数民族居住地における支援、開発などの理由から漢族を移住させ、農地開拓、鉦

表1 2013年～2016年まで合計4回実施された中国東北地域の少数民族の定住化に関する調査及び成果のまとめ

調査期間	参加者	活動地域	主な調査内容	成果
2013年3月	田口、謝、蛭原、ステンフ	内モンゴル自治区・ホロンバイル市・エヴェンキ族自治旗、オロチョン自治旗、根河市・敖魯古雅エヴェンキ郷、黒竜江省・ハルビン市、北京市	①エヴェンキ族自治旗の草原エヴェンキ人及びダフル人の生業及び言語民族文化継承などに関する現地調査、②根河市・敖魯古雅エヴェンキ郷の定住後の生活全般、トナカイによる観光化、トナカイ、狩猟の後継者問題など、③エヴェンキ族政府所在地(南屯)、ハイラル市や根河市などの研究機関や政府関係部門、個人からエヴェンキに関する資料を収集。④オロチョン自治旗における2つの定住村の生活、人間関係や狩猟後の影響についての調査、⑤オロチョン自治旗政府所在地(阿里河鎮)で、民族服、工芸品を作る工房の調査、オロチョン族博物館、オロチョン族研究会を中心に民族文化・歴史や教育に関する見学・聞き取り、⑥黒竜江省・社会科学院・文学研究所の赫哲族研究者との交流、赫哲族に関する文献資料の収集。	①いろいろ立場の人に聞き取り調査することができ、大量な聞き取りデータを得た。②調査地、調査内容及び周辺環境に関する写真資料を作った。③エヴェンキ族研究会、オロチョン族研究会、ダフル族研究会や赫哲族を研究している組織と交流、意見交換や討論などが実現し、エヴェンキ、オロチョンと赫哲出身研究者及び地方研究者の研究関心、視点や彼らの研究成果の一部分を共有することができた。④北京市中央民族大学の研究者と「オロチョン族社会の持続性について」のワークショップを開催した。
2014年3月	田口、ステンフ	内モンゴル自治区・ホロンバイル市・エヴェンキ族自治旗、オロチョン自治旗、根河市・敖魯古雅エヴェンキ郷、黒竜江省・ハルビン市、北京市	① 補充調査、②草原地域のエヴェンキの生活(生業)、言語や文化に関する調査、③エヴェンキ族、モンゴル族などの伝統文化の「商業化」や問題について調査、④環境問題(旱魃、砂漠化や異常気象など)が牧畜業に与える影響についての調査、⑤資料収集。	① 草原エヴェンキ族及び周辺のモンゴル族の草原の利用方法や今直面している問題を調査した。②草原地域におけるエヴェンキ語を保持できる環境及び原因を調べた。③エヴェンキ族研究会が主催した「民族文化継承の諸問題について」の会議に出席し、発表、討論に参加した(場所はエヴェンキ族政府所在地-南屯)。④黒竜江省社会科学院・文学研究所の研究者と赫哲族の叙事詩「伊瑪堪」についての中国側の研究成果、伊瑪堪の保護及び伊瑪堪を通じて民族文化・言語を保護する課題をどう進むべきについての討論会を開催した。
2016年8月	ステンフ、阿部	内モンゴル自治区・ホロンバイル市・エヴェンキ族自治旗、根河市・敖魯古雅エヴェンキ郷、北京市	①エヴェンキ族自治旗の吉登嘎查(ジェドン村)で、(狩猟衰退に伴う)観光化で村興しについて調査、②エヴェンキ族自治旗とエヴェンキ研究会が主催した「思沁夫エヴェンキ研究20周年記念」シンポジウムで講演、「明日のために語るエヴェンキ文化」ワークショップを開催、③根河市・敖魯古雅エヴェンキ郷で、トナカイを利用した観光を調査した。	①エヴェンキ族自治旗とエヴェンキ研究会が主催した「思沁夫エヴェンキ研究20周年記念」シンポジウムで講演、「明日のために語るエヴェンキ文化」ワークショップを開催した。②観光が夏に集中する当地域の観光業と民族文化の保護とどう進むべきかを実際見ることができた。

表2 鄂温克族、鄂伦春族と赫哲族の人口、居住地域や都市化と多元化・細分化の現状

民族	人口*	都市人口	主要居住地	主要生業	民族文化象徴***	国民教育用語	通婚民族	日常用語****
鄂温克	30,875人	60%	内蒙古自治区 鄂温克族自治旗 达胡尔族自治旗 阿荣旗 根河市 牙克石市 海拉尔市 黑龙江省 讷河县 等	牧畜 農業 トナカイ飼育 林業 その他**	トナカイ 狩猟、牧畜、白樺 文化、大興安嶺、 シャーマニズム	漢語、モンゴル 語	ダフル族 漢族 モンゴル族 その他	漢語、エヴェン キ語、モンゴル 語
鄂伦春	8,700人	50%	内蒙古自治区 鄂伦春自治旗 牙克石市 海拉尔市 根河市 黑龙江省 塔河县 呼玛县 等	農業 林業 観光業 その他	狩猟、騎馬狩猟、 白樺文化、大興安 嶺、シャーマニズ ム	漢語	漢族 その他	漢語 オロチョン語
赫哲	5,354人	70%	黑龙江省 街津口赫哲族乡 八岔赫哲族乡 四排赫哲族乡 同江市 绕河县城 哈尔滨市 等	漁業 観光業 飲食 その他	漁業、伊玛堪(叙 事詩)、魚皮衣、松 花江、乌苏里江、 黑龙江、シャーマ ニズム	漢語	漢族	漢語

\* 人口は2010年中国全国第六次人口普查(国勢調査)によるものである。

\*\* 「その他」とは給料、個人ビジネスなどを意味する。

\*\*\* 「民族文化象徴」とは周辺民族、主流社会から見られるものと自分も発信しているものの中である程度一致したものを選んだ。

\*\*\*\* 母語(エヴェンキ語)の使用状況には地域差が存在する。一般的に言えば、都市部より、草原、森ではよく使う。また、若い人より40歳以上の方が良く使う。

山開発、森林伐採などの大規模開発を推進した結果、現在ほとんどの少数民族の自治地域でも漢族が人口の多数を占めるようになった。

我々の4回に渡る現地調査では多くのデータ、文献資料を収集したが、紙幅の関係により冒頭で述べた通り、「民族文化の継承」と定住後の生業の変化に焦点を当ててまとめた。

言語学上、赫哲族、鄂温克族、鄂伦春族は同じ満・ツングース語族(=共通性)に分類される。言語と文化的に類似性があることは人類学的調査研究でも明らかになりつつある。また、森の動物、植物や川魚を利用する生業、シャーマニズムを中心とする自然観と宇宙観を形成させた。つまり、歴史上、この3つの民族は東北地域・アムール流域、東シベリアなどを舞台に民族形成と民族間関係を構築してきた。言い換えれば、赫哲族、鄂温克族、鄂伦春族はこれらの地域の「先住民」である。

しかし、3つの民族の今日的状況は、16世紀以降の東北アジア地域の覇権・領土や植民地政策と深く関わっている。ロシアの領土拡大はシベリ

ア地域の支配権と資源利用権を獲得しただけではなく、ロシアと清朝間の領土に関する公約は赫哲族、鄂温克族や鄂伦春族の主体性を無視したものであり、結果的に民族-文化内の分断を生じさせ、生業や文化を維持する上で様々な問題が浮き彫りとなった。

例えば、鄂伦春族はトナカイ放牧とトナカイを利用した狩猟を主な生業としていたが、清朝による大興安嶺への移住後は、トナカイを失い、清朝政府や蒙古族からウマを入手し、ウマによる狩猟という新たな生業を獲得した。また、鄂温克族は鄂伦春族と同じ理由でアムール川を渡り、さらにホロンバイル草原へ派遣されたために、モンゴル人やダフル人と混住し、草原の遊牧生活を生業としたと考えられる。

しかし、16世紀～20世紀半ばの東北アジアの地政学的な変化と大規模な漢族の移住は、赫哲族、鄂温克族、鄂伦春族を取り巻く環境を大きく変え、彼ら少数民族は政治的、経済的に従属される状況に陥った。しかしながら、このような状況下において、従来の生業が維持された地域も多く、ほと

んどの地域で定住化は進まなかった。

本来はこれらの民族の変化を少なくとも16世紀から見ないと出来ないが、プロジェクトの目的から、本報告では社会主義政治制度の樹立に伴い導入された定住化政策に焦点を当てる。

定住化政策は1950年代から中国共産党政府によって強制的に導入された。しかし、定住化を実現させるプロセスは、地域によって異なっていた。赫哲族は1980年代までに定住化政策は実現したが、鄂倫春族は1990年代後半から定住化を全面的に導入し、鄂温克族はトナカイ飼育の問題で定住か、森の生活かという選択の問題で未だに議論が続いている。

定住化は1980年代までは政治・イデオロギー的な理由（文明開化）によって行われていたが、1990年代以降、定住化はしばしば森林保護、資源枯渇の理由から言われるようになり、やむを得ない選択として考えられるようになった。

従って、1950年代後半から2016年までの約70年間定住化政策の実施により、3つの民族の社会変化は著しく、あらゆる領域に及んだと言える。表2は、この3つの民族の社会変化を生業、言語を中心にまとめたものである。表2より、定住化の結果、漢化が著しく浸透し、従来の生業もほとんどなくなりつつあることがわかる。

## 2 赫哲族について

ナナイ人を中国語では赫哲族と表記する。赫哲族は黒竜江の川魚、狩猟民である。彼らは社会主義成立以前に清王朝の支配下にあったが、アムール流域におけるロシアの侵入は、赫哲族を2つに分断し、この帝国を引き受けたソ連と中国はナナイと赫哲の別名で登録された。赫哲という中国語表記は「清聖祖実録」にもとづく。社会主義以降においても赫哲は正式な表記となった。ここでは混乱を避けるため中国語の表記に従い、赫哲族とする。

中国の赫哲族はアムール川や烏蘇里江（ウスリー川）流域に分布し、漁労および狩猟で生計を立てていた。1949年、赫哲族の居住地域は中国の共産政権下に置かれ、中国社会主義制度に組み込

まれた。当時、街津口、八岔の赫哲族はそれぞれ自然村として登録され、饶河县四排の赫哲族は若干人口が多かったため、行政村となった。1956年、中国初の赫哲族の民族郷（民族自治地域）である八岔赫哲族民族郷が誕生した。民族政策の回復により、1984年、街津口の街津口村も赫哲族民族郷となった。同年、佳木斯市郊外の敖其の赫哲族も赫哲族村を結成し、1985年、双鴨山市の饶河县四排村においても赫哲族民族郷が誕生した。2003年、扶遠県では抓吉赫哲族、南崗においても赫哲族村が誕生した。以上が中国における赫哲族の居住地域となっているが、そのほかにも赫哲族は進学や就職の関係でハルビン、北京、佳木斯などの都市に少数ながら暮らしている。

赫哲族は基本的に漁労、狩猟を生業としている民族だったが、社会主義制度に組み込まれることによって、彼らの生業が大きく変化しただけでなく、赫哲族の民族言語、文化、信仰などにおいても変化が生じた。1990年、黒竜江省政府は赫哲族の経済発展を目標に、以下の方針を打ち出した。赫哲族の定住化、農業の基礎産業化、様々な業種を組み合わせた安定的な発展を図るといった内容であった。この根本的な政策転換によって、赫哲族は漁民から農民、会社員、公務員など様々な身分を持つことになり、狩猟は動物の減少や環境破壊の要因であるとされたため全面禁止された。農民となった赫哲族は主にトウモロコシや小麦などを生産するようになった。積極的な定住化政策および文化の発展という政治的意図のもとで赫哲族の本来の文化は急速に失われていったのである。例えば、黒竜江省の饶河县四排赫哲族郷では、全民族郷には87世帯、212人が暮らす。狩猟民は18人、つまり全体の8.5%であり、その他の住民は農民145人（総人口の68.4%）、公務員8人、会社員などが12人である。

政治的な統合や居住地域の漢化、漢語による国民教育などにより、赫哲族の母語を話せる人々がほとんどいなくなった。伝統的な慣習や文化、母語の消失という現状から、赫哲族と政府に要請し、1990年代以降は伝統文化の保護活動が行われるようになった（表2を参照）。例えば、民族祭の復活や民族言語の授業、機会の提供などが行われて

きた。以下、赫哲族の伝統文化を代表する伊瑪堪叙事詩を例に、民族の伝統文化の継承の取り組みとその課題について考察する。

伊瑪堪は元来は赫哲族の叙事詩である。戦争、自然や恋愛、宗教的な思想も含み、赫哲族の文学や文化において重要な位置を占める。伊瑪堪には戦争、あるいは神と悪魔との戦いなどの壮大なテーマとした英雄武勇伝のような長謡スタイルもあれば、日常的なわかりやすい長編または短編で歌や演奏が行われる。伊瑪堪は基本的に家族伝承あるいは弟子入りによって長年伝承されたものである。伊瑪堪の歌手は尊敬の的である。民族の文化のほか様々な歴史的出来事を巧みに歌い、演奏するため歴史をよく知る人物でもある。

黒竜江省の赫哲族では伊瑪堪の歌手は継承されてきたが、1990年代以降、言語の消失によって伊瑪堪が危機的状況に陥った。(また、母語の衰退のほか、伝統芸能者、あるいはシャーマンが政治批判の対象となった中国の文化大革命など政治的運動とも無関係ではないと考えられる。)そこで伊瑪堪の歌手および文化習慣を保護する活動が赫哲族の間で高まり、2006年、伊瑪堪が中国の国家無形文化遺産リストに登録された。また、赫哲族は伊瑪堪という独自の口承文化、魚の皮で衣服や工芸品を製作する技術が発達していたため、国家非物質文化遺産にも登録された。さらに2009年、伊瑪堪はユネスコの非物質文化の中でも最も保護の緊急性の高いリストに登録された。

伊瑪堪の国およびユネスコの無形文化遺産の登録に伴い、伊瑪堪は国際的支援の対象となり、黒竜江省の社会科学院や民族事務宗教局などを中心として、伊瑪堪の保存が少数民族の文化保存の重要課題として認識されるようになった。これまでに伊瑪堪文化の継承のため、3つの地域において伊瑪堪文化伝承所が設置された。佳木斯郊外には2008年8月に呉明新という歌手が、自ら資金を集め設置した伊瑪堪伝承所がある。彼は無償で同族あるいは他の民族の人々に伊瑪堪の魅力、芸術性を伝えている。彼の積極的な働きかけと地域の人々の要望により、佳木斯市は同年暮れに非物質文化遺産保護センターを設立し、伊瑪堪や魚皮で様々な民族衣装や伝統芸能品を製作する物質的条

件の提供を保証し、一部の活動資金も提供するようになった。2009年、敖其赫哲族村で(上記のセンターとは異なる)伊瑪堪伝承所を別途設置、伊瑪堪のみを学ぶ教室にした。しかし、ここでは運営資金を賄うため、生徒は1回のレッスン受講で50元を支払わなければならない。赫哲族の生徒がほとんどであり、中国人の参加は少なかった。我々が調査した2014年、教室には80名の参加登録があった。最年長者は70歳近く、最年少者は19歳だった。呉さんをはじめ、中心的な役割を果たした人々の尽力の結果、2012年には研修参加者によって主に構成された伊瑪堪合唱団が結成された。伊瑪堪の伝統的特徴を活かしつつ、現代風にアレンジし、イベントや民族祭りで演奏している。また、伊瑪堪文化の普及のため、過去のように日常生活を共にしつつ両親や年配者から伊瑪堪を学ぶのではなく、音楽指導員、あるいは伊瑪堪を文字化し、現代語訳したものの中でもさらに面白く、物語性が突出した作品を厳選し、教材を作成しているほか、合唱、演劇化している。これまでは主に民族小学校、幼稚園、民族祭りの場で披露されているが、漢民族からも評判を得ているという。伊瑪堪の音楽性、物語性の評価も高く、幼稚園や小学校では赫哲の母語学習にも活かす取り組みがなされている。

さらに2012年3月、同江市街津口で伊瑪堪の伝承教室が設置され、2013年、八岔においても伊瑪堪を学ぶ教室が開かれた。さらに、2014年、同江市にも伊瑪堪の教室が設置され、主に国のレベルの継承人、県が任命する継承人、呉明新、呉宝臣、優文蘭、優文凤、優秀雲、葛玉霞の6人が教員となり指導に励んでいる。ここでは教員数が多く、赫哲族の多い地域であるため、約16年の間に600人が学んだと言われている。

伊瑪堪の長編ではなく、短編、つまり5～10分間で歌う、新しいスタイルを採用し、生徒の母語の理解レベルを問わず、比較的覚えやすいように工夫を凝らしていたこともあり、多くの優秀な生徒が誕生した。卒業生の中で4人はすでに県レベルの継承人に認定されており、約50人は伊瑪堪の指導資格も取得している。

一方、八岔の教室では前述した名人たちが出前

講座を開講する機会が多い。現地には指導者あるいは継承人が不足しているため、生徒数が最も少ない地域だと言われている。だが最近、優秀な教員を受け入れた。彼女の名は呉桂凤である。赫哲族のなかでも最も有名な伊玛堪の語り手の名人、呉連貴の次女である。呉桂凤は伊玛堪の様々な民族の物語、伝承舞踊、音楽などの音楽素材を収集、調査中であり、地域独自の教材、演劇法を推進している。

伊玛堪は無形文化遺産登録や赫哲族の伝統継承人の採用と生徒指導の活動が功を奏し、継承人あるいは歌手、語り手が増加したというのはひとつの大きな成果だと考えられる。また、伊玛堪の継承推進を通じ、赫哲語の学習者が増え、赫哲語で語られる物語、文化に対する興味・関心も高まる傾向にあり、成果として十分に評価できる。しかし、課題も指摘しなければならない。

まず、完全に母語で伊玛堪、特に長編を記憶し、語ることでできる人物は2、3人しかいない。我々は2014年、呉明新に会い、インタビューした。呉明新は次のように述べていた。

一応は覚えるが、やはり物語というのは大まかに理解され、継承されており、細部は自ら考え、生み出さなければならない。私たちの中でも魚を捕る、あるいは狩猟の習慣はあるが、ほとんどの人間が定住村で生活を送っている。民族性をもとに完成させ、語ることは非常に難しい。ほとんどの若者は伝統的な生産活動に関与することはなく、昔の自然や人間の状況を知らないため、民族文化として考えるのか、個人的なものとして考えられるのか議論はあるだろうが、いずれにせよ伝わりにくいことが多く、教えられることはごくわずかである。本当の意味での伊玛堪の継承は不可能になりつつある。

また、伊玛堪を現代生活で語るというのは、考えられないわけではない。では、伊玛堪は民族分化の伝承なのか、それとも教育手段として考えるのか。私は、今は、教育手段、民族文化遺産の保護として受け継がれているような気がしてならない。赫哲族に愛される、生活に根差したものになっ

ていないのが現状である。中国語で教育を受け、学校以外の場所ではテレビゲームや中国語のテレビアニメなどとともに育った子どもたちである。彼らは赫哲族語もしゃべれない。伝統的な鬼や化け物、魚、動物が出てきて戦ったとしても、テレビアニメには勝てない。テレビアニメはより洗練され、子どもの心を虜にする。

世代によって大きな差はあると思う。これらの問題は、赫哲族の定住、社会変化とも絡んでいる。昔は氏族、あるいは大家族を中心に何家族かで川を船で移動しながら生活し、そこで伊玛堪が語られてきた。現在ほどの居住地においても他民族と結婚することもある。社会は核家族を中心に定住化し、単位（所属）、学校を通じ、村の集会は行政が設ける以外には実現不可能である。

村の結束力は弱まっている。伊玛堪は村があってこそ初めてその基盤が整う。村がなければ伊玛堪も人々に愛され、継承されてゆく意味が失われるのではないか。

資本の問題もある。世界遺産登録、文化の保護のため国内外から援助を受け、教室、教材、教員が確保できる。しかし、長期的視点に立った場合、どこまで維持できるのかが不安材料としてある。何をしようにも商業的な運営、消費者の視点が欠かせない（例えば、受講料50元は他の教室と比較すれば10分の1の費用だが、生徒が集まらない。無料でなおかつ他にもメリットがなければならない）。

我々は今回、アンケート調査を実施した。民族言語や文化に関する赫哲族を対象とした全体を網羅するような調査は行わなかったため、資料のように6つのテーマに分類して行った。以下に結果を報告する。

今回実施したアンケート調査の回答者は女性5名、男性7名の計12名（20歳以下が3名、20～35歳が3名、35～40歳が3名、50歳以下が3名）である。

質問と回答結果について説明する。まず、質問①「自分の民族言語をある程度知っているか」に対して単語程度と答えたのが8名。4名が全くわからないと答えた。質問②「自分の民族文化をあ

る程度知っているか」に対して10名はあまりわからないと回答したのに対し、残り2名がある程度わかると回答した。質問③「どんなとき、どういふ場面で自分は赫哲族と感じるか」に対しては、8名が生まれてから民族意識があると答え、小学校入学後が4名という結果だった。最後の質問④「自分の民族の文化に危機意識があるか」に対しては、7名が非常にある、4名はある、1名はあまりないと回答した。同調査では伊瑪堪に関する質問も行った。伊瑪堪という民族の語りを知っているかという質問に対しては、8名が知っている、4名が知らないと答えた。知っているという回答した8名のうち、少しでも歌えるのは一人だけであった。ハルビンやチチハル、佳木斯など黒竜江省では赫哲族の料理や舞踊の商業化を見世物にする商店や個人はいるものの、その主体のほとんどが他の民族、あるいは漢民族と結婚した赫哲族である。

赫哲族は鄂温克族や鄂倫春族に比べ、漢化が最も進行しているだけでなく、川魚の激減などによって生業がほとんど維持できなくなっている。この3つの少数民族のいずれも民族文化の継承は危機的な状況に立たされているが、なかでも赫哲族は深刻である。だが、国際社会、国家政府による保護プロジェクトによって保存、保護されており、民族文化に対する関心が高まりつつあることも事実である。今後、若年層が民族文化の継承にどのように継続して関わってゆくのかについて考える必要がある。ロシア側の赫哲族の場合は、伝統生活を保護し、ロシア語の影響もある中で赫哲語の話者が多い。近年、鄂温克族は、中露国境を越えて交流し、それが民族継承に良い影響を与えたと考えられる（思 2016）。つまり、ロシアと中国との少数民族間の交流がより盛んになれば、文化、言語の観点から相互に良いかたちで影響を与え合うことができるだろう。

### 3 鄂温克族

鄂温克族は本稿で取り上げてきた3つの民族の中でも最も人口が多く、生業も牧畜、トナカイ、狩猟、農業など多様であり、居住地域が最も広い（表2を参照）。本プロジェクトでは主に根河市の

トナカイを飼育する鄂温克族、鄂温克自治旗の鄂温克族を対象に現地調査を実施した（表1を参照）。本稿では字数制限と全体的なバランスを考慮し、根河市の鄂温克族について報告する。

大興安嶺の東北部には19世紀初頭レナ川流域から移住した鄂温克族が暮らしている。1930年代まで彼らはアムール川を渡り、中国側で生活を営んでいたが、ロシア側の鄂温克族とアムール川沿いのコサック人との交換関係や互酬関係を保持しつつ、トナカイ飼育、狩猟や採集など従来の生活形態を維持していた。1930年代～1945年までは関東軍の支配下に置かれ、ロシア側との関係が維持できなくなっただけでなく、関東軍に軍事的に利用された結果、非常に孤立的状況に置かれた。関東軍に反発し、ロシア側に逃げた家族もいたが、トナカイ飼育と狩猟は維持された。鄂温克族はロシア人による植民地統治と日本軍による統制と軍事利用を経験したが、定住せず、森を家として考え、森と様々な生き物とともに暮らすライフスタイルは変化しつつも維持されてきたと考えられる。

定住化と生業の変化は社会主義時代の経験である。（本稿で用いられている「社会主義時代」とは、中国の共産党勢力により樹立された、いわゆる「新中国」の時代を指す。）内モンゴルでは1947年、中国全国では1949年に共産党勢力下で新政府が設立したが、鄂温克族が暮らす大興安嶺東北部では、1950年代に突入後、新政府が政権を掌握し、「新社会＝社会主義社会」を構築し始めた。

鄂温克族が経験した社会主義時代は、以下大きく3つの時期に分けて整理することができる。

- ・1950年代～1970年代半ばまで・・・政治統合の時代
- ・1970年代後半～2000年・・・市場経済化の時代
- ・2000年以降～現在・・・観光化の時代

ここで注意したいのは、根河市の鄂温克族はエルグナ河流域に定住村を設置したことである。中ソ対立や鄂温克族の抵抗などの理由によって定住村は内陸部へ移転させられた。定住村および移転理由、村の人口などについては図1をご覧ください。



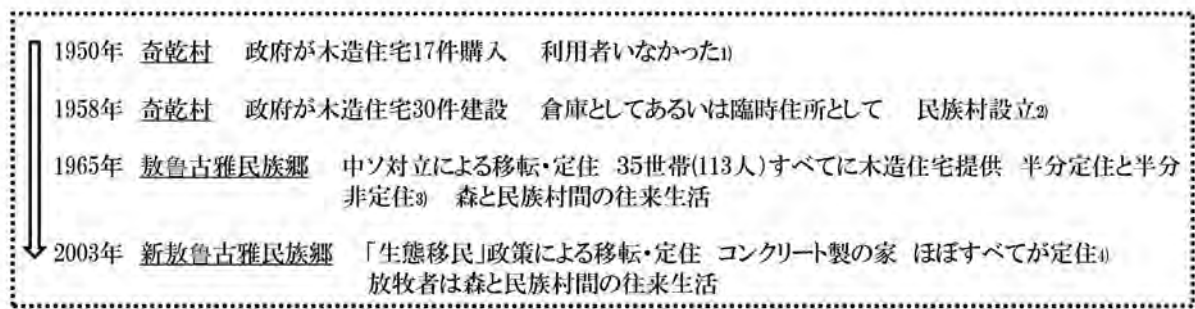


図1 エヴェンキ人の定住化の流れ(1950年～2003年)

- 1) 政府は強く勧めたが、家が倒れるかもしれない、町は汚いなどの理由でエヴェンキ人は誰一人利用しなかった。また、地名、行政単位(名称)などは参考図を参照していただきたい。
- 2) 1957年、エヴェンキという自称する各地のエヴェンキ人を「鄂温克族」として正式に認め、民族登録を行った。民族登録に従い、エヴェンキ人が多数を占める村を「～鄂温克民族郷」と呼ぶようになった。例えば、奇乾村を「奇乾鄂温克民族郷」に変えた。
- 3) 郷で仕事する人は定住したが、狩猟とトナカイ飼育に従事する人たちは、一年の大半の時間を森とキャンプ地で過ごしていた。
- 4) マリヤ・ソさんなど2、3人は定住を拒否し続けていた。また、トナカイを飼育している人たちはキャンプ地(森)と郷を往復している(平均して一年の内、4分の3は森、4分の1が郷)。2つの家を持っていると理解する人と家は郷で、キャンプ地は仕事場と思う人に分けられる。

#### (1) 敖魯古雅鄂温克族郷の紹介

敖魯古雅鄂温克族郷(以下、“民族郷”と称す)は、1965年、根河市の最北部に設置された定住村である。2003年、根河市政府の狩猟完全撤廃、観光業を産業の柱として推進する指針に伴い、敖魯古雅から根河市郊外に定住村が設置されたが、村名は変更せず、敖魯古雅鄂温克族郷のままである。鄂温克族(狩猟民)は従来の狩猟生活をやめて移民せねばならず、新たな発展の道を求めなければならなくなった。

民族郷は「中国のトナカイ文化の故郷」、また「白樺文化の故郷」として知られており、根河市の唯一の民族地域一郷である。民族郷の大半を占める鄂温克族は中国で唯一トナカイを飼育している人々であり、独自の狩猟、トナカイ文化、シャーマニズムや白樺文化などを維持しており、環北極圏文化圏の一部を構成している。

新しい村は政府の予算で建設され、5.4km<sup>2</sup>に62世帯、170人(うち116人の鄂温克族)が住む予定である。

#### (2) 民族郷の経済発展方針

民族郷の移転と狩猟禁止に伴い、狩猟民の生活は大きな影響と被害を受けた。民族郷の経済現状

を打開し、狩猟民の生活状況を改善させるため、民族郷政府は“観光業によって民族郷の経済を活性化させ、民族文化を継承し、郷人の生活水準を向上させる”ための経済発展方針を定めた。この新方針のもとで、民族郷は特にトナカイ飼育と観光業を民族郷の柱産業としている。

##### a. トナカイ飼育の拡大を図る戦略

トナカイ飼育は鄂温克族の従来の経済の構成部分であるが、原始的な・非合理的な放牧方法や放牧環境の変化などにより、トナカイの全体数は減りつつあった。また、トナカイの利用も材料提供レベルにとどまっていた。

2013年7月、第五回世界トナカイ放牧者大会(Aoluguya China 2013 The 5<sup>th</sup> World Reindeer Herders' Congress)が初めて中国根河市・敖魯古雅鄂温克族郷で開催された。大会ではトナカイ文化を中国国内へ紹介できただけでなく、世界の国や地域に向けても発信できた。今回の大会を機にトナカイ飼育産業の発展が期待されている。また、民族郷ではトナカイの恵みを利用し、加工および商品化の拠点化する。2012年末の時点で、トナカイの総頭数は1,200頭に達し、2005年より20%も増加し、トナカイ飼育者数も70人(24世帯)と、7年前より20人近く増えた。



2013年2月の時点では、トナカイ飼育者は以下8つのキャンプ地に分かれてトナカイを放牧している。

i. 瑪利亞索(マリヤ・ソ、80代)のキャンプ地は民族郷から260km離れており、トナカイは阿龍山林業局の北部で放牧している。

ii. 楊双虎(ヤンソウホウ、50代)のキャンプ地は民族郷から230km離れており、トナカイは阿龍山林業局の中部で放牧されている。

iii. 巴拉杰依(バラジェイ、70代)のキャンプ地は民族郷から210km離れており、トナカイは阿龍山林業局の南部で放牧されている。

iv. 达瓦(ダワ、50代)のキャンプ地は民族郷から140km離れており、トナカイは金河林業局/嘎拉牙作業区内で放牧されている。

v. 达玛拉(ダマラ、50代)のキャンプ地は民族郷から90km離れており、トナカイは金河林業局/达赖沟作業区内で放牧されている。

vi. 索玉兰(ソユラン、40代)のキャンプ地は民族郷から40km離れており、トナカイは根河林業局/静岭作業区内で放牧されている。

vii. 布冬霞(ブドンシャ、40代)のキャンプ地は民族郷から46km離れており、トナカイは根河林業局/上央格气作業区内で放牧されている。

viii. 古文強(コブンキョウ、40代)のキャンプ地は民族郷から45km離れており、トナカイは根河林業局/乌力库玛作業区内で放牧されている。

2008年、政府は88平米の建物(家)を62世帯に提供し、無料でテレビ、ベッドなども用意した。民芸品製作、旅行ガイドなどの研修も頻繁に実施している。2012年には、「家庭旅行合作社」を設立し、2014年の時点で23世帯の鄂温克族が加入した。現在、年間1万人の旅行者が訪れ、年収20万元に達した。さらに観光の規模は民族郷とその周辺地域から、布冬霞、索玉兰、古文強のキャンプ地まで広がっており、台湾、香港、韓国、ロシアや日本など海外からの旅行者も訪れるようになった。

#### 布冬霞

1996年～2002年まで、筆者は毎年民族郷を訪問している。2009年、2013年にも再訪した。鄂

温克族との長年の交流から、彼らの生活は確かに良くなってきた。2013年3月、田口教授ら4名と民族郷訪問の際、布冬霞の夫(肖二、漢族)は青島缶ビール、2ケースを家外から持ち出し、我々を招待してくれた。青島缶ビールは現地では最も価格の高いビールであり、ケース買いは2000年より以前はどの家庭も考えられないことであった。また、タバコ(1箱15元以上)も高級なものを吸っていた。

現在の生活に関する質問に対して、布冬霞は「先生が学生の頃に調査に来た時に比べれば、何倍も良くなったと思う」と余裕の笑みを浮かべながら答えた。当然ながら経済レベルは家庭によって異なるが、トナカイをよく飼育すれば、あるいは別の仕事に精進すれば、(沿海地域に比較すれば差があるかもしれないが)生活に困ることは特にならない。

我々は布冬霞のキャンプ地も訪問した。テント内では物が充実し、清潔さは本当にキャンプ地なのかと疑ってしまうぐらいに驚いた。彼女は民族郷でトナカイ飼育と観光業を融合させたビジネスに乗り出し、成功した女性である。民族郷やホロンバイル市女性連合会から表彰され、民族郷では「有名人」になっていた。しかし、布冬霞もトナカイ飼育を継続されることは容易でないと心配していた。彼女たちの心配は主には後継者と放牧環境であった。

2000年まで、鄂温克族の中で大卒は一人(柳芭、巴拉杰依の娘)、専門学校卒は4人であった。また、民族郷を離れた者も4、5人しかいなかった。ほとんどの鄂温克族にとって、民族郷政府で勤務するか、トナカイ飼育で生計を立てるという2つの選択肢しかなかった。獲物不足と大型機関銃が政府により没収されたため、狩猟はほとんど行われていない。社会主義時代においても狩猟は最も重要な収入源であった。また、鄂温克族男性はほぼ全員(子どもを除く)が狩猟民になるため、狩猟は鄂温克族にとって「作業場」である。つまり、狩猟の崩壊は鄂温克族の貧困化と鄂温克族男性の「社会病理現象」を拡大させる最大の要因になったと考えられる。

2003年、根河市郊外への移転に伴い、鄂温克

族の子どもたちは根河市内の学校に通うようになり、大学や専門学校の合格者が大幅に増加した。しかし、この変化はトナカイ飼育に新たな課題をもたらした。布冬霞が懸念していた後継者の問題である。彼女自身も一人息子をできれば大学に行かせたいし、町の安定した仕事に就かせたい。トナカイ放牧は非常に肉体的にもきつい仕事で、本当に好きでないと継続できない。また、放牧環境が悪化しているためリスクも高い。布冬霞は恐らく自分たちの代で放牧者はいなくなるだろうと悲観していたが、筆者は別の要因も考える必要があると思われる。その要因とは、1つは現在のトナカイ放牧の現状であり、もう1つは「トナカイ文化」に対する理解である。

前に紹介したように、現在、トナカイは8つのキャンプ地で飼育されている。いずれのキャンプ地も多民族構成である。トナカイの所有者(名義人)は鄂温克族が多数を占めるが、トナカイの世話やキャンプ地の運営は漢人、モンゴル人に依存しているだけでなく、ほぼすべての家庭が多民族構成である。さらに鄂温克族の男性飼育者は込瓦、波濤、維佳の3人だけである。つまり、トナカイ飼育はすでに外からやって来た人々によって維持されている。また、30代、20代の飼育者はどのキャンプ地にもいないという。

2002年2月、筆者の知人の鄂温克族と電話で「拜年(新年の挨拶)」を交わしたとき、民族郷が敖魯古雅から根河市の郊外に移転するかもしれないという「うわさ」を聞いた。筆者はその「うわ

さ」の真実を確認するため、2002年8月2日～8月15日に現地滞在した。本格的な移転は2003年に実施されたが、ダマラなど3世帯は政府専用車ですでに根河市郊外にやって来ていた。

今回の移転に対し、多くの鄂温克族は反対した。特にマリヤ・ソは最後の最後まで反対し、政府の工作に応じなかった。子どもたちや他の鄂温克族の要請も断った。CCTVの「最後の狩猟部が生態環境のために移民した」という移転に関する特殊番組のマリヤ・ソに対するインタビューで、彼女は「トナカイと森を分けてはいけぬ。トナカイと私を分けることもできない」と移転しない決意を強く表明していた。テレビ出演後、この頑固なおばあちゃん(中国では“最後の酋長(最後の氏族長)”)と呼ばれている)と移転問題は、多くの反響を呼んだ。

女性猟師のなかでも特に著名なのは、2003年に下山し、2012年度のホロンバイル十大杰出女性提名奨(=奨励賞)に選ばれた布冬霞(38歳)である。奨励賞を受賞した理由として2つあげられる。ひとつは、森での生活が長く、トナカイ放牧に従事しているからである。もうひとつは放牧生活を通じ、鄂温克族の文化を発信したからである。

布冬霞は長年、山で暮らしているので生活基盤は森にある。静かでトナカイがいる森の生活が大好きで、定住地である敖郷には慣れないため、あまり好まないという。政府から敖郷に無料で提供された立派な家(78㎡)があるにもかかわらず、年間を通して1ヶ月しか滞在しない。今回、布冬

表3 鄂温克族女性四世代間の意識・価値観の比較

氏名	牛拉(ニューラ)	芭拉杰依(バラジェイ)	柳芭(リュウバ)	瑤娜(ヨナ)
関係	祖母	母	娘	孫
生年月日	1905/5/1～1997年7月	1942年4月5日～	1960年春～2002年8月11日	1994年10月9日～
身分	シャーマン、トナカイ飼育者	トナカイ飼育者、村診療所スタッフ	画家、無職	デザイナー
使用言語	エヴェンキ語	エヴェンキ語と中国語	中国語とエヴェンキ語	中国語
生まれた場所	森	森	奇乾鄂温克郷	恩和郷
生活の場	森(キャンプ地)	定住村と森(キャンプ地)	ない	町
家	テョム	定住村の家とテョム	ない	町のアパート
趣味	トナカイと一緒に	トナカイと一緒に	絵を描く、民芸品を作る	流行歌を聴く、映画を見る
住みたい場所	森(キャンプ地)	敖魯古雅定住村と森(キャンプ地)	分からない	北京
特技	毛皮の利用、唄、儀礼など	毛皮・白樺皮の利用など	毛皮で芸術品を作る	四川料理
信じていること	トナカイやエヴェンキ人を守ってくれる神たち	母たちが信じている神と自分	ない? わからない	自分の能力
守りたいもの	トナカイ、同じ氏族の人々	孫たちとトナカイ、私たちの習慣、技術を伝える 外部から文化を守る	初恋の気持ち	おばあちゃん(芭拉杰依)とエヴェンキ文化
郷の未来について	?	トナカイは危ない。孫たちは政府の支援があるので、大丈夫と思う。	お酒あれば明日ある。貴方はシャーマンか、なぜ未来を聴くのよ。悲しい	明るい。政府が支援している。たくさんの方が支援している。

牛拉と柳芭のデータは思沁夫2003年「トナカイエヴェンキ人の現状と対応」に基づいている。芭拉杰依と瑤娜に関しては、2013年と2016年の調査。

霞は表彰大会出席のため一時的に森から出てきた。

布冬霞は現在、山でトナカイを放牧しつつ、観光事業にも携わっている。毎年6月初めから10月頃にかけて、大勢の観光客がやってくる。旅行会社は政府部門の担当者を経由せず、直接、布冬霞に連絡を取り、観光客を山に連れて行くと言う。香港や台湾からの観光客が多く、「布冬霞原始部落」という名の施設でトナカイを飼う鄂温克族の生活体験ができるツアーが人気だという。

観光客は100元（1元約16円）を支払えば宿泊プラン（食事込み）が用意される。旅行代金も直接手渡すため、布冬霞の収入になる（免税されると言う）。また、漢方薬の一つとして人気の袋角（鹿茸）の販売では、観光客と直接やりとりをし、おおよそ1キロ2,000元（約3万円ぐらい）の価格で販売している。（ところで、同じ袋角を政府に売の場合、1キロ800元（約1万2千円ぐらい）で、さらにそこから20%の利益を政府に支払わなければならないため、手取りは600元（9千円～1万円）ぐらいしかない。それゆえに、布冬霞はめったに政府に売らないのだそうである。）

実のところ、根河市でいち早く観光業に目を付けたのは布冬霞ではなく、獣医の呉葛軍だった。しかし、呉の観光活動はあまり長く続かなかった。後に観光事業に着手し始めた布冬霞のほうは、知名度が次第に上がっていった。それは、布冬霞の観光事業を実施するため山にいるのではなく、自分が山の住人だから観光を取り入れただけだという姿勢や彼女の価値観、考え方に旅行者や観光客が魅力を感じたところにある。

しかし、布冬霞のトナカイ放牧も年々厳しい状況に直面している。2013年3月では70頭のトナカイを飼っている。30頭以上の出産を見込まれているが、損失も大きいという。2012年は人為的な損失が6頭（雌のトナカイは1頭2万円ぐらいで取り引きされている）だったという。損失理由は地域住民による殺害と難産である。毎年9月になると、近くに住む住民たちが森に入り、木の実を収穫する習慣はまだ残っている。トナカイも木の実を食べるため、人間と衝突し、殺されてしまったりすることが多い。また、繁殖シーズンでは、難産による死も少なくなかったそうである。

しかし、損失が大きいと言っても、トナカイ放牧をやめることなど一度も考えたことがないそうである。布冬霞はトナカイを家族として愛している。だが、布冬霞の息子は母と異なり、トナカイを家族の一員だとは思っていないようである。息子はトナカイの袋角だけを欲しがらる。息子は幼い頃、山に行くのは好きだったが今は嫌だと話す。24世帯のトナカイを放牧するほとんどの鄂温克族たちは次のように考えている。この地域の鄂温克族の30歳以下の若者のほとんどが山に行きたくない。山に行く人は35歳以上の人がほとんどで、銃を所持していないため、子どもに継承してほしくないという。

トナカイ放牧は鄂温克族の文化の象徴とも言える。若者たちが継承しない限り、トナカイ放牧の文化が失われてしまう恐れがある。筆者は自民族文化の危機的状況に自ら抵抗したくないのか、それとも銃がないから抵抗できないのか、と尋ねたことがある。

「漢文化の流入は仕方ない。大きな力だからだ。自文化を守りたいのだが、現実の生活がもっと大切だと思っている。2005年、林業公安局が銃を禁止した。銃があれば、自分の文化も伝えたい……」と布冬霞は言った。

また、祖父母や親、自分の代の3世代を通して、最も異なる点は何かと尋ねたところ、布冬霞は「私が漢語を話せることだ」と即答した。

漢文化がますます浸透し、人々は外来文化を学んでいくうちに鄂温克族の文化が消えつつあり、蓄積された民俗知も失われつつある現状について、郷政府は従来の文化保護政策は打ち出されているのか問うた。布冬霞は「学校で子どもたちに鄂温克語を教えることなら行われている」と話した。

布冬霞は続けた。「消えつつある鄂温克族の文化を守りたいが、守ることができない。条件が整えば、トナカイ頭数を増やしたい。現在、根河の鄂温克族が放牧するトナカイは（政府は1,400頭と宣伝しているが）700～800頭しかない。自文化を守り、後世に伝えたいのであれば、まずトナカイ飼育を着実にいき、規模も拡大したい。」  
教郷ではトナカイを飼いならず人々に対しては懂

れを抱くのだが、現実とは別である。町での生活に慣れた鄂温克族たちは、森の生活には戻れない。62世帯中、38世帯はトナカイに関わるもの（漢方薬や芸術品、絵画など）の販売店を営みながら生活している。

筆者が、銃を所持し、再び狩猟するとなればどのようなメリットがあるのかと尋ねたところ、布冬霞は、鄂温克族は山を好むため、銃があれば山に行きたい、狩猟に出掛けたいのだと答えた。毎年、様々な会議の場で銃を申請しているが、簡単に許可が下りることはない。銃の要請は単なる狩猟のためだけではない。トナカイを守るためでもある。木の実の採取を目的に森に入る漢人たちはあちらこちらで罾を仕掛け、密猟者もいることから銃が必要とされている。

鄂温克族にとってトナカイだけでなく、銃も重要である。銃がなければ獵師とは呼べない。そのため「獵師」から「放牧者」に変わり、「敖鲁古雅猎民」（敖鲁古雅の獵師）を「敖鲁古雅驯鹿人」（敖鲁古雅の放牧者）と呼ばれるようになった。政府による銃禁止のひとつの理由は「環境破壊の防止」である。しかし、敖鲁古雅の副郷長于兰によると、政府は定住政策による移民たちを「生態移民」と呼ぶが、本来は「人為移民」のほうが言い方として相応しいのではないかと皮肉っていた。400年の歴史をもつ人々が生態系を破壊することなく暮らしてきた。環境破壊は鄂温克族のせいではない。ヨーロッパやアメリカなど先進国の政策に影響を受けた結果のひとつとして環境破壊が行われたにもかかわらず、環境破壊の要因を鄂温克族の行為にあるとして追及してはならない、と于兰は指摘している。

于兰によると、今でも40歳以上の人間ならば、山での生活についてまだ記憶が残っているが、若者のみに頼れば伝統文化の継承が困難である。しかし、鄂温克族は銃のジレンマに遭遇している。現在、鄂温克族は銃を申

請し続けているが、一向に実現できない。政府の主張にある、万が一何か発生すれば誰が責任を取るのかという問題を突きつけられる。

現在、銃を放棄した鄂温克族は観光業で生計を立てている。敖郷で定住生活を送る者たちは、絵描きもいれば工芸品の職人もいる。これらの作品を観光客に販売することで収入を得ている。作品を作ることができない人々は「家庭游」（日本でいうペンション）を運営し、観光客に宿泊施設を提供しつつ、山や森を自然資源にトナカイ放牧を体験させることで収入を得ている。（ちなみに、敖郷は中国の聖誕老人（サンタクロース）の発祥地とも言われ、冬季の平均温度はマイナス44℃に達する。）

### バラジェイ（芭拉杰依）

次にニューラ、バラジェイ、リュウバ、ヨナの女性4世代について述べる（表3を参照）。表3から、ふたつのことが読み取れる。まず、トナカイ鄂温克族は社会主義以降、約60年の間に森から町へと次第に居住形態が変化してゆき、彼らの町での定住化に伴い、生業、言語、生き方、価値観も変化したことである。私たちはバラジェイに関して、2013年冬、2016年夏にインタビューしたため、彼女のインタビューを中心に具体的にどのような変化が起こったのかみてみたい。

バラジェイは1942年、トナカイ出産間近の季節、つまり4月上旬に激流川（エルグナ川）支流で生まれた（図2を参照）。

1957年、奇乾村で政府により初の定住化が進め

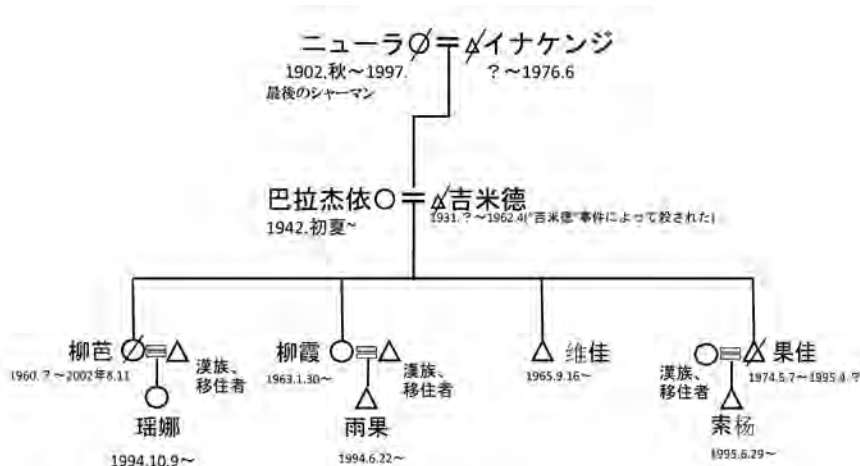


図2 芭拉杰依一家

られた。夫が旧満州の教育を受けたこともあって、中国共産党から副村長に選任された。バラジェイは中国語を学びつつ、看護師として村に定住した。しかし、共産党幹部や子どもたち以外、ほとんどの狩猟民は定住しなかった。

バラジェイと夫は村で生活していたが、1960年代、中国とソ連が対立し、奇乾村が国境アムール川沿いにあったためロシアからの移住者として疑われ、さらに植民地時代に日本の支配を受けたなど、様々な理由により内陸へ彼らに移住させることになった。

1962年、バラジェイの夫が漢族幹部に殺害された。この事件によってトナカイ鄂温克族は政府に対して強い不信感を抱いた。彼らは川を渡り、ロシアへ行くという「うわさ」が流れ、1964年に大興安林の満歸林業局まで移住させられた。

1965年末、敖魯古雅鄂温克族定住村が設置された。2003年に移住するまで敖魯古雅鄂温克族郷で過ごした。ほとんどの者が定住した。しかし、敖魯古雅鄂温克族郷の設置後、文化大革命がはじまり、バラジェイはソ連、日本スパイなど政治学習、思想改造などの批判と弾圧を受けながらも子どもを育てた。文化大革命の時にはトナカイは国家所有になったが、文化大革命が終息し、80年代の民族政策の復活によってトナカイは鄂温克族に戻された。看護師だったバラジェイは退職し、トナカイ放牧のため山に戻った。

ニューラ（バラジェイの母）は全く中国語ができない。満歸周辺の森で生活していたが、外部とのコミュニケーションがなかったニューラも政治的影響を回避することはできなかった。シャーマンだったからである。彼女の父もシャーマンだった。

1966年、ニューラは男性たちが狩猟に向かう前、儀礼をおこない、狩猟の無事を占ったのが最後だった。シャーマンは迷信として批判され、すべての儀礼が禁止された。当時はニューラの夫も含めて4人のシャーマンがいたが、衣服も没収され、儀礼用の道具や場所も焼き払われた。ニューラと夫は自分の衣服を政府に没収されないよう山中に隠したが、最終的に発見されてしまった。

リユーバ（バラジェイの娘）は勉強もでき、絵の才能もあった。鄂温克族で初の中央民族大学美

術学部に入學している。卒業後、内モンゴル人民出版社の美術編集部配属されたが、リユーバは町の生活に合わず、酒に頼り、人々と喧嘩を始めた。

リユーバは生活が難しくなったため、村に戻った。額爾古納市・恩和郷にかつてのトナカイ放牧者の恋人がいたためだったが彼はすでに事故で亡くなっていた。その後、恩和郷で中国人と出会い、結婚した。毛皮で絵を描いたりし、才能が発揮されたのも束の間、アルコール中毒になった。自分が何に属しているのかわからなくなった。リユーバは42歳という若さで40cmに満たない水中で事故死した。

バラジェイにはリユーバのほかにも4人の子供がいたが、末っ子は村の中学校を卒業後、祖父母と狩猟をしていた。彼はバラジェイの一番の誇りだった。さらにバラジェイ次男が森で結婚し、家庭を築き、トナカイ頭数も増え、幸せな時期だったなか、末っ子はトナカイ密猟者に殺されてしまった。長男は民族政策実施によって根河市公安局で職を得たが、町になじみず、村に帰った。リユーバと同様、彼も絵の才能があった。民族大学美術学部入学の機会が与えられたが、アルコール中毒に陥り、半年後には再び村に戻った。

1990年代以降はシャーマンが復活したが、ニューラはトナカイ放牧者として、森からほとんど離れることなく過ごし、生涯を終えた。ニューラは常に自分の言葉と森のなかで生きてきた。

バラジェイも森と村の狭間で、政府や様々な関係者との交渉、家族を守ることもあり、中国語もわかるようになった。しかし、バラジェイの子どもたちは絵の才能が認められ、中国で高く評価されたものの、絵の道に進まず、トナカイ狩猟民にもなれず、社会から見捨てられたという疎外感とともに生きてきた。

ここで、バラジェイ家族はちょっとした有名人であることについても触れておきたい。1990年より、CCTVがドキュメンタリーとしてリユーバ、バラジェイを中心に「聖なるトナカイ」というドキュメンタリー映画を製作した。バラジェイの孫たちが大学に進学したこともあり、「雨果（次女の息子）の運命」というまた別のドキュメンタリー

映画が上映された。その中でトナカイ鄂温克族を支援している団体や個人の支援で学校、大学に進学したことについて描写されていた。また、香港のテレビ局が長男の維佳の詩集出版についても触れている。

2003年、トナカイ鄂温克族の敦魯古雅から根河市への移動が全国ニュースになった。ここで大きく2つの議論が行われた。狩猟は動物保護政策によって不可能であり、狩猟対象である動物も減少したため、彼らは観光化や民芸品で生計を立てるために移住が強制された。一部の学者や年配のトナカイ鄂温克族は移住に反対した。一方で香港などの組織は移住を支援した。結局のところトナカイ鄂温克族は政府命令で移住することとなった。

2005年、遅子建『額爾古納河右岸』（人民文学出版社）が出版された。この作品にはトナカイ鄂温克族の生活が描かれた、第7回矛盾文学賞の受賞作品である。

そして2016年6月、バラジェイ『トナカイの角の上の彩帯』(作家出版社)が出版された。(なお、彩帯とは花嫁のシンボルであり、結婚にまつわる習慣である。)日本占領前、撤退後の事実に沿って描かれた、ほとんどノンフィクションの物語である。中国でも話題となった。一人の狩猟民が執筆者だったためでもある。(前述した『額爾古納河右岸』も彼らの生活をモデルにしているが、著者は数回の調査の結果に基づき書物を著し、受賞している。)

トナカイや狩猟が政府に、森も国、林業局に奪われてしまった。最後に残ったのが文化だが、ドキュメンタリーや研究、映画、書物というかたちで奪われている。抵抗ではないが、真実の、自分の文化を知ってほしいという意味でバラジェイは胆嚢ガンと闘病しつつ執筆したという。

バラジェイは我々のインタビューに対し、孫が2人いるが、リュージュの娘、次女の孫は経済支援をもとに大学に進学した。村の生活が昔に比べ大分良くなった。金銭的な支援を受けており、経済に困ったことはないが、トナカイや狩猟はできない。この事実をより多くの人々に伝えることは必要ではあるが、実現できておらず、焦っている。2010年、バラジェイは内蒙古自治区の無形文化遺

産の継承人になった。

## 4 鄂倫春族

### (1) 定住と禁猟が鄂倫春族の生活に与えた影響

鄂倫春族は、主に内モンゴル自治区と黒竜江省に暮らしている。内モンゴル自治区の鄂倫春族のほとんどは鄂倫春自治旗に集中している。今回の調査対象である狩猟民は鄂倫春自治旗全体で830人、自治旗の4つの行政村、7つの狩猟定住村に住んでいる。我々は今回、行政の中心である阿里河および2つの狩猟定住村で調査した。

我々は、阿里河鎮の鄂倫春民族研究会のメンバー、町に暮らす鄂倫春族、また2005年に設置された定住村(多布庫爾獵民村)の住民たちに聞き取り調査を行ったが、移動から定住へ、従来の生活様式から新しいライフスタイルへの変化、自民族の言語や風習、現在の生活状況、定住後の心境の変化など、多方面にわたって話を聞いた。

黒竜江省の鄂倫春自治旗は1951年に設立された。1953年から徐々に定住政策が導入されていったが、定住化を全面的に実施したのは1958年のことだった。1996年に狩猟禁止令が発令され、狩猟は出来なくなってしまった。2011年、新たな定住村(多布庫爾獵民村)を設置し、人々をこの村に住まわせた。以下、聞き書きのデータをもとに町や定住村に住む鄂倫春族の伝統文化の継承について述べる。

### (2) 町の鄂倫春族

鄂倫春民族研究会の紹介で、阿里河鎮のマンションに暮らす、矢継英(女性、65歳)に定住後の鄂倫春文化について話を伺った。獵師の父を持つ矢継英は黒河(新生隊)出身、山で生まれた。子どものころ一年中、移動生活を送っていたが、そのうちの短期間は山腹や河辺といった場所に住むこともあった。

矢継英は阿里河に嫁いだ。彼女の世代は、同じ鄂倫春族出身の夫を持つ者が多いが、若者の多くは漢族と結婚、自民族とは結婚しないのだという。なぜならば、若者たちは入学すれば好きな人ができる。自由恋愛なので出自は関係ない。もちろ

ん、鄂倫春族が同民族と結婚しないというのは、学校だけが原因ではない、ほかにもあるだろう。また、冠婚葬祭については、若者が火葬を選択するかどうかは自由だが、自分を含めわれわれは土葬を考えている。だが理想と現実はやはり乖離している。病院で死亡すれば、土葬は現実的に不可能である。家に老人がいるならば、土葬か火葬かについて考えることがあるが、老人不在の家は土葬にするかどうかなど気にしないそうである。こうして鄂倫春族の婚姻や葬式の儀礼は時代とともに変化している。

儀礼の変化だけでない。言語の継承も考えなければならない。鄂倫春族は言葉を持つが文字を持たない。若者たちは、家庭で老人の話す鄂倫春語を聞きとることはできるが、話すことはできない。現在、30歳余の青年のほとんどが鄂倫春語の能力が低く、孫たちの代にもなればますます理解できない。60歳以上の人間が亡くなれば、鄂倫春語の話者はほとんどいないことになる。

このような危機的現状を改善するため、民族自治区政策の一環として小中高校では鄂倫春語の教育を命じた。しかし、実行は難しいという。たとえば、全国には2,000人の鄂倫春族がいるが、皆居住地域が異なるため、実際に話す場所と機会がほとんどない。

筆者が矢継英に次のように尋ねた。子どもたちの間で自民族の言葉が話せなくなれば、鄂倫春族の文化がなくなるのではないか。矢継英は「言語が話せなくとも、民族が無くなることはない。言語も消失しないと思う。現在、子どもに言語教育をやっている」と話した。

では、なぜ矢継英が町に暮らすようになったのか。矢継英の故郷は、阿里河鎮から150kmぐらい離れた、古里というところにある。ここには新しい建物の平屋があり、良く設備されており、バスで2～3時間で到着する。古里では、戸籍上、200人以上の鄂倫春族が住むとされているが、ほとんどの人は子どものために古里を出て町に住むようになっている。

矢継英も孫のために町に住むようになった。学校には寄宿施設もあるが、心配なため孫に付き添う。矢継英は町の生活はあまり好きではないが、

孫のためだから仕方がないと考えている。獵民郷（前に暮らしていた村）には学校がないため、5、6歳で進学するために村から町へ出てゆかなければ進学できない。娘や息子は仕事のため、子どもの面倒は祖父母の役割となる。祖父母が孫の面倒を見るため、故郷から町に移り住むのは、中国各地でも多く見られる、決して珍しいことではない。幼稚園から高校卒業まで10年間以上の年月を要することから、矢継英も阿里河鎮在住歴は10年に達した。

町での定住生活は子どもや孫の世代にとって便利かもしれないが、矢継英の世代には不慣れなことが多々ある。一方で現在の生活は昔に比べれば確かに豊かになった。マンション暮らしは夢にも思わなかったという。昔、野菜やトウモロコシしかなかったような食事が、今では何でも食べられる。昔、下着から外衣まで皮の衣服しかなかったが、今ではいい服がたくさんある、皇帝に比べても負けない、と矢継英は話した。消えていく鄂倫春の文化に危機感をもち、何とか孫たちに伝えたい思いが伝わってきた。

定住前と後の生活の変化について質問したところ、当時の定住生活に慣れなかったことや苦労したことについて話してくれた。1955年、定住した頃の頃、農耕で生計を立てることが難しく、慣れることができなかった。周辺の漢族やダフル族の人々、また学校の教員が農耕について教えてくれた。大分苦労したが、1、2年ぐらい継続してできるようになった。現在は農耕が機械化されているため誰でもできる。

また、定住後も矢継英は農業を営みつつ、祖父母と共に山に出かけ、10日間～半月ぐらいの期間、狩猟しながら移動していた。1997年の銃禁止令の発令まで、農耕と狩猟の両方を営んでいた。矢継英は狩猟が好きだが、定住後も家のことが心配されるため、昔のように長期間は森に居られなくなった。我々は狩猟民であるため、農耕の生活には確かに苦労したが、一方、獲物が減少し、狩猟生活も苦しくなっていった。故郷にいたときからも農耕生活をしていた。町に来てから、故郷の自分の土地を他の民族に貸してある。

町に暮らす矢継英は、孫に昔の生活を忘れさせ



たくないことから、毎年、山に連れて出かけている。狩猟は矢継英の弟が、皮製品の処理は矢継英が教えている。

「豊かな環境」に暮らす孫たちに昔ながらの文化をどう伝えていくのか、と筆者が聞いたところ、家族全員が「民族衣装」を持っていると答えた。「子どもから大人まで、皆民族衣装を持っている。牛羊の皮を買い、皮の衣服は私（矢継英）が縫う。時折、狩猟に出かけ、1年間で8～10頭の獲物が獲得でき、その皮で作ることもあるが、政府の特別許可が必要である（禁猟してから、特別な時期のみ銃使用が許可される制度）。

鄂倫春族の狩猟文化や言語といった伝統文化が消えつつある中で、矢継英が「昔ながらの文化」を皮で作った「民族衣装」に託している気持ちは伝わってきたように思う。

### (3) 定住村（多布库尔猎民村）村民の生活状況

大楊樹鎮の管轄下にある「多布库尔猎民村」には、鄂倫春族の住民66世帯が暮らしている、うち猟師は197人がいる。2005年、彼らは生態移民や「易地扶貧工程」<sup>注1)</sup>プロジェクトのため、元の住まいである朝陽猎民村から大楊樹鎮の西4キロにある「多布库尔猎民村」に移住してきた。1995年に禁猟後、農耕するようになった。だが、一部の人々は農耕技術を持たないため、生活のために村を離れ出稼ぎに来た。

多布库尔猎民村に12,127畝の農地の中で、村全体の耕地は980畝ある（残りの耕地は個人が使用权を持つ）。人々は主に、種地（農耕）、務工（出稼ぎ、生産業）、吃低保（政府の補助金）で暮らしている。多くの猟師は「吃低保」（城鎮低保530元/人）で生活が成り立つ。10世帯あまり土地を保有しており、1世帯が豚を養殖している。

呉樹海村長によると、政府は猟師の生産性を向上させるため、観光事業に尽力している。生態農業や生態観光、養殖業などに投資し、多くの観光客を誘致し、「鄂倫春民俗旅游第一村」を名乗りたいと抱負を語った。

しかし、実際のところ、鄂倫春族の観光事業と言いつつも、観光客の見学などに関わる仕事を外部の人に依頼していた（給外承包）。その観光取

入の一部を村民の鄂倫春族に配分するようなシステムで運営しているという。

なぜ、鄂倫春族の村民自ら行動しないのか。呉樹海村長は村民たちに任せてしまうとコストが高くなるため、外部の漢族たちに依頼していると話した。例えば、漢族の野菜栽培は1gで2角に対し、鄂倫春族の場合は5角が必要、つまり2倍以上の費用がかかる。呉樹海村長は、鄂倫春族が観光事業を担うと、彼らはますます貧困化するかもしれないと続けた。

その理由の根底にあるのは、技術や価値観の観点から鄂倫春社会は「時代遅れ」とされ、社会主義後、瞬く間に4段階の社会形態（原始社会→封建社会→資本主義→社会主義）の変化を遂げてきた。しかし、鄂倫春族はその突然の変化を受け止める準備ができていない。技術および価値観の面においても、従来让生活様式や考え方を受け入れ、新たなものを巧みに吸収できていないのだということになる。それが、「鄂倫春民俗旅游第一村」と名乗りつつ、鄂倫春族以外の民族に観光業を任せる理由となっている。

一方で若者たちは村の観光事業よりもむしろインターネットに熱中している現状も村長が語ってくれた。現在、村では30歳代以上の人々はまだ鄂倫春語が話せるが、30歳以下や子どもたちにもなれば自民族の言葉も話せなくなっている。また、村を離れて進学する人や南方に出稼ぎに行った若者もあり、大楊樹鎮にはやはり漢族が多い。上述した鄂倫春族の社会現状にもとづき、政府は様々な福祉政策を実行している。例えば、小学校から大学までの学費や村人の医療費は全額免除になる。病院は大楊樹鎮から4km離れた地点にあるが、重病の患者はハルビンや北京などの提携病院へ搬送される。

何よりも最も効果が高い福祉政策としては「多布库尔猎民村」の全家屋が政府から提供されたことが挙げられる。家族用の家屋面積は70㎡以上もあり、独身者用でも45㎡の広さがある。家具もすべて配給された。それでは、村人は政府の福祉政策をどのように受け止めているのか。この定住村に暮らす71歳の女性、格尔巴杰に話を伺った。

格尔巴杰は多布库尔河で生まれた。13歳のときに小学校に入学したが、中学校は中退した。1957年、朝陽村の土房で移住したとき15歳だった。現在は多布库尔村で娘（精神病患者）と孫と共に暮らしている。娘は寅年生まれの40歳、孫は小学校3年生で学業成績が優れている。鄂倫春族の子どもたちは頭が良く、漢人の子どもたちと一緒に勉強するときでも成績は常にトップクラスなのだと誇らし気に話していた。

格尔巴杰は今でもウマに乗れる。山の生活も記憶しており、1年間のライフサイクルも教えてくれた。

3月は男たちが狩猟に出かけ、イノシシや狍子（ノロジカ）を捕って食べていた。女たちは村でノロジカの筋を糸にし、皮製品を作っていた。ノロジカの首の皮が柔らかいため、靴底として使用された。4月になり、冬季の狩猟が一段落した頃は動物も少なくなり、新しい場所へ移動しなければならない。移動先は多布库尔河の上流および下流の間に行来していた。通常5月になれば移動は終わるが、1年の間に何度移動しても構わないそうである。

6月は袋角を捕ることが主な仕事である。多布库尔河にはイノシシとノロジカしかいないため、ウマに乗り、遠方の「陳旗」（ハイラルより南にある陳巴尔虎旗）に行き、狩猟していた。次第に葉や青草が生い茂り、シカが見えなくなると故郷に戻る。7月は、さらに北に向かって猓（ヘラジカ）を捕獲する。8月は冬季のウマの飼料を用意する。9月から10月にかけて、冬用の食料を準備するため、肉を乾かしたり、漁獵（狗魚）をしたりしていた。11月は冬支度のため、川付近で地面を1m以上掘って家を建て、屋根を草で覆う。家の位置を選択する際、川付近が原則である。水のあるところならば、氷を利用することもでき、凍らないところはウマの飲み水にもなる。

12月は狩猟した肉を多く準備する。1月と2月は寒いので出かけないが、旧正月でスノーボードの試合など、娯楽を楽しむのが定番だそうである。子どもは7～8歳のときにウマに乗り始め、12～13歳になれば馬術（「抓馬」）を教わる。鄂倫春のウマは、かつて背が低く、足が太い、山に登る

のが得意だった。狩猟のため1ヶ月間出かけても全く痩せないという。1世帯当たり少なくて2～3頭、多いのは7～8頭を持っている。今のウシは弱くなった。一日走り、餌を与えれば、もう動けなくなるという。

かつて移動の生活をしてきた時期、多布库尔集落は上流と下流の間に行ったり来たりしていた。定住生活を決意したとき、村全体が移動していた。この獵民村は上流と下流地域が合併されて新設された村であって、外部の人は皆「多布库尔」と呼んでいるが、上流地域と下流地域の鄂倫春族たちは「ソラジェン」や「エジョチェン」と自称で呼び合っている。新定住村に暮らしていても、かつて自分たちが属していた集団の名称やそれに関する記憶がいまだにあることが分かる。

定住後、禁猟になってからは野生動物の被害も増えている。政府は野生動物や生態圏を保護するため、2012年に北方の「緑の屏風」（生態保護圏）の設置を許可した。しかし、村長は人間と野生動物の生態系におけるバランスの問題について、動物ばかりを保護するのではなく、人間の生きる空間も必要なのだと指摘する。黒龍江の林区に5,000頭のイノシシしか生存できないのに、現在は7万頭を超えた。あまりにも野生動物が増えすぎたため、小興安林にある遼寧省では季節性に応じて銃を配布しているという噂が流れている。ノロジカが子どもを産み終わった頃、銃を配布し、新年（陰曆）を迎えた後に銃を回収する。イノシシの駆除で爆竹を鳴らすだけでは意味がない。クマやイノシシは「記吃不記打」、つまり食べものは覚えているが、駆除されたことは忘れる。農業に被害が出てきている。特にトウモロコシの被害が多く、現在は大豆を植えるようになった。なぜならば、トウモロコシやジャガイモの値段は低く、農民は販売すればするほど損をする。大豆の売値は高く、国家備蓄庫が買ってくれるからである。

#### (4) 鄂倫春文化の伝承について

筆者は阿里河鎮で王大俊（59歳、男性）という人物に出会った。王大俊は現地では鄂倫春族として知られているが、実はモンゴル族の出身である。

王大俊の両親は今の鄂倫春自治旗が設立時に、政府が派遣したハイラルの幹部にいた。両親が阿里河に来てから生まれた王はモンゴルの出身だが、鄂倫春の文化を愛し、鄂倫春族の女性と結婚（後に離婚）した。鄂倫春族にかなり精通しているため、現地では鄂倫春族として新聞やメディアで紹介されている。2013年の中央テレビ「春晚」（日本の大晦日に放送する紅白合戦のようなテレビ番組）にも鄂倫春族として出演した。

戸籍上、王はモンゴル人であるが、鄂倫春族として紹介されても別に違和感がないと話した。一方、鄂倫春族の長老たちも彼を認めているので、現地の鄂倫春族より王のほうが鄂倫春文化を好んでおり、精通している。王は退職後、鄂倫春民族文化研究会の会員となった。

普段は阿里河鎮で「青山養殖場」と「民族服飾研究所」を運営し、野生動物の養殖や民族工芸品、民族衣装などを作り、生活をしている。王は昔、農牧局（農業牧畜の管理部門）の幹部に勤めていた経験があり、政府によって配布された銃を所持し、農村で現地農民たちと共に狩猟に出かけ、動物の習性をよく知り、狩猟民としての知識を持っている。現在は、養殖場と民族服飾を中心にやっている。夏の観光シーズンに、これらの民族衣装を販売したり、写真を撮影したりしている。また、テレビの番組制作の際、民族衣装を提供することも多々ある。

野生動物の養殖は15～16年前に始まった。1996年、国が狩猟を禁じてから、鄂倫春族は農業と養殖業を営むようになり、王はイノシシやノロジカなどを養殖している。元々、狩猟民である鄂倫春族は狩猟できなくなると、野生動物も食べられなくなった。彼らにとって「野味」（野生動物を味わうこと）は、昔の狩猟生活を思い出させてくれる食として、需要が大きいという。王は、鄂倫春族は野生動物と親密な関係を持つことから、養殖はそれを通してかつての生活を吟味することもできるし、記憶を蘇らせることもできるため、鄂倫春族には人気だと話した。

現在、政府が養殖場のある土地を開発するため、200万元（約3,000万円）の援助を約束してくれた。それと引き換えに、引っ越さなければならない。

2012年、養殖動物の多くは処分したが、引越後も養殖を続けるため、わずかな種畜が残っている。王が鄂倫春文化に携わるようになったきっかけは、離婚した前妻が鄂倫春族であることと関係している。しかし、鄂倫春族の前妻は自民族の文化をあまり好まなかったため、王の仕事が理解できず、離婚を申し出た。8回目の離婚訴訟の際、王はやむを得ず同意したという。

今の妻は漢族出身だが彼の仕事を理解してくれている。夫婦の相性も良く、商売は順調である。その妻は当時、旦那が死亡し、王の企業で裁縫の仕事をしていたが、そのうち2人が仲好くなってゆき、再婚したという。妻は裁縫が上手である。彼女がノロジカの皮で作った帽子、鄂倫春族の民族衣装などがよく売れている。2人の間に一人の娘がおり、前妻との間には息子が2人いる。

しかし、王の子どもたちは鄂倫春族の伝統文化にほとんど興味がない。王の長男（未婚、36歳）は新設された鄂倫春博物館に勤めているが、ただ毎日通勤しているだけであって、展示物には興味がない。自民族の文化について説明もできないようで、鄂倫春族の文化が好きではないという。長男のような若者は、ネットから流れてきた外来文化を「進歩的」な文化と考え、野生動物の養育や民族衣装の製作は「遅れている」と思っている。現在は、王が成功したからと言っても、資金援助は求めるが継承する気はないという。唯一の望みは一番下の娘である。まだ幼いため、教育すれば、継承してくれるのではないかと期待している。しかし、考えてみれば、その娘も鄂倫春族ではない。現在、自治旗の観光局は王を招聘、「原生态部落」の製作に協力してほしいと言う。なぜ王なのか。現地の鄂倫春族はこの観光事業に関わりたくないのだという。王によれば、自信がないから、鄂倫春文化を知っている人がいないからである。一方、外の人たちが定住後の鄂倫春文化を見たいという「観光市場」は十分に見込まれているため、政府は「原生态部落」の完成を急いでいる。そこで、内モンゴル出身の王は「異文化」として鄂倫春族文化を見てきて、その素晴らしさをよく知ることから、観光局の担当者がその事業を王に託したのである。

これまで王は五大連池や新生郷、莫河などの地域の政府からの招聘に応じ、イノシシとノロジカの標本を製作した。しかし、これらの地域にいたときは幹部たちが事業を応援してくれたが、決して安心できなかった。やはり、生まれ育った故郷でやりたい。そのため、阿里河鎮に戻ってきた。一方では、鄂倫春族の老人や自治旗の幹部たちからも、自分の故郷でやってほしい（「不要外流」<sup>注2)</sup>）という要望もあったことも王を呼び戻させた一つの要因である。

こうした状況の中、最も懸念するのは自治旗のリーダーが交替することである。リーダー交代は自治旗の方針や状況の変化を意味する（「一個領導一個樣」）。現在の旗長（何勝宝）は前妻の弟で、幼い頃から良く知り、関係は良かったが、離婚後の現在はよく分からない。当然、王に対して様々な面において待遇が良く、面倒も良いが、王の心の中にはやはり不安は残る。しかし、一方では、王は現在の旗長のもとで、今後5、6年は頑張りたいと考えている。また、王は死ぬまで、製作した標本などの鄂倫春族の民俗や風習、文化などを整理し、後世に伝えたいと話した。これまで、よく耳にしてきたのは「勤労勇敢の鄂倫春人」（勤勉で勇敢なオロチョン人）というキャッチフレーズである。しかし、どこが、何をもち「勤労勇敢」を表現しているのか。王は一生をかけて、鄂倫春の文化や民俗風習を通して、この勤勉さや勇敢さを表現したいと抱負を語った。

## 5 おわりに

赫哲族、鄂温克族、鄂倫春族、この3つの民族は社会主義、政治イデオロギーによって従来の生活形態を著しく変えざるを得なかった。この変化を進歩として、文明化として捉え、正当化した。また、森、川などの土地は森林管理部門や地方政府に所有権と管理権が与えられ、彼ら少数民族は主人の立場から使用者となった。つまり、土地と生業の分離は従来の生活形態を変える要因となっただけでなく、生業の拡大が空間的、社会制度的にはほぼ不可能となったことを意味する。

これら3つの少数民族は自然資源を直接利用

し、自然資源利用を持続させるため、アニミズム、習慣、ローカルナレッジなどを構築し、生活における、あるいは狩猟生産活動のなかで教育内容を後世に伝えることで文化を継承、維持してきた。しかし、定住化によって子供たちは村に暮らすようになり、学校教育を受けることで言語、習慣や価値観が親世代、トナカイや狩猟により暮らす人々とは異なる生活、人生を歩むようになり、後継者の育成が困難となった。

一方、近年の観光化、外部への「文化販売」という政府の方針によって生活状況を改善する中で3つの民族の中でも伝統的な文化を生きてきた人々、伝統文化をほとんど経験していないが積極的に「売る」ことでアイデンティティの維持と生計を立てる人々も現れようとしている。中国の政治環境が政治イデオロギー、一辺倒から人々の生活環境、あるいは国の国際的地位など多様な方向へと変化したため、主流社会から、外部から彼ら少数民族を捉える視点も変化しつつある。例えば、これまでは彼らは狩猟民、原始社会、遅れたものとしてみられてきたが、環境保護や自然との持続可能な文脈で積極的に彼らの伝統文化を融合し、権利を守ろうとする人々や団体が増えてきている。国内のみならず、香港、韓国、日本、オスロ国際平和研究所など、国内外から支援を受けることで、文化を語るのみでなく、いかに保護するかという危機意識も（まだ一部の人々の間ではあるが）醸成されてきている。

3つの民族をまとめて考えると、自治地域（ここで言う自治地域とは、自治条例など法律を作れる自治主体である。つまり、県レベル以上の自治地域を意味する）の有無で事情が大きくことなってくる。例えば、鄂温克族、鄂倫春族は自治地域があるという意味で、言語や従来の生活の維持が環境保護の視点も加え、積極的に語るだけでなく、生きている部分、生業の維持という観点からも推進されている。しかし、赫哲族は県レベルの自治地域がない。彼らの場合、生業の維持が厳しく、漢化も急速であるため、むしろ言語の問題が最優先課題として挙げられている。最後に、やはり中国の無形文化遺産登録制度、少数民族文化保護制度や少数民族の教育制度が法的、政策的に実施さ

れているため、近代化、保護という矛盾を抱えつつ、民族文化を継承する意味が主流社会、彼ら少数民族の人々全般に広がる可能性はあると考えられる。日本も中国においても問われているのは、保護が文化や人に集中しすぎ、土地や生業は一緒にあるということが十分に理解されていないと考える。自然を直接利用してきたこれらの少数民族の権利と文化の維持のためには、まずは彼らの土地、自然に対する直接アクセス権が不可欠であると感じた。

1950年～1960年前半、ほとんどの鄂伦春族、鄂温克族、赫哲族は「狩猟民」というカテゴリーに分類された。しかし、「狩猟民」は、進学校、就職などによって細分化されたが、他方では、漢族などほかの民族と結婚することで「狩猟民」の構成は複雑化した。

「狩猟民」は、政府や主流社会からの呼び名であり、この表現は、鄂伦春族、鄂温克族、赫哲族が従事する生業を指すが、原始社会、未開一遅れているという意味を含んでいる。また、彼らの生業を彼らの文化、習慣や信仰から切り離したため、「動物を殺すことを仕事とする人々」という歪曲されたイメージを作ってしまった。しかし、観光化で「狩猟民」は再び注目されている。また、鄂伦春族、鄂温克族、赫哲族自身も「狩猟民」という言葉を利用し、観光、民族文化保護、生業発展に活かそうとしている。この変化は、何を意味するのか。今後の課題にしたいと思う。

## 注 釈

- 1) 貧困から脱出するため、政府が用意する新たな居住地に移住する政策のこと。
- 2) 人材を外部に逃さないこと。

## 参考文献

- 思沁夫 2016 『鄂温克研究（思沁夫鄂温克族研究20周年特集号）』呼倫貝爾市葛滙印務有限責任公司（鄂温克族研究会）。
- 芭拉杰依 2016 『驯鹿角上的彩带』作家出版社。
- 遲子建 2014 『額爾古納右岸（矛盾文学賞作品集）』人民文学出版社。
- 孔繁志 1994 『敖魯古雅的鄂温克人』天津古籍出版社。

Siqinfu 2015 "From Nomads to Settlers: A History of the Aoluguya Ewenki(1965-1999)", *Reclaiming the forest: the Ewenki reindeer herders of Aoluguya*, Shild, K.(ed.), New York: Berghahn Books.

## 雑 誌

内モンゴル自治区根河市文学芸術界連合会編『敖魯古雅的風』2013年第1~2期。

内モンゴル自治区鄂温克族研究会編『鄂温克研究』2011年第2期 『鄂温克研究』編輯部。

内モンゴル自治区鄂伦春族研究会編『鄂伦春研究』2004年第2期（総第20期）『鄂伦春研究』編輯部。



# 定住化にみる苦聰人くそうじんの社会的・文化的変遷

## —中国雲南省紅河州金平県こうが きんぺい れんほう聯防村を事例として—

東北芸術工科大学芸術学部／東北文化研究センター

謝 黎

### 1 はじめに

集落は人々が集い住む場所である。現在、高齢化が進み、若者たちは進学や就職のために都会へ出て行き、地方にある集落は消えつつある。中には「限界集落」と呼ばれるところも少なくない。しかし、このような現象は日本に限ることではない、世界中に起きている問題である。

19世紀から20世紀にかけて、植民地化や近代化が進む中で「移動から定住へ」（農耕定住）、あるいは「移動による新たな定住へ」（都市定住）という現象が急速に世界中に広がっていった。その結果のひとつとして現れた多くの巨大居住地は、近代の科学技術に支えられ、そこに「都市」という生活スタイルが見られるようになった。

アジアにおいては、20世紀以前の段階で、中国や日本、韓国などの国々に、帝國的な大都市がすでに存在していた。しかし、これらの都市は、圧倒的な農村地域が周囲空間の多くを占められていた中での都市であり、そうした独自の都市性が農村と都市からなる国という、いわば二面的なかたちを規定することになる。

移動生活から定住へ、さらに都市化（都市定住）という現象は、こうした農村との関わりだけではなく、さまざまな要素とも絡みながら語られてきた。たとえば、都市化は「未開」から「文明」へと進化する過程における指標のひとつとして見なされ、また政治政策においても進められてきた。定住化というプロセスは地域によって、または国の政治や経済、行政によって異なることは多いが、工業化や西洋の科学技術に支えられてきた歴史とも密接に関わっている。たとえば、家族構成や人びとの生活スタイル、自然との関係など、定住化

政策はこうした側面と関わっていて複雑な状況にある。

本稿は、東北芸術工科大学東北文化研究センターのプロジェクト「環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究」（代表者：田口洋美、平成24年～28年）の一環として、中国雲南省紅河州金平県聯防村の苦聰人集落を調査対象とし、国家政策として進められてきた定住化が住民たちにどのような影響を与えてきたのか、生活の基盤である地域社会はどう変わっていたのかについて、自然と人間との関わりの中で、移動から定住への生活様式変化を経験した人々に聞き取り調査を行った。こうした生活様式の変遷とともに、苦聰人たちは、何が継承され、何が失われていたのか、定住による文化継承の問題やアイデンティティの維持などの側面から考察した。

中国では、「移動から定住へ」ということは、単に生活様式の変化と見なされているのではなく、党や政府による少数民族の「遅れた文化」から「先進文化」への「引き上げ」のための視覚指標としても機能していた。こうして、定住化政策は党や社会主義の優越性をあらわすものとして導入された。

こうした中国の少数民族定住化による文化変容の事例を通して、日本の東北地域の集落問題と照らし合わせながら、本稿は以下の2点を明らかにしたい。第一に、そもそも人間にとって集住する「場」とは何か、集落を維持するために何が必要なのかを検討する。第二に、「移動から定住へ」という生活様式の変化を通して、文化的な断絶を経験した苦聰人の「狭間の文化」を描き出し、文化継承の一事例として提示したい。

ここでいう「狭間の文化」とは、何らかの外的



な原因で従来の伝統や慣習が否定されるようになった時に、「伝統」に生きた状況と、新しい文化を完全に抱くまでの間（狭間）のことを指す。苦聰人の場合は、従来の森の生活からまだ脱出していない状況と、定住村にも根を下ろしていないという狭間を意味する。また、自分たちが辿って来た道（伝統を守ること）を振り向かないで、新しい外来文化に目が行き、新旧という二つの世界を跨いでいる状態だということも同じ「狭間文化」である。本稿はこの「狭間」に埋めるものは何かを探る。

調査地である聯防村には「村史」のようなものはない。筆者は8年近く村を通い続けてきたが、住民が語った移動から定住への歴史は、それぞれの記憶によるものである。その記憶は一致するときもあれば、微妙にずれるときもある。苦聰人たちにとっての「正確」な歴史は、それぞれの記憶の中にあり、あえてそれを文字化する必要はないのだ。

彼らが気にしているのは「現在」の生活であり、新しいものや「進歩」的なものである。言い換えれば、「過去を忘れること＝村を維持すること」のようにも思えてくる。これは、聯防村の周辺にあるミャオ族の村（南希大隊）やハニ族の村（南行五隊）の自民族の歴史や伝統に関する考え方に比べてみるとよく分かる。ミャオ族やハニ族の村は、かつて伝承されてきた儀礼行事や慣習は、文字や村の仕来りによって記憶され実施されている。その「過去」（伝統や慣習）を繰り返すことによって、今の村が維持されている。

これまで、文化継承に関わる議論の中で、「伝承ありき」という前提をする議論は当たり前になっていることが多い。しかし、聯防村の事例から、地域社会では「文化保持派」と「文化保持しない派」が共同体の中で、どうやって同居できるのかを考えたい。何らかの外的な事情（突然の自然災害や強制的な国家政策など）で、あえて「過去を継承しない」ことで「現在の生活を維持すること―「伝承したくてできない人」あるいは「伝承したくない人」のことも選択肢のひとつであって、評価すべきではないかと思う。

さらに言えば、人々は現代社会に適応していく

ことは、過去から離れざるを得ないことでもある。集落が消えたときに何が考えられるか。これまで多く議論されてきたのは、環境変動や生業に基づく経済的な要因、あるいは社会制度の保証や行政の対策などハードの面が多い。本稿は、これらの原因以外に、集落の仕来りや地域リーダーの役割、文化継承やアイデンティティといったソフトの面からの影響を取り上げ、今後の社会文化環境適応論を進めるに当たって、一事例として提示できればと思う。

本稿では、移動（焼畑のような短期定住を含む半猟半農の移動）生活を営む苦聰人たちが、長期定住生活へと変わってきた際に生じた「痛み」（文化的ショック）や、迷いを抱きながら新たな土地に住み続ける理由は何なのかを考察する。また、聯防村住民のライフヒストリを通して、苦聰人集落の歴史的・文化的変遷を明らかにするとともに、住民の考えや行政の対応などを調べ、定住させられた場所に住み続ける住民の心に惹きつけるものは何なのかを探り、「集落とは何か」を考える（調査期間：2013年～2016年まで4年間にかけて、5回に渡って合計51日間の調査を実施した〈2013年2月19日－28日、2013年9月1日－12日、2014年9月14日－27日、2015年8月2日－11日、2016年8月5日－14日〉）。

本プロジェクトは今後の集落のあり方について検討するものである。中国の事例から日本の集落にどのような提案が可能だろうか。議論の前提として、日本と中国の社会体制や社会的背景が違うことは自明である。だが、日本社会も明治期や江戸期に定住政策を進められてきたことがあり、社会的背景や政策が異なるとしても、文化変容による伝統継承の問題は両国にとって共通である。

本稿では、「民族」を中心とする中国の少数民族社会を取り上げ、定住化政策や市場経済の波及にともなう生業変容プロセスや文化継承問題に関する具体的なデータを収集し、それらの整理分析を踏まえた上での事例比較（日本の「地域社会」）やモデル化を試みる。

筆者の立場として、人間の生活様式としての定住と移動のどちらがいいかどっちが悪いかを言うつもりはない。問題は、違う生活様式に変わった

ときにある文化的ショックをどう受け止めるか、どう乗り越えていくかということである。本稿は、こうした文化的・社会的変遷が起きたときに、何が問題か、何が教訓か、何が成功かを提示し、今後の集落形成に対する議論にあたって、ひとつのソースとして提示したいと考える。

## 2 調査地の概況と苦聰人の由来

### (1) 聯防村の概況

調査地である聯防村は、金平県（紅河ハニ族自治州金平ミャオ族ヤオ族タイ族自治州、以下略称：金平県）に属し、南科村民委員会に管轄される。聯防村はベトナムの国境と隣接しているから、ベトナム人もよく聯防村の定期市に訪れて交易している。村から外に出るときに通る唯一の道路は土道である。しかし、雨期の際、土に大量の水が流れ込むために道が凸凹になり土砂崩れも時々起きる。2016年3月の調査の際、政府が補助金で土の道路をアスファルトの道に舗装したが、道路の両側にある山が雨で崩れる状況は変わらないので、危ない道として地元で知られている。聯防村から金平県までの公共交通手段として一日2便の定期バスが運転している。定期バス以外に、一部の住民が自分のバイクで行き来している。

南科村民委員会が管轄する地域の海拔は、最高2320メートル、最低600メートルである（南科村民委員会の資料による）。年間の平均気温は摂氏15～20度で、平均の降水量は1900～2700ミリメートルである。東に烏丫坪（ウヤピン）集落があり、北は金水河を挟んで普角集落に面し、南と西はベトナムの国境と接している。南科村にはミャオ族、ヤオ族、ハニ族、イ族、ラフ族（苦聰人はラフ族に属する）、芒人（プーラン族に属する）たちがともに暮らしている。

2014年の統計によると、南科村民委員会に727世帯が住んでおり、人口は2960人。苦聰人が9割を占める聯防村（440人）以外に、9つの集落がある。すなわち、聯防村より標高の高い所に住む苦聰人の老百寨村（100人）と母鷄沖村（71人）、芒人村として知られる龍鳳村（371人）と平和下寨村（276人）、ハニ族が多く暮らす南行新寨村（249

人）、南行伍隊村（301人）、沙羅村（350人）、そしてミャオ族の南西村（586人）とヤオ族の南科老寨村（216人）である。

南科村の労働人口は1252人で、村の面積は115平方キロメートルを有す。また、耕地面積は8995畝であり、うち米と大豆の年間耕地面積は4364畝を占める。総生産量は2051畝であり、一人当たりの米の生産量は155.2キログラムである。住民の主な現金収入源は木薯や草果、香草の収穫によるものである。2013年南科村全体の経済収入は1734万円で、一人当たりの平均純収入は3597元（6万円～7万円）であった（南科村民委員会2014）。調査対象地である聯防村には、2014年の時点で136世帯、440人が住んでいる。労働人口は169人で、うち自営業を営む人は160人であり、第一次産業に従事している人も160人である。また、短期的出稼ぎのため村から出た人は24人であるのに対し、長期的出稼ぎの人は10人（金平県外2人、金平県内5人、雲南省外3人）である（南科村民委員会2014）。

南科村民委員会は、1985年6月にミャオ族の集住地である南西村に設置されたが、1992年に聯防村へ移った。村民委員会に10の村が属しており、各村の村長は必ずそれぞれの出身村から選ばれている。その村長となる人たちは、現在「村民小組長」と呼ばれている。「村民小組長」の上に主任や書記がいる。

聯防村の前身は聯防大隊であった。かつて原生林に暮らしていた苦聰人は、金平県政府と解放軍が共同で組織した「苦聰人工作隊」へと加えられ、1950年ごろ「草果坪上下寨」と「龍樹河」という場所に住むようになった。1973年に、この二つの寨子（村のこと）の人々を聯防大隊に移住させた。定住してきた時期によって、聯防大隊は慣習的に「聯防1隊」と「聯防2隊」とに呼び分けられた。先に移住してきた寨子の上部（聯防村の北側に位置し、「寨子頭」と呼ばれる場所）に住む人々を「聯防1隊」と呼び、後から来た寨子の下部（南側の「寨子脚」と呼ばれる場所、現在の村の入り口や川に近いところ）に住む苦聰人を「聯防2隊」と呼び、自然に棲み分けられていたという。

両者の間では、水や土地の利用に係わりいざこ

ざが絶えず、その状況は現在も続いているという。一般的に、先に来た「聯防1隊」の人々は経済的に貧しい生活を送っている人が多いとされ、後から来た「聯防2隊」の人々には商売で成功した人も多く、経済的に1隊より若干裕福であると言われる。それゆえに、今でも村人は「貧乏な1隊」と「金持ちな2隊」のような認識を持っている。ただし、これはあくまでもイメージであって、1隊の中にも商売で成功した人もいる。たとえば、現在村民委員会のメンバーの一人であるラフ族の女性は、かつて小学校の先生であったため今でも「白老師」と呼ばれるが、早くから雑貨店の経営を始め聯防村の中でいち早く成功した女性である。いずれにせよ、聯防村への移住時期ごとに家屋がまとまって建ち並んでいるのである。

次にこれら家屋の配置と村人の民族出自や姓(クラン)との関係について述べる。本調査では共同研究者である蛭原および阿部が作成した聯防村の集落図を手がかりとした普小栄主任への聞きとりから各戸の民族出自や苦聰人のクランについて具体的な情報を得ることができた。

現在の聯防村の家屋を見てみると、その9割以上が苦聰人の家である。ハニ族の家は5軒あるが、ほとんどがハニ族の夫とラフ族(苦聰人)の妻という家族構成である。その中の2軒は、村の入り口にあるKTV屋や日常生活用品店を営み生計を立てている。ミャオ族の家は3軒あり、1軒は村の入口のバイク屋で、もう1軒は「聯防2隊」の地区にある。残りの1軒は、ラフ族の女性と結婚した家であり、「聯防2隊」の南西側に位置し学校のそばにある。村の入り口にあるレストランは、村でただ一人のヤオ族男性が経営しているが、その妻は苦聰人である。漢族の家は2軒あり、村の入口あたりでレストランと店を営んでいる。

聯防村では、最初にやって来た苦聰人の多くは山側に近い「寨子頭」にまとまって暮らしている。後から来た人々は「寨子脚」と呼ばれる村の入り口近く、川沿いに暮らしていて、商売を営んでいる人が多い。また、苦聰人以外の民族もこちらの方に住んでいる。このように現在の家屋配置からは聯防村の定住の歴史や、民族出自による暮らしぶりの違いが垣間見える。

## (2) 苦聰人の由来

「苦聰」は他称のひとつである。今日「苦聰」とされる人びとは、これまで周辺に住む漢族、ハニ族、タイ族からは、漢字の音や意味、生活様式や地理的な特徴に基づいて、さまざまに呼ばれていた。たとえば、山岳を意味する「山沖(さんそう)」の「沖」は、「聰」と同音で、漢族は「貧困な山岳の民」という意味で苦聰人と呼んでいた。また、金平県のハニ族の中の「格角支(クウジョウツ)」という支系は歴史上苦聰人とよく接していて、彼らを狩猟採集の生活様式が反映されている「籠編みの人々」を意味する「卡庫扎(カクウツァ)」と呼んでいた。そして、タイ族は「高い山」を意味する言葉、つまり「查苦聰(ツァクツウオ)」という表現を使って呼んでいたが、これは「高山地の民族」としての彼らを、その地理的な特徴から呼んだわけである。一方、歴史史料によると、金平県の苦聰人の自称はいくつもあるとされるが、もっとも古いのは『新唐書・南蛮伝下』で記録されていた「鍋鏗(クウオツウオ)」であった。また、「鍋鏗」の音に似ている「果葱(クウオツオン)」、「哥搓(クウツウァ)」、「哥抽(クウツォウ)」などもあるという(楊 2006: 61-63)。したがって、「苦聰」という呼称は周辺の漢、タイ、ハニなどの民族によって彼らの地理的、生業的特徴から名付けられたことが分かる。

しかし、他称のひとつとしての「苦聰」は、1985年にラフ族の一支系として認定された。苦聰人をラフ族と認定したのは、言語以外に、彼らの自称である「拉拈西(他称:「黄苦聰」)」、「拉拈普(他称:「白苦聰」)」、「拉拈納(他称:「黒苦聰」)」に基づいた結果であるという(紅河旅游局編 2006: 170-171)。いずれにしても、このことをきっかけに、自ら「苦聰人」を自称として使うようになり、一方「ラフ族」を新たな他称とみなしている。

このように、民族の呼称は時と場合によって、また政治情勢によって変化するものである。苦聰人の場合も同じように、かつて他称のひとつであった呼称「苦聰」が、現在はラフ族に分類されているという外的事情から、自らラフ族と違う集団であることを主張するために、あえて自称とし

て使われているわけである。歴史的にみると、「拉祜西」や「拉祜普」、「拉祜納」を自称とした時期もあったことから、呼称が社会や歴史の変遷とともに変化するものだということが、この場合にも当てはまることが分かる。

### 3 定住化政策による文化的・社会的変化

#### (1) 長期定住以前の苦聡人の社会組織

農耕定住以前の苦聡人は、年間の半分は原生林で焼畑を開墾し、トウモロコシやアワを作り、半分は移動しながら狩猟採集の生活をしていた。新しい中国が設立すると、金平州政府と駐在する解放軍が共同で「苦聡人訪問団」を組織し、1951年から1957年までの6年間にかけて、国家の民族政策を宣伝し、原生林に散居していた苦聡人を森の外への定住へと勧誘した。当時あった70あまりの点在する苦聡人の居住集団を40の「自然村」に合併し、さらに1998年には31の「自然村」に再編したという(楊 2006:103)。

「自然村」に定住する前に、苦聡人は「カ」という組織集団を基本単位として生活していた。家族の多い「カ」は10戸ぐらいで、一般的には5戸程度からなった。「カ」のリーダーを「家長」といい、移動先の選択やトラブルの調停、また食糧の調達などを決めるのは彼らの役割であった。現代中国でもそうしたリーダー役を「家長」と呼んでいるが、それと完全に合致しない。ここでいう「家長」とは、漢人社会の父系出自に基づく宗族の「一家之长」をさすものではなく、複数の家族を統率するための「カ」の長(おさ)としての役割を意味するものであった。

「カ」は固定的な組織ではなく、移動とともにその構成員・構成家族は変わる。新しい「カ」と古い「カ」の入れ替えも多く、長くても2年間しか維持されなかった(宋・陳 2001:677-678)。「カ」は血縁のある父子や一夫一妻の婚姻の連鎖によって作られていたため、成員個々人は密接な親戚姻族関係でつながっていた。「カ」の基本構造は祖父までの3代、あるいは曾祖父までの4代からなるものであった。

この「カ」の基本的(構造的)特徴からすれば、

祖先との系譜的な繋がりや記憶が世代を重ねるに従って薄れていくことは避けられない。人類学では確証はないものの、ある時期に一族から分岐して別の村で暮らすようになった、という伝承や儀礼などを通じて、共通の祖先をもつ間柄に違いないと信じている人々からなる擬制性の強い出自集団を「氏族」(クラン)と呼ぶ。

苦聡人社会もそうしたクランによって構成されていた。クランは族外婚集団であり、別のクランと通婚するのが一般的で、同クランの婚姻は忌避されていた。ただし、調査地である金平県の聯防村では、現在「普」(プ)という漢人の姓を名乗る「ロプ」という集団の中に含まれる「ハナー」と「ハプ」の姓をもつ人々の族内婚は許された。理由は不明だが、このように「クラン」集団内の婚姻関係が許されていたことは極めて例外である。

「カ」は血縁関係による出自集団と姻戚関係による縁組集団によって構成される複合的な集団であり、その成員への参加と脱退は自由であった。たとえば、聯防村に属する「老百寨」という「カ」は7家族からなり、中心的な存在として「亥扣」の一家族があり、さらに「亥扣」の婿である「バトゥー」の2家族、「バトゥー」の婿である「ファラトゥ」の2家族、「ファラトゥ」の婿である「ローラー」の2家族がある、という連鎖的構造がみられた。

また、連鎖的構造の「カ」以外に、兄弟からなる、枝状の構造のものもあった。しかし、もっとも多くみられたのは連鎖型と枝型の混合型である。すなわち、「カ」の構成は、婚姻によるところがあるため、同じ「カ」の成員であっても、異なる姓をもつ人が多いという結果になった。農耕定住以前の苦聡人は、この「カ」という組織にしたがって生活していた。

「カ」という基本組織に対してかつて使われていた旧来の姓は、現在使わなくなり、戸籍などの書類に書かれている姓は漢族の姓である。ところで、苦聡人はいつから漢族の姓を使い始めたのか。史继忠と龚佩华によると、百年あまり前から漢族の影響を受け、漢人の姓である白、王、李、楊などを使う苦聡人が増え、1959年に民族調査団が調査したときには、「カ」に基づくクランの制度は

有名無実化しており、数十戸の家族がすでに漢人の名前を使っていたという(史・糞 1982:46)。調査地である聯防村の場合、南科村民委員会の普主任の話によると、苦聰人の姓について以下のことが分かった。聯防村の住民の姓は大きく8つに分けられる。それは、李(苦聰人)、普(苦聰人)、王(苦聰人)、陸(苦聰人)、陶(ラフ族)、羅(ミャオ族)、白(ラフ族)、陳(ハニ族)という姓である。苦聰人の場合、李、普、王、陸という4つの漢人の姓のいずれかである。一方、「陶」と「白」という2つの姓はラフ族の人が使っている。つまり、同じラフ族の一支系と認定されている苦聰人は、彼らと異なる姓を使っていることが分かった。1987年に苦聰人をラフ族の一支系として認定されるようになったが、聯防村で暮らす中年以上の苦聰人は「われわれはラフ族と違う」という認識を持っている。日常生活ではとりたてて苦聰人のアイデンティティを強調することはあまりないが、こうした姓のあり方から「われわれは苦聰人だ」という潜在的な意識を読み取ることができる。

このように、苦聰人は「自然村」に定住する前、クランによって構成された社会を持ち、出自と縁組による集団成員の親族・姻族関係は、姓をはじめとするさまざまな習俗と規範のもとで保たれていた。

## (2) 長期定住以前の苦聰人の生活様式

苦聰人の土地や食糧の獲得に対する考えは、長期定住の生活様式をもつ農耕民とは違う。平地を好む農耕民と違って、苦聰人は野生の動植物が豊富に棲む森を食糧の倉庫とみなし、命の源と考えていた。田植えから収穫までの長期間にかけて平地の農作物は天候に左右されやすい。したがって、焼畑や狩猟採集の生活を送る苦聰人に比べて、農耕民は天候や自然の変化に気を配るところが多い。同様に、土地に対する考え方も、苦聰人は漢族やほかの平地に住む少数民族との間に、ズレがあることは否めない。

狩猟採集の暮らしをする苦聰人は、頻りに移動(1年か、2～3年に一度の頻度)しながらも短期間の定住をしていたが、その短期間の定住は森から出た後の長期定住とは異なるものであった。長

期定住前の移動は以下のように行われていた。

冬の終わりごろか春のはじめごろに、ある苦聰人集団が「甲」という場所に住んでいたとする。そのとき焼畑をするところは、「甲」から離れた「乙」という場所であり、そこで一部の森林を伐採して、トウモロコシやアワを作る。つまり、苦聰人は「甲」という場所に短期間に定住しながら、「乙」の場所のトウモロコシとアワの収穫を行っていた。そして、秋になると、「甲」に滞在していた全員が「乙」へ移動し、トウモロコシを収穫しながら食べていた。収穫を終えて、食糧も食べ尽くし、「乙」の土地を休ませてそこで短期間定住することになり、代わりにほかの場所「丙」を開墾し、翌年は「乙」を後にして、「丙」に移動したのである。

こうして、「甲」から「乙」へ、また「乙」から「丙」へのような移動生活が繰り返され、何世代も続いた。その移動の方法は、大別すると円型と直線型の二つがあった。円型の移動は気候のいい年によくみられる。前の年に暮らしていた場所から出発し新しい場所へと移動し、そこで短期間の定住を経てから以前の「カ」に1年か2年後に戻ってくることを意味する。一方、直線型というのは、天災や病疫のため人が亡くなった時、または土地が荒れて再度の耕作ができなくなった時など、「カ」の成員が以前の場所から離れ別の場所に移動することをいう(史・糞1982)。

どちらの移動様式であったとしても、新しい移住地を選ぶ基準は変わらない。それは「人間は高いところに移動する」(「人往高处走」)という考えに基づくものである。苦聰人は山林に囲まれて暮らし、洪水の氾濫を怖がっているために、川の上流地域に限って「カ」を作っていた。たとえば、金水河頭、龍樹河頭、中里河頭、翁当河頭、小其河頭、橋在坪河頭、小翁邦河頭、打洛坝河頭、丁箐河頭、烏木河頭、那米河頭などの川の上流地域を表す「河頭」には、苦聰人が住んでいたことが明らかである。

この移動の生活様式では、一年間の前半は狩猟採集の生活を主とし、後半はトウモロコシやアワが食べられるから、狩猟では農作物で足りない部分だけを補っていた。年間を通して、リスやジリ

ス（地鼠）、鳥類などを捕っていたが、時に季節に合わせてクマやイノシシ、アカシカなども狩っていた。

このように、かつての苦聡人の生活様式は、焼畑や狩猟採集をしながら森の中で転々と移動するものであり、農耕民のような固定された一か所の土地で長期間の定住生活をするものではなかった。苦聡人にとって、移動という方法は生存にかかわる必須なものであった。移動しないと食糧の獲得ができないし、焼畑も作れないので、苦聡人は「カ」という組織にしたがって移動しつづけていた。この移動は生きていくための術ともいえる。そうした苦聡人の生活様式が、政府が進めた長期定住の政策によって変容を余儀なくされた。

### (3) 定住後、森に戻りたがる苦聡人

1949年新しい中国が設立すると、政府は辺境地の少数民族の実態を把握するために「民族識別」という政策を実施した。ところが、原生林にいる苦聡人たちは、森で転々と移動しながら暮らしていたために、正確な人数や居住地の実態がわからなかった。それゆえに、50年代に県政府が「苦聡訪問団」を派遣し、食糧や布、油や塩などの生活用品を持って原生林に入り、森に散居していた苦聡人を探しだし、農耕定住生活への転換を進めようとしたのである。

しかし、苦聡人にとって、森から出て生活することは容易ではなかった。調査地である聯防村は、70年代になってからようやく作られた「自然村」である。そこに至るまでに20年間かかったわけだ。その後も、新しい環境への不適應、食糧不足、周囲の諸民族との不調和など、さまざまな理由で再び森に戻る苦聡人が絶えなかった。彼らが森に戻るたびに、政府は彼らに森から出るように勧誘しつづけてきたが、いまだに森に戻りたがる人がいるという。

一方、定住にしたがう苦聡人の間でも、支援する政府側の思惑に逆らう人も多い。たとえば、支給された稲の種籾を食糧とみる人もいれば、支給された現金を日常生活費に当てるのではなく、酒に費やしてしまい、泥酔する人も大勢いる。また、家畜用の子豚や雛を配給されたが、それらを飼育

しないで、食糧不足のために食べてしまったことも度々あった。

長期定住の農耕生活は、決められた時期に固定された土地で水稻を栽培することを必要とする。移動しながら暮らしてきた苦聡人は、焼畑や狩猟採集から一気に水牛や機械を使う犁耕農業へと直面させられた。急速な変化に戸惑いを見せた苦聡人に対して、政府は労力、資金、物質などの側面から支援し、長期定住の計画を進めた。

たとえば、無償で食糧や塩、衣服や水牛、農産業道具を配布するとともに、民族政策（平等、団結、相互扶助）を宣伝し、苦聡人に原生林から平地への移住を説得してまわった。また、平地に住むハニ族やタイ族を動員し、一部の水田を苦聡人に譲渡させたり、一対一で苦聡人に基本的な農産業の技術や作物の管理法を教えさせたという（郭・劉 2004：75）。

こうして、政府は苦聡人の生活をできるだけ早く「原始的」な生産様式から解放し、「現代社会」に取り込もうとしていた。しかし、苦聡人がこの新しい文化形態に適應するのは容易ではなかった。ハニ族やタイ族から同じ条件の水田を譲ってもらったとしても、生産量ははるかにそれらの他民族より少なかったりしたため食糧が不足し、貧しい生活を送っていた。

この現状に対し、周辺の諸民族からしばしば耳にするのは、「苦聡人は原生林の生活様式や伝統的な思考から脱出できないから、ずっと貧乏な生活を送っているのだ」「学習意欲がないから、生産力が低いまま、技術力もない」といった評価である。

しかし、果たして本当にそうであるか。それぞれの人間集団には独自の文化があることは言うまでもなく、苦聡人も例外ではない。「新しいものを学ぶ意欲がない」ということは何を意味しているのか。長い間で続いてきた生活の様式を短期間で変えよと言われても、そう簡単にはできないであろう。苦聡人にとってその変化は苦しいものであった。

政府が急いだ「近代化」への取り込みは、経済発展すれば諸問題が解決できるといった考えの表れである。その「近代化」の指標には、個人の年

収や住居の面積、公用施設の数といったハード面が重視されているが、ハイスピードで進められた「近代化」の中では苦聡人への文化的・心理的な影響に目を向ける議論はされてない。

急速な生態環境と生活様式の変化は、苦聡人社会にどのような影響を及ぼしたのか。なぜ、政府が60年間をかけて支援してきたにもかかわらず、苦聡人はずっと最貧困層に留まり続けたのか。なぜ、いままで苦聡人はたびたび原生林に戻っていったのか。支援する側の「好意」と、支援される側の思いとのズレは何なのか。これらの問いに対して、政府も学者も深く調査していないのが現状である。

苦聡人がいまだに困窮した生活をしている原因を追究すると、周辺の漢族や少数民族から一様に「怠け者だから」という答えが返ってくる。だが、本当にそうであろうか。「怠け者」だとすれば、苦聡人はとっくの昔に原生林で消滅してしまったのではないだろうか。自ら動植物を獲得しないと餓死してしまう生活では、怠け者にはなりえないのである。

政府や学者、周囲の住民は、苦聡人が原生林で生活することの意味や、定住生活に馴染めない本当の理由を考えているのだろうか。文化の破壊と再形成による戸惑いについて、また彼らにとって心の支えとは何か……といった問題に焦点を当てて、それを解決しようとする努力はなされてきたのだろうか。結局のところ、支援する側の論理で物事を語っているから、一人当たりの住居空間の平米数や年収、農産物の生産量などで、数量的なもので苦聡人の「幸福度」を図ることになる。

それに、比較的「幸福度」の高い苦聡人の間でも、定住生活から原生林に戻ろうとする者がいるとの報道がしばしばあった。それは、一体なぜだろうか。従来の生活環境や伝統社会の組織が外部の新たな文化と出会った時に、どのような変化が起きうるのか。次に定住生活による「卡」のあり方の変化を中心に、苦聡人の社会関係の変化について検討する。

#### (4) 「卡」から「自然村」へ、長期定住による諸変化

繰り返し述べてきたように、苦聡人はかつて「卡」という出自と縁組関係によって結ばれた共同体で暮らしていた。「卡」は最も少なくてひとつの家族、多くて10あまりの家族によって作られていた。しかし、「卡」同士は険しい山によって分断されており、交通が不便なため、また姻戚関係を持たない「卡」の間では、関係が薄れていき、互いに知らない人も多かった。

このように、特殊な地理的状況から、「卡」と「卡」の間関係は密接ではなかったことがいえる。また、利害関係調整のために、異なる「卡」の者同士が集まって話し合いをすることなども限定されていた。しかし、長期定住の計画を実施してから、政府は行政区分の確立のために、複数の「卡」の家族をひとつの場所に住ませ、「自然村」を作らせた。それによって、「卡」のあり方は変わっていった。

従来の「卡」は、親族や姻戚関係によって構成されていたために、成員が持つ姓の種類は多くなかった。だが、新しく作られた「自然村」には、いくつもの「卡」を集めた結果、姓もしだいに多くなった。

たとえば、筆者が調査した聯防村では、120戸の家族があって、420人がいる。また、「自然村」の生活に慣れずに、裏にある山の上に移住した苦聡人が形成した村である母鶏沖にも、20戸に68人。さらにその近くにある老百寨には32に187人がいる。かつての「卡」にあった姓の数より、はるかに多いことがわかる。

以前「卡」がひとつの姓からなる場合も多かった。ところが、「自然村」では、複数の「卡」の家族が合併され、知らない場所で定住するようになった。「卡」の成員は「自然村」の村民へと変わり、その複雑な社会関係に戸惑いを見せた苦聡人も少なくなかった。

その重層的で複雑な社会関係は「自然村」にいる村民の間だけではなく、周辺の諸民族との付き合い方にも影響を及ぼしている。かつて、原生林に暮らした苦聡人は、物々交換のためにハニ族など外部の民族と接していたが、真正面からの対面的交渉はほとんどなく、間接交易であった。すなわち、交換のときに、野生の山菜や植物、動物の



肉をハニ族など外部の人が通る道に置き、自分はその後森の奥に隠れて、そこを通る人を見ていたという。交換にあたって、たとえばハニ族がその服を一枚でも置いていけば、あるいはヤオ族が少量の塩をくれば、そこで交換は成立するのであった。現代社会で考えるような等価値の交換とは違うものであった。ただし、もし通る人が道端に隠れた苦聡人がいないと思えば、交換物を置かないで苦聡人のものを持ち去ろうとすると、森の奥から矢が飛んできて、その人は殺されてしまうことになったという。

ところが、定住になってから、ほかの諸民族との地理的距離が短縮され、外部との交流は、物々交換から生産技術や価値観へと多岐に渡って行われるようになった。それは互恵的で平等な交流とは限らない。大躍進や人民公社の設立、文化大革命が行われたような変動期には、そうした政治情勢に翻弄された多くの苦聡人は「自然村」から去っていった。

大躍進や人民公社設立の時に、苦聡人はほかの諸民族と一緒にひとつの公社、あるいは生産隊に分類された。しかし、周囲の住民の持つ生産技術に及ばず、日常生活の風習も異なる苦聡人には、苦勞とトラブルが多かった。たとえば、タイ族と同じ生産隊に分類された苦聡人は、「われわれの農耕技術はタイ族と比べられないほど劣っていて、字も読めないから、収穫の時に配布されたアワには夾雑物が多かった」と語っている。また、ほかの民族も苦聡人を農作業ができない怠け者と批判していた。

長期定住は苦聡人同士の人間関係や社会関係、またはほかの諸民族との付き合い方に変化を見せただけでなく、伝統儀礼にも影響を及ぼした。かつて「カ」の成員個々人は、草や竹で作られた家屋（「人字型」の住居）に住んでいた（謝2011：87）。その家屋の作り方は苦聡人が死後に行う儀礼にも関係していた。苦聡人の社会では、人が亡くなると、その人が住んでいた家を焼き、家族全員が新たな場所に移住する風習があった。そのために、苦聡人にとっては、最小限で安価の材料で家屋を作ることは生存技術のひとつでもあった。草や竹で作られた家屋は、原生林で移動

する苦聡人にとってもっともふさわしい住居であり、丈夫で固定された家は移動する際にかえって邪魔になるのであった。

しかし、「自然村」での長期定住にあたっては、伝統的な「人字型」の家屋は適合的でなくなった。新しい住居形式が求められていたが、苦聡人はこの新しい家屋建築のノウハウを持っていないために、草と竹で出来た家に住み続けていた。そのため、外から見たら今でも「原始的」な生活を送っている人びとと見なされている。そうした境遇から脱出させようとしても、森と異なる生態環境における生存のノウハウを身につけないままの、急速な「近代化」は、苦聡人にとっては、従来の方法との断絶的な状況を引き起こすものにほかならず、こうした断絶状況こそが、むしろ困窮した生活を生み出したのではないかと考えられるのである。

#### (5) 聯防村住民のライフヒストリ記録

こうした歴史を持つ苦聡人たちはどのような生活を送られてきたのか。2014年9月に、聯防村の住民にライフヒストリを実施した。現地調査では張文忠氏（ハニ族、54歳）、普小栄氏（苦聡人、36歳）、李玉福氏李玉福（苦聡人、53歳）、王正忠氏（苦聡人、50歳）、熊正雲氏（ミャオ族、32歳）の5名にそれぞれのライフヒストリを中心とした聞き取りを行った。聯防村の歴史をはじめ、今までの生活の中で自分にとって一番印象に残ったことは何か、人間と自然の関係、風俗習慣の継承、新しい文化の流入による変化、変わってはいけないものは何か、といった側面から話を聞いた。以下は、その一部の記録を取り上げる。

張書記は54歳（調査当時、以下全て同じ）でハニ族出身。聯防村からバイクで1時間ぐらい離れた南行新寨村に実家があるが、現在単身赴任で聯防村に来ている。17歳の時（1977年）に、聯防村（当時は「南科大隊」と呼ばれていた）の供销社で仕事をしていた。供销社とは、日常生活用品や雑貨、生産道具、お菓子などを販売する場所のことである。1970年代の中国は、計画経済の国家政策をとっていたため、自由な売買はできなかった。政府にとって供销社は、単なる「店」で

はなく、国と村人をつなぐ大事な場であった。そこで、張さんは米の供給や煤油の配給のほかに、国家に定められた商品を販売していた。

張さんが1977年に村へ来たときの苦聰人たちの家は茅草房ばかりで、生活がとても苦しかった。公務員たち（学校の先生や政府の役員）は、毎月1キロの油、1条の石鹼しか配給されなかったという。1981年までは電気がまだ通っていなかったため、照明に煤油を使っていたが、毎月の配給は一人0.5キロしかなかった。これらの配給と管理の仕事を供销社が請け負っていた。

1973年ごろ、草果坪から移動してきた人々によって南科大隊が設立されたのち聯防村となった。住民は苦聰人がほとんどで、1985年にラフ族に認定された。

苦聰人が定住させられる以前は、その土地はミャオ族（熊氏）のものだった。定住政策を進める政府が仲介をしてミャオ族から苦聰人に土地を譲ってもらい、荒山を耕地にしたという。当時の村民委員会は開墾を主導し、書記はミャオ族出身の人だった。

苦聰人たちは原生林に暮らしていたとき、狩猟採集と焼き畑の生活様式（刀耕火種）を営んでいたため定住するようになり、もっとも困ったのは生活慣習であったという。張さんの義理の両親は今でも慣れないというように、現在70歳以上の苦聰人の人たちの多くは今の村での生活に慣れず草果坪（聯防村ができる前の集落）に行く人が多い。一方、1970年代以後、聯防村で生まれた苦聰人たちは、こちらの生活がいいという。

1976年、聯防村で生まれた苦聰人の普さんの場合、生まれた家は現在の村民委員会の場所（集落の入り口あたり）にあったが、のち、商売に成功し旅館を経営するために現在「華順旅館」がある場所（聯防2隊）へ移った。もともと家のあった土地は外部から来た漢族出身のレストラン経営者に貸している。

これまででもっとも印象に残ったことを普さんに尋ねると、生活が苦しかったため結婚式で祝い酒も飲めなかったこと、豚も用意できなかったこと、嫁をもらうことが大変だったということであった。結婚の年は覚えていないが、20歳の時

に長女が生まれた。今は19歳になり、昆明火車（汽車）駅の喫茶店で出稼ぎをしているそうだ。次女も昆明の中学校で学んでいる。娘たちにとっても会いたい、正月に帰ってくるとのことで心待ちしている。

また、普さんになぜ成功したかと聞くと、いい嫁をもらったからと即答した。さらに自分もいろいろ商売をやっていたから、という。夫婦二人で、米屋や饅頭屋などの商売を行い、稼いだ資本をもとにして旅館業も始めた。普さんは1993年から商売を始め、ベトナムと行き来して草果や香草を販売していた。

幼少の頃の記憶として、バナナの葉っぱを暮いて作った「人字房」に住んでいたころ、食料はトウモロコシなどに限られ、いつも飢えていて、とても苦しかった。「大集体合作社」（文革の前に、大躍進や合作社の政策を実施した時期）のときも相当困難な生活を送っていたが、1982年ごろになると少しずつ豊かになり始めた。とくに「包産到戸」（人民公社制度を廃止後、実施された生産責任制、1978～1985年ころ）の政策が実施されるようになって、庶民の生活は徐々によくなってきた。

一方、草果坪に住み慣れていた両親は、移住してきたときに生活や環境に慣れなかったという。「苦聰工作隊」に何回も説得され、ようやく森から出てきた。当時、聯防村には二つの工作隊（728部隊の解放軍）がいたそうだ。

風俗習慣の変化について尋ねたところ、結婚式の変化が大きいという。以前は嫁の家に必ず松鼠干巴（リスの干し肉）を持っていく風習があったが、今は行われぬ。また、結婚式ではウェディングドレスなど漢族の風習を真似する人も多くなった。新しいものが入ってきて、生活が豊かになり、古い風習が必要なくなってきたと感じているそうだ。このように漢族の風習が見られるようになってきたのは、漢族出身の人のやり方を見習った結果だけとは限らない。村にはレストランの経営者を除くと漢族出身者はほとんどいない。しかし、村人が物売りや出稼ぎのため、金平県へと行き来しているうちに、さまざまな漢族の風習が村へ持ち込まれることが多いという。

また、10年前では苦聰人が結婚式を行う際、仲人（媒人）が二人いた。「大媒人」は、鶏や豚の腿を運び、もう一人の「小媒人」はお金を運んでいた。しかし、現在ではこのように二人の仲人がいることもなく、婚約の風習にも変化が見られる。1980年代末では、新郎側から新婦の家に足が4本すべてついている松鼠干巴を「彩礼」（結納の品）として贈っていた。また、新婦側は鶏を殺してからなるべく早く食べる風習もあった。なぜならば、もし食べ終わる前に鳥や鶏、あるいは豚などの野生動物の鳴き声を聞くと不潔だといわれ、その日に結婚式をやってはいけないといういわれがあったからである。

ところが、今は漢人の風習を真似するようになった。松鼠干巴を彩礼として贈る家もあるが、上記のようなタブーは見られなくなった。また、松鼠を獲ることが難しくなったこともあり、代わりに鶏を使っている。

現在、かつての風習やしきたりを引き継いでいる家はほとんどない。目まぐるしく新しいものが聯防村に入ってきて、人々の考えも変わった。しかし、どんなに変わっても変わらないものがある。それは、先祖供養である。お正月やさまざまな儀礼が行われる前に必ず実施するという。

ここでいう「先祖」とは、日本のような「先祖代々」という考え方ではなく、自分の親たちのみを意味する。苦聰人には元来「只管一代」（息子が親しか供養しない風習）という風習があり、息子は両親の供養をするが祖父母の供養は行わない。祖父母の供養は父が行うべきだという考え方である。つまり、親が亡くなると息子が祀るが、その親の親（祖父母）やほかの先祖のことには関わらない。親が健在の場合は、父親が自身の親を祀るが、孫である息子は加わらないのが一般的である。また、娘は自分の親の供養はできないため、息子がいない場合、だれも供養してくれないという。実際、普さんも娘が二人いるが、息子はおらず、亡くなった場合、自分を供養してくれる人がいないということに不安を募らせている。将来、娘が結婚して子供が生まれたら、普の姓にしたいと考えている。この風習は苦聰人にとってもっとも大切なことであり、変わってはいけないことだと普

さんは考えている。

そのほかに、変わってはいけない風習として葬式を挙げた。人が亡くなったときに、苦聰人の曆にしたがい、悪い日とされる「申の日」と「寅の日」をさけて埋葬する風習がある。また、死者に対する供養として3年間は家で線香をあげるが、それを過ぎるとやらなくなるという。葬儀の時には、生きた子豚（雌雄問わない）を連れ、爆竹をもって山へ行く。そして山頂で子豚を殺し、その肺と肝などの内臓を捧げ死者を祀る。儀式が終われば残ったものを家へ持ち帰る。子豚の内臓は豚そのものと認識されており、こうした供物としては動物の種類よりも1頭分を捧げるということの方に重きが置かれる。そのため多くの場合、豚の代わりに鶏を用いてもよいが、その場合であっても鶏頭や鶏翅、鶏爪、内臓の一部などが用いられる。そのことによって1匹の鶏を使った儀礼と同じ意味をもつのである。かつてはお供え物を食べてはいけない、また料理の際にお湯を使ってはいけない、炒めることはできない、といったさまざまなタブーがあったが、今では見られなくなったものも少なくない。死者を運ぶ道具も変わった。普さんの祖母が亡くなったころに（1998年）、こうした風習が変わり始めたという。「いい」伝統や風習は残るけど、「よくない」風習は捨てる、と普さんはいう。

新年を迎える時や先祖祭祀の際も葬式同様、今なお苦聰人独自のやり方で行われている。12干支の計算法で、いい日と悪い日を決める。中には、午、戌、亥、辰などは良い日とし、申、寅、巳などは悪い日とされる。また、良い日として「豚（亥）の日」が選ばれた場合であっても、豚を殺してはいけないという決まりもあった。

ただし、祭祀の日取りに関しては、このような苦聰人に共通する考え方があるが、儀礼のやり方など細部は個々の家によって異なるという。かつてはクラン（苦聰人の姓）ごとに離れて暮らしており、それぞれ異なる方法で祭祀が行われていたことによる。そして、それらの違いは今の聯防村の暮らしでも見られる。たとえば、先祖供養のときに、豚の足や肝臓、豚や鶏の内臓すべてを必要とする家もあれば、ご飯におかずを少し載せた

けで供養できると考える家もある。

かつては新年の時期もクラン間で異なっていた。いつ新年とするかは老人の男性が決定権をもつが、どの日がよいのかは全員で話し合って決めていた。陰暦11月の2～3日とするところもあれば、13日までで済ませる家もあった。また、新年を祝う際に豚を殺すか否かも家によって異なる。ただし、どの家も新年を迎える時に農作業をすることは禁じられている。なお、嫁は2つの粍粍(餅)、2キロの肉、1リットルの米、1本の酒をもって実家に帰る風習がある。これらのものを自分の両親に渡すが、親や夫の兄弟には渡さないという。何より大事なものは、新年のときに先祖を祀ることである。豚でも鶏でも構わないが、夜明けと豚を殺してから人間が食べる前の計2回行う。供え物は粍粍、酒、肺腸などがある。ベッドの上から枕をどけて、そこに供え物を置く。そして床に跪き、頭を地面につけるよう深々とお辞儀(磕頭)しながら先祖を祀るといふ。

しかし、社会変化とともに苦聡人の新年の時期も変わった。1993年ごろからは、漢人と同じように旧正月を祝うようになった。その理由のひとつとして、子供たちの就学が挙げられる。学制では旧正月が休みであり、それに合わせるように新年の時期も変化させていったのである。今は、聯防村の苦聡人たちは、旧正月で新年を迎えるが、祝い方は従来の風習で行っている。

既述したとおり、苦聡人はラフ族の一支系として社会的に認知されているものの、生活習慣や言語が異なり、自分たちはラフ族と違ふと主張する人々もいる。そうした「苦聡人」のアイデンティティをこれら儀礼の行い方から垣間見ることができる。

南科村の内外には苦聡人以外のいろいろな民族が暮らしており、苦聡人にもハニ族と仲の良い人もいれば、ミャオ族と良い関係を築いている人もいる。異なる民族の間では、一緒に酒を飲んだり、相手の家に遊びに行ったりすることも多々ある。しかし、もっとも親しく感じるつながりは血縁だといふ。近親結婚はあまりないが、結婚によって親戚関係となる人が多い。もっともほかの民族と仲がよかったり、血がつながっている親戚であっ

たりしても、トラブルは起きる。とくに水や土地に関する問題が多い。たとえば、かつて土地利用権を登録した際の記録ミスや計算ミスが原因でいざこざが続いているといったケースが見られる。

ここまで、張さんと普さんから聞き取りした内容をまとめた。次は王正忠氏のライフヒストリ記録について述べる。王さんは1964年草果坪に生まれた苦聡人である。家族構成は姉(雲南省の楚雄にいる)と妹2人(聯防村在住)、弟1人(蒙自〈モンズ〉にいる)の5人兄弟からなる。

草果坪にいたころ、11軒の苦聡人の家があり、主に焼き畑を営んでいたという。子どもの時、山菜とトウモロコシぐらいしか手に入らず生活は苦しかった。隣の集落には芒人の家族が6世帯暮らしていた。王さんの村とも互いに交流があった。芒人は苦聡人の言葉が話せるが、苦聡人は芒人の言葉が話せなかった。動物も多く、鉄砲や弩で捕っていた。南科村(以前の村民委員会の場所)の学校で小学校4年生まで学んだ後、5年生になった1975年に聯防村へ来た。聯防村の生活もそれまで同様苦しく、食べ物や着るものも乏しかったといふ。

山から下りてきて困った点について聞いたところ、気候の違いを挙げた。草果坪の海拔は1900メートルで涼しかったが、聯防村の海拔は低いととても暑く、慣れるまでは辛かったといふ。それ以外では、慣れないところはあまりなかったといふ。むしろ聯防村では米が食べられるようになったことに感激し、自分もミャオ族とヤオ族の人から農耕技術を学び水稻を作った。既述したとおり、もともと聯防村の土地はミャオ族(南西村)のものであったが、政府が仲介を行い苦聡人たちに譲られたという経緯があった。

そのほか、食べ物の違いに最初は戸惑いを感じたともいふ。食べ慣れないものを食べ、胃袋がおかしくなったこともあった。しかし、草果坪のころと比べると、概して食生活は豊かになった。ただし、毎年、2か月ぐらいは食料不足の時期があった。その時は周りの集落に行き、食料を探しまわっていたといふ。

王さんは1975年に金平県の勐拉(モンラ)の中学校に進学したが、病気のため1週間しか行け

なかった。病気が重かったが治療のお金もなかった。学校へ山道を歩き通うだけの体力もなく、退学し聯防村に戻った。戻ってきた後、臨時契約の小学校教員になり、1975年から2年間ほど小学生たちにラフ語を教えていた。任期終了後は公社(のち南科郷政府になった)の秘書を2年間(1977年～78年)務めていた。そのあと、村民委員会の農業科学研究の部署へ配属され、3、4年間、稲米の病虫害防除に関する仕事に従事した。それは息子が2歳のときだった。

1999年に王さんの弟が昆明(雲南省の県庁所在地)で音響機材の会社を立ち上げた。王さんもその会社などで働き、8年間昆明で暮らした。そして資産を蓄え、2012年に聯防村へ戻った。王さんが早く村に戻った理由のひとつには母親が病気となったことがあった。2008年ころ、母親は病気のため昆明の病院に入院したものの回復せず、王さんが聯防村に戻ってきた1か月後に亡くなったという。

王さんにとって、これまでの人生の中でもっとも記憶に残ったことは、昆明の8年間の生活だという。とくに、1999～2000年ころ、商売がとてもうまくいき、支店の人を招待するときに、毎回千元以上の接待費を使ったという。毎月の総売り上げは7～80万元にも上り、その中から20万元(約340万円)ぐらいの純収入を得ていた。当時、貯めたお金を使い、聯防村に立派な家を建てたのだという。

王さんが新築の家を建てたのは父親のためだという。1931年生まれの父親は現在83歳(2014年当時)である。しかしながら父親は、「死んでも息子の〈豪邸〉に住みたくない」と言い、決して寝泊まりすることはない。王さんにはその理由が全く分からないとのことである。

このことは、年配の苦聰人にとっての「幸せ」と王さんが考える「幸せ」との間に、ズレがあることを示唆している。王さんの父親の中には、かつての原生林での生活と記憶がいまだに残っているに違いない。狩猟採集や焼畑生活から長期農耕定住生活への変化がもたらすメリットとデメリットには世代差があり、生まれ育った環境によっても違う。この葛藤はこれからも続くだろう。

最後に、どんなに文化が変わっても、変えてならないものはあるのか、と王さんに聞いた。すると王さんも、先祖供養だと即答した。正月の時や、正月でなくとも、いい日を選んで供養することができるという。その吉日を選ぶのは息子である。

以上のように、苦聰人の伝統的な社会組織である「カ」に基づく人間関係や、姓の使い分けに見る婚姻ルール、「カ」から「自然村」へと変化する際に起きた諸変化など、長期定住前後における苦聰人の伝統的生活様式のあり方や定住による葛藤を述べてきた。では、その生活様式の変化について、苦聰人たちはどのように対応してきたのかを次の考察で検討する。

### 3 考察

本稿は、中国雲南省金平県のラフ族の一支系としての苦聰人について、政府の貧困対策や経済発展の実績の裏に隠されていた、彼らの生活様式の変遷による文化的・心理的变化に焦点を当て、苦聰人たちのライフヒストリをとおして、定住前後での暮らしの変化や、変わりゆく風習の中を守るべきものは何なのかといった文化継承の問題、あるいは周囲の民族とのかかわりの中で「苦聰人」のアイデンティティをどのように表しているのかといった点や、経済的状況の変化と村人の生活のあり方などについて探ってきた。

それらに基づき、なぜ苦聰人たちは、聯防村のような山奥の「不便な」集落に、不慣れながらも住み続けてきたのか。集落一人が集う場所に居住することから何が得られるのかを問う。そして、聯防村に移住してきた苦聰人たちが、新たな「共同体」に住み続ける理由について検討する。

まず、第一に、聯防村に移り住むことで経済的な状況がよくなったことがあげられる。普さんのように、ベトナムまで歩いてものを運んで商売を成功させた者がいた。また、王さんのように、宮廷のような自宅を建築できるような経済力を持つ人も現れてきた。こうした事例を目の当たりにして、自分も頑張ってみようと思う人がでてきても不思議ではない。

村民委員会の統計資料によると、早くに商売に

成功した人は「致富能手」と呼ばれ、南科村民委員会を構成する10の集落に23人いる。内訳としては、聯防村（440人）に3人、南科老寨村（216人）に2人、龍鳳村（371人）に2人、南西村（586人）で4人、沙羅村（350人）には3人、南行伍隊村（301人）では4人、南行新寨村（249人）2人、平和下寨村（276人）1人、老百寨村（100人）1人、そして母鷄沖村（71人）で1人となっている。

もちろん、「致富能手」といった経済的成功を収めた人たちが南科村に現れてきたことと行政の政策は深くかかわっている。聯防村の周辺には、ハニ族、イ族、ミャオ族、芒人などの民族が住んでいる。1980年代以前、物の交換や結婚による交流が多かったが、改革開放政策が打ち出された後は、商売やビジネスのために村へ来る人が増えた。それに伴い聯防村の苦聰人の経済観念も徐々に変化を見せた。

そうした変化に拍車をかけるように、1997年に初めて「集市」という農産物の定期市が作られた。1998年からは「南科辺民互市点」を開放し、毎日2回、聯防村から金平県までの班車（定期バス）が運行している。外部の人で商売のため村に住み着いたのは、13家族いるという。たとえば、金平県以外の地域から来た漢族出身の料理人や、土地開発のため妻と一緒に来た四川省の商人や自動車を修理するハニ族の人などである。

聯防村は交通の不便な山奥にある。他村につながる唯一の道は舗装されておらず、雨期になるとときどき土砂崩れが起きて、通れなくなる日もある。危険に満ちた道とも言えるが、このような道を通して、遠方の村から人々が集まってくる。

筆者は聯防村に来るたびに、学校の工事や公共建物の建築が実施され、レストランや店の数が増え、新築の家が増えるなど、聯防村の景観が変わっていて、集落全体の雰囲気にも活気を感じていた。現在集落には、市場、ディスコ、雑貨屋、タイヤ修理、バイク屋、家電や、雑貨、飯店（レストラン）、床屋などさまざまな店が見られるようになった。2014年9月もまた、村の入り口に大きな定期市場の施設が整備されており、その近くにある小学校の校舎も拡大工事をしていて、また、新しいレストランや店舗も前回に比べ増えていた。調

査期間中に苦聰人同士の結婚式が行われたり、週末に定期市が開かれたりした。それらからは、生き生きとした集落の雰囲気を感ぜずにはいられなかった。

南科村民委員会の主催で、2013年から毎週1回、聯防村で定期市を実施するようになった。金平県からのバス代は15元、店のテナント料は5元かかる。出店者のなかに、金平や勐拉からの業者が多く、漢族が大半を占めている。市で衣類を販売する人々は、勐拉到に住む湖南（内陸にある湖南省）人が多いということはよく知られている。調査時に開催された市では、聯防村の近く南西村に住むミャオ族が薬を売りに来ていた。また、木薯やバナナを砕ける機械を売っていたハニ族の業者もいた。これらの商品は地元のものとは限らない。中国の内陸部や昆明、北京、紅河、蒙自、あるいはベトナムなど、さまざまところから集まっていた。漬物を売っていた漢族の青年は蒙自から来ていた。彼に、遠いのになぜここまで来るか、と話を聞いた。道は危険だが、売れるからたまに来る。商品は自家製の漬物もあれば、昆明で入手したものもあるという。

さらに、この定期市は単に物を売り買いする場ではない。ハイヒールやミニスカートを身に纏う女性も至る所で見られる。若い女性たちが「美」を競う場所であり、子どもたちが玩具やゲーム機、美味しい菓子などを楽しむ場所でもあるのだ。

村民委員会は、年間の衛生費（管理費）として野菜と肉の業者から500元、服類の業者から400元徴収している。テナントの契約期間は1年間とし、肉・野菜・衣服の三つの分類にしたがって申し込むことになる。人数が多い場合は抽選で決める（村民委員会の告示による）。調査時に開催された定期市では約20店舗が出店していた。具体的に、タバコ（煙絲）、玩具、DVD/CD、苗種、プラモデル、干し肉、お菓子、靴、雨具、生活道具、電線、電器、雑貨、ロープ、縄、ミャオ族の薬、果物、野菜、帽子、衣服、女性の下着、カバン、縫製道具、毛糸、農具、洗剤、スカーフ、トイレトペーパー、豚肉、香草、漬物、などの商品が販売されていた。さまざまな種類の商品を扱っている店も少なくなかった。

苦聰人のなかには、これら外部の人々の商売ぶりを見ることで、自らも商売を始めようとする人も出て来るに違いない。たとえば、前出した普小栄さんはその一人である。聯防村で唯一の旅館（華順旅館）の経営を近年始め、2014年には増築も行った。また、村内には外部の人ではなく、レストランや雑貨屋を開いたり、野生の山菜や椎茸、草果、葉草などの販売をおこなったりする苦聰人も現れ始めた。

苦聰人社会はかつての物々交換ではなく貨幣経済が主流になりつつあるとはいえ、村で新しい2階建て以上の家を建てられるような資産のある人は村外から来た人や、村外で出稼ぎへ行き稼いできた人が多いのが実態である。商売を手がけある程度軌道に乗っている苦聰人には瓦でできた平屋で暮らす人もいるが、村内ではまだ木や泥でできた家に住む人が圧倒的に多い。外来者と苦聰人の間で、また苦聰人の間でも経済的格差が大きい。

第二に、聯防村に人々が集う背景には、行政政策が深く関わっていることが指摘できる。苦聰人もまた国の貧困政策を熟知し、「貧困」を逆手に利用した「知恵」もうかがえる。

外部の人の中には「苦聰人」という言葉を聞くだけで、「貧困」といったイメージを持つ人や、差別する人がいる。しかし、苦聰人たちはこれらのイメージに対して真正面から対抗するのではなく、逆手にとって「積極的に」利用しているという側面が調査からはみえてきた。

政府がとってきた様々な政策の中でも、1980年代の「包産到戸」（生産責任制）は、苦聰人にとって大きな転機となったことが分かる。現に彼らは、物々交換から貨幣経済、そして市場経済へとといった変化に適応しつつある。この適応は集落の活気になっている。しかし今の生活に魅力を感じられる限り集落に残るが、ひとたび困難な事態（たとえば、文革のような政治運動や、食料が足りなくなったり、伝染病のため生活が出来なくなったりしたとき）が生じると再び森に戻るに違いない。聯防村にいる苦聰人たちは、自ら苦聰人と主張する人もいれば、自分はラフ族という人もいる。そもそも、人間は自分にとって、何らかのメリットのあることや、自分の「心」が満たされたいとき

にアイデンティティを主張することが一般的である。逆にメリットがなければ、ことさら自己主張する必要もない。苦聰人も「貧困」といった負のイメージを利用し、政府からの援助を受けるときに、自分は「苦聰人だ」と強調するが、それ以外の日常生活であえて強調する必要もないのだろう。ただし、結婚や葬式など人生にとって大事な節目では苦聰人の「姓」（クラン）の役割が機能しており、「苦聰人」のアイデンティティは重層的であることが分かる。

繰り返すが、経済発展が重要課題であり、経済的に豊かになればすべての問題が解決できると考える人は現在の中国に少なくない。一方、こうした経済発展による文化の衝突も多々ある。経済的な指標だけで社会の成熟度や人々の生活を評価すると、急速な文化変容により苦聰人が抱く心理的なストレスや不安、迷いといった繊細な問題を見逃す危険性がある。現代中国社会では、経済的な数字といったハードな側面を重視する一方、目に見えないソフトな側面を軽視する傾向がある。たとえば近年行われた以下の政策でも、指標が重要視されている。

金平県政府は2010年～2014年の5年間にかけて、ラフ族（苦聰人）に対して、総合的な脱貧困政策を打ち出した。それによって、以下のことが実現できた。

- ①「四通」：電気の開通、道路の開通、水道の開通、テレビとラジオの開通
- ②「四改」：住居の改善、就学の改善、医療の改善、生活の改善
- ③「四有」：産業発展あり、経済利益あり、経済的な支えあり、経済発展に備える力あり
- ④「三達到」：農民全員の米の消費量、農民の平均的純収入、適齢就学児童の就学率は、すべて金平県の平均水準に達すること。

これらの脱貧困政策をとおして、住居、食料、水利、農業、教育、医療など13の扶貧プロジェクトが立ち上げられた。2014年9月の調査で、新たな住居の建設が始まっていることも分かった。母鶏沖村や老百寨村の苦聰人たちは、現在の茅草房からコンクリートの新居へ引っ越しできる日もそうは遠くないだろう。



聯防村に人々が集っている背景として、第三に、物々交換の習慣を発展させ外部との交流が盛んになったことをあげられる。

調査を通して、聯防村の住民たちは自ら酒を造ってないことに気付いた。これは、たとえばハニ族などほかの周辺に住む民族の村では考えられないことである。共同研究員の阿部によれば、彼の調査地であるハニ族の村では、行事ではもちろん、普段の日常生活にしておいても酒は欠かせないものであり、自分の村で酒を造ることは一般的である。聯防村で村人たちと会食をした際に飲んだ酒は金平県から仕入れたものがほとんどであった。自前で醸造することも可能なのかも知れないが、むしろ村外から調達することに何らかの意義があるのではないか。すなわち、村で賄えない物資を互いに補い合うことで、外部との社会的コミュニケーションが活性化されている可能性も考えられる。定期市で外部から来る人も多いが、村人がバイクや定期バスに乗って、金平県城の定期市へ出ていくことも生活の一部となっている。

最後に、村民委員会のリーダーシップ効果が集落に活力を与えていったことも見逃せない。現在の南科村民委員会は、苦聰人が9割を占める聯防村にあるが、村民委員会の構成員には苦聰人のほかにミャオ族やハニ族といった人々も含まれる。聯防村と周辺の集落を考慮し、多様性を尊重する行政のあり方ができあがっている。そして、集落にとって重要な集まりである結婚式では、場所の設置、料理の手伝い、引き出物の配布、祝い金の記載、最後の片づけなど、すべてこうした村民委員会のメンバーが手伝っていた。もちろん、葬式の時にも同様に村民委員会が全面的な協力をしている（2016年9月調査の際、筆者は葬儀の全過程を参加した）。村民委員会が、かつての「カ」のリーダーである「家長」のような役割を果たし、南科村という「共同体」を維持している。

本稿では、集落を維持するために何が必要か、また文化的な断絶を経験した苦聰人にとって、新旧文化を同居する「狭間の文化」はどのようなものなのかを考察してきた。政府の「近代化」政策の一環として長期定住を余儀なくされた彼らが、現在に至るまで新たな場所（聯防村）に住み続け

てきた理由は何かを探り、経済的な要因や、政府の貧困対策、村の伝統的な風習、文化継承の問題、重層的なアイデンティティのあり方、そして村民委員会のリーダーシップの効果などの側面から検討してきた。まとめとして、本事例に基づき、活気あふれる集落にとって必要なものとして以下の5点を指摘したい。

第一に、持続的経済発展を維持すること。第二に、行政による集落にふさわしい政策の実施。第三に、閉鎖的な考えを改めて近隣の集落や外部の世界と交流を促進させること。第四に、集落のリーダーシップを養成し、その力が効果的に発揮される土壌を整備すること。第五に、住民たちのしなやかでかつ主体的な生存戦略を肯定的に評価し直すことである。

実体としての「民族」が交差する中国の少数民族社会を取り上げた事例は、日本の「地域社会」を考えるときに何が参考になれるのか。気候変動や政治体制、あるいは経済的原因で、人間の集う場が失いつつあることは日中を限らず、ほかの地域や民族も同じである。こうした社会的変化が起きたときに、人間はどのように適応していくのかを苦聰人の事例を通して論じてきた。「伝統」にこだわって生きる集団もいれば、あえて「過去」を忘れることによって「現在」を生きる集団もある。国の政策を待ち、排他的で保守的な日本集落に対して、中国少数民族地域の住民たちは、新しいものを取り入れ、自分から行動するといった様子が調査で分かった。

本稿は、今後の集落形成に対する議論にあたって、一つの材料として提示できれば幸いである。

## 謝 辞

本研究は文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究」（代表者：田口洋美、平成24～28年度）の一環として実施したものである。調査にあたって、東北文化研究センター事務局の方々や研究仲間たち、またご協力いただいた聯防村の方々や現地研究者らに感謝を申し上げたい。

## 参考文献

- 片岡樹 2007 「〈ラフであること〉の本質?—東南アジア大陸山地民の民族帰属認知における柔軟性をめぐって」『文化人類学』第71巻第4号:437-457。
- 謝 黎 2011 「番外の民—中国雲南省紅河州金平県の〈苦聰人〉たち」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研紀要』第10号:85-90。
- 謝 黎 2012 「〈苦聰人〉はなぜ森に戻りたいのか?—狩猟採集から農耕定住への21世紀における葛藤」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研紀要』第11号:127-134。
- 謝 黎 2014 「中国東北地域の定住化と伝統文化の継承—エベンギ族(根河)とオロチョン族(阿里河鎮)を事例に」、『環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究、平成25年度研究成果報告書』、東北芸術工科大学東北文化研究センター:41-54。
- 謝 黎 2015 「集落の維持に何が必要か?—中国雲南省金平県聯防村の苦聰人の事例を通して」『環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究、平成26年度研究成果報告書』、東北芸術工科大学東北文化研究センター:25-40。
- 蒼 銘 2001 「山民下坝的文化適応—苦聰人定居問題研究」『中央民族大学学报(人文社会科学版)』第1期第28卷(総第134期):40-47。
- 刁雁华 2009 「游蕩到定居—云南省金平县聯防村苦聰人社会文化变迁调查」(修士論文)。
- 方 明 2012 「少数民族文化變遷的調查研究—以金平県聯防村黄苦聰人的習俗文化為例」『文山学院学报』第25巻第5期:22-34。
- 郭 銳・劉 芳 2004 「文化轉型与文化適応—以雲南省金平県者米郷苦聰人(拉祜族支系)為例」『黒龍江民族丛刊』第4期(総第81期)。
- 紅河旅游局編 2006 『紅河民族文化系列叢書・紅河民族風俗風情概覽』雲南人民出版社。
- 『金平県調研文集』編 1999 『金平県調研文集』雲南民族出版社。
- 南科村民委員会 2014 「農村經濟基本情報統計表」。
- 牛興發 2010 「加快金平苦聰人綜合扶貧開發步伐」『社会主义論壇』「調研思考」コラム第8期 <http://www.yunnan.cn> 2010.8.16、9時49分公表。
- 史继忠・龚佩华 1982 「金平“拉祜西”的“卡”—論苦聰人父系家庭公社的性質和特徵」『雲南社会科学』第2期:45-54。
- 宋蜀華・陳克進 2001 『中国民族概論』中央民族大学出版社。
- 楊六金 2006 「我国政府对金平苦聰人權利維護研究」『雲南社会科学』中国科学院民族研究所雲南民族調查組、雲南省民族研究所編 第6期:102-103。
- 中国科学院民族研究所雲南民族調查組・雲南省民族研究所編 1963 『雲南省紅河哈尼彝族自治州金平県苦聰人社会經濟調查』。



# 中国雲南省におけるハニ族の「村落＝プカ」

首都大学東京大学院（博士課程）／国立民族学博物館（特別共同利用研究員）

阿部 朋恒

## 1 はじめに

中国雲南省南部を中心に、ベトナム、ラオス、ミャンマー、タイにまたがる山地に住むハニ＝アカ族<sup>注1)</sup>の村落は、ほぼ例外なく山間部を拓いて築かれる。村落の地理的な凝集性は非常に高く、居住形態からすれば、山腹の狭い領域内に家屋が密集する集村である。ただし、ハニ族がこのような集村に住まうのは、単にその地勢から利用可能な土地が限定されるという理由のみによるわけではない。古来より「くに」（タイ北部やシーサパンナのムアン、あるいは雲南北部の南詔国、大理国のような政体）を自前では持たなかったハニ族にとって、村落は長い歴史を通じて唯一の共同体の形式であったとされる。ハニ族の村落は広大な山地に散在しているが、そこには居住形態のみならず社会組織、家屋をはじめとする建造物の空間配置のパターン、さらにそれらを互いに結びつける象徴のモデルに至るまで、驚くほどの同型性がみられる。このような汎ハニ族的な構造を有する村落は、雲南省の紅河南岸地域のハニ語では「プカ」と呼ばれる<sup>注2)</sup>。

とはいえ、近年の政治経済的環境変化、たとえば20世紀後半より本格化した国民国家への直接的統合や1980年代以降に顕著となった市場経済化を背景として、今日のハニ族のプカを取り巻く環境は大きく様変わりしてきた。あらゆるプカが「自然村」として行政システムの末端に組み込まれ、そこに連なるヒト・モノ・カネそして情報の流動性がますます高まる現在にあって、プカをめぐる人々の想像力と実践はどのような変化を経験しているのか。本稿は、先行研究におけるハニ＝アカ族の村落に関する議論の到達点と課題を整理

したうえで、雲南省紅河ハニ族イ族自治州において実施した現地調査にもとづく事例からこの問いについての検討を試みるものである。

## 2 ハニ族村落をめぐる学術表象

ハニ族を対象とする民族学的研究において、ハニ族の共同体は常に「村落」（ないしそれに相当する概念、たとえば英語では“village”、中国語では“村寨”など）という枠組みで理解されてきた。ここではまず、先行研究においてハニ族の「村落」がどのように描かれてきたのかを概観する。

### (1) 中国民族学におけるハニ族の「村落」

ハニ族に関する文献の大半を占める中国の民族学者による研究においては、紅河南岸では20世紀前半まで続いた土司による封建制のもと、山間部では互いに序列関係のない閉鎖的かつ自足的な村落が無時間的に存在していたという図式が散見される状況が続いた（哈尼族簡史編写組編 2008など）。こうした傾向は、共産党政権下の中国民族学がソ連式の社会主義的発展史観を踏襲するところから始まったという経緯を踏まえれば理解できるものである。文化大革命期には社会科学そのものが停滞したが、のち改革開放後にいち早くハニ族を対象とした文化研究を再開した研究者は、必ずしも民族誌的調査の専門的な訓練を受けてはいなかったものの、その多くがハニ族出身であった（稲村 2005：262-263；阿部 2016：112-113）。このため、その記述には相当に本質主義的な色彩がみられるものの、さまざまな職能者の存在によって構成される村落内部の秩序や、その背景にある観念体系が詳細に描かれるようになって

いった（為則 1994；李克忠 2001 など）。

その後 2000 年代以降には、民族学の専門教育を受けた人々がハニ族研究の中核を担いはじめ、実地調査をもとにした研究を发表するようになってきた。ただし、その多くは服飾や食文化、特定の儀礼など各論にテーマを絞ったものであり、村落内の社会組織に焦点を当てた鄭宇の著作（鄭宇 2009）など一部の例外を除けば、村落は背景として扱われるにとどまるのが現状である。

一方、この頃には紅河南岸の棚田景観を前面に打ち出した観光開発が進められ、「紅河ハニ棚田群」の世界遺産登録（2013 年）に向けた政策的な動きと連動するように、棚田とならんでハニ族の伝統を体現するものとしての村落景観にも関心が集まるようになった。こうしたなかで作成される政策文書や観光商業誌などでは、茅葺き屋根の家屋や村落儀礼に用いられるシーソーなど、ハニ族の「伝統的」な村落を構成する視覚的特徴に関心が寄せられている（阿部 2016）。観光開発の進展と同時に、この流れに掉さすかたちでハニ族の歴史や伝統にまつわる関連研究も量産されるようになってきているが、村落そのものは過度に牧歌的かつ調和的な場として扱われる傾向があり、なお閉鎖的、自給的な村落像が踏襲されているようである（史军超 2000 など）。

## （2）海外の人類学的研究におけるハニ族の「村落」

前項でみたように、中国民族学におけるこれまでのハニ族研究では、村落内の社会組織、視覚的特徴などが断片的に論じられてはきたが、村落そのものに焦点化した比較研究はみられず、したがって村落は常に所与の背景として描かれてきたといえる。村落のあり方を相対化し、その歴史的な構築について意識的に捉えようとする研究は、むしろタイ北部のアカ族を対象としてきた海外の研究者によってなされてきた。

1970 年代よりタイ北部で調査を開始したオランダの人類学者アルティン・フォン・ヘサウは、歴史的にアカ族が広大な山地に分散し、より強い集団との緊張関係を強いられてきたにもかかわらず、村落の構造を含む文化的な共通性を失わなかった理由を、自らと祖先との関係を参照するこ

とで再生産され続ける伝統的実践知のあり方を編み出してきたことに求めている（Gesau 1983）。さらに、やや遅れて 80 年代後半に調査を行ったトゥッカーは、この伝統的実践知の再生産を可能にした場として、高い自律性を備えるアカ族の村落に注目している（Tooker 2012）。トゥッカーは、村落の自律性を内と外、中心と周縁を分かち空間実践から生み出されるものとして捉え、危険な外の空間とは対照的な、祖先とのつながりから生じる善き力によって守られた空間として村落を定位する。アカ族にとっての村落とは、収奪的な精霊や他集団の領域から「人間の世界として切り取られた、『想像された共同体』としてのマイクロコスモスなのである」というのである（Tooker 2012: 42）。

このように、タイ北部をフィールドとする諸研究では、歴史的な文脈のなかで村落観念が培われてきたことを前提とした接近法が試みられてきたが、そのうえでなお、アカ族村落の自律性が強調されていることがわかる。こうした強調点は、前項を振り返れば、奇しくも中国民族学者が繰り返してきた村落像とも重なるものであった。ただし、そうした村落の特徴とは、あくまで北部タイの山地において市場経済と国民国家の影響が限定的であった 1980 年代初頭以前にみられた、トゥッカーの言葉を借りるならば「アカ族の前近代的な自律性」（Tooker 2012: 158）なのだという点には、十分に留意すべきである。彼女自身も認めている通り、この時期以降の北部タイ山地は、①グローバルな市場経済の影響の増大、②国民国家への統合の強化、③低地社会との往来の常態化をはじめとする急速な変化の時代へと突入していくことになるのである（Tooker 2004: 260-275）。

このような時代診断は、具体的な政治経済的背景は異なるものの、雲南省南部に住むハニ族の状況にも当てはまる部分も多い。目まぐるしい社会環境の変化のなかであって、プカごとの境界のなかで自足する暮らしは、もはや実態として観察されるものではないのである。とはいえ同時に、次節で詳述するように、上述の先行研究に描かれるようなハニ＝アカ族が培ってきた村落の諸特徴もまた雲散霧消したわけではない。

先に述べたように、トゥッカーはアカ族の村落を『想像された共同体』としてのミクロコスモス』として描いたが、雲南省紅河南岸のハニ族がプカに向ける想像力は、変化しつつも持続している。本稿では以下に、先行研究が強調する自律的な村落像を参照点としつつ、2010年代半ばに雲南省紅河南岸のプカにおいて実施した参与観察に基づき、その持続と変化を記述していく。

### 3 中国雲南省・紅河南岸におけるハニ族の村落＝プカ

ここでは、筆者が中心的に調査を行ってきたHT村<sup>註3)</sup>(写真1)の状況を下敷きとして、ハニ族がプカを想像するためのいくつかの重要な契機について概観したい。

ハニ族の村落が儀礼を通じて設定される空間的境界のもとに建てられるものであることは、先述の先行研究においてもしばしば指摘されてきた。HT村でも、毎年田植えのひと月ほど後に行われるジョガトと呼ばれる儀礼において、村に通じ

る道の途上に植物の蔓がさし渡され、これがHT村の空間的境界を示す「門」とされる(写真2)。この「門」そのものは一週間ほどで朽ち落ちるものの、プカの境界性は住民にとって常に明確に意識されるものである。

こうしたプカの境界性は、社会関係の水準においても強く観念されるものであり、たとえばそれは、さまざまな儀礼で供犠された豚の肝を用いた占いの解釈枠組みにおいて示されている。HT村では、儀礼に際して鶏、鴨、アヒル、犬、豚、牛などが屠られると、その身体各部位を用いた占いが行われるが、豚を生贄とする世帯レベルの儀礼では、生の肝の節で区切られる三つの部分に対応させるかたちで、それぞれ(プカの)外、プカ、世帯の状況が読み込まれる(写真3)。そこでは、「外」に対する「内」を表現する基準としてプカが用いられており、先に紹介したトゥッカーが提示したような空間実践にもとづいた村落の境界が、いまなお息づいていることが分かる。

しかし一方では、肝占いの際に以前ならばプカ



写真1 HT村遠景



写真2 村落の内と外の境界となる「門」



写真3 豚の肝を用いた占い

を象徴する中間部分に最も関心が寄せられたというが、現在では出稼ぎのため村の外に出ている若者たちが多くなっているため、外の部分についての解釈に注目が集中するようになってきている。トゥッカーは、1980年代当時のタイ北部のアカ族の観念における「外」を収奪的で邪悪な精霊や他集団の領域として描き出すが、すくなくとも今日のHT村の人々は、たとえば労賃のよい出稼ぎ先をめぐる情報交換が日常的な関心事になっているといったように、プカの外について脅威ばかりを強調して捉えているわけではない。外と内の境界性を示す観念と実践は依然として強いが、プカの外に対する関心は、もはや単純にネガティブなものであるとはいえないのである。

続いて、プかごとにみられる社会的役割についてみていきたい。広くハニ＝アカ族の村落には、儀礼的かつ政治的な役職として三種の職能者がみられる。HT村でもこれに相当する職能者として、ミグないしアスアボと称される村のリーダー、モ

ピないしボェモと呼ばれる世帯儀礼を担う人々、そして儀礼的な意味合いの強い工匠であるバジがそれぞれ活動している。モピはさまざまな儀礼用の詠唱テキストを学んだ男性であり、三日三晩を費やして詠唱が続けられる葬儀が任せられるようになるとおおむね一人前とされ、最大の犠牲動物である牛を屠るためのヤリを持つことが許される。HT村にはこのヤリを持つモピだけでも五名おり、葬儀以外の世帯レベルの儀礼を依頼することができる男性（学習途上にある者は、謙遜の意味を込めてモピではなくボェモと自称することが多い）を含めれば40名以上を数える。その数はこの10年ほど増え続けているというが、これは暮らしに余裕が生まれて犠牲動物を用意するのが容易になったため、人々が以前よりも頻繁に儀礼を行うようになったからだと考えられている。従来は評判のいいモピのみに依頼が集中していたが、近年では儀礼を気軽に行うようになったので、練度の低いボェモでも簡単な儀礼を任せられる機会が増えたのだという。

このように世帯が主体となる儀礼を司るモピの活躍の場が増えている一方で、主に水田耕作の節目に行われる村落儀礼を主宰し、かつては共同で行う土木作業やプカのなかでの判じごとにも大きな発言権を持っていたとされるミグの権威は低下しつつある。たとえば、村落レベルの年中儀礼の多くは、ミグの主催の下に全世帯の家長が集まって行われるべきだとされるが、近年では家長が出稼ぎから戻らず、年若い息子や兄弟を代理でむかわせたり、ごく少ないものの代表を送らない世帯も出始めている。

HT村のある40代の男性はそうした状況を嘆きつつ、「昔ならばこのような世帯にはミグが罰を課していたのに、今はそれすらできなくなっている」という。また、村の水くみ場やトイレの補修などの共同事業についても、最近では「ミグは知らぬふりをして」おり、それは「今では何をつくるにもセメントや鉄骨を買ってこなければならぬ。しかし、ミグには人を集めることはできても、金を集めることができない」からだとしていた。現在、ミグに代わってHT村のそうした公共的なインフラの整備を実行できるのは、中国の行



政システムにおける“自然村”ごとに一人以上任命される役人（村民小組の組長）や、複数の“自然村”からなる“村民委員会”の役人であると考えられており、その理由はやはり「金があるから」なのである。

以上のようなHT村の状況からは、世帯ごとの選択の幅が広がりつつある一方、村落単位の結束力は弱まりつつあるようにもみてとれる。HT村ではこのほかにも、かつてはミグと協働して村内の取り決めごとを行う場であった長老会議や、種まきや苗植えなど節目となる作業の開始時期を決め、それを村人に率先して行っていたカイェアボ、灌漑水路の流れを設計、監督していたウチュアボといった、プカごとの農耕にかかわる権限を担っていた役職も形骸化しつつある。このように、社会組織に注目する限り、HT村の状況は、少なくともトゥッカーが1980年代のタイ北部のアカ社会に見たような、村落がひとつのマイクロコスモスとして自律しているといったものではない。理念的なモデルとしてはなお自律的なプカ像が共有されていることが窺えるものの、そこに暮らす人々の実際の生活は、より開かれた関係性のなかに置かれていると見てよい。

とはいえ、HT村の人々が取り結ぶ社会関係は、決して地縁と血縁のくびきを解かれてすぐさま無限定に開かれていったわけではなく、なおプカを経由して獲得される資源が重要であり続けている。このことを明らかにするため、次節では一つのプカのみに焦点を当てた議論から一旦離れ、HT村を含む一帯に観察される通村落的な社会関係について見ていきたい。

## 4 事例検討

### (1) 十二のプカを結ぶ歴史認識

HT村は、ハニ語でブナロバ（ロバは河川の意）と呼ばれる河に沿って東西に連なる山塊の主稜線から分岐し、ブナ河へと降りていく支尾根の上にある。ブナ河兩岸では、このように村を建てるのに適した場所にはほぼ例外なく、平らな土地の広さに応じた規模のプカが建てられている。一つの支尾根に上下いくつものプカが築かれることもあ

り、HT村から歩いて十分ほどの下方にも、HW村という名のプカがある。この二つのプカの関係はしばしば「兄弟（アゴアニ）」ないし「家族（ティウオ）」の比喩をもって語られており、実際にHT村は、HW村に住んでいた祖先が森を拓いて建てたプカだとされている。彼らが「兄弟」と呼ぶプカはこの二つだけでなく、ブナ側の下流（東方向）に向かって谷を挟んだ隣の支尾根と、さらにもう一つ先の支尾根にもあり、合計で12つを数える。HT村とHW村の関係と同じく、12つのプカの間にもやはり母村と分村でつながる関係があり、それをたどればプミという名の祖先が拓いたPW村に行き着くとされる。

ただしこうした関係は、プカとプカの系譜的な連なりがそのまま記憶されているというよりも、現在そこに暮らす住人たちの祖先の系譜のなかにそれぞれのプカの建設を先導したとされる人物の名を見出すというかたちで、間接的に認識されている。ハニ族は他のチベット＝ビルマ語系の諸民族と同様に、しりとり方式で父—子の名を連ねる命名法（父子連名制）をもっており、自分から父、祖父、曾祖父と祖先の名前をさかのぼるかたちでの系譜が口伝で継承されている。プカとプカの歴史的な関係は、そうした祖先の系譜のなかに埋め込まれているのである。

…イチューチェプ—プミ（35代）—ミジュ  
—ジュビユ・・・  
…イチューチェプ—プミ（37代）—ミウェ  
—ウェズ・・・

上記は、それぞれHT村および「兄弟」プカの一つであるPW村で採録した祖先の系譜から、先述のプミが現れる世代を中心に抜粋したものである。プミという名の祖先は、初代のモミという創造主から数えて35～37代目（暗唱者によって若干前後する）にあたり、HT村の現行世代は62～68世代の範囲に収まる。したがって、HT村を含む12つのプカのもととなったプカを建てたプミは、現在のHT村に住む人々からみておおそ30世代ほど前にあたる祖先だということになる。

プミには二人の息子がおり、兄のミジュはプミが建てたプカであるPW村に残ったが、弟のミウエは西へと向かい、HT村の下方にあるHW村を建てた。その後、ミジュが残ったPW村は8つ、ミウエが建てたHW村は4つのプカに分かれていった。これは同地域では誰もが知る話であり、話者による異同もほとんどない。こうした祖先の逸話を重ねた歴史語りや、12つのプカを「兄弟」「家族」と呼びならわす背景となっているのである。

このような歴史語りや相互認識には、従来の研究では村落ごとの自律性が強調される陰でほとんど等閑視されてきた、通村落的な関係性の重要性が示唆される。ただし、複数の村落を含むこのような範疇を示すローカルタームは同地域のハニ語にはないため、ここでは便宜的に「村落連合」という語を用い、上記12つのプカを祖先の名にちなんで「ミジュ・ミウエ村落連合」と呼びたい。ここまでは、通村落的な関係性が歴史語りを通じて共有されている事実があることを示した。続いては、こうした関係性が認識のレベルにとどまらず、そこに何らかの実践が付随しているかどうかを確認していきたい。次項では、ミジュ・ミウエ村落連合を結ぶ関係性を軸として観察される、実際の相互行為について検討していく。

## (2) 十二のプカにみられる関係の特殊性

ミジュ・ミウエ村落連合一帯から数十キロ離れた元陽県での事例からは、ハニ族は水源と（風水における気のような）コスモロジカルなエネルギーを確保するための競争から、同じ尾根筋の上方に別の村が建てられることを非常に嫌うという報告がなされている（Pascal 2010）。しかし、たとえばHT村とHW村の距離は徒歩の10分程度と非常に近く、ともに同じ尾根の上に位置している。たしかに、棚田に流す水の量の配分をめぐる世帯間のいさかいが起こることはあったが、それは同じプカの者同士でも同様であり、下方に位置するHW村の人びとがHT村そのものを疎んじているという話はいずれ聞かなかった。

HW村とHT村は各自個別のミグを擁し、村落儀礼もそれぞれ独立して行っている。村落儀礼を通じてそれぞれのプカを中心とした内と外の

境界ははっきりと引かれているため、互いが独立したプカであることは現地の人々にとって自明である。にもかかわらず、二つのプカの間、それぞれの空間的な関係を原因とした緊張は見られない。この矛盾については、パスカルが述べるような尾根を占有したいという観念がHW村において欠如していると解釈するよりも、そうした観念を前景化させないに足るほどHW村とHT村の関係性が近いものであると捉える方が妥当だと考えられるのではないかと。

ミジュ・ミウエ村落連合には、その範囲の外の他のプカとの関係とは明らかに異なる緊密な関係が構築されている。ここでは、村落連合の範囲に重なるかたちで観察される相互行為について具体的に紹介していきたい。まず第一は、その範囲が通婚圏をなしている点である。HT村で筆者が普段から付き合いの深かった中年男性たちによると、プカのなかで配偶者を得ることが最も望ましく、次いでミジュ・ミウエ村落連合のなかから探す。それも適わずに外から嫁を連れてくるのは、「恥ずかしい」と言われるのだとされる。30代のある男性は、若い頃一年ほど出稼ぎに出ているとき、漢族の「ものすごい美人」といい仲になって同棲までしていたが、HT村に連れて帰って仲間たちにとにかく言われるのが嫌で、泣く泣く別れたのだと語っていた。筆者の調査では女性側の観点に立った結婚観についての語りを十分に集めることができなかったが、実際にHT村で婚姻関係が継続している夫婦の9割以上がミジュ・ミウエ村落連合内同士であることから、域内での配偶者選好が実践されていることは明らかである。

第二に、村落連合内で通婚圏が成立していることと関連しあう現象として、儀礼を通じた往来が頻繁にみられる点が挙げられる。世帯レベルの儀礼では、儀礼を行った後に、用いた犠牲の大きさに応じた規模の宴席が設けられる。儀礼の種類によっては特定の親族関係にある招待客を招くことが規範化されており、そうでない場合にも重要な親族から順に招待することが多い。このため、宴席に招かれやすい中年男性などの場合、時期によっては週に何度も村落連合内のプカを訪問して歩くという具合になる。

また、最も盛大に催される死者埋葬の日の宴席では、ミジュ・ミウエ村落連合の村民たちは招待されずとも参加してよいという不問律がある。埋葬の日は花火をあげて近隣に通達されるため、葬儀に限って犠牲として屠られる水牛の料理を目当てに多くの人々が押し寄せることになる。参列客は数百人規模に上るため葬儀を出す世帯だけで客を捌ききれぬはずもなく、調理や宴席の場の提供などの対応はプカを挙げての仕事となるが、このときに他のプカから訪れた客は、自身と親族関係にある家をまわって接待を受ける場合が多い。このように、ミジュ・ミウエ村落連合では、儀礼を介して緊密かつ頻繁な往来が維持されていることが確認できるのである。

第三に、ミジュ・ミウエ村落連合を単位として、既婚女性が日常的に着用する衣装の選好傾向が観察される。民族衣装のかたちやデザインが、サブ・エスニック集団ごとのアイデンティティを表現することは、ハニ族の場合でも顕著であり、従来の研究でも報告されてきた。ミジュ・ミウエ村落連合はそうした差異化が図られる範囲と重なっており、とりわけ頭飾りにあしらわれる貝の使い方に特徴があるとされる。

しかし、現在では伝統的な藍染の民族衣装を普段の生活で身につける人は少なく、定期市で購入される化学繊維製の衣装が一般化している。ハニ族の民族衣装には実にさまざまなバリエーションがあるが、ミジュ・ミウエ村落連合から最も近い定期市で売られている衣装は、紅河県の県庁所在地にある工場で縫製されたものであるため、全体の形状としてはそれなりによくローカライズされている。とはいえ、袖や襟元に施される刺繍は既製のチロリアン・テープが使われており、かつてのそれとはまったく異なる模様となっている。ここで興味深いのは、日常的に着用する衣装が既製品となった後も、このような差異が再生産され続けているという事態である。刺繍の意匠については伝統との連続性が絶たれているわけであり、各人の好みに合わせた選択がなされてよいはずだが、結果としてはそうならなかった。誰が率先してというわけでもなく、ある意匠がミジュ・ミウエ村落連合だけで流行するようになり、近隣との差

異が再び構築されていったのである。

### (3) 比較事例：ダム建設に伴う強制移住とその後の村落再建

前項で示したような複数のプカを結ぶ緊密な関係と共通性は、そこに住む人々にとって外部要因によって引き起こされる変化への柔軟な対応を生み出す基盤ともっている。ここでは、政府の主導による移住を例として検討するが、ミジュ・ミウエ村落連合に起こった出来事を述べる前に、まずは比較対象として90年代後半に紅河県内で生じた集団移住と、その後の経緯について瞥見しておきたい。なお、この事例での移住先となった紅土坡上寨では筆者はごく短期の見聞旅行をおこなったのみであり、具体的な経緯に関しては、同県内出身のハニ族である李凱冬による論考（李 2013）に依拠する。

紅河県の中心市街であるイサ鎮からミジュ・ミウエ村落連合までは、バスで3時間半ほど南下したのち、徒歩で一時間ほどの道のりである。車中では見渡す限りの棚田と森林に覆われた山並み、そして山腹に点在する村落の風景が続くが、道中でひととき目立つ大きな湖が目に入る。山間部の利水と電源の確保を目的としてつくられた人工のダム湖だが、1997年に始まる建設に際しては、当時いくつものハニ族村落が立ち退きを迫られたという。このとき、現地政府はイサ鎮郊外の数か所を移転先として用意している。ダム用地に指定されたオディ村民委員会に属する村落出身の人々は、まず数年間を孟竜叉路口周辺の集合住宅で過ごしたが、2003年になって紅土坡上寨に新築された宅地街への再移住が実施された。李凱冬によると、1997年当時、「村民たちは異なる自然村から集められたために統一的な組織をもたなかった」（李 2013: 271）ために、ハニ族の伝統に即した建村儀礼は行われなかった。しかし、2003年の再移住に際しては、この間にもともと複数の村落から集まった人々の間で融和が進んでアイデンティティを共有するようになり、民間組織も形成されていたために、住民たちは現地政府に資金的支援を要求したうえで、簡略ながらも建村儀礼を行ったという（李 2013: 270-272）。

再移住先の紅土坡上寨では、177戸、770人のうち約2割を新たに合流した他地域出身者が占め、そこには漢族やタイ族も含まれていた。にもかかわらず、その後もハニ族の伝統に沿った村落の諸条件を満たすための試みは続けられていったという。その後の主な進展をまとめると、以下のようになる。

- 2005年：村民委員会の主導のもと選挙が行われ、プス（ミグの別称）とその補助にあたる役職者が選ばれる。
- 2005年：寨神林（村落の守護林、アマアボ）と村の水くみ場が設置される。
- 2008年：クザザ（主要な村落儀礼の一つで、儀礼用シーソーが据えられた広場で行われる）が復活する。※2011年以降再び行われなくなった。

（李 2013: 272-273）

李凱冬はさらに、この間に生じた変化の特徴として、それぞれの儀礼の手順が簡略化されていること、いくつかの年中儀礼が復興せず、代わりに漢族の節日を祝う風習が根づき始めていることなど、新しい環境への「文化的適応」が生じていると指摘している（李 2013: 273）。

李凱冬が報告する以上の経緯について、ここでは以下の数点に留意しておきたい。一つめは、様々な困難をとめないながらも、ハニ族のプカの基本構造を移住先でも複製しようとする動きが明白に見て取れる点である。しかしながら、その復興にはおよそ10年以上にわたる長い時間を要し、なお未完成であること。これが二つめである。三つめは、その間に村落儀礼が簡略化あるいは消失していることである。続いては、舞台をミジュ・ミウエ村落連合に戻し、そこで生じた移住騒動についてみていこう。

#### （4）集合住宅「美麗家園」建設とプカの再構築

事の発端は2013年の夏、ミジュ・ミウエ村落連合から最寄りの定期市がたつ場所の近くで、山肌を削って平地をつくる大規模な工事が始められたことであった。当初は県道から各プカへと延び

る山道が舗装されるのだろうと噂されていたが、すぐのちにそうではないことが分かった。地元政府から新しい分譲住宅の入居募集がかかったことで、それが宅地の造成工事なのだと判明したのである。この分譲住宅は、中国の中央政府が全国規模で推し進める農村開発政策（「新農政策」）を背景として建設がはじめられたものであり、HT村周辺の造成事業の具体的な立案・実行を担う紅河州政府の公式発表では、「美麗家園」建設プロジェクトと呼びならわされていた。HT村でも、美麗家園はセメントづくりの二階建て4LDK住宅である（写真4）こと、分譲価格は4万元であること、入居資格はミジュ・ミウエ村落連合の範囲に相当するP村民委員会の住人に限られることなど、矢継ぎ早に入ってくる情報は話題の中心となっていた。

人々が特に関心を寄せたのは、セメント造りの家屋が4万元（約80万円）と格安で手に入る点であった。HT村では、日干しレンガの壁にスレート板の屋根を葺いた家屋が一般的だが、近年では、金銭的な余裕と労力に応じて、焼きレンガの壁にセメントを舗装した造りへと部分ごとに改装していくのが流行していた。家屋まるごとの改築となると自前で作業を行っても8万～10元はかかるというという相場観があるうえ、数日から数週間にわたって手伝ってくれる親族や友人を探さねばならないという面倒があるため、建売で4万元という美麗家園が一層魅力的に感じられたのである。実際に、第一期として募集された美麗家園60戸分は、ひと月と経たないうちに売約済みとなった。

美麗家園の建設は順調に進み、2014年の11月には入居が可能となった。ところが、購入してみたはいいものの、いざ住みはじるとなると内装や家具購入にもかなりの出費を覚悟せねばならない。さらに、美麗家園はミジュ・ミウエ村落連合の各村から徒歩1時間～1時間半ほど山道を登った場所にあるため、棚田や菜園への往復に時間がかかりすぎてしまう。こうした理由から、先陣を切って引っ越ししてみようという者が出ないまま、ほぼ一年が過ぎていった。その間、実質的に無人状態が続いていた美麗家園では、政府の支援



写真4 新築の分譲住宅地「美麗家園」

で無償提供された薄型テレビがごっそり盗難される事件が発生し、それにより物騒だという認識が広まったことで、さらに入居者がなかなか出ない状況が続いていった。

以上のような状況を、美麗家園を購入しながらミジュ・ミウエ村落連合のプカに住み続けている人たちはどのように捉えているのだろうか。購入者の多くは、もともと将来あるいは子供たちのために買ったのだから、すぐに移り住む気はないという。現時点で筆者は60戸分の購入者すべてを把握できてはいないが、おおむね30代後半から40代が中心的な購入層にあたりとみている。この世代は、自分の子がまだ小さい者もいれば、孫もいて面倒を任されている場合もあり、その両方ということもある。このため最も出稼ぎに出ることが難しく、プカの儀礼や農作業の中核を担っている人々なのである。したがって、耕地から遠くなる美麗家園にすぐに移り住む気がなかったという答えのほとんどは、おそらく事実に近いものだと考えられる。

しかし一方では、近い将来は美麗家園に引っ越す予定はないと言いながら、その実彼らはそこへ移り住むための下準備を始めてもいる。筆者は2015年7月から8月にかけて数か月ぶりにHT村を再訪した際、以前の滞在時には耳にしなかった

話題が交わされていることに気づいた。総じていえば、それは美麗家園を利用して新たなプカを建てるための相談であった。ミグ（儀礼的な村落のリーダー）は誰が務めるべきか、儀礼用シーソーや水くみ場はどこに設置すべきか、村の守護林はどこが適当か。美麗家園はすでに建設が完了しているにもかかわらず、彼らが議論しているのは「これから」の話であった。このことは、すくなくともHT村の人々にとってのプカとは、単なる家屋の集合以上の何かであることを表しているようであった。また同時に、将来の移住を前にして新たにプカを立てる算段を始めている事実からは、彼らが移り住むべきは単なる分譲住宅としての美麗家園ではなく、プカとしてのそれだということが示唆されている。

興味深いことに、こうした話題は、美麗家園の購入者がいる場だけで口にのぼるわけではない。美麗家園の購入を見送った人たちの間でも頻繁に交わされ、とりわけ建村儀礼を行うミグは誰が適任かという話は、しばしば議論が紛糾するに至るほど関心を集めているのである。あなた自身が移り住む予定がない美麗家園に、なぜそんなに興味を持つのか。冷や水をさすような筆者の質問に、ある60代の男性はこう答えた。「美麗家園を買うのはミジュ・ミウエの人だけなのだから、みな

家族のようなものだ。それに、プカはひとりで建ててくるものではない。人間に父母がいるように、建てる人がある。美麗家園にプカを建てるのは誰だ。ミジュ・ミウエの誰かだ。(だから)美麗家園は弟のようなものなのだ」。

また、この話題に関する情報交換は、ミジュ・ミウエ村落連合のプカ同士の間でも頻繁にやりとりされている。人々が日常的に往来するミジュ・ミウエ村落連合のなかでの情報伝達は迅速かつ濃密であり、HT村に滞在しているだけでも、この件に関する他の村の有力者の意見は自然に耳に入ってきた。さらに、2015年7月の時点で、HT村のミグはHW村とPP村のミグと直接会って意見交換の場を設けている。

李凱冬が検討したダム建設による移住の事例では、さまざまな地域から集まった人々が共住することになった孟竜叉路口では、ハニ族的な村落像にしたがった村を建てることは叶わなかった。しかし、そこでともに暮らした再移住までの7年間に築かれた関係性が基礎となり、再移住先の紅土坡上寨ではよりハニ族らしい村落が再現された。一方、HT村周辺の美麗家園建設も複数のプカから人が集まるという点では共通するが、その母体となるミジュ・ミウエ村落連合の間には、あらかじめ分厚い関係性の蓄積があった。このため、実際に人々が移住する前段階ですでに、ハニ族のやり方にしたがったプカを建設するための話し合いが進められているのである。

プカに必須の空間的要素、建村儀礼をはじめとする村落儀礼を主宰する職能者の選出など、現在HT村で話し合われている懸案事項の多くは、先に紹介した李凱冬による報告にあった事例において十数年の時間をかけて達成されてきたことにほぼ重なる。これら二つの事例の比較からは、具体的なプロセスは異なるものの、ハニ＝アカ族が培ってきた村落＝プカへの想像力はなおかなりの程度まで共有されており、その実現が希求されていることが確認できるといえよう。「プカはひとりで建ててくるものではない」という先に紹介した男性の一言は、今後もハニ族のプカが固有の意味に満たされた空間として再生産されていくことを示唆しているようでもある。美麗家園にミ

ジュ・ミウエ村落連合を母体とする新たなプカが誕生する日がいつ来るのか、今後さらに継続的に注目していきたい。

## 5 おわりに

本稿は、ハニ＝アカ族の村落のありようについてその今日的な実態が検討されてこなかったという状況を踏まえ、具体的な事例の提示をもってこの不備を補おうとするものであった。これまでの研究では、ハニ＝アカ族の村落の自律性が強調される一方、市場経済化や国民国家への統合が村落社会のすみずみにまで浸透した近代的状況に晒されるなかで、その自律性がどのような変化をたどっているのかに対する関心が欠如していた。また、そこでは村落間の平等が前面に出されたことから、通村落的な共同性の存在を等閑視しがちであったという問題点も残されていた。

村落の自律性を問う前者の課題については、二つの関連する観察事例から変化の傾向を示した。一つは、儀礼実践を通じた観念的な内と外の区分、すなわちプカの境界性はいまなお観察されるものの、とりわけ外に対する忌避感が薄れていることである。もう一つは、プカ内部における社会組織についての分析から、世帯を主体とした選択の幅が広がりつつある一方、村落単位の結束力は弱まりつつあることを示した。また通村落的な紐帯の有無については、複数のプカを含む「村落連合」の存在を仮定したうえで、その強度を検証した。そこではまず、プカ同士を結ぶ関係性をめぐる歴史認識、通婚と儀礼を介した相互行為、衣装に表現される集団的差異の再生産がある領域性をもって重なり合うことを示した。さらに、政府の主導による移住をめぐる二つの事例からは、近代的な設計に従って建設された居住空間にプカとしての意味を重ねていこうとする人々の実践が、なお力強く継続していることを確認した。

また、本稿では中国雲南省の現在の文脈に即してハニ族の村落＝プカの輪郭を描き出すことを試みたため、提示した事例の多くはプカに暮らす人々の語りと実践に集中している。しかし実際には、とりわけ若年層の多くが出稼ぎ先の都市部と

プカを往復しつつ生活を成り立たせており、そうした人々は本稿で挙げたようなローカルな動きに積極的に関与してはいないという現状がある。プカの「内」ではなく「外」に暮らすハニ族にとって、それはどのように実感されるものなのだろうか。プカと都市とを結ぶ関係の把握は、なお今後の課題として残されている。

環境動態の推移に即して共同体のあり方を変えるという営為自体は、いつの時代も、どの地域でも生じてきたはずである。また、21世紀の日本における集落の再編過程と本稿でみてきたハニ族のプカをめぐる一連の変化、そしておそらくは中国東北地方やシベリアにおける共同体の変化にも少なからぬ同時代的な相同性がみられると考えられる。そうした諸事例を広い視野のもとで検討し、未来の指針を用意するための方法論が俟たれている。

## 付 記

本報告は、国立民族学博物館特別共同利用研究員任期中の研究成果にもとづくものである。なお、日本学術振興化特別研究員奨励費および公益財団法人たばこ総合研究センター研究助成による調査の成果も一部含んでいる。

## 注 釈

- (1) 中国、ベトナムではハニ族、それ以外の各国ではアカ族と呼称される人々を、本稿ではハニ＝アカ族と総称する。ハニ族とアカ族は、スミオという名の共通の祖先を記憶しており、言語、習俗なども類似しているため、民族学においては通常同じエスニック・グループに帰属するものとされるが、中国の民族政策に従えば、ハニという「民族」の下にアカという「支系」があるという構図で捉えられている。両者の関係についてより詳しくは、稲村(1996)を参照のこと。
- (2) 本稿では、「村落」概念そのものが地域ごとの歴史において構築されてきたものであるという観点から、筆者が直接観察を行うことのできた雲南省の紅河南岸のハニ族の村落について現地の呼称にしたがい「プカ」と表記する。
- (3) HT村は、中国雲南省紅河ハニ族自治州紅川県に属する自然村である。HT村について本報告で提示するデータは、とくに断りがない限り2013年4月

～2015年1月にかけて同村で実施した住み込み調査にもとづくものである。

## 参考文献

### 〈和文文献〉

- 阿部朋恒 2016 「先住民族からみた『世界遺産』—紅河ハニ棚田の世界遺産登録をめぐる—」河合洋尚・飯田卓(編)『中国地域の文化遺産—人類学の視点から』(国立民族学博物館調査報告136):107-122。
- 稲村務 2005 「ハニ族『文化』の政治学—出版から見た民族表象」長谷川清・塚田誠之(編)『中国の民族表象 南部諸地域の人類学・歴史学的研究』:259-276。

### 〈外国語文献〉

#### 《中国語文献》

- 哈尼族簡史編写組(編) 2008 『哈尼族簡史—修訂本』民族出版社:北京。
- 李凱冬 2013 「城市中的、哈尼族村寨文化重構現象分析—以雲南紅河景邁鎮紅土坡哈尼文化為例」『農業考古』2013年第3:270-275。
- 李克忠 2001 『形・声・色—哈尼族文化三度共構』雲南民族出版社:昆明。
- 史軍超 2000 「关于建立云南省申報世界遺產戰略的建議和構想」『雲南民族學院學報(哲學社會科學版)』06期:45-49。
- 為則 1994 「自然宗教:神靈稱謂及其含義—以哈尼族宗教為例」『中南民族學學報』(哲學社會科學版)1994年第5:48-51。
- 鄭宇 2009 『箐口村哈尼族社會生活中的儀式與交換』雲南人民出版社:昆明。

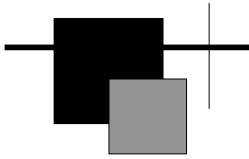
#### 《英語文献》

- Alting von Geusau, Leo. 1983 Dialectics of Akhazanj: The Interiorizations of a Perennial Minority Group. McKinnon, J. and Bhruksasri, W. (eds.) *Highlanders of Thailand*, Oxford University Press. Kuala Lumpur: 243-277.
- Cornelia Ann Kammerer. 1998 Descent, Alliance, and Political Order among Akha. *American Ethnologist*, Vol. 25, No. 4: 659-674.



Tooker, Deborah E. 2012 *Space and the Production of Cultural Difference Among the Akha. Prior to Globalization*. ICAS Publication Series. Monographs6., Amsterdam University Press, Amsterdam.

Tooker, Deborah E. 2004 Modular Modern: Shifting Forms of Collective Identity among the Akha of Northern Thailand. *Anthropological Quarterly*, Vol. 77, No.2: 243-288.



## 第6部

# 研究会・シンポジウム 講演録



# 民俗・人類班／歴史班合同 応用研究研究会

日 時：2015年1月10日

会 場：東北芸術工科大学

東アジア民族文化アーカイブス研究センター

講 師：高橋満彦（富山大学人間発達科学部准教授）

参加者：＜学内＞田口洋美・中村只吾・蛭原一平、守谷英一（大学院生）

＜学外＞佐々木史郎（国立民族学博物館教授）・森本孝（あるく  
みるきく研究所代表）・川島秀一（東北大学災害科学国  
際研究所教授）・村上一馬（東北歴史博物館主任研究員）

※所属は研究会当時のもの

## 趣旨説明

田口洋美

これはみなさん個別に話をしていることなので、もうすでにご存知だと思うんですね。「戦略プロジェクト」は、21世紀型の新しい集住、集落、村落、どのような理念で再構築するかということ、このプロジェクトで考えているわけですね。人が住むということは、複数の人間で構成される集住形態、まあ、散って住むなり（散村）、まとまって住むなり（集村）、どのような形態をとろうとですね、そこには必ず自治会とか共同体といった人々なりの約束というものが出てくるわけです。それぞれの安心と安全を求めて、諍いが起こらないような回避策を複数の人間、価値観や考え方の異なる人同士が話し合うシステムを作って、そこに一定の生活上のルールが作られます。例えば僕が森本孝さんと一緒にやってきた新潟県の三面集落ですね。この場合は、近代以降はオソ場、ドオ場、スゲ場、この三つの場の権利がなければ分家に出られないというような口承伝承がありました。28軒以上家を増やしてはいけないとか。村の決まりと、伝承ですね。それぞれ守るべき約束にもランクがあるような感じですね。成文化されて文書と

して残っているもの。それから書き言葉にはなっていないけれども口頭伝承として語り継がれてきた村の約束、あるいはその村の生存戦略的な戒めであるとかですね。近代以前はですね、スゲ場だけ、スゲ場とかドオ場とかオソ場だけではなくて、例えば、ウマダですね、マダハギですね。あるいはウリハダカエデ、あとスワ（ヤマブドウの蔓）ですね。こういう植物繊維を夏のお盆の前後に採取するんですが、その採取の場の権利も存在した。これをわれわれは当時、ちゃんと押さえようと思って地図上に記録したりしました。そのときに村の人にたくさん場の権利についての説明を聞かされました。そのときに村の人たちが必ず口にして言うのは「道義的な、道義的にこれは許されているんだ。」あるいは、「道義的にそうしてはならないんだ。」というような言葉でした。あるいは、このスゲ場ならスゲ場という、その「場」というのは、その所有者ではないんだと。所有者は国だったり、村であったり、個人であったり、あるいは江戸時代の場合は藩の森だったりするということで、所有者と使用者は違うんだという考え方ですね。それで、その「使用権」あるいは「利用権」っていうことをよく村の人たちは口にしました。それを「占有的な使用権」だと言っていた

んですね。で、その「占有的な使用权」に関してですね、特に換金できる作物・資源の場合は、その場の権利、場を使う占有的な使用权、利用権を売買できるのだというふうに言っていました。特にクマとかカモシカを獲るためのオソ場ですね、オトシですけども。吊り天井式のオトシという罠ですが、この罠に関しては特にうるさくて、その場所が、まあ、過去ですね。5頭とか10頭とかいうクマを捕獲した実績のある場所などは村の中でそれなりの価値ができてですね。高額に取引をされた。で、その取引をするときに、交渉しだすときのタイミングっていうのが必ずあった。それは何かというと、5年間、過去、その家の人がそこに罠をかけていないという実績です。これはドオ場なんかもそうですね。罠のことをドオといいますが、このドオをかける場所のことをドオ場といってましたが、罠をかける場所に関しても5年という歳月、この歳月を越えて放棄されているような場合、病気だとか、あるいはその家が何らかの理由でその生業活動の中の、その場を使わなくなったとき、5年が経過されたときに交渉権が生じる。つまり村の人たちに他の家の構成員が交渉していいですよという「交渉権」というのが発生する。しかし、交渉権が出るんだけど、その村の人、その使用权を持っている人がですね、いや、俺はこれからかけるんだと、いま休んでいただけなんだと言った場合には交渉ができなくなるというようなことですね。そういうような場の権利というものが非常に山の村の中には根強く存在した。こういうことをきちんとですね、われわれが集住ということを考えたり、村というものの持続性というものを考えたときに、必ずぶつかる問題だと思うわけです。この権利の問題や、その法的な、それを裏付けるような法的なバックボーンっていうのを、われわれが中途半端な知識で勝手に解釈してしまっていたのではちょっとまずかるうということですね。例えば「村決め」という近世の村の約束と、現代の民法やその他の法制度環境というもの。私たちは無意識に現行の法制度的思考を身につけていて、これを標準として過去の決めごとを見てしまいがちです。そこを注意したい。

僕は野生動物と狩猟の問題で高橋満彦さんと知り合って、もう10数年になるわけですが。僕のやっている野生動物の問題だと、猟場の問題っていうのがどうしてもあって、その猟場になると、土地の所有者がですね、国であったり、国有林の中だったり、あるいは県有林の中だったり、あるいは私有林の中でも猟をすることがある。例えばウサギ巻き。これからおこなわれますが、ウサギ巻きなんて多くは私有林の杉林を使っておこなわれることがある。この場合土地の所有権、所有しているのは個人ですから、税金を収めている人がいるわけです。そのとき、この人が猟をやってくれるなど言った場合にはどうなるんだろうと。再三再四ですね、阿仁(秋田県)でも秋山郷(長野県)でも五味沢(山形県)でも聞くんです。そうすると、いや、差し支えないんだという言い方をします。なぜですか、と言うと、いや、その私的な所有というものは、それはその最近発生しているのであって、猟場として使っているのは昔からずっと慣習的に使っているから、それに関しては一切、許されるんだというふうに猟友会としては考えているんだというわけです。その、小国町の五味沢の場合だと「山契約」っていうのがあるんですね。年に一回必ず五味沢の場合は山契約っていう会が開かれていて、まあ、飲み会なんだけど、そのときお餅をついて、それをみんな猟師たちに配るんです。猟師たちはそのお餅を割りながら、山に入るときに必ずその欠片を口にしてですね、それから猟に出るとのことなんです。それは要するに、山の神様との契約と考えているんです。自然のものは人間の所有物、まあ、現代の人間の考え方では所有物と考えているんだけど、獲物に関しては、野生動物に関しては、これは山のものであって個人のものではない。山ノ神のものであると。山ノ神のものを授かる権利を有するのが、いまていうと猟友会、かつては猟友会とかそういうものはないですし、狩猟免許なんていうものも公的な機関が発行するというものはなかった。幕藩体制の時代とか、天領の場合は禁止されていましたが、通常の村の場合、猟師の許可というのは近世社会においても藩からの鑑札許可制であった。でも、許可が出ていなかったであろう地域があったんで

すね。というよりも現在残っている古文書では確認できない地域、五味沢集落や天領であり巢鷹森があった秋山郷などです。ただ、五味沢より奥の集落にあたる太鼓沢、樋倉、徳網だけは許可を持っていた。あくまでも火縄銃の所持許可ということですが、個人が持っていたわけですが、個人というか家が持っているわけですが、その猟師鑑札や鉄砲所持の鑑札を持っていることが猟場を保障した。おそらく鉄砲以前からの場の権利であったと思われます。この場の権利は、生活圏とリンクしていますので、生存するための資源調達領域と言い換えても良いわけです。その資源調達領域の中に猟場の権利、漁場の権利、採草する場の権利、植物繊維を採取する場の権利などが存在するというわけです。その権利関係が今も生きていると考えている。

この権利関係というのが、村の、集落の構成員みな立地的に一緒に住んできた経緯があればそれは了解されていますけれども、そうではなくて、新しく合併するとか、マンションや団地、建て売りの家々に暮らすことで新たな集落を形成するとか、集住するとかっていうことが起こりますと、この権利関係を基礎から組み立てなければならなくなるのかな、どうなんだろう。無論、生き延びる権利、放棄されていく権利とあるでしょうけれども、その地域の考え方を踏襲することが本当にできるのかどうか。この問題は非常に重要だと思います。で、こうしたことを含めてですね、新しい集落の理念っていうのは考えないと、ただ単にこういうかたちで集落を作ってエネルギーの再生とか理想化して語ったところで新しい集落の人たちが薪を採る権利。例えば今、薪ストーブを利用して、カーボン・ニュートラルという考え方で共有地あるいは私有地の薪を使わせてもらって、集落自体のエネルギー問題を解決しようというようなことをやっています。しかし、果たしてそれが既存の集落、長く継続されてきている集落であればそれは可能かもしれない。しかし、そうでなくて新しく集落を合併させて新たな集落を作ったとしますと、そのときにはそういう考え方は踏襲されるのかどうか。再構成する場合というのはどういふ議論が必要なのか。そのときの土地の所有者

の関係というのはどのように守られたり、あるいは返上するなりですね、新しい枠組みというのはどういうふうに作られるんだらうか。そういうことも考えなきゃならない。大きなお節介に過ぎないと言われるかも知れませんが、そこに暮らしていこうとする人々には生活の根幹に関わることだと思いますので、議論をするなり、知見を持つ成りという努力は必要だと思います。

ですから、われわれが「こういうようなものだ」といった伝統的な権利に対する考え方で、この問題を議論してしまったら、とんでもないところになってしまう。ここにちょっと神経をですね、細かい神経を向けようじゃないのっていうのが僕にはありました。それで、今、どんどん猟友会の人員が減っています。この10年で急激にもう減っちゃいます。そうすると、僕らの世代が最高齢になります。猟友会。そうすると戦後の二世帯なんですね。森本さんたちの世代がいるわけですよ。いま60代の後半から70代になろうかとしている人たちですね。この人たち、昭和20年以降に生まれてきた第一世代がもう村の当主になってきているわけなんですね。そうすると、戦後民主主義の中の、戦後教育の中で生まれ育ってきた当主たちがですね、この先、前からある、あるいは近世から守られてきた、あるいはそれ以前かも知れませんが、それはわからないですが、歴史的に踏襲されてきた伝統的な思考法、村落の権利関係に関する伝統的な思考方法というものが崩れる可能性があるわけです。そして、実際今崩れてきているんです。なぜかという、いま、野生動物が増えてきたということで猟師を増やしましょうということで、新しいタイプの狩人たちが参入をはじめています。で、ここで問題になるのが猟友会に入らずに狩猟をする人たちが出てきているということです。村落の中の伝統的な集団、あるいは組織、これに組しないで猟を展開しようという人たちが出てきていて、これはA村では今大問題になろうとしています。つまり、この人たちは猟友会の言うことはまったく聞かない。自分たちがスノーモービルを持ってですね、スノーモービルで銃を担いでですね、雪原の田んぼの中を突っ走ってですね、そしてその山に入ってイノシシやシカを、

あるいは小動物を獲っている。このときに猟友会がそれはやめてくれと言ったところで誰もきかない。なぜならば、縛りが無いから。そうすると、じゃあ環境省とか県とか、国とか。そういうものが新しい考え方で猟場の保証なり、あるいは考え方なりを担保するような新しい法律体系を作っているかという作っていない。なので、ここに新しい問題が生じるだろうと考えます。僕は漁業のことは詳しくは知りませんが、多分、漁業なんかもそういうことが起こるのではないかなと。例えば、磯浜権とかですね。磯や浜で採取する権利。これは潮干狩りであるとか、採取ですから、まあ、慣習法的に採っていいんだよというのがあるんでしょうし、その地先権みたいなかたちで採取権が閉じているというような漁業もあるかもしれません。そういうようなところでですね、新しいかたちの、戦後のですね、人たちがそこに参入していくときに、どのような齟齬が生じるのか。これを議論しておく必要がある。山林に関してもそうですね。伐採する権利であるとか。さまざまな権利問題がここに起こってくるだろう。それを前もって議論する必要がある。これは、これから本当に法律家は大変なことになるだろうと僕は勝手に一人で思っているんですが。ということ、やっぱり法学者の見地からですね、きちんとどういう路線で考えていこうとしているのかも聞きたいし、で、われわれはまず、その将来的なことを考える以前にですね、これまでのことをどこまでわれわれが正しく法学的な解釈として知っているのかどうか。それを確認したいというのが今回の研究会の開催の趣旨です。

つまり、そこからわれわれがきちんと現状の狩猟権であるとか漁業権であると、その伐採権、採取権、利用権、占有権というようなもの。これをわれわれが正しく理解したうえで、過去の村落における伝統的な思考法における占有的利用権なるものの考え方をですね、議論する基礎を作っておく必要があるだろうと。それで高橋さんに機会があったらぜひ、芸工大にでもきて教えて欲しいんだというようなことを言ってきました。まあ、なかなか僕もずばらで、自分の仕事とかに忙しくてこういう会はもっと早くにですね、はじめたかっ

ただけども、まあ、今日になってしまったということです。ですから、今回の趣旨というのはそういう趣旨で、こういう研究会を立ち上げたい。もちろん、これで研究会は終わりというわけではなくて実は高橋さんが科研で、高知大学の漁業権を研究している人がいるということで、そういう研究者を高橋さんはたくさん知っているの、法学的な知見からのアドバイスを僕らにはいただきたいと思ったわけです。山村でいう、山林の国有林とか、入会の問題、これも正しくわれわれが理解していないと、今後の議論に齟齬を来すだろう。へたをすれば、えらい恥をかくことになる。ですから、今後ですね、こういう小さな研究会を何度か続けていって、できれば歴史学なんかにも開いてこう思っているんです。そして、歴史学の先生方にもこういう議論に参加していただいて、通時的な意味での権利問題の変遷というのをわれわれがきちんと理解をする礎を作りたい。

それでは今日は一日よろしくお願いいたします。

#### 農山村における土地所有及び入会に関する基礎的事項について

高橋満彦

今回は村の基礎的な法律関係の話をするということで、あまり狩猟には特化してません。若干、田口さんが山に興味がおありだろうということで山の話も入っているんですけど、むしろ耕地、田んぼの話が多いかなと思います。

あらかじめお断りとして、じつは種本がありまして。これを種本にしました。あの、最後のほうに書いてありますけど。まあ自分は環境法が専門でありまして。じつは民法とか法制史は専門ではありませんので、ちょっとにわか勉強してやったという部分もあるので、そのへんは後ほどまたご相談ですけど、もっと適任の人がいるのかなという気もいたします。ただまあ、農業法学会とかにも所属してありますので、多少は、いま普通の法律の研究者よりは少しは知っているかなという程度だと理解してください。

さてですね、お題としましては、「農山村にお



ける土地所有および入会に関する基礎的事項について」ということで。正直言って、大学の授業とかで「入会」って書くと、入会権とかってゴルフの入会権（会員権）かと勘違いする学生が普通です。バブルが崩壊してからゴルフ場の入会権自体ももう知らないって人が増えている。なんて読むんですか、なんの話ですかっていうふうな話になってしまうことが多いんですけどね。自分も大学の法学部だったんですが、実は法学部でも入会の話ってというのは4年在籍して、授業にちゃんと出ていても30分間くかなというぐらいじゃないかなと思うんです。まあ、そういうのがあるよって話だけで終わってしまう部分が多い。まあ、30分ってというのはオーバーかもしれませんが、そういう部分はあります。多分学生さんも入会権の話、一番理解しがたい法律の話なんじゃないかなという気がします。まあ、実際、入会権だけの解説書みたいなのはほとんどないですしね。

#### —古代・中世における耕地の権利関係—

前置きはともかく、まず第一にですね、耕地、農耕地についての権利関係のお話をしたいんですけど。この話は歴史のお詳しい方もおられますから、自分なんかより詳しい方もいると思います。ただ、古い話のはっきりよくわかっていないのだと思います。よくいわれるのは、古代、豪族の時代なんかは首長制の土地使用があり、それが班田収受で公地公民制になった。公地公民制も首長制の土地所有の延長なんじゃないのっていうふうなことは昨今いわれているようでもありますけど。

まあ、その後はみなさんをご存知のとおりですね、墾田が認められるようになってきて、荘園制の展開へとつながっていくわけです。その荘園の実態っていうのもいろんな説がありますが、まあ、荘園主はだいたい京都の寺社だとか、貴族でありますけども、そういった人だけで治められるわけではないので、在地の権力と協力し合い、あるいは競争的な、競合的な関係があったんだろうというふうに思われるわけですね。ただ、徐々に地頭や守護が台頭してきて、荘園制度がだんだん形骸化していき在地の、あるいは鎌倉幕府とか

の地頭守護の勢力に乗っ取られていくということです。その間に、惣村とって、村が力を持ってまいりまして、荘園から自立していくんだといわれています。中世の末期ぐらいから、これから大事なよく出てくる話ですけど、村請制度といったものが成立してくるわけです。それで、近世がどうだったかというのは多分、いま山だとか、村の権力について考えるのに大事なんじゃないかと思っています。

#### —近世的土地所有の性格と特徴—

近世の土地所有の性格と特徴ということですが、近世のですね、土地はどういうふうな権利関係だったかというのは諸説あるわけですけども。まずですね、領主が持っている土地への権利を歴史的な用語では「領知」というふうに呼ぶことが多いんだそうです。百姓の土地への権利は「所持」であると。で、「領知」と「所持」はどう違うんだと。はっきりわからないんですけども、第一説としてはですね、封建領主が土地の所有者であると。従って百姓は占有者にすぎないんだと。領主的土地所有説といわれていますね。第二説としてはですね、いや、逆なんだと。百姓が土地所有者で、領主は年貢や諸役の賦課や徴税権を有しているだけなんだ。これは農民土地所有説と。他にも、いやいやどっちも違うんだと。一個の土地に複数の所有者が重層的に存在する。そういった重層的な土地所有権が近世の特徴なんだと。まあ、重疊的土地所有権説なんて言われますけど。どれが正しいのかっていうのは調べてもはっきりしませんし、一概に近世といっても長いタイムスパンがあります。また地方によっても違うかもしれませんし、一つの解答はないのかもしれないです。ただ、最近はこの第三説で重層的、重疊的に権利関係があったんだっていうふうに理解する論考が増えてきているのかなと思いますね。まあ、ちょっと考えることをぶん投げているんじゃないのって批判もあるかもしれないけど、でも、そうやって考えたほうが楽というか、説明しやすいってことはいえると思うんですね。

ともかく、どれが正しいか知りませんが、百姓が土地を所持していくことは認められておったわけですが、その百姓の土地の所持の主体っていうのはなにかというと、「家」なわけですね。これは個人ではない。「家」である。で、家って括弧に入れてありましたけど、これは家制度っていうのがあるわけですよ。じゃあ、この「家」っていうのは何なのかというと、家名、家業、家産といったものの一体性を持って、過去から未来へと永続するものだというふうに観念されているわけですね。これが現代に至るまで日本の農村における権利関係を考える上では大変重要な観念になってくるわけですね。この家産の中心っていうのが農民の場合は当然、土地になるわけですね。漁業とかですと、網だとか舟だとか漁場だとかって話になってくるんだと思うんですけど。

それで、この「家」を束ねるものは誰なのかって、これは家長が束ねるということですが。今日、ちょっと学生さんとかを相手に話をするのかなと思っていた部分もあるので、ちょっと簡単な話ばかりで、ご存じの部分も多いと思いますけど。家長は近世において必ずしも長子とは限らなかったんですけどね。これは家を統括するんですけども。ただ統括っていても自由に処分するとかはできないんですね。家長たるものは家の土地を減らさずに次世代に伝える、という責任を持つわけですね。ですから、三面なんかの田口さんの（報告の中に）、家の図なんかでも出てきますけど、一時的に潰れることがあっても、しかるべき相続者を見つけて再興させるって。再び興すことが観念されるわけですね。ですから確か柳田国男でしたかね、戦争で亡くなった若い人たちを、もう死んじゃっているんだけど、その人たちに養子をとらせて、新しい分家を創設してやらないと浮かばれないだろうみたいなことを書いているようですけど。今から読むと、なんだか大変奇妙なことをおっしゃっているようでもありますけども。でもこういう観念からすると、そう奇妙な話ではないのかなと。ただ、実際には死後、養子をとるっていうのは基本的にはね、本来ない話であります。

まあ、ともかくそういった百姓の土地所有ですね。それを支えているのが村の共同体ということになりますけども。領主に対して村は村請制ということで、あるいは農民全体が村単位で領主に対峙するということですね。だから年貢や収益も村として負担していくと。一種の連帯責任というものです。であるから、村の耕地といったものは、個々の百姓のものであるとともに村全体のものであるという理解がされるわけですね。で、百姓の土地所持というのは村に守られつつも、でも、村による強い規制にも服する不完全な所有権だと。近代的な所有権からみると、不完全な所有権になりますから。まあ、北陸なんかですと、割替地制っていうんでしたっけ、毎年なり2年おきなり、耕す土地が村でくじ引きで決まる、順番でかわっていくとか、そんなことをしていくわけですね。たしか氷見、富山県でも氷見郡とか昭和の20年代ぐらいまでまだやっていたとかやってなかったとかね、話はききますけど。30年代でしたかね。

で、こういったものはですね、法的にはどうやって担保していたかっていうと、例えば土地を質入れするとか、土地を売買するとかって場合に証文を交わさなければならないわけですが。その証文に村役人の連署が必要であると。村役人の連署がない土地の権利移動の売買は無効であるといったような。

で、ここちょっと面白いんですけども、大学生でも法律学の授業出た人間は、契約っていうのは口頭でも成立するんだと。通常の契約っていうのは様式行為ではないとか、決まった様式がなくても意思表示の合致だけで成立するものだというふうに教えられているんですね。ただ、日本の国においては、特に不動産の売買においてはやはり、契約書が交わされて、実印がつかないと成立しないんだというふうな観念がけっこう強いんですね。そこでわれわれの法観念と実際の制定法とにずれがあるんですけども。まあ、それに関しては、現代の法律学者は特に重要な売買なんて契約の熟度、この熟度の問題で、やはり重要な契約だから口頭で話しているあいだはまだ途中で、

最後に契約書を交わしてファイナルになるというように説明します。しかし、そもそも日本の近世における土地の権利移動はすごい文書主義で、形式主義なんですね。文書があって、それも形式の整った文書でないと権利移動ができない。その形式主義の一つに、この村役人の連署が必要。ということは村役人が合意しない土地の権利移動は認められない。で、どういうものに対して合意しないのかっていうと、他村、よそのものに土地を質入れするとか、売買するとかってというのは許さないぞって。まあ、いまでも宮崎県のどこでしたかね、村の中に組がありますよね、部落で。そういうみんなで協定を結んで、部落のみんなが納得しない土地の権利移動は認めない。そうやっているところがあるんだそうですね。でも近世はどこでもそうだったんですね。ですから村っていうのは、法人格を有し、直接土地所有の主体ともなるし、あるいは個々の百姓が所持する土地に対して、共同体的な規制をかけることを通じた間接的な共同所有といったものもおこなうといったものであったわけです。この法人格とはなにかというのは、要するに、これは近世の用語じゃなくて現代の用語で、近代の、法律の用語ですけど、法律学の中では権利の主体は「法人」というんですね。で、権利の客体、まあ、権利の対象となるものは「物」(もの)というわけですね。ですから動物は「もの」なんですね。で、奴隷もじつは「物」なんですね。奴隷は権利の主体にならない。権利の客体ですから。で、権利の主体はじゃあ「人」だ、ただ、権利の主体は「人」なんであるから自然人、ホモサピエンスである必要はないわけですね。逆に言えば。だから、それを日本国民法みたいな、そういう現代的な法律はできるだけホモサピエンスと法律上の人を合致させようとしていく。じつはそれが基本的人権の尊重であるとか、民主主義の完結なわけですけど、前近代においては人とホモサピエンスっていうのは法律的には合致しないことがけっこうあるわけですね。でも、現代でも合致していない部分があって、それは「法人」ですね。大学も法律的には人であって法人です。で、村も行政も市町村とかも法人なわけですね。でも、現在の法律では部落なんかっていうのは法人格を与

えていないんです。行政村には法人格はありますけれども。部落、自然村には法人格はない。でも、江戸時代には当然ある。部落、集落のことを自然村と申しますよね。自然村と行政村は近世にはイコールですから。これがイコールじゃなくなってくるのが明治以降ですね。

江戸時代では当然、村が法人格を有しているといっている訳です。そして村の中では耕地だけではなくて、入会地も含めて、受益。受益っていうのは財産なり関係から利益を得ることですね。あるいはそれに対して負担をするといったことに対しても、平等制の原理っていうのがあった。これは形式的な平等でありますけども、村人としての受益や負担の平等制の原理。そして土地の移動。さっきの繰り返しになりますけど、村内において土地の流動が循環的に完結するといった特徴が見られてくるわけですね。

#### ー田畑永代売買の禁止と質地請戻し慣行ー

で、こういったものを支える法制度としては、田畑の永代売買の禁止がある。永代売買というのも変な話ですけども。というのは近代民法からいえば、売買、一回売買すればファイナルですから。ファイナルアンサーですから。権利は移動するわけですから、なんだか永代売買っていうのは言葉が変かもしれませんがね。とにかく、最終処分、土地の田畑の最終処分をしてはいけぬ。これは分地禁止と、田んぼ分けしちゃいけない。さらに、じゃあ売買しちゃいけないんだらどうするということで、江戸時代によくある質入れがおこなわれるわけですね。ところが質入れたって結局権利移動に結び付く。例えば時計を質に入れますよって、お金1万貸してちょうだいよって、1万返さないこれは質流れになってしまうわけですよ。ところが、江戸時代においては、質流れしても10年後でも20年後でも土地に関してはお金ができれば買い戻せるんだっていう、そういう法慣習があったんですね。これは「質地請戻し慣行」っていうんですけどね。

日本人ってどうしてもやっぱり往生際が悪い民族みたいでしてね。例えば競りとかありますで

しょう、競売（けいばい）。競売（けいばい）ってわれわれはいうんですけどね。普通は競売（きょうばい）ですよ。競売とかっていった場合とかですね、そういうプロの商売人の売買、民法と商法って少し違うんですけど。例えば、特にプロの商売人の売買なんていうのは、瑕疵担保責任っていうのがハードルが高いというか、普通の人間が普通に売買した場合に隠れた瑕疵があった場合ってのは、瑕疵ってのは傷ですね。それがあった場合っていうのは売り主に対してクレームがつけられるんですね。ところがこれが商人間の売買は、プロの売買なんで、それは見抜けなかったほうが悪いだろって話が通用してくるわけですね。それは競りなんかでやる場合は、特にそういうことになるんですが。で、通常の民法や商法では瑕疵担保責任が考えられないような場合でもですね、日本だと後からクレームつけるとお金返してもらえてってけっこうあります。例えば築地のマグロの競りなんかでも、後からですね、思い違いがあったとかいう場合にですね、金返せってことで、そういうもめ事に対して仲裁して、幾許か痛み分けみたいなことをやるとかやらないとかって調べていたアメリカの法社会学者がいましたけど。で、私は築地だけなのかって調べてみたら、南部の馬市とかでもそういう習慣があったとか。馬市なんて、馬喰がやる馬市なんかで後からいちゃもんつけてどうするのかって思うんですけど。まあ、こういう質地の請戻しの慣行とかですね、そういうのどう関わっているのかちょっとわかんないですけどね。

#### —近世的土地所有権と近代的土地所有権の違い—

ちょっと話ずれましたけど、こういったものですね、まず一つは江戸時代、当然みなさんもお存知でしょうけど、いまと違って国の法律がぼんちとあって、それが全部、全国津々浦々、それに従いますよって話ではなくて各大名の領だとかいろいろありますし、法的な管轄っていうのが非常に複雑になっていますから、こういったものがもちろん、そのままどこでも同じように通用したかどうかっていうのはちょっと気をつけなきゃいけ

ないところがある。それと、もう一つは江戸時代っていうのは300年ぐらい長うございますから、だんだん後半になってくると金銭経済が浸透してきて、村にも資本が流入してきますし、新田開発とかもおこなわれます。ですから、徐々に近代的な土地所有権の観念が芽生えてきて、幕末頃にはかなり変わってくると思うんですね。ただ、最終的にそれががらっと変わるの、やっぱり明治維新による制度改正が必要だなってこと。

それで近代的な土地所有権っていうのは何なのかって話なんですけども、これはまあ、ちょっと先取りしますが、資料に、明治における変革っていうところがありますけども、地租改正事業をおこなうわけですが、「一地一主原則」と。一つの土地には一つの所有者しかいませんよと。まあ、例外として、共有ってのもありますけれども、基本的には一つの土地に一つの所有権。で、共有っていうのは、一つの土地に一つの所有権で、その一つの所有権を2人か3人で分け合おうってことだから、やっぱり一地一主原則ですね。と同時に、その土地所有者は排他的にその土地を独占することができる。そして、自由に処分して、自由に収益するということがいわれたんですね。これが近代的な所有権ですね。

ところがいまほどやってきた近世の土地所有権っていうのが、まず一地一主かどうかはっきりしないと。領主との関係、領知と所持との関係。と同時に、自由に処分、収益できるかという、処分しようと思うと村の外に売っちゃいかんとかいう規制がかかっているし、じゃあ好きに使っていいかという、じつは使い方についてもいろんな規制があって、自分で好きに使えないと。だから違うんですね。

#### —古代における山野の公私共利—

じゃあ、戻ります。同じく近世の、山野の権利関係はどうなったかということですけど。また、少し古代に戻っちゃいますけど、まあ、山野河海というふうな言葉もありますけど、当然、農民の生産や生活に必要な場でありますよね。と同時に耕地なんかと比べて、基本的に、排他的にあるいは

独占的に支配するっていうのが多少困難をとまいますよね。と同時に必ずしも排他的に独占するのが必要とは言えないって部分もありますよね。ものにもよると思うんですけど、例えば魚なんか獲る場合に、あまりいっぱいこられちゃうと困りますけど、自分一人だけで川の一つの区画を占有する必要は必ずしもないわけですね。仲間が5、6人いたって十分、魚が釣れるってことはあるし、逆に仲間がいたほうが網を入れられたりしていいじゃないかとかいう話もありますけど。ただ、耕地なんかだと、誰かが作物を植えた上に、また作物を植えるってことができないわけで。まあ、これはたしか古事記かなんかでも国つ罪かなんかになっていたかと思うんですけど。できないですよ。そのへんが性格の違いもありますし、また、実際に排他的な支配が難しいって部分もありますけど、共同体の単位として用益とか用益権っていうんですけど、要は使用ですよ。使用するっていうのが発展してまいりました。

で、古代においては「公私共利」といったものがあって、お配りした資料にある養老律令の雑令っていうものの中にある項目ですが、「山川藪沢の利は公私共にせよ」というふうにいわれておりますね。これ養老律令は大宝律令と中身はほとんど一緒だというふうにいわれているんですけど、大宝律令の文章はもともと残ってないんでわかりません。よく言うよなってかんじですよ。見たこともなくせに。ただ、唐の律令ですか、ほぼパクったっていうことは事実みたいです。だから唐の律令のパクリなんで、結局写しただけじゃないっていうことも、という意見もあるかもしれないんですけど、ただ、やはりその前後のいろいろな、詔であるとか、そういうのを読みますと、やっぱり貴族や豪族がですね、山野を囲い込むことをですね、してはいけないですとか、批判するような法令がやっぱりいろいろ出ていますので、まあ、それなりに山川藪沢、公私共利っていう法令は実効性があったというか、日本の実情にそんなに乖離していない法令だったんじゃないかなと思われま。

とにかく山野っていうのは共同体的な規制のもとで、農民による比較的自由ないろいろな活動の

場であったというふうに解説されております。ただ、どこまできちんと歴史学的に実証されているのかって私はちょっとわからないんですけどね。多分、この時代の文書ってすごい少ないですから、わかんないんでしょうね。でも、その「王侯諸臣」による囲い込みを制限する詔が繰り返し発せられるところを見ると、けっこうそういうことが近世での山論のようなことですね、紛争があったんだろうなということは確かだと思えます。そしてまた、墾田が広がってきますと、墾田、どうしてもやっぱり田んぼを営むには山の資源もね、肥料であったり燃料であったり必要ですから、そういったものの囲い込みがされていくわけですけども。そして、古代において山野のことをよく民要地っていうふうに法令にも出てくるんですが、民に要となる、民に必要な土地ということですかね。で、この民要地というのは、まあ、山野や川のことを民要地と申しますが、こういったものにはですね、さっきいった律令の公私共利の論理が適用されるんだという公的な立場とですね、荘園領主の囲い込みといったものの、対立が見えてくるわけですね。そして、民要地というのは国、国衙が管理するものだという考えがもうすでに平安時代からありますから、これと荘園との対立。国衙と荘園がいろんなところで衝突します。そして、中世に至ってもですね、鎌倉期の当初、最初の頃はですね、鎌倉幕府の裁定でもですね、山野河海は国衙の管轄だと。だから地頭は横取りしてはいけないっていう。まあ、『吾妻鏡』なんかでもそういう裁定が出てまいりますが。しかし、この時代はいろいろな荘園が河川や山野を開発していく時代でもあるわけですね。だから荘園を開発するときには広大な山林を含めてですね、四至勝示を打つと。要するに囲い込みをしていくわけですね。だから山野っていうのは既存の耕地を維持していくうえでも必要なんですけども、さらに、新しい耕地を作るために、もう山野自体を焼畑して開いていってというふうなことにもなっていくわけですね。

—中世の「棲み分け的な共同の場」としての山野—

で、次第にですね、山河半分の折半、で、国衙

と地頭が山河の用益を折半するっていう鎌倉の中期以降になってまいります。まあ、別にいま国衙でも荘園でもどっちでもいいんですけど。ただです、ね、ちょっと面白かったのが、地頭が山野を開いていくというときに、どうもパターンとして狩りをしに入るということをよくおこなうようですね。狩倉を開くって。で、いいじゃない狩りぐらいやったって。いいじゃないって思うかもしれないですけど、狩倉を開くっていうことは木の切り払いを伴うんだそうですね。で、狩りだと称して木を切り開いて、まあ、狩りのために、シカ狩りなんかするのに必要なんですかね、ちょっと詳しくわからないんだけどね。草原化して焼畑をして、だんだん草原だかに馬を放します、焼畑します、だんだんそれが恒常化して行って、開拓していく。禿げ山が増大すると。

で、こういった山林には多くの場合、まあ、いまでもそうですけど、寺社が、お寺とか神社があったりして、そこが山を持っているということがある。いまでも大きなお寺が山の近くにあったりしますが。寺社は山林を巡って地頭の外部勢力と対峙しなければならない。当時、奥の山のことを指すのに「黒山」っていう言葉使うんです。黒山っていうのは霊山であると。宗教的な権威を使って霊山だからって行って、寺や神社が山を持つということをするんですけど。こういった地頭、まあ、「狩獵を致し、あまつさえ霊山を畑に切り、焼き払う」といった感じで批判をしているんですね。でも、じゃあその彼ら自身は山持っていてどうするんだと。じつは彼らも開発するわけですね。で、自分たちが開発するときにはですね、そういう黒山の「大魔所」を人間の土地「浄土」に変えるんだという。調子のいい人たちですけど、そういったことで総括すると、在地領主による山野独占の動きはあるんですけども、でも在地領主権に服さない国衙のものだと、公のものだという観念とですね、それらに対立すると。同時に、いろいろな諸階層や諸集団が、いろんな当時もうすでに山稼ぎするような山の単位を持ったでしょうし、そういったものの「棲み分け的な共同の場」としてのいろんな使用がされていくということですね。

ただ、やはり近世に近づいてくると、村っていうのは力を持ってまいりますから、村を単位として山野を排他的に支配する。そして、外部に対して武力で戦うと。地方によってもだいたい村の力っていうのは違うんだと思うんですけど、そういった自力救済の世界が広がっていくんだと。

#### —近世における山野の領主的領有—

そして、豊臣秀吉や徳川家康によって、戦国時代が終っていくわけですけども、太閤検地っていうのがおこなわれますね。で、ここから先は近世だということにさせていただきたいんですが、太閤検地では山野は高外地になると。要するに年貢が賦課されないところであると。で、あるからこそですね、山野は個別領主のものではないと。秀吉のものだと。で、徳川將軍家も、それは徳川將軍のものだ、と。これ多分、一つには高外地だから。確かに加賀百万石なり、伊達何万石だか知らないけど、何万石領土安堵する。その田んぼは、お前に一万石、田んぼやったけど山やったと言ってないぞという。でも、大名はすでに中世から一円支配っていう、中世の前期までは荘園だとか虫食い状に権利関係があったんですけど、だんだん近世が近づいてくると、何とか郡だったら何とか郡、何とかの国だったら何とかの国、全部領主が一円支配していく。それが、どんどん広がっていきまますから、そんなこと秀吉が言ったって聞かないわけですよ。ただ、その背景には、ただの高外地だっただけではなくて、思い出してほしいんですけど、山野は国衙のものであるという観念がやはり近世になってもまだ少し残っていたんだらうなと。でもやはり、特に国持大名の越中加賀とかそういうところでは当然、山野も大名が支配していくわけですよ。これ観念と実態とがやはり、ちょっと違うのかなというのがあるんですけど。

で、領主的な領有っていったもの、つまり領知っていうのが進行していくわけですね。ただ、まあ、それは大名と幕府との関係なのであって、いずれにしても村レベルではですね、現実の用益が続く、現実には使用はなされていくわけで。そこでまあ、重層的な権利関係が広く存在する。そうい

うのを見ていくとやはり、少なくとも田畑についてはよくわかりませんが、山野については重層的な権利関係のもとで考えていくのが正しいんだろうなというふうに思います。

ただ、山といっても広いですから、特に奥山なんかにおいては幕府や大名が独占的に支配して百姓の用益を禁ずる、いわゆる「留山」とかいったものが出現してくるわけですね。近い里山なんかは村の力が強くて、奥になってくると弱くなっていくというか。ちょっと詳しく知りませんが、海においても「磯は地付き、沖は入会」とかっていう、近くの海と、ちょっと離れた海とで違ったりとかしますが、そういったものが山にもあったのかなど。詳しく調べたわけじゃないですが、加賀藩なんかは立山連峰だって加賀藩が領有してますでしょう。で、黒部の山々なんか「奥山廻り」ってあって、そういう役人がいて、3年に一回かなんかこう、巡回してまわって、森林巡視をしてまわるわけですよ。そして絶対誰も入っちゃいけないっていう。特に信州側から人は入るなどか、誰も入っちゃいけないっていうんだけど、山の人たちに案内させるわけですよ。案内できる人はいるんだから当然行っていたんだろうっていう。まあ、変な話ですよ。絶対利用するなって、利用しないで遊びに入る人もいないですよ。絶対利用してたんでしょ。で、ですね、じゃあ村々が使っていたっていうんですよ。使い方もですね、村々入会、一村入会といったものから、個々の家による家単位の占有もですね、形態も内容もかなり多様だったんですね。

#### －入会の変化と解体－

この村々入会、一村入会って何なのかというと、入会権。入会権とか言いますが、「磯は地付き、沖は入会」という言葉にあるように、本来、入会ってというのは複数の村からわさわさって入ってきて、入り会って使うから入会なんですね。ところが、だんだん江戸時代も後半ぐらいになると、村が排他的に支配していく。他の村は入れないよって、一村入会になってくる。だいたい今、われわれが入会っていうと、いろんな人が入

っていくから入会なんですよっていうけど、本来はいろんな村が入ってくるから入会なんですね。それがだんだんいろんな人が入ってくるや一村になってくる。それがさらに個々の家で権利を分けていくっていう。さっきの話だとオソ場は家を持っているっていうか、個人が家を持っているんだかって話ですけど、そういう家に対する占有まで一般的には進化していく。というか変わってって、入会の解体の方向に向かっていくといわれるんですけど。

ただこれは、地方によってもだいぶ違うというか、西の方がそういう家々で分割していくのが多いですね。東に比べて。ただ場所によっても違うし、里山、奥山によっても違ってきまして。また、対象の資源によっても違うかもしれないですね、ということです。

こういった入会地に対する権利っていうのは所持ではないんですね。「進退」というふうになってます。この「進退」というのは地盤所有権との性格としては甚だ弱いんです。で、農耕地以上に村の共同体による規制を強く受けております。用益の単位としては当然「家」単位でありますね。で、「家」への分割の過程で株みたいなことで、株としてまとめたりとかするようなかたちになっていくという感じですね。まあ、これがだいたい近世までの山野の様相なのかなということあります。

ちなみに、この一村入会ってあって、村々入会とか、どっちかわからないケースもありますよね。自分の勤める富山大学の近くに昔、鴨池、いまは古洞ダムの底に沈んじゃったけど鴨池だったところがあるんですね。で、お話聞くと、その山は朝日という部落の入会地なんですね。「たきもん」って富山で言いますが、薪とかそういったものは朝日の村が採る権利があるんですね。朝日の定ってって「定める」という字書いて「じょう」ってあって、まあ、領地なんですか。朝日は古洞から尾根を越えて東側ですが、鴨を獲る権利は逆に山の西側の三の熊部落が持っていますね。で、鴨池ですから、人がわさわさ入っていくと鴨が飛んでしまうんで、鴨が獲れないと困るわけですね。朝日の人がたきもん、薪を採りに行くと三の熊の



人が困ると。どうすんだっていうと、三の熊の人が秋口になると朝日の村の家々をまわって、今年のはたきもんどれぐらい必要ですかって聞いて、わかりました、じゃあ、お届けしますんで入らないでくださいって。朝日の村にとっては、ただで届けてくれるんだからこんなにありがたい話はない。資源、対象の資源によって権利を持つてる村が違う、資源を使用する村が違うと。ちなみに三の熊の村では鴨を獲る権利は、株として持っていたみたいですね。ただ、話し合いをして、今年じゃあお前やれ、今年はお前やれっていうかんじでやらせていたっていうことですね。

#### —近代的地所有権の創出—

余談になりましたけど。こういったものが明治時代、明治以降どうなっていくんだということですが、これは農地と家制度を中心に考えていきたいんですけども。まずですね、明治の4年に田畑勝手作といったものが許されると。ただ、さっきも言ったんですけど、自由に田畑を使っちゃいけない。だから作物とかもですね、じつは制限されているわけですね。特にですね、勝手に米作りやめちゃいけないわけですね。ところが、この田畑勝手作の許可っていうのは、実際に調べると、本当にはっきり、太政官布告みたいにはっきり出ているわけではないんですね。というのはどうも、これはすでに幕末からもうかなり形骸化していて、それを現状追認しただけなんですね。だといわれる。まあ、そうは言っても、いきなり田んぼやめて、突然他のもの作るっていう人はあまりいなかったと思いますけどね。だって、まだ明治になってもこの時代まだ税金は米でしたからね。

そして、明治5年、これははっきり太政官布告が出てるんですが、土地の永代売買を、これを解禁するわけです。勝手に売っていいよ、好きに処分しろと。そうしてですね、いよいよ明治6年から14年にかけて地租改正事業がおこなわれるわけですね。まず何をするかというと、一筆ごとに地価を、土地の値段を確定します。そして、一地一主義原則に基づいて、土地所有権の所有者を確定します。土地所有者は基本的には一人し

か認めないわけですね。そして、その土地所有者に地券、権利書を発行しますよと。その代わり、地租を払いなさい、税金を払いなさいって、これは税金、お金で払いなさい、ということなんですね。そうしてですね、領主的な土地所有、領主や大名の領知といったものはですね、これは否定されるわけですね。現実には秩禄処分というのをおこなって清算していくわけですね。多分そのへんは日本史の方のほうがお詳しいと思いますけど。で、ここにおいてですね、近代的な土地所有権が創出されると。

それで、百姓の土地所持、農民の土地所有に対しても近代的な土地所有権が付与されていくわけです。さっき言ったように、秩禄処分で領主の土地っていうのはなくなりますから、ある意味、よく日本の農村というと封建的だ、封建的だと言われるんですけど、何を指して封建的だといっているのかというのは難しいとこだと思うんですね。封建制ではなく、あくまで封建「的」ですよ。ある意味、日本の農村というのは、封建制度の特権に依拠しない。要するに、大地主制はありますけど、それが封建制の特権に依拠していないという特徴があるわけで。だからヨーロッパなんかに行くと、まあ、国によりますけど、まだ伯爵さまが村全体を持っています、みたいな。そういった土地所有は日本では存在しないです。これ、いまはあまり当たり前になって意識しませんけど、多分意識的にそうしたんです。明治の、それも中頃ぐらいまでの、例えば帝国議会でのやり取りなんかを聞いていると、彼らは明確に意識していますね。日本は欧州のように貴族、王侯貴族が威張っている国ではもはやないということを。維新の政治家は、実際に欧米視察とか行っていますからね。で、新しい国で、封建制度ではないんだと言っておられます。ただ、実際には別の意味での地主制が進展していくんですが。

#### —「村」共同体の弱体化および王土王民論の展開—

それでですね、明治期に村請制というのが終焉します。なくなります。と同時に、平成の大市町村合併というのがありましたけど、明治時代も町

村制を執行してですね、小さな部落をいくつかにまとめて村を作っていく。要するに、現代で言えば町村合併をしていくわけですね。そこで、さっきも話しましたが、行政村と自然村が乖離していってしまう。そして、村共同体は法人格がない、要するに、事実上のものになっていってしまう。まあ、それでもですね、やはり生産活動は連綿と続いていくわけですから、村の共同体というのは弱体化するけれども、今日まで存続していくわけです。だからよく「村」というのをカタカナで書いてみたり、括弧で入れてみたりとか、そういうよくわからない世界はここから始まっていくわけですね。そこから以前は括弧はいらないですね。

で、それが財産区であるとか、まあ、総代であるとか、あるいは水利組合であるとかそういったものにいま仮面をかぶってですね、存続していくことになっていくわけですけど。と同時に、明治時代っていうのはやっぱりいろんな考え方が錯綜していた時代であって、王土王民論とかけっこう幅を利かせたんです、前半においては。版籍奉還ってありますでしょ。大名はみんな土地を天子さまに返すということなんで、日本国全体の土地は天子さまのものであって、みんなは天皇陛下の赤子であるっていう。そういう王土王民論というのが実はかなりあるんですね。

ただ、王土王民論に対しては近代的土地所有権とやりようによっては矛盾せずにつながるのかもしれないんですけど。というのも、イギリスの土地法というのは基本的には王土王民論によって立っているんだっていわれることもあるんですが、やはり封建的な話でもあるし、近代的な土地所有権とは必ずしも素直には合致しないですよ、王土王民論ってね。そして、地租改正の理解として、王土王民論と地租改正事業ってどう理論的に矛盾を解消するのかっていうのは、けっこう当時の法律家や政治家は議論しているんですが、ただ、最終的には明治22年に帝国憲法が制定されて、そこで私有財産の保証がされます。そこにおいて一応、王土王民論の議論は一応、けりはずいたかなというふうに言われています。

さらに明治31年に私有権を、この民法が制定されて、ここから先は所有権絶対という言葉に表

象される西欧近代法の理念が導入される。民法、すなわち近代民法は明治31年に施行される。

#### —地主制度の進展—

こういったなかで、じゃあ地主制度というのはどうなってくるんだということですけども、事実として、江戸時代から地主制度っていうのがもう展開されているのはみなさんのほうがお詳しいかと思いますけど。ただ、地主と小作の関係はけっこう村によって差があり、村といったものの規制にかなり服すわけですね。村の慣習に従って、地主小作関係があるわけですよ、江戸時代は。また、地主の責任みたいなものも当然あるわけですね。ところが、民法の制定以降ですね、そういった地主小作関係というのは村を媒介する公的な関係ではなくて、当事者間の直接的な関係、要するに契約関係になる。で、民法のもう一つの原則として、私的自治の原則がある。だから、民事上のごたごたはお互いで勝手に決めていいと。別にロールスロイス10円で売ったってそれは売り手と買手の自由なんだよって。逆に小作料9割とったってそれは自由なんだよという。で、そういう赤裸裸な個人と個人とだけの裸の関係になってくるんですね。村による保護がなくなるわけですね。

さらに地主というのは、土地所有権、地券が発行され、土地所有権が公的にもう担保される。そのために登記制度もできてくるんですね。で、排他的な土地所有権を有するんだと。地租改正によってもうゲットしているわけですから。むしろ、江戸時代に比べて地主の地位というのは、力というのは格段と法的には強くなるんですね。実際に、明治6年に日本の小作地というのはだいたい4分の1ぐらい、27パーセントだったといわれているんですけど、明治の終わり頃になると半分ぐらい小作地になっちゃうんですね。

ですから、戦前、一貫して農政の大宗といえますか、農政の最重要事項というのは地主小作関係なんですね。ちなみに、農政、農水省というのは変な役所で、よく農水省の人の話を聞くと、彼らがよく使う言葉、「農政の大宗」はって言うんですけどね、「大宗」（たいそう）って言葉はよく

わからないですよ。農業法をやっていると、たまに何とかの大宗はとかって言うんですけど、通じないことがありますね。まあいずれにしても、戦前農政の大宗は地主小作関係だったんですね。(質問者：どういう意味ですか大宗とは、根幹ですか。) 根幹はっていう、一番大事なこと。霞ヶ関で、何とかの大宗がっていつていると、農水省の人だになって。お里がばれる訳です。

#### －明治民法下の「家」制度－

次に家制度です。ちなみに民法はちょっとややこしくて、現代でも法典見てもらうとわかるんですけど、民法典は明治31年法律第何号でしたか。そういうふうになって、明治31年にいまの民法典成立しているんですが、親族編、相続編は戦後大改正されています。だから、戦前の民法のことをとりあえず明治民法というふうに今回は言わせてもらいます。じゃないとわかりづらいんで。ところが、明治民法といってももっとわかりづらいのは、じつは旧民法というものもあるんで、また後で話しますけどね。とりあえず、戦後改正される前の民法、要するに戦前ずっとあった、明治31年から終戦後まであった民法というのはですね、話をこれからは戦前における家制度を話したいんですが。

地租改正した後ですね、土地の所有名義っていうのは個人になるわけです。個人が土地を所有する。もう、村請制でもないし、家単位でもない。個人の土地所有になる。しかしですね、家産はですね、家の財産は長男子の単独相続ということになる。ですから、実質的に農地というのは家のものというふうに観念してもらってよろしい。

ちょっと明治民法の抜粋を見てもらえればいかな。748条ですね。「家族が自己の名に於いて得たる財産はその特有財産とす」〔現代文に書換え〕だから、家族が自分の名前で稼いだ財産は自分のものだろう。ところが、その次の項ですけど、「戸主又は家族の孰れに属するか分明ならざる財産は戸主の財産と推定す」と。で、これがまあ、家の財産、家産なわけですけども。そしてですね、これが家督相続によって単独で相続されて

いくということになるわけですね。ちょっと相続法まではコピーしてこなかったんですけども。まあ、どうせこれ見ても目が痛くなるだけですから。ですから、まあ、ただこれ何で持ってきたかという、この家制度というのが戸主であるとかですね、家制度というのはこういうふうな明治民法で定められていたんだよっていうサンプルとして、学生さんとかいたら、おもしろいかなと思って持ってきたんですけど。

それですね、明治31年に明治民法が施行されるわけですが、じつは家族制度、家制度っていうのは民法制定の中でも一番もめる。一番ではないかもしれませんが、かなりもめる部分でもあったんですね。で、民法を作るといのは明治政府においては大プロジェクトだったんですね。不平等条約っていうのがございましたよね。江戸幕府が諸外国と条約を結ぶと。それが不平等である。日本にとって不利であるといった、まあ、それは高校時代の歴史とかでやったと思いますけど。ただ、ちょっと考えてもらいたいのはですね、もし自分がタイムスリップして江戸時代に行ったとして、江戸時代の法律に従いたいですかといわれたら、ちょっと勘弁して欲しいですよ。すぐ腹切れよとか、首ちょん切るぞとかかなわないですよ。それは刑法の部分ですけどね。だから、まず、西洋の方としては、お前らちゃんとした法律作ないと話にならないでしょって当然言ってきますよね。で、民法についても、時計買ったのに後から売主が買い戻しにくるなんて、そんなこと困りますよね、なに言ってんだっていう。だから特に刑法と民法と商法ですね。これを作んなきゃいけないってことになるんです、明治政府は。商法って商売ですよ。商売やるのはやっぱりインターナショナルスタンダードじゃないと商売になりませんよね。民法もそれと似たような、それに準ずるような形ですよ。ですから、フランスからパリ大学の教授のボワソナードっていう有名な法律学者を大臣の給料より高い給料で雇ってくるわけですね。それで民法典と商法典を作らせるわけです。ところが、明治23年にこれができ、一旦はそれが成立するんですが、民法典論争っていうのがおきるんですね。その民法は一度は公布

されるんですが、施行を遅らせよう、施行しちゃいけないって施行の延期をですね、求める運動が出てきて、これを民法典論争って。その民法典論争のキャッチフレーズがですね、「民法出て忠孝滅ぶ」と。どこかで聞いたことがあるかもしれません。

フランスのボワソナードが作った民法は非常に進歩的で自由主義的だったと。それに対して保守派がこれはけしからんというわけですね。で、結局施行されないでお蔵入りして、新たに民法をやり直して作ったのが、今度はドイツの民法をまねて作ったのが、明治31年現行の、いままで一応続いているいまの民法ですね。ところが、実際はボワソナードの民法も親族相続編は日本人委員に起草させているんですね。ボワソナードは親族相続編はやらなかった。指導はしたんだけど、やっぱり書いていない。そしてまた、旧民法、お蔵入りした民法のことをボワソナード民法とか、旧民法とかって呼ぶんですけど、旧民法でもじつは家制度は規定されているんですね。だから「民法出て忠孝滅ぶ」っていつても結局、キャッチフレーズ的なのかなという部分はやっぱりあるんですね。まあ、民法典論争自体は学閥であるとか政党間の争いまでけっこう事情は複雑な部分もあるんですね。ただ、やっぱり明治31年にできた民法の方が旧民法よりも自由主義的なものは後退しているというのは事実ですね。

とりあえずそこはおいといて、どんなことが書いてあるのかというと、戸主権ですね。家は戸主と家族からできるんだよということですね。そしてですね、戸主はじゃあ、どういったものなんですかということですが。さっきの748条とかのあたりなんですけれども、戸主権というのがあって、戸主はですね、家族の婚姻、養子縁組、入籍または家を去ることに対する同意権があること。そしてまたですね、家族の居所を指定する権利があるんだと。で、いまの民法でもですね、親権者、親はですね、子どもの居所を指定することができます。でも、それは成年になるともうなくなりますね。ところが戦前の法律では、大人になっても家にいる間は家長に居所の指定権がある、ということなんです。そうしてですね、それに

従わないと家族はですね、離籍、要するに勘当することができるということですね。ちなみに条文でいえば750条ですか。「家族が婚姻又は養子縁組を為すには戸主の同意を得ることを要す」と書いてありますね。そして、「家族が前項の規定に反して婚姻又は養子縁組を為したときは戸主はその婚姻又は養子縁組の日より一年以内に離籍を為し又は復籍を拒むことを得」と。離籍する、勘当していいんだと。あと749条ですか。「家族は戸主の意に反してその居所を定むることを得ず」と書いてありますね。となると、夫婦関係では旦那が戸主ですから、奥さんはその旦那についていかなければならないということになりますよね。今は、家のお頭は妻だけどっていう人けっこういるかもしれませんがね。それですね、さっき言っちゃいましたけど、戸主というのは武士の家族制度を基本にしております、男より女、庶子より嫡出子、要するに婚外子より嫡出子ということですね。で、小さい子より長子というか、年上の子という順番でいきますので、これでやっていると通常は長男が戸主になりますよということですね。そして戸主の地位というのは、戸主の財産権とともに家督相続に承継されますと。単独相続できますよと。で、前戸主から新戸主へすべての財産が譲り渡されるという単独相続です。相続編はちょっとコピーしなかったんですけど。相続法っていまでもそうですけど、読んでもよくわかんないっていう。特に自分のお金じゃないと全然興味が無いから読んでもね。で、分家とか廢家とか絶家とかそういったものも、明治民法には「廢絶家再興」とかそういう規定もございます。これが戦前の家制度ということで、ごく簡単ですけど。あくまでも、法としてはこういうことです。

#### －戦後の農地改革－

それで、戦後の話をしたいと思います。戦後の農地制度と家制度をいっぺんにお話しさせていただきますけど、家制度の解体ですね。農地改革というのがご存知のように始まります。敗戦後ですね、農地改革が始動します。まあ、じつは戦前の農政の大宗がですね、地主小作関係だということもあ

って、もともと農林省ってけっこう農地改革をしなきゃいけない、何とかしなきゃいけないって話が実はあるにはあったんですね。だから、いきなりマッカーサーに言われて、なんじゃそりゃって始めたわけではかならずしもないんです。ただ、それは前置きなんです。

敗戦後ですね、GHQの指導で農地改革を始めることになるんですが、そこで帝国議会で議論するんですけども、やはり憲法と一緒に、帝国議会の議論は微温的であると。保守的にすぎるということで、最終的にはマッカーサーがもっと抜本的にやれという指示を出すわけですね。これが昭和20年の「農地改革に関する覚書」ってやつで、有名なフレーズとして「封建的圧制の下、日本農民を奴隷化してきた経済的桎梏を打破する」べく、より徹底した農地改革を指示するわけですね。その結果、昭和21年に自作農創設特別措置法というのができて、地主から強制的に安い値段で土地を収用して、これを小作農に安い値段で売却すると。まあ、農地解放って言われることのほうが多いですかね。で、これに対してけっこう裁判がたくさんおこされたんですけど、もう当時すでに日本国憲法できますし。そもそも明治憲法のもとでも同じように所有権保護との補償規定があります。土地所有権というのは、所有権絶対とはいっても、まったく絶対かというところではなくて、公共の福祉のためには、これを公のために用いることができるって今の憲法にも書いてありますでしょう。ただ、その場合には、正当な保証をしなければならない。つまり仮に農地改革が公共の福祉で必要だったとしても、正当な保証がされてないだろってことで裁判がおきたわけです。じゃあ、最高裁判所は、正当な保証というのは必ずしも時価のことをいうのではないと。だからこれは合憲であると。もちろん、公共の福祉のために農地解放は、公共の福祉のために必要だった。これが前段の論点。後段の論点は、正当な補償も経済的な価格とは必ずしも限らないんだと。正当な補償というのには、いろんな理解があるが、やはり農地というのは、単なる商品ではないんだと。だから農地の価格というのは、国家が統制して当然なんだというのが、農林省中心とした考えで、裁判所

はそれを認めただというふうに思います。ただ、多くの法学者は、いやそうではないんだと。やはり、あれは正当な補償ではない。あれは最高裁が間違っているんだと。ただ、これはもうGHQの指導で行われたものであって、超憲法的な措置なんだっていうふうに解説する法律学者のほうが多いですね。いずれにしても農地改革は行われたわけです。

#### －農地法による戦後農地制度の確立－

と同時に、農地制度というのが抜本的に改革されます。昭和27年に農地法ができます。そして、このことによって、農村に行かれる方は折に触れてよく聞く話だと思いますけど、農地の権利移動に許可が必要となった。地域の、どういうことかっていうと、要するに地域の農業者以外に土地を売ってはならない。あるいは農地の転用を許可する。許可制になると。農地転用。農地を勝手に宅地にはいけない。あと賃貸者契約も規制するわけです。地主小作契約なんかもいろいろ規制が入るわけ。勝手に解約、簡単に解約しちゃいけないとかね。いろんな細かい規制ができるわけ。あるいは、小作地というのをあまり持ちちゃいけない。許可なく誰かが使用しちゃいけないとか。あと許可するのは農地委員会っていう農業者の選挙によって作られる農業委員会がこういった許可をするんだ。で、これをですね、みなさんこの農地法の改正についてというのを見ていただいでですね、これの一番下のほうに参考として改正前の農地法の目的とありますけど、これがですね、昭和27年に成立した農地法の条文、第1条ですね。この法律の目的ですが、「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。」と。昭和27年にできたんですね。で、これをこの目的規定ですね、耕作者主義を定めたんだと。そして、この農地法が耕作者主義に基づく戦後の農地制度を規定し、確立し

ているわけですね。そして、ご承知のように、農地解放によって日本の農家のほとんどは自作農になりました。

#### －農地法をめぐる現在抱える問題－

農地法の評価なんですけれども、やはり農地法は農地と農村共同体を保続するためにいろいろな貢献を、大きな貢献をしたと思うんですね。それはもう今更言うべきもないと思うんですね、日本中がほとんどの人が自作農になった。ただ、マイナスの面といいますと、小規模の形態によるですね、競争力が脆弱な農家の経営というのが固定化してしまっただけで、それだけでは食べていけないので、兼業化がどんどん進んでいく、ほとんどが兼業農家になっちゃったということはやはり否めないのかなと。そして現在ですね、農産物の自由化に伴う競争力の、日本農業の競争力の低下もあります。さらにまた耕作放棄の問題もあります。といったことで、今は企業、農業参入ということを認めろということが強く言われていることはみなさんご承知のことだと思うんです。経団連なんかを中心に、そういった圧力が非常にかかっているんです。

あともう一つは耕作放棄地対策といったものも必要だというふうに言われています。それに従って農地法も改正されています。それがこの農地法の改正のこのプリントなんです。改正後どうなったかという、第1条を見ていただきたいんですが、ちょっと長いので全部読みませんが、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ（…）」ということなんですけれども、これがですね、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、となって、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに云々かんぬんとなっているんですね。これが、4年前だけ。農業法学会では随分いろんな批判が出まして。確かに、昭和27年からずっと平成の御代まできた

農地法の目的からすると、耕作者主義の目的は随分後退していると思われちゃうんですね。耕作者自らが果たしてきた歴史的な役割には配慮しますけれども、ってことですね。まあ、国としては、今後はどんどん企業の参入を認めて、大土地所有を促して農業を強くしていくということをいっているんですね。で、まあ、一定条件下で企業産業を容認すると。ところが、これに対して、農業側からはですね、あるいは抵抗勢力といってもいいのかな。それらからは、そうじゃないんじゃないかと。企業が参入するというのは一見いいんだけど、農村共同体はどうなっていくんだと。村はどうなっていくんだと。企業っていうのは、やはり企業の論理で動きますよね。で、利潤を最大化するのが企業であって、またそうしないと会社法上ですね、株主に対する責任が果たせないですね。でも、そのお金にならない、利潤にならない村の仕事なんていうのは、企業だから本来やらないとか、自己矛盾になるわけですよ。で、それならなんとかかなるかもしれないけど、じゃあ、企業が儲からなくなったら撤退すると。企業からしたら儲からない事業から撤退しなきゃならないのが企業の論理ですけど、そういったときに、じゃあ、よかれと思って企業に取得させた農地から企業が撤退したらどうなるんだと。といったような大きな問題とかもあって。今のところですね、農地法の目的規定を改正したりはしましたが、まだ一応、企業参入については役員のうち一定の割合が地域の農業者じゃなきゃいけないとか、そういった規制を残してなんとか全面解放になってないのが現状ですけどね。

ただ、これは農地法もそうですし、漁業関係もそうなんですけれども、耕作者主義だとか、農地の権利だとかを認めてもですね、結局農業者自体がそこで耕してくれないと話にならないですね。で、耕作を強制するってことはできないわけですね。じゃあ、そこどうするんだってわけですけども。そこも大きな問題で、従来はですね、土地の流動化、農地の流動化を促進するってことで、他の担い手、農業者に売ってくれと。地域の中核となる専業農家のことを、担い手、担い手って申しますけど、一定の規模以上の担い手に土地を集約する

んだってことをするんですが、これやってきているんですけども、やはり先祖伝来の土地をそれこそ永代売買ですね、近世の言葉でいえば。するってことに対して非常に大きな抵抗があるんですね。全然流動化が進まない。といったことで、ここ数年前からですね、「所有から利用へ」といったことで。むしろ貸借をですね、貸し借りでやれというふうにだいたい舵が切られました。これに対してはやはり、戦後の農地法、農地改革の歴史からするとですね、貸借に対しては非常に慎重というか、または地主制度になるんじゃないのみたいなそういう懸念もあったんですけども、もうそういう時代じゃないだろうと。貸借だということで、農地中間管理機構、農地バンクなんかは斡旋したりして、担い手に対して貸し付けをしていくといったことが始まってくる。まあ、実態としてもですね、やはり、まずは作業委託で頼んで、作業委託が何年か続いていて、あるいは相続の時とか、権利移動の時とかを見計らって、買ってこないかというふうなことで持っていくというのも増えてますし。段々、まあ、そういったかたちですね。まず貸借からということで。作業委託して、何年か経って貸借ですかね、してっていうのが増えている。貸借も最終的には売買につながっていくのかなというふうに見込まれてはいるんですけどね。

さっき漁業の話しましたが、漁業なんかも漁業権で、沿岸、共同漁業権で沿岸の漁業守ってますでしょう。でも、漁師やる人がどんどん減ってしまって、漁業がもう成り立たないというか、高知県なんかでは共同漁業権を維持するだけの漁師がいないって言う。権利の行使する人がなくなっちゃう。農地に対しても、漁場に対しても資源を利用する人はどんどん減っていくというのはどうするのかってことなんですけどね。だからといって、企業にやらせればいいのかということどうなのかなというところがあって。

#### 一家制度の解体

あとですね、もう一つの大事な話で、「家」ですか。「家」については、昭和22年に日本国憲

法ができたとき、個人の尊厳と両姓の本質的平等といったことで、家制度というのは即刻廃止になります。まず、民法の応急的措置に関する法律というので、その部分を、家制度の部分を廃止して、そして翌年に改正した民法を施行します。今の民法はご存知のように、近代的な男女平等の婚姻家族ですね。核家族ですよ。これに基づく家族制度。相続も均等の相続です。それじゃあ、みなさん、年配の先生方においては、財産いっぱい持っておられる。相続考えておかないと。もし、長男に継がせたいなら遺言書を書いておかないとだめですね。そして戸籍もですね、戸籍法も三代戸籍は禁止されています。だから、戸籍は親子しか、配偶者ね、夫婦と家族しか戸籍には入りません。

われわれもそう習いましたし、今でも教科書なんか見ると、やはり戦前にあった家制度というのは人権をですね、圧迫する解消すべき、清算すべき封建的な悪い制度であるというふうないうわけですね。家制度というのは解消すべき対象としてね、捉えられているわけですね。それは憲法学でもそういますし、民法学でもそういわれている。ただ、農業法なんかやってますと、やはり農地相続で均等分割というのは極めて不利なわけですよ。田分けて言葉あるぐらいですからね。これどうするんだって、非常に悩ましいところなんですけども。現在においては、そういった民法典や憲法、そういうときにも現行憲法のもとではですね、やはり、もう法のイデオロギーというか、論理からして家制度や単独相続というのはおかしいんだと。でも今まで、つい昨年まではですね、嫡出子と非嫡出子の相続部分が違ったんですね。だから、婚外子は嫡出子の半分しか相続できない。これ、平等則に反するというので、憲法違反だという判決がね、最高裁から出て、民法改正になりましたね。さいわいにして今の民法というのは、平等に重きをおくんですけど、ただ、農業法に関しては、農業やっているとそうはいかない。どうするんだということで、現在は単独相続をですね、単独相続というか、営農の継続をですね、相続税とか、あるいは生前贈与税の特例としてサポートしているというのが現状です。



じゃあ、入会権はどうなんだということなんですけど。入会権については、まあ、山林の話は後からしますけど、ちょっと先取りして入会権の話。入会もやっぱり昔からの権利ですから、「家」を権利主体とする場合が多いですが、これに関しては最高裁は家単位で入会権というのは肯定していますけども、ただ、男じゃないと入会団体に出いけない、意見が言えない、あるいは権利行使できないということに関しては違憲判決が出ていますね。

今の民法において家制度がどういうところで残っているかということ、まあ、ないことはないんですね。一つは祭祀財産の単独相続ですね。仏壇やお墓というのは分けられません。でも、仏壇やお墓は今ほもらいたくないっていう人のほうが多いですけどね。多分、メリットとしては、黄金の仏像かなんか作っておけば、仏像は相続税かけられませんので、まあ、そんな節税の話もありますけど、普通は経済的にはメリットないですね。間違っても北陸にあるようなでっかい三間仏壇とかだめですよ。オーバーホール、クリーニングするだけで100万、200万かかりますからね。

あと、家族の扶養義務ってのはね、これはですね、明治民法では、戸主って威張ってますけど、戸主は家族を扶養する義務があったんですね。逆に言えば、家族は戸主を扶養する義務はないんですよ、明治民法では。でも、当たり前ですよ。戸主は全部財産持っていくってしまうんだから。それに対して戦後の民法では、元来、この扶養規定はなくなる予定だったんですけど、牧野英一という保守派の帝国大学教授が、家制度を全廃するのはけしからんって言って、わずかに家族相互が、親族相互が扶養しなさいっていう規定が今、民法に残っているんですね。親族の扶養義務って。だから、親が年取ったら、子が面倒見るっていう。そのへんですかね、今、妻子の財産と家族の扶養義務、親族の扶養義務っていうんですね、正確に言うと。それぐらいですかね。今の家制度で残っているのは。

だから農業なんかは、税金のやりくりでなんとか単独相続を保っているという感じですね。農家の人は遺言書を書かなきゃいけないし、あるいは

一番いいのは、遺言書じゃなくて生前贈与である。農協なんか行くといろいろ指導してくれると思うんですけどね。

#### 一 地租改正による土地の官民区分 および入会権の近代法的規定一

で、もう一度家制度ですけど、山林についてなんですけど、山林も明治以降ですね、非常に大きな波乱を経験します。というのは、地租改正なんです。地租改正というのは、今日の農地のお話ではパスしましたが、官民区分というのをやるわけですね。土地が公用地なのか、私有地なのかっていう峻別を要求するわけです。で、耕地の場合はみんな民有地なんで、私有地なんで、話は早いですけれども。山林の場合はどっちなんだと。あとですね、一地主主義なんで、山林の地主は誰なんだ、これを確定をしなきゃいけない。大変な大きな混乱がおこるわけですね。元来、さっきも申しましたけど、山林には入会権がありますが、入会権を進退と申しますが、それは地盤の所有意識が非常に弱いわけですね。と同時に、へたに主になっちゃると、税金払わなきゃいけない。それもあって、特に東北地方では多くの山林は官有林に編入されていくわけです。国有林であったり、皇室林野になったりとか。そういったものに編入されていくわけですね。あるいは、他の方法としては、村の代表名義であったり、村長さんとか、顔役の名義にしてあったりとか。あるいは、共有名義になったりとかあるんですけども。そういった中でですね、当時の人としては、誰の名義になっても当然、用益、使用は、入会権は続いていくんだと観念してたんですけども、でも、徐々にですね、徐々にでもないな。わりとすぐにですね、営林署なんかできてくると、入会慣行を認めないといって、入会闘争が出てくるわけですね。

なおですね、西日本は比較的開発が進んでいたこともあって、私有林になったものが多いです。でも、西日本でもやっぱり入会はあるので、やはり、いろいろな紛争がないわけではありません。おこりますけどね。

じゃあ、この入会権は明治の法律でどうなった

のかということなんですけど、入会権も一応、明治の民法で法的権利として認められています。まあ、入会権の定義の仕方によるんですが、ちょっと幅広に定義すれば漁業権なんかも入るんでしょうね。漁業については漁業法で漁業権が物権として認められています。多分これって入会的な権利の中で、一番現行の法制度で強い保護を受けている入会権が漁業権だと思います。漁業権は物権であると。物権というのは基本的に強いわけですから。物権の代表は所有権なんですけどね。どうも、物権にしなきゃいけない理由の一つは、漁業権を担保に金が借りられないと困るってのがあったらしいんですけどね。まあ、でも漁業権を物権化しても差し支えないぐらい漁業権というのは大事な権利だということで認知されていたようです。

一方、狩猟に関しては、狩猟法というのは明治28年にできますが、その中で地域で共同狩猟をする慣行があるというところは、共同狩猟地として権利者だけで独占することができるという制度が明治28年、狩猟法の中に入ってます。で、この明治28年の狩猟法は、田口さんも引用してくれた僕の論文に書いたんですけど、この論点はなかなか面白い。自由民権運動の時だったんですね、明治25年に狩猟規則が勅令でできるんですが。その中で狩猟税がかけられるんだけど、そもそも法律主義って言って、税金を法律で定めなければいけないのに、勅令で税を定めるのはけしからんじゃないかというんで、自由民権関係の立憲改進黨とか、ああいう人たちが食って掛かって、政府をやっつけるんですね。それで政府は、わかった、法律で作ればいいんだろって作るんだけど、その過程でいくつかの議論があるんだけど、その一つの議論としては、政府が作った法律案に猟区制度があったんですね。猟区制度というのは、地主が猟区を設営して、排他的に狩猟ができる。それに対して、結構反論が、反対論が出るんですね。その反対論の理由が、議事録を読んでいくと、金持ちなんか、地主が猟場を独占すると、職猟師、職業猟師が、地域の細い民ですね、細民が困るじゃないかという議論をしているんですね。ただ、当時の狩猟雑誌なんかを見てもわかるんだけど、

実際には、そんなことをされたら俺たちは明日からスポーツ、遊びで猟に行けなくなるじゃないか、という考えもずいぶん強かったみたいですね。で、面白いのが、自由民権系の人たちには、むしろ、他人の土地で狩猟ができるというのは、所有権の侵害なんじゃないかっていう人たちが結構いるわけですね。よく考えてみたら、自由民権運動を担って立っているって人たちは土地持ちが多いんですね。

ただ、そういう細かい差はいろいろあるし、いろんな考え方があるんだけど、根本的にはやはり、山林の土地所有者が排他的に独占するということには、あまり考えてなかったというか、そういうことは事実みたいですね。

あとですね、最後、入会権ですけど、山林牧野に対しては入会権といったものが民法に規定されます。ただ、民法の規定ははなはだ簡単で、基本的に各地方の慣習に従うって書いてあるだけなんです。登記とかによる権利の公示もないんですね。でありますから、結局のところ政府は国有林や国有地での入会権を否定する政策に出るわけですね。これが、いわゆる、よく入会闘争なんていうものにつながっていくわけですね。一番有名かもしれない入会闘争、「小繫事件」なんていうのは、国有地じゃなくて、たまたま村の親分の名前で登録した名義の土地が転売されていって地主が入会権を認めないっていうので闘争になったやつですけど。

#### —近代化の進展とともに否定されていった山林入会権—

ただ、政府は入会権を否定しても、裁判所は入会権は認めるっていう立場ですね。政府、つまり営林署は認めないというか、認めるとしても許可をして認めるっていう。本来、でも入会権は権利なんであれば、営林署の許可もいらぬはずなんですけど。入会権っていうのは当然に土地所有権に左右されないんですけども。ただ、徐々に近代的な所有権の浸透とですね、林業の近代化っていうのがありまして、そのなかで入会権というのが林業の発展の障害だというふうに見なされていったわけですね。確かに、入会権というのは非常に

厄介な制度でもあるんですね。慣習に従う、登記もないっていう。漁業権ですと物権ですし、登記も告示もされるし、はっきりしますよね。ところが、入会権はない。さらにですね、明治22年に町村制が施行されて、さっきの話ですけど、自然村と行政村が分離しますよね。これは漁業権なんかでもそうなんですけども。ただ、漁業権の場合、共同漁業権の地先はどこというのがちゃんと漁業権の免許が下りるときにちゃんと明示されます。でも入会権はそんなものありませんから。で、旧来の村っていうのが部落、大字や区と違ってなってくるわけですね。そうすると、民有地に編入されていた村持ちの入会林というのは、部落有の林ってことになっちゃう。財産区を設立していれば、財産区有林になるね。といった関係になってくるんですね。

さらに、明治43年に部落有林統一事業って、その部落有林を取り上げて、昔の村持ち林野ですね、それを取り上げて、市町村有の公有林にしよう。それを当時、市町村の財政基盤が弱かったの、市町村の財産として活用しようじゃないかと。山奥の方とかいったら、へたすると部落のほうに財産持っているって。それじゃ困るだろうということで、困るかどうかわかりませけど。そこに狙いをつけてですね、市町村の基本財産として充実を図るんだと。さらに造林をして発展させようと。実際には、今までの部落が旧来の入会権を放棄するってことは認めませんから、入会権は存続していくわけですけども、ただ、施業であるとか、そういった林業施業が徐々に村から取り上げられていくわけですね。

で、ずっとそうやって議論があってですね、戦後にも再び、今度は入会権が高度利用の妨げになるということで、田口さんが前に一回調べられた、昭和41年の入会林野近代化法っていうのができるわけですね。これはもっと確実に入会権を消滅させようとするわけですね。入会権を消滅させて、近代的な権利を設定すると。通常は個人に分割してくわけです。よく公図なんかを見ると、何これっていうぐらい、マッチ棒みたいに分筆された土地が並んでる林野が出てきたりとかします。そういったことをやる入会林野整備事業っていうのが

あるわけですね。これ現在も進行中なんですね。

じゃあ、共有団体、入会の共有団体はどうするのかって。それ、生産森林組合とかで整齊しなさいとか、指導しなさいって。ただ、実際は今、残念ながら、林業の経営難で生産森林組合自体が解散したりとか、破産したりとか出てきてますよね。さっきの耕作放棄地だとか、漁業が成り立たないだとか話あったけど、それと一緒に、林野においても林業不振で、今はもう逆に所有者が不明であるとか、あるいは所有者が管理放棄している森林野をどうするんだということが、大きな課題になっちゃってまして。

それで、平成23年の森林法改正ではですね、「所有者不明森林の適正な森林施業を確保する為の施策」というのが一応規定されているんですね。要するに所有者がいない、あるいはやらない場合にもですね、行政代執行みたいなかんじで行政が代わりに森林の整備をすることができる。ただ、実際にやった市町村はないんじゃないですかね、まだね。また、法律見ても、できないよなって。公示催告して、命令して、それでもやらない時は、みたいな。そんな暇なことやる市町村の職員はいないと思いますけど。というようなかんじですね。で、現在までなんとかたどり着いたかなと。ちょっと尻切れトンボでございませけれども。おおよそ用意してきたレジュメの話させていただきました。

## 質疑応答

田口 どうもありがとうございました。非常に面白かったです。それに、もっと細かくやる必要がありますね。今回は通史的に高橋さんに話してもらったんですけど、この中で漁業法の問題、狩猟法の問題、それから、その根幹をなす家制度の問題ですね。その諸権利を有する主体とはいったいどこか、誰かですね、そういった問題。それから、最後の入会林野の問題というのは今も続いているわけですね。だけど被災地なんか、たとえば閉上の移転の問題であるとか、そういう議論では、この問題というのは付いて回るんですよ。でも、工学系の新しい集落論やコミュニティー議論で

は、なかなかこうしたことは出てこないと思いますね。

僕が、集落の議論をしようと思ってこの「戦略」を立ち上げる時の基本にあったのは、そこなんです。われわれが市町村合併の次は集落合併だと。小字の単位の村が存続できないんだったら大字単位で集合して、一つの新しい居住区を作って、次の時代を迎えたらいいんじゃないかと簡単に考える。でも、その時に権利関係の合併や放棄を考えていない。この権利関係の合併や放棄というのを、やっぱりわれわれは考えながら、次の集落の設計図というか、理念は考えなきゃだめなんです。それは、おいしいところもそうですが、まずいところもそうですよ。だから、そこをどうやって再構成するのかっていうことを睨みたいってことがあるわけです。でも、なかなか漁業権を持っていたり、田んぼを持っていたり。多分、閑上なんてどうなんですか、漁業権とかあるんですか。そうした議論はもう尽きたのですか。

高橋 実態はともかく、法理論としては何ていうのかな、共同漁業権は「関係地先」って地面の先、「関係地先」が持っているわけで、部落なら部落が、沖というか、浜や磯の漁業権を持っていますよね。それが免許した漁協に下りるんですけど、で、従来はそれでよかったんだけど、漁協が合併しますでしょう。その時にそれどうするんだって結構いろいろ不安とかもあったんだろうけど、実際はというと、漁協なりが一個になっても、例えばだから、東海村と隣の町が一緒になったとしても、でも共同漁業権は全体にはおよばないというか。だから、その関係地先は関係地先として残るんです。だから、今、島根県、高知県もそうか、一つの大きな漁業になっちゃうじゃないですか。県全体が一つになって。じゃあ、みんな一つだったら意味ないじゃないですか、共同漁業権の意味が。高知県の漁民ならみんなできんのかって、そんな話じゃなくて、そこはきっちり大字なら大字の単位、ここの住民みたいな。ただ、漁業権はそういう免許だとか、登記だとかあるからいいけど、入会権なんかの場合すべて慣習なんで、お互い話し合ってもらって。

田口 まさに登記されていないんだからね。

高橋 入会権の場合、公示制度はないって言いましたけど、入会権は何をもって入会権が存在するかを確認するかって、あくまで入会慣行があるかないか、入会慣行の有無だけなんですよね。だからさっき5年間やってないとおっしゃったけど、そういうところもまあ、似たような話ですよ。入会慣行、だからよく開発なんかする時に、入会慣行は消滅したっていうことを、開発側、行政側は言うわけです。入会慣行はもう存在しないって。だから、逆にそういったよくわかっている部落、あるいは行政的に、開発側からすればそういうあくどい部落はですね、必要ないのに入会慣行するわけですよ。ちょっと語弊があるかもしれないですけど。例えば富士の裾野の演習場なんか、入会で毎年、茅とか刈りに行っていますよ。あれもまあ、考えようによっては、別に今どき茅刈りに行かなくてもいいだろうみたいな話だけ。

田口 あれは、すごく売れるっていうのがあって。

高橋 でもやっぱり根底には、入会慣行を存続しないといけないんだっていう、ということですね。

田口 もう少しこうした議論を続けたいと思うんだけど。漁業の問題や、狩猟の問題と、山林の問題と、それから農地の問題ですね。

#### —近世における土地の売買—

川島 言葉の確認からちょっとよろしいですか。先ほど「重層的」っていう言葉が使われたんですが、資料の中では「重畳」となっていますね。

高橋 これは間違いではなかったですね。

川島 どう違うんでしょうね。

高橋 まあ、法律用語だと、「重畳」適用とか、「重畳」って言葉使いますけど。「ちょうじょう」って呼びますけど。

川島 これ「ちょうじょう」と読ませるわけですね。

高橋 全部、重層的にというよりも「重疊的」って書けばよかったんでしょうね。

田口 重疊的にというのは、「疊」という字を使うのはどういう意味ですか。

高橋 積み重ねる、疊重ねるということです。

佐々木 「重疊」は近世用語で出てきますよね。「重疊感謝申し上げます」って、「重ね重ね御礼申し上げます」。逆に「重層」って言葉は見たことないですね。

川島 何かの使い分けはあるんでしょうね。

田口 もしかして「重疊」って近世の言葉から来ているのかもしれないね。近世の文書とかそういうところから。

川島 出てくるね。そういえば文書にも。

あとはちょっと感想めいたことなんですが、近世にその、田畑永代売買禁止令が出ますよね。で、私は宮城県の気仙沼市で18年間、市史編さん室に関わっていて文書も読んでいたんですけど、出てくる文書、出てくる文書のなかに「田畑永代譲渡シ証文之事」っていうのがいっぱい出てくるんですね。まあ、それは近世の後半からだと思うんですけどね。実際、これは形骸化されてるって考えていいんでしょうかね。譲渡した証文だけがいっぱい出てくるけど。うんざりするほど。

田口 譲渡証文というのと、お金を借りてその担保としてその人に渡す場合というのは同じ証文になるの。

川島 違うんじゃないですかね。質地証文というのもあります。そんなにない。ほとんどは「永代相渡シ証文之事」っていう表題ですね。

高橋 それは相手方は誰なんですか。

川島 同じ百姓同士ですね。ただ、連判でそのことを肝煎に報告する、申請するみたいなかたちをとっていますね。

高橋 基本的には村の中でやる。

川島 そうですね。村の中ですね。そのやり取りがずいぶんありますし、旧家であればあるほど、それをもらっているかんじです、どちらかという。旧家で古文書っていうと結構持っていますからね。だから、自分たちの物にしていくっていう方が多かったような気がする。

森本 京都府の伊根という漁村なんかも同じですね。伊根の場合には魚株つまり漁業権に田畑の所有権が付随していた。そういう証文がありました。

川島 あえて「永代」って言葉をつけている。譲り渡す時も「永代相譲渡」ってね。

高橋 元禄時代以降ぐらいから、だんだんそういう規制が緩くなっていくという話は読んだことがありますけどね。

田口 質地証文ばかりだね、三面なんか。

高橋 あと江戸時代の、僕はあまり近世の法制史って詳しくないんですけど、江戸時代とかの法令っていうのは、書いてあることとやられていることの乖離が結構あるって話を聞きますね。建前と本音みたいな。

田口 阿仁の場合、この譲渡とか売買というのはあまり見なかったな。阿仁で見たのはやっぱり質地だったね。戸沢村の大金持ちに、田んぼを質に入れて、それでお金をもらって旅マタギの資金にしてっていうのはあって。それで帰ってこなくて、そのまま田んぼがとられちゃって。で、明治になって、旅マタギで大儲けして松井さんのところがそれを買い戻したっていう。

佐々木 実際に質地証文の文言どおり、抵当の土地は一旦移っちゃうわけですね。

田口 そうそう。で、田んぼは作ってるんだけど、穫れたものは全部取りにくるんだって。戸沢から。

高橋 それは別の村ってことですか。

田口 別の村。

高橋 それはやっぱり明治以降だからじゃないですかね。だって、江戸時代だったら村請制ですから結局、永代売買は村人同士だったらまあいいんじゃないかっていうのはありますけど、村が変わっちゃったら厄介なことになりますよね。どっちに年貢がいくんだって。逆に言えば村としてはまともに耕作できないやつが持っているともみんなも困るから。

田口 秋山郷みたいに証文なんかないところも、口約束。書き付けた証文があったのかも知れませんが、残っていないだけかも知れませんが。中沢家と山田文五郎の取り交わした、あれは大正年間だけでも。

高橋 田畑永代売買って寛永年間に入って書いているんですね。それは小農を保護しなきゃいけない、有力な農民が全部取り上げちゃってはまずいってことで。ただ、貫徹しちゃうとやっぱり困るというか、村全体の生産量が落ちちゃうっていうのもあります。選択と集中みたいなことも必要だったとか。耕作できない人がいた場合なんかやっぱり永代やらずに。ただ、いずれにしても村の中で完結するようになっていた。だから連署が必要で、村で認めたものしかやらない。連署されているんですね。

川島 そうですね、連判で。そうでしょうね。そうでないと村と村だったら、村の境界が変わっていくことになるからまずいですね。

佐々木 この資料の数値を見ると、明治6年で

小作地が27パーセントでしょう。江戸時代に結構水呑百姓にしては、数字的には小さいという印象があるんですよね。せいぜい4分の1程度。やっぱり明治時代になって自由化されてからまあ、これおそらく松方デフレ経済政策かなんか効いたんでしょうけど。これどういう数値なんですか、27パーセントって。意外と江戸時代、実質、売買が言われているわりには小作が少ないなというイメージですけど。

高橋 それはそうですね。もうちょっと多いのかなと思いましたがね。

村上 小作地っていう登記がないから、実際に誰がやったかっていう。地主の記録があっても小作を実際誰々小作っていう記録ってあるかな。

中村 ありますね。

村上 それは正確に反映されているものなんですか。

中村 どこまで正確かはわかりませんが、小作地、小作人、小作米高などを列記した帳簿が、地主経営をしていた家に残されていることがあります。

高橋 『日本地主制史研究』っていう1958年の古い本ですけど、古島敏雄。数値がちょっと違って、いろいろあるんですよね。

#### －田畑勝手作の禁止・許可の実態－

村上 新たな質問よろしいですか。明治4年の田畑勝手作の許可っていうところなんで。このへんちょっとお聞きしたいんですけど、田畑で米を作ろうが作るまいが、年貢さえ銭で納めてくれれば構わないということで、米をかなり強く強制していたわけではないのでは。藩によって差はあるんでしょうけど。

高橋 ちょっときちんと調べてないんですけども。そもそも、勝手作禁止っていうもとの掟は何

なんだっていうのがあって。これが、永代売りみたいいきちんとした禁止令が出ているわけではないみたいですね。で、明治5年にただ、大蔵省だったかな。税金関係で出てる命令があって、そのなかで勝手に作るのは差し支えないんだけど、みたいなことがちょっと書いてあるんですね。で、実際にはもう江戸時代から、特に西日本では換金作物を作り始めているので、もうこれは許可書で明治5年っていうほどのことではないっていうふうに研究書に書かれているっていうのがありました。

守谷 米沢藩は専売制で、いろんな換金食物を作らせていたんですけど、たしか1600何年かに幕府が勝手作禁止令を出すんですよね。それに各藩ものすごく反発したんですよ。それで一旦緩めたはずなんですよね。で、法律というか幕府が作った制度上はずっと残るんですけど、各藩が勝手にやりだすということが実態のようですね。例えば、米沢なんかの場合だと、飯豊というところは養蚕が盛んだった時には、田んぼに桑の木を植えた。田んぼに桑の木を植えて、養蚕を盛んにやりだしたので、藩でもまずいということになって、やめさせたというか、禁止令を出したという記載が『飯豊町史』にあります。

高橋 なるほど。結局、各藩が決めなきゃいけないことだから。

守谷 しかも米沢藩の場合は、半石半永で年貢が米半分、銭半分ですから、どうしても換金作物を作らせないといけないというふうな事情がありますので、米だけ作らせるということについては藩がかなり渋ってますけど。ただ、紅花の税金だけは作っても作らなくても村ごとに割当がありますので、それはずっと最後まで米沢藩では残るらしいですね。何処という割当が。

高橋 そうですか。それは銀かなんかで納めるんですか。銭ですか。

守谷 銭で納めるようです。

村上 米で納めろという慣行が続いて、商品作物を銭に変えたので、米をよそから買ってきて、米を納めるっていうのがありました。

高橋 そうなんでしょうね。

村上 要は何かを納めてくれさえすれば。

高橋 明治政府は明治になってすぐ、税制はとりあえず慣習に従ってくれて布告をしているんですよ。だから旧藩、まあ、旧藩がそのまま県になるわけですね。県はとりあえず従来どおりにやっていけど。で、そのあと少しずつ雑税を廃止したりとかして行って、確かそれで漁業関係なんかそこでいろいろとあるんじゃないかなかったですよ。それで、海面官有宣言してみたりとか。

佐々木 確か地租改正の地租の金額も今までの年貢の収入を減らさないようにしたんですよ。

高橋 目減りしないように。で、ずっと自由民権運動とかやっているけど、要は民力休養でしたか、税金下げてくれて話なんですよ。

#### —無主物としての野生動物の利用—

村上 資料で、山野の高外地を将軍が領有化しよう意識していたんじゃないかという指摘があるんですけど、金山とか幕府が目をつけるところはそうでしょうけど、どうでもいい山をいちいち管理なんかするのは面倒くさいだけで。

高橋 実際、管理なんかしていないですよ。

村上 例えば秋田県は、秋田藩が移った時も、猟師が鷹を獲って献上していますし、それは鷹を獲っていいかの了解はもちろんなくて、獲れたものとして、プレゼントしているんですね。贈与している。熊胃とか熊皮も同じように献上しているから、山で獲る権利を幕府から借りているというふうな認識が一切ないんですよ。山のものっていうのは、金銀とかものすごく金になるものだけは



目を付けられて、当てにならないものは各猟師が勝手にやっていってという慣行が維持されていたようですね。

高橋 まあ、僕もそう思いますけどね。ただ、逆に例えば、秋田の佐竹家だとか、前田家だとか、広大に持っているところはいいですけど、どうなんですかね。単なる印象ですけど、例えば関東だとか近畿地方とかで細かい、いろいろな旗本とか大名とかごちゃごちゃあるところってどうやって決めるんですかね。山の境界というのは。まあ、それは山論とかになるんですかね。

田口 山梨と静岡県の県境はもめていて、小富士から富士山頂まで境界線がない。今でも結論がない。

高橋 ちなみに富山県と岐阜県もまだ県境が定まっていない。

田口 小富士から富士山頂まで静岡県と山梨県の境界線がない。

高橋 先ほどの金属なんですけど、じつはこの養老令を見て欲しいんですけど、「山川藪沢の利は公私共にせよ」というやつは、よくコモンズなんかやっておられる方はこれを引かれることが多いんですが、これ、実際に原文どこまでみんな読んでおられるのかわかりませんが、これちょっと読んでもらおうと、前段を読むと「国内に銅鉄を出せる処ありて官未だ探らざるは百姓私に探るを聴す。もし銅鉄を納めまたは庸調を折充するものには、官採の地においても聴す。凡そ山川藪沢の利は公私之を共にせよ。」ということで。本則は金属なんですよね。で、要するに銅鉄、国が採っていないければ、官が採っていないければ百姓が採っていいよってことを言っているわけでしょう。次の条文もですね「凡そ山沢に異宝、異木及金、玉、銀、彩色、雑物ありて国用に供するに堪ふるをしらば皆太政官に申して奏聞せよ。」と。だから、優先権というのかな。これらは欲しいからおいらがもらうぜということをもっと言っているわけですね。

ね。で、これ、一つには鉱業法、マイニング・ローですか。日本では鉱業法ってもうほとんど顧みられてないというか。鉱業法の概説書って我妻榮先生が50年以上前に書いたのしか残ってないんじゃないかというぐらいなんで、出されていないんですけど。でも外国では鉱業法ってけっこうまだ、大切な、オーストラリアとかに行けばね、それだけで飯食ってる弁護士いっぱいいますけど。アメリカでもそうですけど。これ、鉱業法の規定だよ、面白いねと思うんですけど。

まあ、それは置いて。結局、野生動物は無主物。今の近代法の無主物先占で、先にゲットした人のものだっていう。英米法では鉱物もやっぱり無主物だと。でも無主物先占の対象だって観念があるにはあるんですけど。ところが、それと同時に、金と銀は王様のものだという原則がありますね。で、ここにもそうですよね。金銀はまず太政官に言ってくれって。だから結局、王というのは自分が欲しいものは持っていい。日本の鉱業法は土地の所有者の権限から鉱物の権限を切り取っているんですね。鉱業権は他人の土地に設定できるんですね。まあ、一定の調整が必要ですけど。野生動物なんかも入会権のいろんな使用収益しますけど、それも、漁業権とかもそうですけど、それと土地所有権の関係というのは結構いろいろ奥が深いような。話がまとまらなくなってきたけど。だから、山の権利と言っても、一定のものは一定の人が押さえているというのが、おっしゃるに十分ありますよね。だから、塚本学さんでしたっけ。鶴とか鷹はとりあえず、将軍さまだか天皇に納めなきゃいけないんだとかなんだとか。それさえ納めていけばいいとかあるじゃないですか。儀礼的かもしれないけど。ちなみに現在のイギリスでは、鯨とチョウザメと白鳥は女王陛下のもの。白鳥に関しては白鳥事件というのが1500何年かあって、エリザベス一世がある未亡人の女伯爵相手に白鳥は私のものよって、有名な裁判があるんです。ブラックストーンっていう大家のコモンローの注釈書にきちんと出てきますけどね。白鳥は女王陛下のもので、毎年テムズ川で白鳥の数、数えるんですよ。で、白鳥にしるし付けていくんですね。あとあの、チョウザメは今でも間違っ

て釣れちゃうと、バッキンガム宮殿にチョウザメ釣ったんですけどって連絡すると、ファックス番号教えて言って、女王陛下の特別な思召しを貴様にくれてやるというファックスが来るんですね。一定のものは王様のもの。

川島 白鳥は食べていたんですか。

高橋 白鳥美味しいんですって。

川島 江戸時代もね、結構白鳥、献上していますよね。

村上 盛岡藩は三鳥の献上っていうのがずっと近世の初期から末期までずっと。鶴、白鳥、菱喰。それ、最近獲れないから、密猟があるから、家中の下級武士が鉄砲で撃てば罰金っていうお達しが出てたり。毎年定期に出るので、お約束のような。

川島 鯨っていうのもおもしろいですね。

高橋 ロイヤル・フィッシュとロイヤル・ファウルですから。ファウルっていうのは水鳥のことですね。ちなみに鯨は基本的に寄せ鯨。

川島 あの寄りあがってくるやつ。それは日本とは違いますね。日本は報告するだけで、拾った村の全員平等分割ですね。

高橋 逆に言うと、その他のものは勝手にどうぞ。

佐々木 鯨は肉を食べるわけじゃないでしょう。

川島 全部油にする。

高橋 こじつけだと思えますけど、一応、鳥の中で一番マジスティックなのが白鳥で、魚の中で一番大きくてマジスティックなのは鯨とチョウザメ。だから、私のものっていう。理屈になっていないですけど。ただ、難しいんですよ。無主物だから王様のものっていう理屈もあるわけです。それで裁判の争いになったら、要は無主物だ

から王様のものだっていうふうに、ブラックストーンは注釈書に書くわけです。ところが注釈書の批判書は、いや、無主物だから王様のものじゃないって。白鳥でしょう。白鳥だから王様のもの。逆に白鳥以外みんなのものでしょという反対解釈。でも、アメリカでは無主物だから王様のものって。王様をわれわれ倒したからアメリカ国民のものっていう理屈になっているんですよ。イギリスでは、王様、無主物だけど、土地所有者のものってだんだん変わってくるんです。そのへんの理屈はちょっと長いんですけど。まあ、だんだん囲い込みとかがおきて集権がかなり強くなりますからね、イギリスは。イギリスでも一応、ここがちょっと難しいんですけど、誰のものっていうのが。一応、野生鳥獣は無主物だけど、ハンティングをする権利は土地所有者にあるって考えをとっているわけですね。で、結局、結論は一緒なんですよ。だから、一応無主物だけど、土地所有者の権利が強いから、中に入っていけないでしょう。で、ハンティングは土地所有者で、あるいは、階級社会で一定以上の階級じゃないと獲っちゃいけないとか。ややこしいんですけど、簡単に言うと。

日本の場合も土地所有者は今どこまで権限があるんだっていうんで、今の狩猟法だと、柵があるところとかは土地所有者の許可を取りなさいって書いてある。17条で。柵がないところはどうか、柵がない山林はどうなんだということなんですけど、ちょっとファジーな部分ですよ。まあ、土地の慣習に従うしかないんでしょうけど。でも、明治時代はかなりのパーセンテージで、確率で、いやそんなもん入っていいに決まってるじゃないかという考えなんですよ。今でも田舎に行けばそうでしょう。ところが今、急速にそうじゃなくなっている。明治のときの理屈では禁猟って立て看板を立てれば禁猟にできるかできないかって話があって。最初、政府が作った明治25年の狩猟規則では、禁猟って立て看板を地主が立てればいいってことだったんだけど、それに対しては、いやそんな簡単なことじゃない。立て看板一つで他人に、土地に入って猟をするな、なんて横柄じゃないかと。土地所有者がそんなことというのは横柄だろうということで、それはボツになって、地

元の県知事に申し出て禁猟区にしてもらいなさいと。でも今は急速にそういった土地所有者の権利が強くなっていますから。ドイツなんかだと猟区制度ありますね。でも、土地所有者が最近、動物愛護で俺の土地で獲ってくれるなっていう、動物獲ってくれるなっていう人が増えていますよね。でも、ドイツ人もなかなか狂骨で裁判が結構あって、ドイツの裁判所では土地所有者が狩猟を認めないことは許さないっていう判決がある。ところが、土地所有者がやっぱり強硬な動物愛護派だと納得いかなくて、人権問題だってことで、欧州裁判所に上訴したんです。欧州裁判所は、いやドイツの法律が土地所有者に狩猟を受認させなきゃいけない、我慢させなきゃいけないと言っている。で、それについては、やっぱり動物の数をコントロールしなきゃいけないとか公共的な目的があるんであれば、それは憲法違反ではない、人権侵害ではないと。公共の福祉のための制限だということで、狩猟をさせなきゃいけないという判決を出している。それ、日本語で翻訳が確かあったはずですよ。

田口 日本でもそういう議論がはじめていますよ。例えば北海道で、うちの土地でエゾシカを撃ってくれるな、一切銃を持ち込まないでっていう地権者が目立ってきている。それはどこで増えてきているかという、道東で、激しくシカを獲っている地域で出てくる。それがなぜ出てくるかという、子どもがいたりとか、子どもを学校まで車で送っていったりする、そういう人たちから反対が出ている。朝から夕方まで、日の出から日没までばんばんやられたらたまらないっていう。で、お昼から夕方までだったらいいよっていうところもあるっていう。

村上 それ、勢子でこっちに追い出して、ここが境界だとして、勢子でこっちに追い出して獲るぶんにはいいんだとか、そういう屁理屈まではいかない。

田口 いかないね。どっちかっていったら、そういう反対をする人の話を真摯に聞くほうにいて

いる、猟友会は。強引にやろうとしない。だから西興部の猟区でも、うちではやらないでくれっていう家がね、6軒ぐらいあるのよ。西興部の猟区の中に。そうすると、ガイドをやっている伊吾田順平くんが、「田口さん、ここは反対されていて通過するだけよ。」って言って。(シカが) いるじゃんって言ったら「田口さん、例のことでだめなんですよ。」って言って。ああそうか、じゃあ通過か、と。でも、そうかといって、じゃあその人たちが近所からいじめられるかといったらそんなことはなくて、まあ、そういう人もいるよねって、その気持ちもわかるよねっていう。お互いのなかでそうなっていると。で、シカってさ、その人の土地だけにいるわけではないから。動いているからね。だからそういう人がいても別に猟区全体の中ではそんなに大きな問題にはならない。ところが不思議なことに、それが2、3軒続くと広大な面積になっちゃう。そうすると、そこへ被害が集中してくるから、結局は開けざるを得ないということなんです。だから、5、6年も経てば撃たせてくれるでしょって。

高橋 僕がね、相談を受けたのはね、熊森協会というのがあって、大学の登山部を紹介してくれて。何でよって言ったら、うちは最近山を買ったんだと。ところが密猟者が入ってくるんで、山岳部にパトロールしてほしいと。密猟者というのは物騒な話だなと思ってよく聞いたら、要は、猟期にハンターが入ってきて、熊撃ちにくると。で、われわれが土地所有者なのにけしからんと。それ密猟じゃないでしょって言ってやりました。じゃあ、どうしたらいいんだっていうから、土地の習慣に従うしかないけど、確実な方法としては柵で覆うしかないんじゃないって。柵で覆えば、17条によって入猟を承認する、しないの権利が生じるからなあ、という話をしたんですが。まあ、結局もう山岳部はないからごめんね、っていうことにした。ただね、逆にあるとき県から相談されて、熊森協会が餌まいているんですけど、どうにか止められないですかねというから、公有地じゃなくて私有地だから止めようがないんじゃないのって答えた。

あとひとつ、困ったなと思ったのが、奄美。マンガースの駆除やってますでしょう、奄美大島で。現地行ったことがあるんですけど。頑張ってるんですけど、鹿児島の大財閥、岩崎が持っている山があるんですよ。で、そこはまだ罠がかけるらない。じゃ、意味ないじゃん。岩崎は入るな、入るなってそこら中に立て看板してあるんですよ。まあ、自然保護関係で奄美のクロウサギ裁判とかあったりするから、他人の立ち入りとか嫌いなんじゃないかね。で、なんでマンガースだめなのかなってよく考えてみると岩崎としては自分でやると。森林施業を自分でやっているからね。そのかわり委託料よこせていう。一種のまあ、交渉なんですね。地主だからそれぐらい儲けてもいいのかもしれないけど。今、岩崎は結構高い金で委託受けてやっている。結局、金で片がついたんですけどね。でもやっぱり、特に外来種の除去事業みたいなやつとかだと、他人の土地でもそれは受忍してもらわないと話にならないですよ。シカとかもそうだとすればそうだけど、有害駆除できなくなっちゃいますよね。

一方で規定があるのが特定外来生物法。これだと外来種の駆除とかで他人の土地に入れるようになっていんですけど、余計な規制作ってくれたなと思います。土地の所有者に連絡して、承諾を得ることが原則になっちゃっているんですよ。どうしても承諾してくれないときには、やってもいいよみたいな感じで。基本的には連絡しなきゃいけないという。でも土地所有者が今、結構わかんないじゃないですか。じゃ、実際どうすんだってことですよ。

田口 今だからいろいろわかってきたことがあって、三面ね。やっぱり三面は異常な村だったんだってことが。もう最近いろいろ出てきてね。親がなくなって、それまで見せちゃいけないと言われていたノートとか、それがどんどん息子たちによって開示されてきて。その、何のノートかといったら、ダムときのメモだよ。みんな書いているわけですよ。で、私は親からこういう話を聞いていると。要するに、(小国町) 金目の話が出てきたりするんです。金目の猟師が、誰々が何月何

日に誰々のところにきて、それでオソの作り方を教えてほしいと。で、教えていいかって相談したら、もう、頭ごなしに教えるなど言われたと。藤平っていう家なんだけど、藤平が教えなかったら金目の衆が怒って、それで、その日のうちに帰っちゃったと。その金目には三面から婿が行っているんです。治五右衛門さんという家からね。作右衛門じゃなくて、作左衛門だけ、婿に行っているんですよ、一人。近世の終わり頃に。で、その人が伝えたはずだという話があって、罠の掛け方を。でも、康平さんのとこなのよ。どうもその家が。康平さんの罠の作り方は三面と同じ。それを確認しようと思ったら亡くなっちゃったの。そういうのがいっぱい出てきてね。

やっぱり三面はね、猟場に、山によその村から入らないように努力していたんだよ一所懸命。必ず見回りみたいなことをしたらしい。その、穴見っているのが、穴見っているのは、熊の越冬穴を見て回るんだけど、トマリダテっていうのがそれで、その足あとが、人間の足あとが入ってきていないかを見回っているということもあった。そういうメモ帳があったんです。

高橋 富山の三の熊の鴨池の部落も不寝番やるんですよ。不寝番やって小屋で飲み過ぎて寒くて凍死しちゃったやつがいる。

佐々木 それってクマのときだけ。あとカモシカとかいろいろ。

田口 クマのときというのが、ちょうどカモシカ猟の終わりの頃になってくるんで、ちょうどいい時期なんです。よそ者が入ってきてるかどうか見回るのに。雪もそんなに降らなくなってくるから。

#### —山野の特定資源の入会利用—

高橋 それでちょっとおうかがいしたいんですけど、関連して。山の、その入会みたいなやつっていうのは、いろんな薪拾いからクマからいろいろありますよね。なんとなく僕ら入会って聞くとなんか一つの村が一つの山をどんと共同で権利もつ

ているようなかんじですけど、ただ、利用しない資源もありますよね。他の村がその資源だけとりにくるっていうのが結構あったりするんですか。

田口 あるよ。猟場だって、秋山郷なんてわかりやすいんだけど、秋山郷って土樽と、土樽って湯沢のほうね。湯沢の方と、共同狩猟なの。だから本当に三つぐらいの村が、そこを猟場になっているわけ。そうすると、もう面倒くさいからみんなで声掛け合って、そのとき三つの村で合同で猟をやっている。カモシカ猟やっている。それは直市さんから聞いたし、知法さんたちもその猟に行ってたし。そのとき伝えあうのが大変なんだよね、山越えていけないといけないから。それで、村の人たちが、どこどこの小屋場とか、どこどこのリュウって、岩屋があって、その岩屋に何月何日、落ち合いましょうっていう話をしている。で、そこで落ち合って、代表がみんなきて、段取りを決めて。どこどこに、何月何日のどこどこに集合みたいなかんじで決めたっていうんだ。だから、地名っていうのは、こっちの集落はこう言っているけど向こうの集落はそうは言っていないとかあると困るわけで。あの辺の地名っていうのは本当にもう決まっています。ただ地名の範囲が広いから困るんだって。そういう話まで聞いた。

高橋 そうするとそれ、猟場は共同だけど、薪だとか炭だとかっていうのは各々別だったりするんでしょうね。

守谷 南陽市の近世期には水田の肥料にする草刈り場について面白いことがあって、山を持っている集落の場合は、刈った草をその日のうちに運ばないでとめておいてよいが、平場のほうの山を持っていない集落はその日のうちに運べっていうのがあるんですよね。とめておいたら没収するっていうのがあるんです。

田口 秋山郷は完全に交換システムですよ。日にちが決まっています、その大道っていう場所があって、その下の村と上の村が共通の場所を持っていて。秋山郷は米が穫れないから藁がないわけで

すよ。下の村は養蚕やるにも天蚕、山桑が欲しいんだけどないんで、秋山郷の山桑を採って大道ってところに集めておいて、家毎に木札を下げておく。藁を欲しい人たちはそうやって桑を下ろす。そうすると、その桑をもらって帰って、そこに藁、稲藁をぼんと返す。それを取りにいくというようなことをやっていた。だから完全に等価交換みたいなかたちですよ。

そういうのは三面もやっていますよね。だから、村の中に入ってきて何なにを取りにくるっていうのがあったのはウマダとか植物繊維。三面も朝日村側からきて、村に泊めてもらいながら、一泊は村に泊めてもらって、村の奥に小屋があって、その小屋に小屋入りっていうのやって、そこで採取した。そうすると、ウマダとかウルシとかそういう植物繊維を大量に採って。で、おろすときに三面を通過して、その中の何割かを置いていくんですよ。ウマダ、シナ皮、オオバボダイジュとシナノキと二つある。

高橋 それは地元の人には使わないんですか。

田口 いや、地元の人でも採るんだけど。

高橋 じゃあ、村々入会みたいな。こっちの村では使わないんだけどっていうのはあるんですかね。採り方知らないとか。

田口 どうなんだろうね。

村上 キノコを勝手に採りにいくなっているのはいないですよ。

田口 それはないな。三面の場合、朝日村から植物繊維を採りにきたっていうのは、昔そこに薬草を採る人たちが小屋を建てていて、で、そのつながりで、差し支えないと言って下の薬草採っているよと三面が許した。で、その薬草というのは結構、江戸時代にあっちこちに薬草商が入っているんだよね、山村。三面だけじゃなくて、大栗田もそうだし、あと山形だと、徳網の奥にも入ったし。薬草商がね、小屋があったって、江戸時代ま

でね。で、秋山郷なんて長岡の薬草商が7ヶ所ぐらい小屋を建てて。ゲンノショウコだとかいろんな薬草類ですよ。

高橋 それは長岡の商人の手下がくるわけですか。一定の特殊技能が必要なんでしょうね。だから、村の人はできない。狩猟とかもそうですよね。特殊技能が必要でもんね、一種のね。

田口 だから、そういう意味での入会みたいなのは、結構秋山郷っていうのはある。だから、三面は逆に閉じている。その中で、植物資源だけは、他所からくる。秋田の阿仁なんかは完全に閉じている。

高橋 だから自然資源なんですよ。すごくわかりづらいんだけど、漁業権なんかは特に共同漁業権なんか確か底物しか権利の対象にならないですよ。法律上は底物というか根付きのものは共同漁業権も対象のものが決まっていますよね。単にそこに泳いでいる魚は全部共同漁業権の対象ではないですよ。やっぱり利用しているものが権利の対象になって、利用していない魚は権利の対象にならない、でも、まあ、もちろん現実的にじゃあ、その浜に行って漁業権ないやつがこれ漁業権の対象になってませんでしたって獲ったらどうなるかってまた別の問題だろうけど。

佐々木 でもまあ、釣りなんかでね、一本一本あげるのは別に趣味でやっているぶんにはかまわない。抵触しない場合もあるんでしょう。

#### <ここで休憩>

#### —家相続の歴史と多様性—

田口 県外に出したくない親が結構うちの大学に子どもをよこしてくれる。そうした親たち、僕らの世代ですよ、彼らの親ですから。僕らの世代なんだけど、僕よりちょっと上ぐらいの世代から僕らぐらいの世代の親が長男は家を継ぐもんだというのが未だに山形では根強くある。東北全体とい

うか東日本ではまだ根強い。もう、埼玉県だろうと神奈川県だろうと、まだそういうこと言うんですね。じゃあなぜそういうことを、もう家制度なんて崩壊して久しいのにそういうことを言うんだらう。あるいはもう固定資産を相続するというよりは、どちらかという和有動資産、株券であるとか現金であるとか有価証券、その他の相続を巡って兄弟が分捕り合戦やって、大げんかしてもめたなんて家が何軒もあるわけですね。そういうことが起こっている一方で、長男が全部継ぐんだと。かといって、親が亡くなったとき、その長男がその財産を全部相続して家を継げるかという、兄弟がみんな分捕り合戦をはじめると。そうすると、その家を存続させるために使われるはずの財産が、結局は家を出ていった人間に使われちゃって、半分以上がね。まあ、うちの田口家もそうだけど。

だからそういう時代になっているんだから、もうちょっと新しい考え方を若者は持つべきだと思うんです。それと親にもね、時代は変わったよと。流動化しているんだと、人間の動きが。どちらかという会社にはつくけど、土地にはつかないわけですよ。例えばね、山形県の企業に勤めたのに赴任先が仙台とか、福島とか。そういう学生もいるわけですよ。ゆくゆくは山形に戻すけど、みたいな。そういうのが現在じゃない。そうすると、こういう制度とその現実との齟齬が生まれているわけよ。で、その齟齬をどうやって埋めていくのかっていうことで、まあ、学生にそれを考えてもらうために家制度っていうのを、姉家督制度、この山形県だと村山、庄内あたりが濃厚にあったところ。あと置賜もかなりあったんですね。姉家督という考え方を、学生に本を読ませて、それから地租改正以降の資本主義時代の家制度や家というもの考え方、そういうものの勉強会をやっているんですよ。

で、実際に東日本と西日本というのはね、驚くほど違うんですよ。何が違うかという、まず国有林のあり方が西日本は東日本のように広くない。もう本当に小さい、小規模なところが国有林になっているんですね。で、それが本当に浮き島状にある。中国山地なんて代表たるもので。西日

本の場合は土地の私有化がすごく早くから進んで、国有林化することが広い面積でできないところ。ところが東日本は共有地が多かったがために、私有林の発達が遅かったわけですね。どっちかというと、もう共有で、部落共有林で5,000町歩とか10,000町歩とかそういうのを当たり前に持っている村が多かったんですね。で、そういう村が地租改正のときにどんと国有林に編入されてしまうと。だからその歴史的なプロセスがまったく違う両者が同じ法律によって語られていることの矛盾とか齟齬っていうのがある。

だから、確かに佐々木さんは西日本に住んでいるから、こういうのを見ると、東にもそうじゃないって思うと思うんだけど、意外と東北の山のほうの考え方は、わりとこれをなぞるように一所懸命変えようと努力してきているんです。できるだけ国に逆らわない方法で努力している。そのかわり、明治時代に相当もめてるんですよ。まだそれでくすぶっているところたくさんありますよ。その山論っていうのはね。江戸時代からずっともめているところもあるし。だから、制度的なものはこうなんだけど、現実にはちょっと違うっていうのは。

佐々木 家制度のあり方なんかもちょっと、地方によってかなり違ってきているしね。西日本なんかどっちかというと均分に近いよね。兄弟たちにぼんぼん財産をやって、最後まで残った末っ子が家を継ぐのですけどね。あるいはご当主が早々に隠居して、隠居部屋かなんかに入っちゃって。あと末息子に全部、財産をやってしまう。ちょっと東北では信じられないような継承制度がある。

田口 ほら、大阪の商人が「こいさん」、「いとさん」とかって長女次女ね、言うじゃないですか。で、ああいう言い方って東北にはないじゃないですか。確かに姉家督はあるんだけど、姉という言葉は一人にしか指さない。長女にしか言わない。だから、最初第一子、男女どちらかは別にして、第一子相続っていうのはなんか意識されていた部分はあったかもしれないけど、でも徴兵制から逃れるための婿入りとかね、結構やってるんで。東

北では、あの手この手で。

佐々木 あとさ、「兄」っていうのも確か長男しか言わないでしょう。

田口 長男しか言わない。次男は「おじ」。おじの下、三男はもうなにも名前がない。

川島 兄弟の兄貴は「親方」です。「親方」というのは「兄貴」。「親」なんだね。

田口 僕ら「本宅のおじ」って言われたからね。子どもの頃ね。「おじ」ってじいさんなのかなと思って。まあ、制度と現実っていうのはあるよね。

高橋 僕なんか、現実にはあまり詳しくないんですけど、一応、社会学の研究室だったんだけどやったことないし。ただまあ、川島武宜とか戒能（通孝）とか、ああいう先生方は家制度をいろいろ研究はしておられますよね。ただ、逆に言えば、今の民法の制度がじゃあ現実におこなわれているんですかといったら、おこなわれていないですよ。でもやっぱり無視できないのは、これは国家が理念として、理想像として示しているということには大きな意味があるのかなど。国家としての理想的な家族像はこれだっていう呈示をしてきているわけですよ。

田口 僕らがゼミでやっていてつくづく思うのは、明治20年代の家制度の根幹になってくる制度がね、できあがってくるときに、なぜその一般の家庭、農家にも武家の制度が第一子男子相続っていうこの相続形態が一つのかたちとして、国の模範としてもってきたかという、これがね、謎なんですよ。なぜ武家法をもってくるのかっていう。いや、その第一子相続ならわかるわけですね。男女問わず、第一子相続。で、なくて、第一子男子なんですよ。

高橋 父系になっているわけですよ。

川島 近代天皇制とかの関わりがあるんじゃない



ですかね。イデオロギーとしてね。

田口 だから意外とこれって、武家法を使っただけってのは、かなり議論があつてのことなのかなって思つて。

高橋 一応、民法典の、さっき明治民法があつて、民法典論争って話しましたよね。そのへんの経緯は、法典調査会っていうのがあつて、法典調査会の議論っていうのは、今もちゃんと公開されています。芸工大の図書館にあるかわからないですけど、一式そろえると30冊ぐらいになっちゃう。読むと結構面白いですよ。ただ、別に調べてみなきゃわかんないですけど、確か法典調査会のメンバーはかなりの確率で武家出身なんですよ。士族なんですよ。民事に関して、旧慣調査っていうのが、古い慣習の調査っていうのを司法省がやつていて、不動産の関係なんか僕、読んだことがあるんです。親族関係はちょっと調べたことないんですけど、いろいろな調査はやったと思うんですね。

ただ、これだけじゃないですよ。みんなやっぱり相続だって土地所有だって、農家と商家と漁村と違いますでしょう。でも、近代法って身分社会じゃないから。身分社会じゃないというか、封建時代みたいにいろいろな部分社会がある社会じゃなくて、一本じゃなきゃいけないんですよ、ルールが。どれか選ばなきゃ、だから結局決めなきゃいけないんですね。ただ、実際にはこれは任意規定とって、このとおりやらなくても、お互いで別の取り決めをしてもかまわない。相続だってそうじゃないですか。だから多くの家が長男にだけ相続させているじゃないですか。それはまあ、遺言があればですね。やっぱり国家の、さっき言ったように理念を示しているのは大きいし、もめたら、もめて裁判所に救済仰ごうとしたら国家権力は自分の理想像に従つて裁いていくんですね。そういう意味では、徐々に実行されていくという部分はありますよね。

村上 百姓も同じじゃなかったのかな。長男が相続する。例外はもちろんあるけど。

田口 いや、だからそれは近代の印象なの。近世が本当にそうだったかっていうと、武家はそうだったけど農家って結構ね、いろんな人たちが調査していますけどランダムですよ。

高橋 なんで武家は長男なんですか。

田口 だから、それを聞きたいんですね、僕は。

佐々木 徳川が地位継承のための理由をつけるときに実力主義になってしまつては、また戦争がおこってしまうので、バカでもいいから一番上が継ぐのだと。戦国時代はバカ殿では下克上になってしましますが。

村上 武家にも例外があるように、百姓にも例外があつて次男が継ぐ場合は当然あり得ると思いますけど。基本的に、武家は長男が継ぐというのは記録上、近世、近代、長男、次男が交互に同等の優秀さだとしたら、長男が継ぐっていう慣習が記録あつたかなと認識したんですけど、どうなんですかね。

中村 百姓の場合、幕府や諸藩の法では長男子相続を建前としていたものの、実態としては、各地域の慣行や各家の事情による多様な形態がとられていたようです。

田口 そのときに、例えば山形市のこの一帯の地域の、桜田とかね。この地域の農家が次男坊を継がせると言ったときに、そこに武家が介入するってことはないでしょ。奉行所に訴えて、どっちが継ぐべきかなんていうのをやったのっていったら、やってないんじゃない。そういうところには介入しないでしょ。権力が近世は。どうなの。

中村 基本的に村のことはなるべく村で収めるとというのが基本だつたと思います。

田口 だから、村の数だけ法があつたような気がするけど。ゆるやかな違いがありながら。ただ、ゆるやかな共通性も持ちながらだと思ふだけ。

中村 幕府や諸藩の公的な法と、村方の慣習法のようなものが並立していたのではないかと思います。

高橋 ちなみに、すごく技術的なことを言うと、民法典ができる前に明治政府は新律綱領とかそういう法典を一応だすわけですね。それはかなりの部分、律令のかつ、復古みたいなものがあるんですよ。だから新律綱領がどこまでおこなわれたのかっていうのはちょっと議論はあるけどはっきりしない部分もあるんですよ。で、長子相続というのは、中国法ではそうですよね。違いましたっけ。

佐々木 中国は均分相続ですよ。

高橋 いや、長子。

佐々木 いや、中国はないですよ。中国は原則兄弟は平等です。

高橋 じゃあ、別に長子だなんだって言わなくてもいいの。

佐々木 ないです。均分相続ですね。ただ、社会的地位の場合には違ってその継承には一応長幼の序はあります。が、事実上実力主義の面もあります。でも財産はだいたい均等ですね。しかも中国の場合、大家族だから3世代、4世代、兄弟たちが結婚したままちゃんと財産を相続して祖先祭祀の費用を負担するっていうのが当たり前ですからね。

高橋 誰が戸主になるんですか。

佐々木 戸主って考え方がないんですよ。実力主義で、つまり、成功したものが財産を増やしていけばその人が偉い。それには、長男も三男も関係ない。だから長男の筋がもう衰退しちゃって、三男ぐらいの筋の子孫がばっと増えて大きな一族になっちゃうっていうこともあって。中国の社会構造は一応、非対称的リネージシステムとかいっ

て、有力者のまわりにばっと結集してしまうっていう、そういった性格はある。

田口 じゃあ、中国には本家争いはないわけだ。

佐々木 ないことはないんですけど。でも、その分家・家筋っていうのは長幼の序で争われるわけではない。

高橋 祭祀の承継とかはどうするんですか。

佐々木 祭祀の承継は一応、全員義務があるんですよ。兄弟は。で、特にその有力者は金があるぶんだけちゃんと応分の負担をして祀らなきゃいけない。そういう有力者を生んだ一族というのは、その有力者が今度は祭祀の対象になるんですよ。そうすると、その子孫だけが彼を祖先として祀るわけね。で、彼の兄弟の子孫たちは彼の上の世代の祖先の祭りには参加するけど、彼より下の世代の祖先の祭りには参加しない。それを総じて中根千枝なんかは「ヨコ社会」と呼んだわけです。ヨコの兄弟従兄弟などの関係のつながりが強い。それに対して日本の場合は系図的に見ると親子関係が強い「タテ社会」だと言った。

川島 そういう観念ってやっぱり近世以降なんですかね。継続していくっていう発想。家というのは継続するものだという発想というのは近世以降なんですかね。

田口 近世なんじゃないかなと思うんだよね。

川島 その前はなかったんですかね。

田口 中世ってどうなの。

中村 そこは研究史上で議論が分かれているところでもあります。一般的には16～17世紀頃から次第に、レジュメにも書かれているような庶民の「家」が成立してくるといえるのだと思います。

川島 「家」観念ね、過去から未来永続するものとすってね。

高橋 ただ、やっぱり侍の家がそうだったっていうのはかなり説得力があったんじゃないですか。要するに四民平等になっていったらある意味みんなが侍になれるというか。沖縄なんかいくと、みんな系図買ってくるわけでしょ。みんなとは言わないけどかなりの人が。士族、侍がこうだったよってというのがわりと素直に、じゃあうちもそうするかっていうモデルにして受け入れやすい素地はあったんでしょうね。

佐々木 ただね、鎌倉武士なんかはこの近世と全然違うシステムなんでしょう。鎌倉武士は基本的には均分相続で、兄弟で土地分けないとあとで大げんかになって大変なんですよね。だから、日本も途中から変わったみたいですね。

高橋 ただ、法典調査会で議論はしていると思います。見てみますけどね。

田口 そうすると「たわけ者」って言葉が近世の言葉だってことになるよね。

佐々木 基本的にそうですよね。

田口 明らかに。ということは、信長が言ったとしても頼朝が言わないってことだよな。

佐々木 そうそう。頼朝は言えない。だって分けないと喧嘩になっちゃうんだもん。

田口 この武家の相続制度っていうのはどこがはじめたの。

佐々木 今いわれているのでは、室町、戦国時代からでしょう。実力闘争になってきて、とにかく自分の近くの人たちはなんとか守りきらないといけないという考え方が強くなってからじゃないですか。

田口 だから、相続という考え方そのものをね、やっぱり問わなきゃならないかなと思うんだよね。

佐々木 武家とね、やっぱり中世までまだ貴族がいたから、貴族と武家と庶民とそれぞれが違うシステムだったじゃないですか。鎌倉時代というのは。鎌倉、室町の始めぐらいは結構、土地そのものの、領地の流動性があったんですよ。

田口 まあ、人口が少ないですからね。

佐々木 人口も少ないし、あと、やたら戦争をやっているんな豪族同士潰し合ったじゃないですか。で、潰した豪族の土地は自分でとれるわけですよ。だから土地って増えるんですね。でも、江戸時代になっちゃったらもう、簡単に増やせない。となりの領地攻めてって、相手の侍潰すわけにはいかないから。そうなってくるともう土地が限られているから。

田口 そうなると、いま中国は中世的な動きなんだな。

佐々木 中国っていうのはもともと王朝が交代するから。だから人口はやたら変動するし。それから王朝が変わるときに社会システムもがらっと変わるんで、土地の所有関係も変わってくるじゃないですか。そうすると、土地の可変性が高まる。実力次第でいくらでも大きな土地にだってできるわけですよ。家畜と同じ感覚で、扱いで。日本の場合は、おそらく近世以降の感覚ではできなくなっちゃったんじゃないですか。

高橋 まあ、今、日本はどんどん縮小してるんじゃないですか。耕地面積とか。でも親族・相続法のところはわかりませんが、他のところは民法作るときにいろいろフランス民法だとか、できたばかりのドイツ民法はもちろんだけど、イタリアだとかハンガリーだとかクロアチアだなんだとか、そんなところの民法まで取り寄せて、比較対照しながら書いていくんですよ。親族だけは、日

本人、日本流に書いたということになっているんですけど、まあ、いろいろな藩法とか、藩の法とか律令とか、そういうのもいろいろ読まれたんじゃないですかね。ちょっと見てみますけどね。ただね、結構作っている部分もあるんですよ。そもそもだって、江戸時代は一夫一妻制じゃないじゃないですか。そういうのに合わせて新しく作りますよね。

—自然資源の利用に関する権利・慣行の現状と今後—

田口 漁業なんかの場合は、漁業人口どんどんまた減っているじゃないですか今、あの権利ってどうなっていくんですか。

森本 日本では漁業権は漁業協同組合が管理しています。漁業をしたければ組合員になればできます。組合員になるには組合によって異なりますけど、組合員株を買えば組合員になれて、組合員なら誰でも組合が管理している漁業権の行使ができます。ですから今、島根県の隠岐に移入者が増えているけど、その人達も組合にはいれば漁業権を行使できます。でも漁業は厳しい仕事だから今時の若い人には難しいかもしれません。

田口 例えばトヨタが漁協を買い取ってしまうっていうのは。

森本 それはできません。現行法の漁業法とか漁業協同組合法というのがあって、トヨタという会社が漁業権の管理者にはなれないんです。

高橋 農地解放みたいに、漁業の民主化っていうのが戦後あったんですよ。

田口 半農半トヨタって言葉があるんですよ。この間の（『東北学』の）鼎談で渋澤（寿一）さんが話しているんだけど。トヨタっていう自動車メーカーが豊田市の中で雇用していますよね。で、忙しいときにはきてもらって、仕事がなくなると調整してこの人たちを解放する、というか解雇するというというか。期間工みたいなんです

ね。で、それを、そういうやり方をしてたんじゃ地域にいつまで経っても根付けないから、そうじゃなくて、半農半トヨタという考え方に移行しよう。つまり、工場に勤めている人たちが一年間の半分は、収入は半分はトヨタで、半分は農業で、それを企業の工場の都合と地域の都合と調整しながらやっていきませんかという動きがはじまっている。そうすると、そこに若い人が戻ってこられるし、ある程度の現金収入を、獲得をトヨタっていう企業自体が保証してあげましよう。で、その代わり農業も持続してねっていう、そういう考え方のようですけども。そういうことを漁業でやろうとすると、どういう手続きになるんですかね。

森本 漁業協同組合法に準組合員制度というのが規定されていますが、準組合員は普段は公務員や会社員、家庭の主婦などですが、組合員株より安価な株を購入して組合に加入している人たちです。そしてこれも組合によって異なるのですが、正組合員よりは制限されますけど、磯物の採集だとかの共同漁業権を行使できるようになっています。ですから、すでに制度としては半農半トヨタ的なものがあるわけです。

高橋 まあ、増えているところは増えていますよね、准組。制度からいうと漁業権にしても、農地の所有権なんかにしてもそうですけど、今までの制度っていうのは、利用したい人がいっぱいいてその利用を規制するっていうか。現在利用している人の権利を守るという「過剰利用」を抑制するような方向で制度設計がされていると思うんですよ。ただ、これからの時代って、むしろ利用していく人がどんどんいなくなるじゃないですか。猟師が減っている。土地だってどんどん耕作放棄されるし。転用はしちゃいけないっていうから、ほっときゃいいんだろっていうこと。そういったことをどうしていくのかということで、一つには農地法の目的っていうのは、ここの資料にも責務規定が新しくできたって書いていますが、農地を有するものは農業上適切かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬと。土地所有者の義務、権利だけじゃなくて義務を問わなきゃいけ

ない。森林もそうです。という方向性が少し制度的には出てきてはいるんですけど。でもまあ、さっきも言いましたけど、無理矢理やらすわけにはいかないし。

ただ、今後、村を考えていくときには、入会集団って、今、入会慣行がどんどんなくなっていくわけじゃないですか。他のところからやりたい人ってというのは、入ってくる可能性はある。すると、どう見ていくのかっていうのは、大いに考えなければいけないだろうなと思いますね。で、そういった意味では、資源の管理っていうような考え方あって、一つにはできるだけ利用させないって考え方もあるんでしょうけど、もう一つには、どんどん利用を促進する制度っていうのもありますよね。だから例えば、最初にちょっと見てもらった「山川藪沢の利は公私共にせよ」ってやつも、前段は、もし銅とか鉄があれば官が使ってなければ百姓はとってもいいよって。逆に言うと、多分、当時政府としては、どんどん金物見つけて採ってきてほしかったと思うんですよ。まあ、解放みたいな。鉱業でよくそういうことがあって、アメリカの1872年鉱業法っていうのは、今でも生きているんですけど、それなんかは誰の土地でも、鉱業、鉱物を発見して採掘したら鉱業権やるよ。環境法関係者からはバカな法律だって言われているんですけど。でも、当時のアメリカとしては、どんどん金掘ってきてほしかったんですよ。だから、ある意味そういうオープンアクセスにして、参入を認めていく部分は認めていく部分としてないと、国家産業経済は成り立っていかないし。まあ、その天秤が難しいですけど、はかりの天秤が。ただね、今までの制度だけだと、難しい部分もあるのかなと。だからといって、いきなり企業に農地解放するよとか、そういう話をしているんじゃないですけど。うまくやっていかないといけない。でも今、じゃあ、わかったって、和民みたいな会社に農業やらしてもらえばいいじゃないっていった話で動いているんですけどね、多分、このまま農地法の改正がどんどん進んでいくと、多分農地はすごいことになるんじゃないですか。だって、農業やったことないし、まったくわかんない経営者がみんな農地法改正の議論している、規制緩和と。

まあでも、漁業権も相当いじめられていますよね、規制緩和でね。

森本 そうですね。

蛭原 結局、水産特区とかも広がってはいないわけなんですよ。

川島 いないね。やっぱりそういう意味では保守的ですよ。

高橋 実際やろうと思ったらそんなに簡単にできるようなもんじゃないでしょ。

蛭原 あれは桃浦のあの小さな湾だから。

川島 湾だからできたし、若い人がね比較的多くて。で、新しく参入した人もいるし、ということ。でも、あれがどうなっているかはちょっとわかんないけど。

高橋 今度、狩猟関係もどんどん認定事業者を参入させようって話ですよ。

森本 しかし、大船渡の碁石海岸でさ、案内してくれた地元の方が言うには、被害を受けた牡蠣の漁なんかは若い人が、漁業やんないんだって。こんなにもおいしい商売なのに、というわけですよ。実際その人はさ、1,500万円ぐらい、震災の翌年には揚げているの。でも若い人はそれを嫌って入ってこない。やっぱり漁業のきつさを嫌って入ってこないんだろうけど。

高橋 でも、あれでしたっけ。沿岸漁業権って何人以上かいないと免許おりないんだっけ。沿岸の共同漁業権。何か要件がありましたよね。

森本 共同漁業権は、いや、要件はほとんどないですよ。組合に加入すれば。共同漁業権の場合はそうですね。区画漁業権の場合はあるかもしれないね。いや、あれもないね。

高橋 共同漁業権も一応、免許の更新みたいなものあるじゃないですか。

森本 一応、一年ごととかね。一年ごとだったと思うんですけどね。

高橋 それでなんか、受け売りなんですけど、高知大の緒方さんが言っていたのは、とにかく漁師が今いないから、共同漁業権自体がもう維持できるかどうかというところがあるとか。

森本 そうなんですよね。行使者がいないとね、漁業権管理しようもないですからね。消滅しちゃうね、その場合はね。

高橋 ですかね。まだ消滅した例はないんじゃないかと思うんですけど。可能性としてはありますよね。

森本 可能性はあります。実際、海の埋め立てなどで、漁業権を放棄し、消滅したところも結構ありますので。

高橋 あと、なんで企業参入を安易に許しちゃいけないのか、みたいな話があって。農地の企業参入と同じような、そういった議論が展開されていましたね。また、うまくいかないだろうっていうことも言っていますね。

田口 森本さんと川島さんと『東北学』の対談で話しましたよね、それ。岩手の漁協の問題と宮城の漁協の違いみたいな。ああいった話は他でやってないんですか。

森本 やってない。

川島 ちょっと難しいところもありますけどね、三陸の漁村に入るの。

森本 漁業経済学会も、経営の話がほとんどですね。

川島 だから集落だったら、契約講の問題とかね。「契約」ってあるんです、三陸沿岸。それもちょっとお聞きしようかと思っていたんだけど、あれも文書主義でみんな多分残していると思うんですよ。契約の規則みたいなのをね。だから、その「契約」って言葉、いつぐらいから出たのかなと。みんな契約、契約って、あと「ケヤク」って。契約って言葉をイメージしないで、ケヤク、ケヤクって。「うちのほうはケヤクだから」って、山林も持っていたりしているわけですよ。そういうのが見られる漁村が結構多くて。そういうのも見ないで、漁業のことだけでは入れないと感じるんですよ。あれもちょっと規定もありますよね。「契約」の中に、その漁業に対してもね。漁協とは別に規定があるんですよ。だから、そういうこともやらないとわからないかもしれないですね。

田口 そうですね。それすごく大事なことじゃないですか。みんなもう外資系にばっかりいっちゃって、日本国内のそういう権利問題とか細かいことにはもうみんな興味がないのかな。だけど、絶対、被災地復興となったら、それから立ち上げていかなかったらどうしようもないじゃないですか。

川島 だからゼロから失敗しているんですね。きっと、研究者って。新しい漁業とか、新しい村落とか。

森本 日本の沿岸漁村、なかでも東北の漁村は村の中で村の掟みたいな形で漁業についても細かく定めています。例えば山形の飛島には3集落ありますが、3集落で一つの組合形成していたのですが、それぞれの集落内でまた、漁業協同組合により分け与えられている共同漁業権、例えばアラム、アワビ、ウニなどの海藻や魚介を採る口開け日時や時間などについて細かく決めている。

それが集落ごとに違うのですよね。毎年それぞれの集落が集まりをもって、漁業にまつわる規約を改訂したり取り決めたりしている。それが文書として残してあります。

高橋 それは漁業権行使規則とはまた別なんですか。

森本 また別のものです。例えばアワビを採る地先の範囲は、漁業協同組合のもとで、この集落はここまで、この集落はここまで、とか決めている。それを越えて漁業することはできない。それぞれの漁業権の及ぶ領海内で、どのように漁業をするかはそれぞれの集落の自主規定に任されている。たとえば、集落員の家庭に不幸があった場合は、日よりもよくても集落の全員が漁業をしてはいけないとか、そんな規定です。それは同じ組合でも他の集落へは及ばない規定です。

川島 文字にも残していない、やっぱり。慣行ですね。

私は震災の年に行ったんだけど、和歌山県の古座の近くの津荷ってところでアオリイカのタタキ網。追い込み漁なんだけど、その口開けのときに、何人かで、5、6人かな、順番で場所のくじを引く。それが一日交替で必ず動いていく。だから雨が降っていても晴れていても、とにかく一日交替。その人が一日中その場所の権利があるっていうふうに分かるんですよ。で、そのとき、くじなんです。まず、くじを引く順番のくじを引いて、それから本くじを引いて。で、なんかガードのトンネルの下に、大雑把な地図を書いてですね、五つぐらいにぶった切って、ここから1、2、3、4、5って分割して、それで、やってるんです。びっくりしてしまっただけ。そういう成文化していない慣行みたいなのがごろごろ三陸にもあって。

高橋 確かに、漁業権行使規則なんてひな形そのまま丸写しみたいなのところも多いですもんね。

村上 明治三陸津波の影響で、漁業権とか慣行がずたっと切れたとか、継続したとかってことはあったんですか。

川島 明治の頃まではちょっとわかんないですけどね。やっぱり持続はしていったんじゃないですかね。どんなかたちでもね。そのへんはちょっと

わからない。だから、契約講とかってすごく重要な意思判断したと思いますけどね。

田口 今、学生に宮本常一の「対馬にて」と、「村の寄り合い」を読ませている。で、結局、昔の人たちの考え方って多数決っていうのがないわけじゃないですか。3日でも4日でも、だんだら、あっちで話し、こっちで話して。で、まあじゃあこのへんでしゃんしゃんにしようかみたいなやり方をやっていたわけじゃないですか。でも今の民主主義の議会民主制っていうのは、なんかそういう手続きは踏まない。地域のそういう権利関係の問題についても、そういった議論のしかたもしないじゃない、今。やっているのは、まあ、うちの田舎なんか昔ほどはやってないけど、まあ、やっているほうだとは言われているけど。でも、漁村なんかはやっていますよね、きっとね。

森本 やっていると思う。

川島 とことん話し合っただけ。

田口 そういうところになんで、みんな都会にいる学者たちは行かないんだろうね。でも、そのへんからすくっていかなかったら、本当の意味でこの、復興みたいなことが多分できないんじゃないかなって思うんだけどね。

川島 契約講と一緒に、過去の漁業集団が核となって今回の震災後の対応をしたっていうことが結構ありましたね。イカ釣り船で、それも面白いんだけど、「大仲」って言ってですね。とにかく乗組員が、船主が水揚げ高の4割をとって、6割を平等分配なんです。中学生から年齢関係なく乗せて、とにかく船にいればもらえるっていう。昭和30年代は非常に漁があって、10ヶ月、半年くらい、7ヶ月くらい働いて、あとは温泉三昧していたっていう。それが今、10艘から1艘くらいになったんだけど、震災のときにその集団が集まって、核になって復興を始めたっていう。だから契約講とかはないところなんだけど、そういうふうな役割を果たしているんですね。漁業集団がで

すね。別に本家、別家の関係でもなく、契約講でもない地域では、やはり漁業集団がリーダーシップをとっていった。そういうことも、昔のことも、遡ってやらないと、復興の仕方もわかんないですよ。

田口 どこに手当したらいいのか、どこをどう手当したらいいか、ですね。

川島 三陸といってもいろんな顔をみせる集落が並んでいるわけだから。

田口 狩猟だってそう、同じことが言えて。みんな「マタギ勘定」っていう言葉が先に走っちゃって、それが流行のようにしゃべられるんだけど、マタギ勘定っていうのは昔から存在した、それこそ中世とかね、古代中世からね、近世を通じてずっとマタギ勘定っていうのが成立していたみたいなことを言う人がいるんだけど、それは幻想だよ。例えば、先祖帰りした猟友会というのが、まさに僕らのいる五味沢猟友会で。五味沢猟友会では、大正時代、それから昭和の20年、30年代ぐらいまでは、頭領がいて、頭領がクマを獲ると毛皮とかクマの胆とか、おいしいところ全部取っちゃう。で、残ったものを猟師たちみんなで分配する。それがずっと続いてきて、それがあまりにもひどくて。で、齋藤金好さんという人がこれじゃだめだというんで、全部平等に分けるっていうやり方に切り替えてきたわけですね。そして、この金好さんに話を聞いたときに面白かったのが、分捕るなんて言い方をするぐらい親方の権力があつたってことは、江戸時代もそうだったと。江戸時代なんてもっとひどかったんじゃないかって彼は言うわけよね。もっと文句言えないんだから。だから、田口が行っている三面はそうだったかもしれないけど、俺がわかる範囲では、この小国の中の猟友会っていうのはそういうもんだつた。逆に言うと、大昔の、原始時代のやり方に俺は戻したのかもしれないけどなって笑いながら言っていたけど。そういうのがあるんですよ。

だから、われわれがこう、どこかで理想化しちゃっている部分が、われわれ研究者の中で勝手に

ストーリーを作っちゃって、そこにもう、どんどん落とし込もうとしているところが逆にあつて。意外に最近になってそうなってきたっていうのが猟師なんかの話を聞いているとあるんですよ。

川島 ただ寄りものはね、寄りものはやっぱり平等っていうのはあつたけど。経営している場合、そういうこともあつたと思うね。平等っていう言葉自体が新しいし。代分けっていうのかな。

田口 長野県松本の猟友会で聞いたのは、これは福祉団体なんだって、猟友会なんて。100人いようが、10人しかいなかろうが、だいたい鉄砲の上手いやつは2、3人しかいない。でも猟に参加すればみんな平等にももらえるから、なににもできないのに鉄砲だけ担いでくればね、肉がもらえる。これは福祉だろって猟友会長が言ってましたね。だから僕がマタギっていう話をしたら、その猟友会長さんは僕に喰ってかかってきて。その、あんたみたいにマタギ、マタギと、理想化された職業猟師みたいな話をされて俺ら困るんだと。俺らは福祉団体なんだと。

佐々木 それは世代的にわりと共通しているんじゃないですか。福祉団体的な性格は。

田口 だからさ、猟友会っていうのを、そうじゃなくてプロフェッショナルみたいなね、そんなかんじで受け取っちゃっている若い人たちは多いわけで。ただそういうイメージを僕も作ってきた経緯があるのかなと自分を責めたりもしたのよ。

川島 震災後、重茂半島で個人でやっていたのを共同でやるようになりましたよね、船に乗って。あれだつてそうですよね、1人でやっていたほうが、絶対わかめが獲れたのに、まあ、しょうがないっていうか、これはとにかくしばらくは共同でやろうと。そういう考えはもともとあつたんでしょうね。共同でやってるのが、強いとこですよ、重茂は。

高橋 と同時に、やっぱりそれは資源の所有とい



っていいのかな。資源自体がみんなのものだから、勝手に1人で行く、腕がいいからといって獲って食っていくことに対する抵抗もあるんでしょうね。

佐々木 基本的に北のほうの狩猟民が、獲物は誰のものでもないっていうことなんです。だから、いくら腕のいい猟師が獲ったって、それは獲物が人間様のところにやってきてくれた。で、やってきてくれたものはみんなのものだから、みんなで分けばいいんじゃないという考え方と、特定の金になるようなものに対しては、絶対価値があるって、やっぱり使い分けがあったみたいですね。

田口 ロシアの場合はクロテンとかね、そういうお金になるようなものに関しては、猟場っていうのは絶対なんです。絶対に猟場から出てはならない。その猟場がとても広いんだけど。日本だと村とか市が入ってしまうようなところ。そこを1人でやっているんです。ところが大型獣になると、関係ないのね。イノシシを追っかけていくとかね、ヘラジカを追っかけていくとかがあって猟場越えちゃったりすると、すると向こうの猟師がきたとして、今度2人で一緒に獲って、分けっこして。どちらで獲ろうが関係ないんです。だからそういうところがロシアなんかあって、すごく面白いね。

佐々木 使う資源によって使い分けている。

田口 魚なんかもそうだね。

川島 まあ、回遊魚なんかはそうですね。

田口 川に建網みたいに網をかけてきて、ほったらかしにして、夕方行って、網を上げるじゃないですか。すると、隣の漁師の小屋の目の前だったりするんだよね。で、こんなところにかけていいのかって聞いたら、いいんだ、あいつは獲らないからって。そうやって揚げるでしょ。で、揚げる時に向こうで見ていたりすると、ボートを走らせて行って魚をやりについて。それで、5、6匹あげて笑っているんだよ。それで終わりだもんね。

佐々木 でもそれがね、サケになると違う。

村上 金に換えられるかどうかでだいぶ変わるってことですか。

佐々木 今はそうでしょうね。

田口 金と、あと希少性だろうね。あと保存食として絶対的な地位がある、例えばサケなんていうのは「ユーコラ」といって、干し魚にして乾魚にするわけだけど、それっていうのはやっぱり保存した場合に美味しいんだよ。他にタイムニとか、いろんな魚がいるんだけど、そんなやつよりもサケは美味しいんだよね、やっぱり。

佐々木 カラフトマスとかサケは米みたいなもんですからね。

田口 それで、その干した硬いまま食べることもあるし、それをスープの中に入れて煮ることもあるし。とにかく、本当に佐々木さんの言う主食級のランク付けなんだよね、サケっていうのは。カラフトマスとサケと。

村上 クマなんて、山熊田なんかずっと長らく均等配分ですよ。クマの胆も切り分けて。三面なんかだと、オソ場が専有化されている個人猟の歴史があって。関川村なんかでは大正期には村の男50人以上で出猟という記録があったりして。そうすると、三面みたいに5頭とか10頭獲れる集落だと、それを売り買ひして財を成すっていう見方が強まって専有物になるけど、年に1頭ぐらいつつずっと集落で獲れる場合は、みんなできれいに分けるようになるのかなというふうに思っていたんですね。

田口 あの、例えば三面では、家ごとにオソ場を持つんだけど、例えば(小国町小玉川)長者原はヒラ場だよ。オソ場じゃなくてヒラ場、ヒラっていうね。オオモノビラ。で、オオモノビラ場の場合は3、4人のグループなんだよ。で、このグループが場所の権利を持っている。だから藤田栄

一さんところの家とか、何軒かがその権利を持っていて、その権利を持っている人たちしか、ヒラはかけられなかった。じゃあ、その権利はどうやって生まれたんですかって言ったら、もうみんな今となってはわからないと。

村上 そこは歴史が浅いという可能性が高いと思います。

田口 僕もそう思っている。意外と近代なんじゃないかなど。

村上 三面と 200 年以上歴史の差がある

田口 近世にはやってないんじゃないか。

村上 飯豊山の聖域に殺生で入るというのは。

田口 三面なんてそこら中にかけているわけだから。そしてその三面の今の県境でいくと、その末沢川っていう南側の沢だけが、小国分として、米沢領として三面の人に認識されていた。そこには何の痕跡もない。採取小屋も建てたこともない。オソ場もない。ドオ場もない。何もないんです。そこは全部もう小国の太鼓沢、折戸、入折戸、それから五味沢、徳網、樋倉、この村々が入ってきて、小屋を建てたり猟をやったりして。で、岩井ノ又（沢）と竹ノ沢っていうところがだいたい入会なんだよね。この三面集落と五味沢の猟師の入会なの。だから岩井ノ又（沢）でしょっちゅう猟師たちが会っているんです。お互いが共有し合っている岩屋もある。「清水の岩屋」という岩屋があって、それは徳網、樋倉の猟師も使うし、三面の人たちも使う。その岩屋で一緒になったこともある。だからそれで、喧嘩にもならない。

ぼちぼち時間になってしまったので、これくらいで今日の高橋さんの発表に対する質問はこれで終わりということにしたいと思います。とても有意義な議論が出来たと思います。どうもありがとうございました。

(了)

## 第2部 パネルディスカッション

### これからの「集住のかたち」

日 時：2016年10月29日

会 場：東北歴史博物館講堂

パネリスト：内山節（哲学者）・鬼頭秀一（環境倫理学者・星槎大学教授）

進 行：田口洋美（東北芸術工科大学芸術学部教授・東北文化研究センター所長）

田口 まず、パネルディスカッションをはじめる前に少しスライドを見ていただきたいと思います。

東北文化研究センターでは2012年から毎年、東北の空を飛んできました。そのプロジェクトを「空から見た東北」と呼んできました。震災（東日本大震災）が起こった同時代に、東北の、他の地域がどのような状況にあったか。単に被災状況や復興状況をクローズアップするのではなくて、被災地と同時代での、他の東北の村々はどういう姿をしていたのか、というのを記録するということが大きな目的でした。その写真の一部をお見せしたいと思います。

これは石巻市ですね。震災の翌年（2012年）の姿です。これは東北の自然と人々の歴史的に蓄積されてきた関係の具体、見える化された関係とって良いと思います。それを記録するために2012年から今年まで8回のフライトを実施してきたということです。

これは最上川の河岸段丘上の集落の風景、山形県ですね。東北には、山と海と川、そして湖と潟、あるいは湿地などが発達していて、あらゆる地形が見られるとともに暮らしの成り立ちも実に多様です。河川の段丘、あるいは隆起山地と火山活動、それから岩礁帯の海岸線と砂丘地帯。これらが交互に展開していくのが東北の地形ですね。そして、こうした多様な様相を呈する地形の上に豊

かな自然の資源があり、これを持続的かつ有効に引き出し、生活資源あるいは換金資源として使っていくか。これが地域の人たちの生存戦略であったと思われるわけです。自然に生かされるための手腕というのが非常に問われてきたのが、この東北の人々の暮らしではなかったかと思うのです。

しかし、近代国家ではただ自然のものを、豊かな自然の恵みというものを自分たちの生活の中に取り込んでいくだけでは成り立たなくなる。近代国家が要求したものであるというのは、近世以上に現金を獲得し、生活を立てるということ、つまり換金生業の重視だったわけです。それは自然の現金化といってもよかったです。人々は、それに抗い、抵抗はするんですけども、自然に生かされながら換金生業を求める生き方を結局選んでいくことになった。それは海でも、山でも。様々な地域で、そういう展開が起ってくる。それが、東北の近代のはじまりだったように思います。

景観の話に戻りますが、これは散居集落と呼ばれるものです。農業、稲作中心主義を基礎とした近世幕藩体制から近代明治新政府以降の殖産興業あるいは外貨獲得産業へ移行していくなかで、地域の農本位体制に適応してきた中近世由来の集落の営み、形態というのは崩れていくことになる。我々が見ている、この伝統的な集落の姿というのは、中近世の伝統を引き継いでいるものであって、近代の新しい貨幣経済を中心とした展開とは相い

れない部分があった。近世からすでに貨幣経済の浸透、市場化の動きははじまっていて、出稼ぎによる現金獲得がさらに加速化せざるを得ない時代状況へと変化してきた。そして国内の狭い市場から国際的な関係の上の市場化へとバージョンアップされていく。それが近代だと思うのです。

これは先ほどの集落のアップ、散居集落のアップです。散居集落といってもですね、単独に家が1軒1軒点在している集落と、複数の家がまとまって散居しているものに分かれる。とくにこの置賜地方は、グループになって分かれているものが多いということが分かります。そして、この佇まいというのは中近世を通してですね、稲作を中心に拓かれてきたなかで作られてきた景観だということです。先ほどの入間田先生のお話にあったような中世から近世に変わっていくときに大きな変化が起こった。まさにこれは近世が作り出した景観であろう、というふうに考えられます。

一方、こちらの集落では、数軒の家がもっと大きな固まりになって点在しているのが見てとれます。これは福島県のいわき市です。こちらの集落が、先ほどの山形県西置賜郡長井市から米沢市辺りの散居集落と違ってするのは屋敷林の中に必ずマダケが入り込んでいるというところですね。温かい地域ですので、屋敷林も落葉広葉樹よりも照葉樹が卓越するというのが、太平洋沿岸の散居(集落)の特色。このような散居(集落)は、亘理から仙台平野まで続いています。

また、こちらの写真ではもっと大きな集落の固まりが点在しています。これはどこだか分かるでしょうか。東北地方にこのような景観が見られるのは、ここしかないのです。これはじつは会津盆地です。ここを流れているのは阿賀川です。そして集落が3、40軒程度集まって田んぼの中に点々と散っているわけです。一概に散居(集落)といっても様々なタイプがあるということがこれで分かるかと思います。

これはそのアップです。集まっているのが全部民家のように見えるんですが、実は倉庫であったり蔵であったりですね。ビニールハウスなんかも混ざっていたりしますが、このくらいの規模のものが点々と会津の地に散らばっているという

ことですね。

そうかと思うとこれは日本海側の砂丘地帯です。日本海から吹き付ける潮風に苦しんで北地域ですが、塩害の多発地域だったわけです。新潟県、富山県あたりから日本海沿いの海岸線はそうなんですね。この写真は酒田市の南の海岸線ですが、砂防が区画化されていて、浜風を、潮風をこの植林、防潮林で遮っているわけです。これができて初めて砂丘地帯の海岸線での農耕ができるようになったのです。このような植林は近世の産物です。

これも同じように防風林を作って海風に耐えているように見えます。これは三陸地方の田野畑村です。つまり山背地帯です。その山背からいかに農作物を守るか。その下地として牧だった地域でもあるわけですが。その名残を留めるような牧畜業が現在も展開しているということですね。独特の景観を示しています。地上を歩いてみた印象と、こうして上空から見る景観とではかなり印象が違ってきます。

その田野畑村から少し北へ上がり、青森県に入ったところ。海岸段丘の台地の上に集落が展開していますけどもここを見て欲しいんですね。この海中の岩礁帯のなかに縦に筋がいくつもありませんね。これが潤(ま)というものです。かつて船をこの中に引き込んで、村にものを揚げていた。その名残の景観です。ところが今、こうした三陸沿岸は地盤沈下していてこうした潤も海底に沈んでいっている。もともとこれが開かれたのは近世の後期のようなのですが、その頃はこの岩礁がこの上の段ですね、これが満潮時には波に洗われていた状態であったということですね。それが沈下によってだんだん下がってしまい、空からでしかよく見えなくなったのです。

これは八戸の市街地ですね。東北には弘前とか八戸、秋田、米沢、山形、仙台、会津若松、郡山など近世の城下町を基礎とした都市があって、それらは近代以降急激に発達していった。そのなかでも八戸や仙台、それからいわき平あるいは茨城県的那珂湊ですね。それらでは近世の港町を基礎とした地方都市の発展過程を見ることができる。先ほど川島先生のほうからあった漁業基地に繋がっていくような話と、それから廻船の基地です

ね。この両者が交互に展開していくというのが東北の太平洋沿岸の特色ではないかと思います。一方では漁業一方では寛文11(1671)年以降の河村瑞賢による東廻りと西廻り航路、江戸への廻米ですが、この海運の発達と風待ち港の発達は東北の人々の生活と深く関わってくるのですから、これも注目する必要があります。

同じ都市ですが、これは福島市です。阿武隈川の流れに沿って町が開かれています。福島もやはり城下町的な集落の展開をしています。さらに舟運ですね。

こちらは会津若松市です。会津も盆地の南部に大きく町が展開しています。これは会津若松城の周辺ですが、こういう昔の、近世の景観と近代以降の景観とが混ざっている。古いものと新しいものが混在している。それが人々の生活の現実だということです。ここでも阿賀野川舟運というものを意識しなければなりません。

これは仙台市ですね。東北の都市のなかで人口が増え続けているのは仙台市だけです。現在、仙台市は105万人。いわゆる100万人都市ですけども、青森、弘前、秋田、盛岡、それから福島市や山形市など、東北の大きな都市のほとんどでは、2004年ぐらいをピークとして、それ以降、都市の縮小化がはじまっています。都市としては広がって膨張しているように見えるんですが、そこに暮らしている人たちの数、人口そのものは減少傾向に入っているということです。

こうした都市とは裏腹に、こうした飛鳥のような酒田沖に浮かんでいる離島。近世には廻船とか漁業とかで発展した島ですけど、今はかなりの高齢化が進んでいて島の将来が危ぶまれているというのが現実です。

これは福島第一原発の近く。飛行機で原発の真上を2回ぐらい旋回して原発の原子炉建屋も沢山写真を撮りましたけれども、その周辺の景観です。人は住んでなくて田畑が投げられた状態ですね。草がぼうぼうと生えています。こちらもそうです。お宅や庭まで竹が入り込んでいる状況が見てとれます。地上ではイノシシが繁殖していて、避難している方々を戻せない理由の一つにこのイノシシの繁殖があるのです。イノシシが人身事

故を起こす可能性があって危険であるためなかなか住民の方々を戻せないでいるんです。空から見ていて本当に痛々しい姿でした。

一方こちらは北上山地です。東北の森林帯というのは北上山地を中心に林野庁のある意味試験場のような形になっていまして、これは「複層林施業」という施業がおこなわれていると思われる場所です。森林の尾根筋に落葉広葉樹を残して、沢筋にスギ、それよりちょっと高い所にカラマツを植えるというような林層いくつかに分けて林業を展開しているわけです。スギの植林とカラマツで覆われた、まるで絵画のような、そういう景観を呈しています。

それから今、三陸沿岸の海岸線では巨大堤防の建設が着実に進んでいます。あまりマスコミも騒がなくなっちゃいましたけれども。これは宮城県と福島県の県境あたりですね。亘理市のあたりです。海岸線に沿って直線的に大きな防波堤が伸びていっています。この辺は工事が出来上がっている状態ですね。

最後にお見せするこの写真は、実はずっと撮りたかった写真なんです。八幡平の上空から撮った奥羽山脈です。こちらに見えるのが鳥海山、月山、葉山。奥に薄く見えるのが蔵王です。このように東北の脊梁山脈、奥羽山脈が尾根を連ねているという様子が見えるかと思います。

長くなってしまいましたが、こういった東北の姿をお見せして、ここからは、では、これからどういう「集住」というものを目指したらいいのかという議論に入っていきたいと思います。

早速ですが、内山さんにまず感想をお聞きしたいんですけども。

内山 僕は今、群馬県の上野村という山奥の村の半住民ぐらいですけども、生活していて。生まれは東京の住宅地なので、そういうところの人間としては、東京みたいなところは最近来た人が多いところだと。だけど、田舎っていうか、農村とか山村とかへ行くと先祖伝来っていうか、そういう人たちばかりかと思っていたら、上野村に行ったら意外と人々は移動しているんですね。比較的最近来た人っていうのもいますし。うちの村は、ごく

最近で言うと、人口の20%は移住者人口です。まあ、それは別にしまして、昭和の頃に来た人とか、それから大正時代に来た人とか、そんな人も結構いるし。「うちは先祖伝来」と言っているのに「いつから？」って聞くと、江戸の後期とか幕末の頃とか。意外とそうなんです。なかには平安時代から住んでいるなんて人もいますけども。ですから、日本の社会って意外と移動性をいろんな形で持ちながらいたという。むしろそう考えたほうがよくなって。移動性を持ちながらも自分の住んでいる場所に、なんか永遠の自然と人間の営みがあると感じた人たちが、「ここが永遠の地」であると考えようになった。そうすると昔から住んでいたような気分になってくるんですけども、実際にはかなり動きを内蔵させていた。だけどもみんなが自分の永遠の世界のようなものをそこに掴んでいて、そっちのほうが正しいんじゃないかなと思っている。今日お話を聴いていて、やっぱりなんとなくそうだなという、そういう気がしました。

田口 鬼頭先生はいかがでしょう。

鬼頭 今日、お話を聴いていてですね、やはり3.11のことをいろいろ考えたんですね。

安齋先生のところにあったように、大きな気候変動のなかで、人がある程度うまく移動したり、そのなかで住居を構えたりっていうようにきたということとですね。もう一つは、最後の川島先生の発表のように、そもそも漁民の人たちの暮らし自体がどちらかというと移動を中心にしたところで動いているっていうようなところがあって。それで、震災以降の東北では、津波の被害にあったところもそうだし、結構重大なのはやはり福島現状。今、かなりもめているわけですね。除染なんかも、それ自体も非常に問題なんだけど、そもそも放射線量がそんなに下げることができないなかで結果的に、もうそれでも大丈夫だという形で、今どんどん強制的に帰村させようという政策がとられている。それは、やはり「村を守る」とか、「このままでは村がなくなってしまう」というような、一種の危機意識みたいなものが相まっ

ておこなわれている。でも、考えてみると、今の内山さんの話にもあったように、例えば、福島でも南相馬ではね、相馬のあたりでは天保の飢饉のときに、北陸のほうからも移ってきた人たちが多いわけですよ。福島の方でも、江戸の後期のあたりに移り住んで来た人もかなりいてですね、やはり人が移動してきたわけですよ。

そうやって人が移動していて、なおかつその自然のいろいろな変動の中でそれに適応しながら、いろいろ居住の形態を探り、人々は生きてきたわけで、これから我々がこの問題とかをどう考えるかっていった時に、まるでそこにずっと定住していて、その村を守るとか、そういう非常に古典的な観点のなかで考えている。防潮堤の問題もそうですよね。要するに、生活を守ると。現代の生活を守ると言っていたんですけど、現代の生活っていうのは、先ほどの田口さんが描かれたように、ある意味で、近代的ななかで出てきた工場団地の分布みたいところがあって。それが津波で流されてしまった。じゃあ、それを守ろうという形で今、来ているけども、それが大きな時間的な流れのなかでどうなのとか、大きな空間的なスケールのなかでどうなのとか考えると、もう少しいろいろなことを考え直さないといけないのかなっていうふうな感じのことを考えながら聴いていました。

田口 今日は、25,000年前、旧石器時代の最寒冷期の時代以降の気候変動についてや、中世の骨寺の話、そして近代を中心とした三陸の港町の話という展開ですから、なかなか実感は持てないのかもしれないけれども、僕が東北の村々を空から見てきてもですね、つくづく思うのは、やはり動き続けているんだということですね。つまり、止まってはいないということなんです。これは2年前にアメリカのアイオワ大学で話してきたことなんです、つまり景観が動いている、変化している。その速度が速い地域とゆっくりの地域と、集落もそうです。同じ状態に留まってない。物を動かし、物とともに人も動き、景観や集落も動いている。そのような歴史的な動態というものを私たちは意識する必要があります。東北の空を

飛んでみてつくづくそのような動的な姿が浮かび上がってきたということですね。

ところが、世の中の議論では、集落は止まっていることが前提みたいな、そういう考え方だと思うんですね。もちろん、被災された方々の苦しみにていうのは想像を絶するものがあるわけで。僕もあの震災のとき、実家の茨城県東海村にいて、原発がダメになった、もう終わったと思った一人でもあります。ただ、その僕らの田舎も絶えず人が入れ替わってきたんですね。ですから、人が入れ替わることを恐れているのもダメだし、そうかと言って全てが移動かというところでもなくて。1000年単位でいる人もいれば、500年間単位でいる人もいます。5年単位、10年単位、半年単位でいる人もいます。そのような様々な人がひとところに群れて、住んで、そこで初めて地域というのが成立しているということだと僕は思うのですが。その辺、内山さんはいかがお考えでしょうか。

内山 そうですね。日本の場合、1980年ぐらいからいわゆるIターンの人ってというのが、実際には70年代ぐらいからいたんですけど、少し出てきた。最近は結構増えて来ている。それで、あの70年代、80年代初期ぐらいに来た人たちってというのは今、跡取り問題を抱えているわけですね。だいたい僕を感じとして見ていると、跡取りみたいな形で子ども、お子さんが跡をとるっていうか、そこで暮らすっていう人たちっていうのは3分の1ぐらいですね。少なくとも半分の方は、また自分のやりたいことを求めて（出ていく）。必ずしも全員が都市に行くわけではないんですけども。例えば、農村を基盤にするとしても、親とは違うことをやろうと考えて、また場所を移動するとかですね。だいたい、農村に引っ越して来た人というのはそういう暮らしを求めて来たっていう人がほとんどです。ですので、そういうことを大事にする育て方を子どもにしてきた。それでも半分以上ぐらいは、やはり跡はとらないんですね。ですから、僕はそれでいいんだと思っているんですね。むしろ入ってくる人がいて、だけでも一代で終わってしまう家がまた半分ぐらいはあっ

て。だけど、また新しく入ってくる人もいてっていう、そういうふうな地域の継承のされ方のほうが、とくに今のような時代では妥当な維持のされ方っていうぐらいに考えたほうがよくて。来たら最後、永遠にその地域に住み続けるという話ではないと。

鬼頭 確かにその部分はそうだと思いますね。ただ一方で、やはり高度成長のときに、そうした暮らしを継続するのではなく、東京に出てサラリーマンになって、大企業に就職してみたいな感じがいわゆる一般的になってきてしまったというところはありますよね。逆に言うと今は、そうではないところで、またちょっと地元に戻って自分たちなりの生活をして、あるいはそこでの生活を中核にして。要するに住み方とか暮らし方を考えようというような人たちが出てきたっていうことは事実だと思いますね。

だから大きな枠で言えば、内山さんが言われるのはその通りなんだけれども、ただ短期的かどうかは分からないけども、つまり、やはり高度経済成長期からバブルのような異常な時代があったわけですね。その異常な時代のなかで、さっきの3割だけだと、ほとんどが継がないという。例えば漁師にしたって、いろいろな話を聞いてみると、今から見るとすごい高収入というか、素晴らしい時があったにもかかわらず、継いでいかない。干拓事業だとかで考えられないぐらいの額の補償金で妥結をして、漁師を辞めていくって時代が一方ではやはりあったわけですね。だから、今また戻ってくる、あるいは定着しているようなかたちもあるけども、もちろん内山さんが言われたように、全てがそういうかたちではないし。過疎とかいろんなことなかで我々がどう考えていっていったのが、問われているっていうことなんでしょうね。

田口 僕は、「極端」から「極端」に変わったのが、この近世から近代なのかなと思っているんです。近世では農本位制というか稲作中心の支配体制があって、年貢米を物納させる。そのシステムだと人々は他国に簡単に移り住まないし、移り住めな

い。農業をやらないといけないから土地に縛られて移り住めない。でも職業を変える必要がある次三男とかの非相続者。職人になるとか、商人になるとかっていうことで町場に出たりとか、他国に出ていったりとか。とにかく、そういう時代が300年近く続いたわけです。それが近代になると、「いや都会に来て、労働力になりなさい」という構造になった。東京を中心とした、まあ畿内もそうですけども、中央への人集めが近代になる強化されいく、殖産興業ということで日本の経済の底上げを図ることになる。でもこれは、庶民が選んできたというよりも、どちらかと言うと、政治的な匂いがすごくするものであって、そこに人々が適応していったプロセスだと思うんですね。まあ、人々をある方向へ適応させていくことが施策でもあるわけですから、世界システムに参入していった変動期の動きだったわけです。

それで、近代の国家が強いた殖産興業の構図がもう壊れても、変化してもいいのに、踏襲され歴史的な継続性の中に囚われていて未だそれが続いているような気がするんですね。未だに東北から人、それも若い人たちを都市に出そうとする。もう本当はしなくてもいいはずで、東京で再生産がある程度可能なはずなのに、人々が中央へ集まる構図は持続されていると。そのなかでの議論をしてもしょうがないのかなというのもあるんですけどね。

鬼頭 東京は東京だけで成り立つのに、って言われましたけども、じつは成り立たないんですよ。東京はそういう形で地方から人を吸収してやっていかないと成り立たない。だから今、いわば東京の論理で動いている。ところが地方のほうは、そういう形で、東京に取られるような形になっても、今かなりできるような感じになっているにもかかわらず、なんか東京側がそういう論理で動いていて困ったもんだねというか。それは政治的に大きな力になってしまっているというところが異常なのかな、と。今、東京のシステムを続けていくためには、たぶん地方からいろんな資源とか人とか持ってこないとやっぱり維持できません。東京というシステムはね。だから東京のシ

テムは解体しないと、これ以降、日本っていうのは成り立たなくなるということは事実だと思うんですけども。ただちょっと東京が異常なんであって、たぶん別のところから日本を考えていかないと、日本自体がやはり見えてこない、ということじゃないのかと。

田口 以前、『東北学』8号で内山さんと対談させていただきましてけれども、その時にすごく印象に残っているのが、上野村の子どもたちに「将来住みたいところはどこか」というアンケートをしたら、ほとんどの子どもたちが「上野村」と答えたという話があって。その辺を、みなさんに紹介してほしいんですけども。

内山 上野村って今、人口が1,296人で、250人がIターン者です。ただし、明治から一度も合併したことないんで、この数字が多いのか少ないのかはよく分かんなくて。ちなみに、明治に上野村ができたとき、だいたい1,000人なので、最盛期からは減っていますけども、今、1,000人くらいでもいいのかなど。人数の問題じゃなくて持続できればいいっていう意味で。

それで、いろいろなことをやっているんですけども、去年の4月頃かな。村の中学生に「将来どこに住みたいか」というアンケート調査をやって、いろいろな項目があったんですけど、そのうちの一つに「将来どこに住みたいか」という質問ですね。そしたら、我々もびっくりしたのは100%ですね、ほとんどではありません。100%の子が「上野村」と答えているんですね。もちろん、大学とか行っているうちに（どうなるか）、当てにならない、っていうことではあるんですけど、ただ雰囲気的には、そんな感じになっていて。大人たちも、住んでいる人たちで村に住んでいる愚痴みたいなものがないんです。最近ちょっと収入は少ないんだけどね、といった話はいつもあるんですけど。でも、ここの暮らしが一番いい。それが村中に、雰囲気として定着して。だから子どもたちもそんなふうに答えている、というのが分からなくもない。



田口 その話を、長野県栄村の、秋山郷で猟師をやりながら村議員をやっている知り合いに話したら、「いや、田口さん、取り組みが違うよ」と即答されたんです。上野村ではどういう取り組み方をしているんですか。

内山 いろいろなことをやっているんですけど。例えば、中学生の修学旅行はずっと海外です。中学になると英語の先生がみえますよね、海外から。その英語の先生の採用条件として、山村出身者に限るという条件で、さらに自分の出身の村に修学旅行生を連れて帰ること。そうすると、そういうことしたいような先生が来てくれて。今、ニュージーランドなんですけど、前はカナダだった。先生が変わったら旅行先がニュージーランドになったのですけども。それで、ニュージーランドに行くと、前後に観光的なこともしますけど、基本的には海外の山村にしばらく滞在してもらって。外の山村を見た目で自分の村を見直すっていうんですかね。そういうことをしてもらおうと。これ全額を村費でやっていて、子供たちの評判はかなりのいい。

あと、それと関係して、大人たちのほうではスイスの村との提携というのがある。そこじゃなくてもいいんですけども、「行きたい」というと、一人の負担が10万円以下になるよう村が補助してくれる。ですから海外の山村を見て来て、それで自分の村をもういっぺん見る。そういうようなことを大人も子どもも含めてやっている。

あと、意外と子どもも若い人にも評判がいいのが、村のなかに高齢者の集合住宅があって。それを一人で暮らすのがちょっと大変かなっていうような人たちに使ってもらう。その位置づけはアパート、平屋のような感じで、借りという使わなくてもいい。ですから夏なんかは結構昼間、自分のうちに帰って、ちょっと野良仕事をする人もいますし。それで、10畳くらいで1部屋なんですけど、入り口に小さいキッチンみたいなものがあることはあるんだけど、大きい食堂があって、そちらで食べてもらってもいい。自分で作って食べてもらっても、外食してもらっても何しても構わないんですけど、料金的にはそこで3食食べると一

番高くなる。それで、3食つき食べて、家賃を入れて月だいたい25,000円なんです。ですから、それがあから、「歳とって、お金がなかったらどうしよう」という心配がないんですね。だって25,000円ってことは国民年金でもなんとかなりますよね。そういうことで設定しているんですけど。これは若い人にも評判がよくて。使うかどうかは分かんないけども、「困ったら、うちの村はあそこで暮らせばなんとでもなるもんね。」っていう、そういう気分があって。だから収入を増やすことよりも、収入が少なくても破綻しない暮らしができるという、むしろそちらのほうに村は力を入れてきた。そういう、いろいろなことがあって、うちの村が一番いいよねっていう話になっていくんですよ。

田口 多くの村と全く正反対ですよ。多くの村では税収をいかに上げて、そして、金をかけてどんなことをやるかということに熱を注いでいる。

内山 だから、さっき言ったように、ここに永遠の自然と人間の営みがあるっていうことを感じるような社会でないといけないうんではないかな。村そのものが。人は替わっていてもいいけど、新しい人ほどそう感じる。

そうすると、村の産業っていうのは、やはり持続性っていうのが第一で。5年や10年で終わってしまう産業は村の産業とは言えないし、もっと言えば、50年でもダメ。実際には社会が変わりますから、何年持つかわからないけど、でも基本的にはやはり200年でも300年でも続くぐらいの気持ちでいかなければいけないという。そうすると、目先の収益性だけで考えると良くない。

今、うちの村なんかで積極的にやっているのは「村を持続させようとしていくと、どういう経済が必要か」といった発想はやめよう。「どういいう労働が必要か」に切り替える。労働の場合、大きく言えば2種類あって、一つはある程度、収益性のある労働というのがでてくるんだけど、もう一つは収益性とは関係ない、例えば「結」のようなこともあるし、あるいは隣のうちが困っているって言ったら、すぐ出かけていく、みたいな。

そういう種のものもある。村ってその二つの労働体系がしっかりしていないと持続できない。うちの村は96%が森林ですので、なんとか森を使って生きる労働体系を作りたいわけです。それで、いろいろなことをやっているんですけども、収益性を考える必要がある労働については、まず労働体系を考えて。それからこの部門をなんとかこう採算が合う、理想的には少し黒字になるぐらいに、そのためにはどういう工夫をしたらいいかっていうのを次に考える。そのためには、どういう品質のものを作ったらいいとか、あるいはどういう売り方をしたらいいとか、そういったのは次の話。僕は、先に経済でなんか潤えばなんとかなるって発想はやめてしまおうって言っています。必要な村を持続させる労働体系があって、だけど全部赤字じゃやっていけないから、そこで今度は工夫っていう話が出てくる。そんな感じで今、村づくりやっています。

田口 今の内山先生の話をお伺いして、鬼頭先生はどうでしょう。

鬼頭 今は、経済がかなり極端に一方では非常にグローバルな市場経済のなかで、そういう地域のいろいろな資源とか人を、いわば収奪していくように肥大化してきたわけですね。そのなかで、内山さんは前から「稼ぎ」と「仕事」とを区別されていますけど、仕事のほうには必ずしも市場経済に繋がらないような地域を維持する、地域の相互扶助に関わるような、ある意味ではお金に関わらないとか、分配とか分かち合いとかいうところに関わるようなものが一方でしっかりある。そうした二重構造があるなかで、我々が村を豊かにしようと言った時に、市場経済ばかり追求する形でやっていると、その相互扶助的な経済の部分が、どんどんと痩せ細って行ってしまふ。むしろ、その辺のところを軸にして私たちはやはり生活を立てていかなければならない。市場経済というか、現金収入みたいなものは一方であるけども、それなりに地域のあり方となると、たぶん今日出てきたようなですね、自然の資源を繋ぎながら、そこに人が入り生活を立てていくと。そのなかで、そ

の時代、時代で現金収入と市場経済とをうまくにらみながら人々がやってきたというのが今までの自治体だと思うんですね。ところが今、そういう自然の資源を母体にして、相互扶助的な経済を土台にしながら、現金収入とある程度関係を結びながらやっていくというやり方が市場経済一辺倒となってしまう、それによってどんどん地域の資源とか人が収奪されていくというような構造になってしまっている。そこに巻き込まれてくと、どんどん村が大変になってしまう。けれども、上野村は、むしろその辺のところをきちんと自分たちの地域の経済をしっかりさせた上で、今のグローバルとどう繋がるかってところを意識的にやっておられているところが違うのかな、と思いました。

田口 自分の実家のある東海村の、自分の集落もそうですけど、やはり稼ぎの仕事と、土日とか夜、あるいは朝早くとかに村でやる仕事というのがあるわけですね。それで、そういう仕事のときに近所のおばさんと話す。会話もまた起こるわけですね。だから、直接的には現金にはならないし、収入にはなっていないけども、そういう時間があるから田舎が好きっていう部分は自分もありますね。

それで、その上野村の場合はそういう村づくりをするなかで、外との収支といいますか、それはどういうふうに考えているのですか。

内山 収支という場合に二つあって、一つは、本当に収支上ちゃんとバランスがとれているかということ。もう一つは、外の人たちとどういう協力関係をつくるか。今、うちの循環体制をつくるためにも、外の人たちの協力って不可欠なんです。うちの村としては、さっき人口1,000人ぐらいでもいいって言ったんだけど、正直に言うと、村内にはいないんだけど、村民のように協力するよっていう人たちも、できたら1,000人ぐらいいてほしいなど。やはり、今の時代、どうしてもいろいろな競争とかに結ばれますから、そうすると今まで地域内で持っていた知恵だけでは対応できないものがやっぱりあって、技術的にもそう

いう問題が起きるんで、そこら辺をカバーしてくれる準村民みたいな人たち。そういった人たちをこれからどうつくっていくのかが、かなり重要なことではある。

田口 「上野村取り巻き隊」というか。

内山 そうです。そういうことです。

田口 要するに、その人たちのネットワークを張り巡らすと、そこで、その必要に応じて、そのネットワーク上で引っかかってくる人たちが今度はどんどん村に入ってきたり、関わったり。そういうことを繰り返す。

内山 そうですね。

うちの村には、例えば木工関係の産業があるんですけども、小さいお椀から大きいものまで何でも作れる。でも、どういうものを作ったら都会の人たちに丁度いいのか、これが結構難しくてですね。村の人ってほしい一軒家に住んでいるんで。しかも昔の家に住んでいるわけです。それで、そこにぴったりの家具を作って、例えば東京の狭いマンションの人に持っていったら、いくら良い物でも、合わないわけですよ。そうすると、材料の木を何使うのかっていうところから始まって、デザインどうするのか。もちろん大きさとかもありますし、ある程度協力してもらわないといけない。それから、それを最終的に売ってということになると、売り方に協力してくれる人たちっていうのはどうしても必要になるわけですよ。家具なんていうのは、一般的な家具店に卸してしまいますと、場合によれば、定価の25%とか、そういう価格になっちゃいますから。もうちょっとちゃんとした価格で流してくれる人たちが絶対必要なんです。

じつは僕、昨日東京で、ある家具屋さんの集まりがあって、そこにいたんですけど。その家具屋さんは、若い頃独立して店を開いた。ところが今、日本の家具ってほとんど中国から、最近ベトナムもありますけども、だいたいあっちです。そうすると、いろいろな家具店がありながら、作ってい

る工場は全部同じだったりするわけです。だから品質も変わらないし、全く同じものを売っていることになる。そうなってくると大量販売している店のほうが有利になって、中小の家具店はみんな経営危機になっていくわけです。彼のところも慢性危機みたいになっていて。それがあるとき、やり方を根本的に変えるってことですね。国産材で国内の職人さんに作ってもらうっていう方向に切り替えて。現在、そこで売っている家具の90%までは国産材で作られている。ただ、籐椅子とかは日本に材料がないんで、インドネシアのものを使ったりとかはありますけど。復興関連でも栗原市の森林組合と提携して、杉の長テーブル椅子を作ったりなんかして。

それで、そういうことをやっていくうちに、そういう家具屋だからというのでファンがつく。それで昨日もこのような感じのシンポジウムをやったんですけど、すごい熱気なわけです。だから、あそこは商売一辺倒でいったらば厳しかった。切り替えて、むしろソーシャルビジネス的な性格を持って、どういうふうに社会と繋がるかとか、日本の自然とどう繋がるかとか、そちらのほうにシフトし直した。それで10年ぐらい経ってきたら経営が安定してきたわけです。

ですから今、片方では違う動きがあって、確かにソーシャルビジネス系で動くと、だいたいみんな経営的には大変なんだけど、逆にしばらくすると、そちらのほう安定しているっていう。ぼろ儲けすることはないでしょうけど、でも確実な、応援団的な、こうファン化したりしてきて。そうすると、みんなでその事業全体を楽しみながら展開させて安定するような、そういう傾向も出てきているんですよ。

同じように、村としてのこれからのやり方っていうのは、間違っても価格競争に向かうような商売の仕方ではなく、むしろどういうふうに深く外部の支持者、ファンが集まり、その人たちと一緒に考えながらいろいろなことをやってくということかなど。ある時、うちの村勢要覧を見たら、「上野村は上野村全体で社会的企業を目指す」って書いてあって、「そうか、そういう方針なんですか」と思ったんです。だから、市場経済である程度の

ことは競争はするけれども、そっち側だけに軸足は置かないよっていうですね、そういうやり方をしないと、逆に地域経済も成り立たない。そういう時代になっているっていう、どうも時代認識がうちの村の役場にはあるらしい。

鬼頭 やはり信頼のネットワークみたいな、どこでもそうですけど、大きな流れがあったんだなという感じはするんですけどね。ただ、さっき言ったように、やはり地域の相互扶助的な経済っていうのはそもそも信頼がもとになっていて。そういうのは、やはり関係のなかであるわけだけでも、それはただそこで閉じるんじゃないくて、よりネットワークを広げることによって市場経済という価格だけのあの世界からそちらのほうに取り戻そうという形があるかなっていうことが一つありますよね。

それと、もう一つ、内と外って結構重要だと思うんですよね。例えば、面白いと思うのは沖縄に郷友会っていうものがありましてね。それで、竹富島っていう島がありますよね。ここも高齢者の島なんですね。それだけ見ているともう高齢者で、このままこの村なくなっちゃうんじゃないかって思うんだけど、じつは東京に郷友会があって。大阪や福岡とか那覇にもあるわけですよ。竹富島では年に一回 11 月に種取祭という大きなお祭りがあるんですけど、みんなそのための練習を東京とか大阪でやっているわけです。本当にすごい熱気で、子どもたちもいて。必ず竹富島に戻ってみんな言っているわけですよ。それで、その時いた竹富島の公民館長さんが全体の部長にあたるわけですけども、じつは東京の郷友会の会長さんもやっていて、郵便局を退職したから戻って来たそうです。つまり、絶えず、高齢者が供給されるというか、若い人は住んでいないんだけど、絶えず高齢者が供給されるネットワークのなかにあるという感じです。やはり芸能ってかなり重要だと思うんですけど、お祭りがあって、そのお祭りというところにみんななんか集約している。我々は、どういうふうに人が住まうかっていったときに、そこの地域だけ見ているけど、じつはこの竹富島で言えば、島はそれで孤立しているわけじゃ

なくて、ネットワークがあるわけで。言ってみれば、そういうようななかに人の暮らしがある。そうすると例えば、今、過疎化みたいなことで、この高齢者はどうなるんだろう、って我々は考えるけども、絶えずそういう形で高齢者が供給されたり、絶えず外と繋がりがあったりすれば、別に高齢者の村であって何が悪いんだっていう感じになるんですよ。

内山 100 年後も高齢者の村である。

鬼頭 そうです。絶えず高齢者が供給されて、高齢者が元気でいるような村っていうのはあるわけですよ、現実的に。

だからそういう形の住まい方というか暮らし方っていうのがあって、そういうようなものを、血縁関係とかそういうものだけじゃなくて信頼のネットワークっていうか、そういう経済的なシステムのなかに巻き込まれれば、あの上野村みたいな感じになるし。そういうようなことを考えていかないと、さっきの福島の例で言えば、村が存続するのかって言ったときに、いや村がそこにあって、そこに住んでいるっていうことが本当に大事なのか。もっと違うところでその村のアイデンティティとかを持つことが大事なのではないかっていったことを考えないといけない時期にきているのかなと。それは今日の話と非常にリンクしているというふうに私は聴いていたんです。

田口 やはり、故郷というものの過大評価というか、それが我々のなかにどうもあるかなと。要するに、故郷を継がなければいけないとか、帰らなければいけないとかっていうのはわりと近代の思考なのかなと思う部分があって。

例えば、今、僕のゼミで「姉家督制度」というものの勉強をやっているんですけど。学生はみんな故郷に、実家に帰ると、「長男は家を継ぐものだ」と言われるんです。ところが、その「長男は家を継ぐものだ」という考え方っていうのはじつは明治からはじまっているわけですよ。明治 23 年ぐらいから議論がはじまって、明治の最初の民法で、武家法を採用して長男子が家督を継ぐという武家

のやり方を民間に押し付けた。それまでは姉家督で婿養子をもろうという村も多くあったのに、完全に長男が家を継がなきゃいけないという制度に変わってしまった。家制度の出発ですね。そして、それを今も伝統的なものとして受け継いでいるんですよ。ところが実はそれはボブズボームではありませんが「創られた伝統」であった。近代日本が創り出した、徴兵制とリンクさせた制度だったわけで。そういうものをちゃんと知ることが重要なのかなと、僕はまず思っています。

内山 あ、ちょっと全然違うお話なんですけども、さっき田口さんから航空写真を見してもらいましたが。あれはなかなか面白い写真だったんですけど、あれは地上を写すために空から見ているんですよ。だけど、昔の人たちにとって自分たちの生きている世界って、もっと立体的だったんじゃないかなって気がして。つまり、山があって、さらに天のようなものがある。そして天のようなものからこう降り注いでくるものがある。あるいは、時には地面の下から吹き上がってくるものがある。自分たちの目線の世界っていうか、平面的な目線の世界があって、その全体が自分たちの世界っていうように認識されていたんじゃないかなって感じがするんですよ。

だから、天から降ってくるものが山を経由して、流れてくるみたいな。江戸期になってそういう風水なんていう考え方が出てきて広がったと言われるんですけど、あれ自体は中国から来ている。だけど、人々にはそれに納得するものがあったのでは。つまり、なんか天から降ってくるものや山を経由して流れてくるもの、地面から吹き上がってくるものとか。そういうものを含めて自分たちの生命世界があるという立体的な生命観を持っている。そして、そのなかに神仏が配置されていて。これは、正しい言い方じゃないんですけど、自分たちの生きている世界ってある種、立体曼荼羅みたいな世界。山も、なんとか山、なんとか山で、大日ヶ岳とか、まさに曼荼羅の世界として山を見ている。そこに神や仏が点々と祀られていて。その曼荼羅的世界のなかに自分たちが生きている、

みたいなね。そのような世界観みたいなものを持ちながら、自分たちはそこで動きもするし、定着もする。ところがどうも近代人っていうのは自分の生きる世界を平面に変えてしまったなっていう気がしますよね。その点を、これからどういうふうに議論したらいいのか。

鬼頭 時間もそうじゃないですか。時間も現代は切れてしまっているような時間で。やはり昔から流れていって未来にいくような感じの時間の流れていうのはありますよね、その前から。だから空間的にも立体的だし、時間的にも。なんていうのかな、四次元的な空間のなかに最初があったのに、それが今は平面的な形であり、非常に短い時間に限られている。それはさっきの写真を見るとき、空から見てそれを改めて気付くとか、あるいは歴史学とか考古学とかのなかで初めてそこを気付くわけだけでも。本来は村の人のなかにあるんですよ。

田口 ただ、さっき入間田宣夫先生が見せてくださった骨寺の絵図なんていうのは鳥瞰図ですよ。当時はヘリコプターがないし、ドローンもありませんから、あれは頭の中でこういう形をしているんだろうと描いているわけですよ。それをその図面として、平面に表現している。そういう鳥瞰的にもものを見るっていう日本の絵の描き方でわりと結構ありますよね。平家物語の絵巻物や源氏物語絵巻もそうですし、近世の村絵図なんかもそうですし、なんかのぞき趣味的に斜め上からこう下を見ているっていう、そういう空間の切り方っていうのは面白いなと思っています。

ただ僕らが空中写真にこだわったのは、真上から撮った空中写真は沢山買えるんですけども、集落とその背景、背後の山とか、海と集落と山とか。そういう位置関係を撮りたいっていうのがあって。この集落の人たちはこう生きている、こう周りの海や山、そういう奥行みたいなものと繋がっている世界を捉えたいっていうのがあった。それには空から撮るのが一番捉えやすいと思って、撮ってきたっていうことがあります。下も歩いていますけども、もちろん。

鬼頭 その辺の感覚は、川島先生が海を向い、漁師は海を見るって話をされましたですけども。だからある意味では、そういう全体的な空間のなかで何か感じるものがあるわけですよ。ところが今は、漁師は海が見えなきゃいけないってなると、すごい大きな防潮堤に窓を作るわけですよ。窓を開ければ見えるだろうって感じなんだけど、窓は結局、視覚的にある限られたものしか見えないし、いろいろな匂いとかね、五感で感じるようなものとかあるわけで。そういう空間的な、時間的な認識のなかで海っていうのをやはり見ているわけじゃないですか。そのへんのところが切り取られて。防潮堤に窓を作るっていうところが非常になんか今のいろいろなものを象徴しているんじゃないかなっていう感じはするんです。

田口（宮古市）田老へ震災3ヶ月後ぐらいの頃に行ったとき、地元のおばちゃんが「巨大堤防があったから海が見えなくて、みんな堤防の上に見に行った」っていうんです。奥のほうにある高台のところに数軒家が残っていたんですけど、その人たちは窓から見えていたわけですね、海が。でも下の人たちは全く海が見えないから、だから不安になって巨大堤防に上がって見に行ったっていうんですね。その人たちはみんな（津波に）やられたんです。そのおばさんが言っていましたね、「なんで見に行ったのかなあ」って。「見えないことが不安で、見たくて行ったのかな」っていうふうに言っていたんですけど、結局我々が考えることってその程度のことなんですよ。津波が来たから、じゃあもっと丈夫で大きな堤防作ればいいんじゃないかと。それでもダメだったからもっと高くすればいいんじゃないかと。でもそれって子どもでも賢ければ考えることですよ。大人の論理にしては深みがない話だと思うんです。次に大きな津波が来るのが100年後と想定して、今からそんなに急いで巨大堤防を築く必然性が本当にあるのか。議論をする時間は充分にあるんじゃないかと思ってしまいうんです。

内山 僕が結構仲良くしている人で内藤廣さんっ

ていう人がいて、彼は建築家なんだけど、東大の先生もやっています。2、3年前に定年退官しましたけれども。彼とこの間こんな感じで対談をやっています。内藤さんは防潮堤には反対している。だけど現実にはかなりできてきたっていうことで、どうしたもんかという話になったんですけど、その時内藤さんが言ったのは「まあいいか」って。彼は反対なんだけど。その理由は、「コンクリートで作った構造物はメンテナンスをきちんとやっても100年しか持たない。しかも50年後ぐらいに相当のメンテナンスやらないと、50年後ぐらいから崩壊し始める可能性がある」と。「50年後の日本にそれを全部メンテナンスする金があるとは思えないから、まあたぶん60年目ぐらいから、だんだん崩壊して100年後にはもう終わってる」と。そうすると、まあそんなもんなんだから「いいか」って許せるっていうんですよ。彼はもちろん反対なんで、こんな馬鹿なもの作るなっていう話と、その一方では、100年ぐらいの単位で考えてくと、「まあいいか」と許せる、と。だから、もちろんよくはないんだけど、それぐらいのスパンでものを考える、そういう思考もいるんだなって。

田口 中世の貞観の大津波があって。三陸には何度か津波が来ますよね。次の津波が来る頃は、この堤防は使えないだろうなって僕も思いました。空から見ている。本当に必要なときにはくたびれて、半分は沿岸流が変わったりとか、いろいろな変化が起こったりして劣化して割れてくるだろうし。砂丘の上に作っているんだから、よほどの基礎の杭を、それこそ何十メートルって入れない限り保てるわけではないんで。遅かれ早かれこれは使い物にならなくなるんだろうなあって思っていた。ただ、やっている工事が大々的すぎて、呆氣にとられるぐらいの広範囲でやっているの。それを空から見ると、なんてことやっているんだろうっていうふうに思いますよね。まあ私は無知だから、単純にそんなこと考えてしまうのかも知れませんが。

内山 それから、もちろん防潮堤がいいっていう

わけじゃないんだけど、ある意味では、今の農村には「ポスト過疎」が控えているけども、過疎化とか人口問題でもですね、一面では「まあいいか」って言うぐらいの力量がこちらにいるわけですよ。もちろん片方では「良くはないよなあ」と、「なんとかするぞ」と。そういうことだけど、もう一方では、長い歴史のなかでは人が減るときもあるし、また増えるときもあるし、と。それぐらいの感覚を持ちながら地域を語るという一面と、でも今、なんとかするぞという、その語りとですね、じつは我々は両面を持っていないと本当はいけないんですよ。

田口 僕がこのプロジェクトを立ち上げて、その前の5年間のプロジェクト（私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」、「東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究」）もあって、そこでずっと「東北一万年のフィールドワーク」っていうのをやってきてですね、そのなかで思っていたんですけど。また今日、安齋先生の話とか入間田先生の話をして聞いて思ったんですけど、あまり今、集落がなくなるとか、なくなるとかというところに一喜一憂しても仕方ないだろうと。人々が生きていくため、今の社会に対して社会文化環境適応しているだけだろうと。その社会文化環境適応がどのような世の中を次に創り出すのかは、次の世代とかいろいろな世代の人たちが考えて、行動していくなかで見えてくるんだろうし、また、そういう動きを見せてくれるだろうと。だから、この間の『東北学』での対談のときに、「僕らが道をつくるんじゃないか」。「所詮頑張ってみてもこの程度の世の中しかできなかったじゃないか」って、内山さんがおっしゃって。僕はすごく救われましたよ、あの言葉は。やはりどこかで頑張んなきゃいけないのかなあって思いながらも、あの言葉を聞いた時に、そうだよなって。僕らがどんなに理想を考えたって、次の世代は全くそんなことを意に介さないのかも知れないし。だから若い人たちがどういう道を選んでいくのかっていう、一つ一つの選択が未来を創っていくだろうと僕は思っているんですけど、その辺、内山さんは

どうですか。

内山 大上段な言い方をすると、今から250年ぐらい前から資本主義っていうのができてきた。イギリスからはじまったわけですけども、その資本主義の問題点として貧困問題とか、いろいろなことが言われてきた。ただ、この頃いわれた資本主義の問題っていうのは別に間違いだったわけじゃないけれど、今では新しい問題も発生してきている。それはシステムに人間が支配されているという問題です。システムが優先する社会が生まれちゃった。それは企業というシステムの場合もあるし、市場経済っていうシステムでもあるし。そして国家によるシステムによってバックアップされているという、そういうシステムでもあるし。

そして、そういうシステムがだんだん強固になって出来上がっていくと、人間たちはどう生き方をするようになったかという、システムの中でポジションを取るっていうのが人生の目的になってしまった。だから、例えば、高校だってポジションを取るために行っているだけで、高校に本当に行きたかったのかって言ったらあまり関係ないわけで。結局、大学も就職も同じようなことで、就職したあともまた社内のポジション取りとかありますよね。そして最後は、「安定した老後」というポジション取りになるわけです。

そうすると、ポジションを取り損なうと、ある種の悲惨が待っている、みたいな社会でもあるわけですよ。だから、ポジションを取るための努力はするし、場合によっては争いもやるんだけど、システムを変えることには関心がなくなっちゃう。むしろシステムは変わってもらっては困るわけですね。そのシステムがあるからポジションを取りに行っているのに、取った頃にはシステムがガラッと変わってきたとなると、なんのためにやったのかってことになっちゃうわけで。だから根本的な保守主義が発生しちゃった。社会の基本の形は壊れてもらっては困るという意味で保守主義みたいなものがある。そのなかでポジションを取りに行く生き方になっちゃったわけですね。ひょっとするとこれが資本主義の最後に出てきた一番の問題点かなって最近思っているんだけど。

ところが、今の若い人たちの場合、ポジションを取りに行ってもしょうがない時代に入って来ていてですね、つまり、ポジション取ったからっていつて安定もしないし、ろくな保証もないですね。そういう時代に入ったし、それからポジション取りで生きてきた親たちのいろいろな「寂しさ」みたいな、寂しい現実を直視しながら生きている。だからポジション取りを目指さない人たち、あるいは、そうではなくて自分で何かをつくる。生きる世界とか、関係とかをつくる。ネットワークをつくるとか、なんでもいいんですけど、ポジションじゃなくて何かをつくりながら暮らすっていう方向にもう動いている若い人たちがいっぱいいる。だから僕は本当に世代が変わってきたなって思っています。

なんだかんだ言って、僕らはまだポジション取りの世代なんですね。だから、その世代の人たちが、そのことの問題点をいくら個人的には分かっていたとしても、結局そういう社会のなかで生きて、そういう感性を持っているわけで。でも、そこから自由な感性を持っている人たちがもう出て来ているんだから、こちらに引っ張らずにその人たちに応援しようよ。そんなことをこの間も田口さんと話したんですけど。

\* \* \*

田口 あっという間に時間が迫ってきましたので、せっかくですからフロアから質問を受け付けたいと思いますが。何かありませんか。ご質問など。

フロア 先ほど外との交流を持つというようなお話があったんですけど、そういうときに一番頑張んなきゃいけないのは我々 50 代とか 40 代とかだと思えます。若い人たちを無理やり入れるような仕組みを作るんじゃなくて、入ってきたような仕組みを作る。そのために 40 代、50 代くらいの方がやるべきことって、どのようなものだとお考えでしょうか。

内山 若い人に、あの人たちも結構頑張っている

なって思われることが一番なんで。ですから若い人に来てほしいとか、別に考えなくてもいいんじゃないかと思っていて。例えば、村づくりもそうなんだけど、村の人たちが頑張ってるってやっていると若い人が来るんですよ。

それと、若い人を募集したって、募集だけじゃだめなんで。来たら、やはりその支援をするっていうことと、あと任せるっていうことのこの二つが重要でね。だって僕らの若いときだってそうですけど、自分のお父さんとかそういう世代の人たちが実権握っているところに行ったら面白くないですから。だから行かないわけで、若い人は若い人だけでやっているみたいな感じになるわけですよ。そうじゃなくて、気が付いてみたら、今までダメなやつだなあと思っていたけど、50 代も 40 代も 60 代も結構頑張っているやついるなって、そういうふうに思われるようになるのが一番なんだと思うんですね。あとは、応援できることがあったら、応援してあげるっていうことなんだと思うんですね。

フロア はじめまして。私は、この宮城県でしか暮らしたことがなくて。あまり外へ出て行くこともなく、そのなかで地域の考え方っていうものをどうやってもまだ乗り越えられないんです。東京とか京都とか大阪とか、いろいろな方々とお話していますが、東京の人は都会じゃあこうだよ、と。あるいは、京都の方たちはもう 2000 年近くの歴史があって、そういう話をされる。でも、こちらは早く言えば、蝦夷の地だからっていうのもあって遠慮しているっていう方もたぶんいるんじゃないかなと思うんですけど。地域、地域の特性っていうのがあると思うんですけど、それを理解できないからか引っ込んじゃうんですよ。こういう田舎にしかない者と、先生方のように広範囲に物事を見ている方とどこら辺で折り合いつけて、お話を進めたらいいのか。もし何かアドバイスがありましたらお願いしたいと思います。

内山 地域って実は比較するもんじゃなくて、京都は京都だし。東京は残念ながら、東京は東京だ、と言えるほどまだ時間の蓄積がないといいま



すか。ですけど、田野畑は田野畑だし、ということでもいいんだと思うんですね。

ただ、僕が、日本のなかで将来的に一番ピンチだって今感じているのは大阪なんです。何をもちょうそいうふうに言っているかっていうと、根拠は一つしかなくて、最近、大阪は日増しに飯がまぶくなっている。もちろん、ものすごい高いお金を出せば、都市部では必ず美味しい店はあるんですけど、何万円もするような料理を食べに行くのは、一生に数えるほどの話であって、むしろ普段食べているようなものが美味しいかどうかということです。つまり、普段食べているものが美味しいってことは、そこの人たちが自分たちの生活をつくるために手間を惜しんでないということですよね。それから、その地域にいい材料があるってことでもあるわけです。だから自然の恵みと自分の生活をつくることに手間を惜しまない人たちがいて、また、そういうものを大事にしていこうという風土が土地に溢れていく。そうすると、その内容は地域によって違うから、口に合うものも合わないものもあるかもしれませんが、でもやはり美味しいものはあるんですよ。

だから僕は地域を見ると、地元の料理が美味しければこの地域はまだいけるとふんでいるし、行くたびにまぶくなっていく地域は、これは危ねえなっていうふうに思っています。じつに簡単な基準でものを見るんですけど。だから、自分たちの地域でそういう美味しい食事をつくる、あるいは町の食堂でも結構美味しいものを出しているとか。うちの地域は美味しいよって言える地域をみんなが持っていればそれいいんだと思っていて。そういうところに必ず人はまた集まるときがくると思っているんです。

田口 自信持ってください。自分の生まれ育ったところを大事にする気持ちっていうのは、みんな同じなんで。別に京都の人だから、どこの人だからというんじゃないんです。

そろそろ時間が来てしまったんで、最後に一言ずついただきたいのですが。

今日の対談でもそうですけど、この時代、あま

り肩に力入れて、何かしようと思ってもなかなか難しい。そういうことよりも世の中の大きな流れのなかで、そっと、あるいは逆手にとってですね、老人なら老人だけの村とかですね。静かに、そこに幸せを育てていくような生き方をしていく。しかしその一方で、資本主義社会の強い嵐にも晒されているわけで、現実には。この辺のバランスというものを最後にちょっとお聞きしたいんですけど。

内山 僕自身は歴史の流れがもう変わっているっていうふうに思っていて。今までの路線で上手くいくというふうに思ってる人たちっていうのは、もう、とくに若い人なんかには全くいなくなってきたと思うんです。だから、新しいあり方みたいなものを巡って、いろいろな模索がはじまっているのが今の時代だと思っていて。ですから東京が一番輝く場所、田舎に行けば行くほどくすんでいる場所みたいな、そういう認識は終わったんじゃないかと。むしろ逆転しはじめる時代がくるんですね。そういうなかで、「どうするんだ」っていうと、明るさを持っている時代のなかで、まず明るさに気が付くことと。そして、その明るさを本当に自分のところへ取り込もうとしたときに、どういう工夫がいるのか。その両方の問題だと思うんですね。

その一方で、奥のほうで、僕は手放すわけにはいかないことってあることはあって。例えば、先ほど最初の報告では気候変動で人口が増減するという話があって。それは当然だけど、原発事故によって増減するとかですね、資本主義の都合で増減するとか。やはり、それは、けしからんよなど。ここのところは僕のほうでは手放すわけにはいかない。だけど、そういうものを持ちながらも、一面では、でも歴史っていういろいろなことがあるんだよね、とかですね。さっきの内藤さんの話じゃないですけど、「まあ 100 年すれば壊れるんだから」みたいな。それぐらいの発想を片方持ちながら考える。それも必要でですね。だから、そういう柔軟さと、でも奥のほうでは、このことは絶対認めないよみたいな、そういうこともない今の時代、苦しんでしまう。そこら辺も含めてバランス

をとっていくのが、自分たちのこれからの生き方だというふうには思っています。

鬼頭 私も基本的には似たような感じにいるんですけども。やはり今、流れが大きく変わってきている。ただ、今のシステムみたいなものを維持しようというような力も非常に強くて、政治も含めて。そのなかで我々がどうするのかっていうのは非常に見にくい。でも今回のシンポジウムで言うような大きな時間的な流れのなかで、とくに移動とかですね、自然との関係とか、そういうこともありながら生きてきた。やはり、そのなかで我々が今きちんと何を見なきゃいけないかってところは、きちんとそこに足置いて考えなきゃいけないような時代が来たなっていう感じはするわけで。だから、その視点に立って、今、世の中に新しく出てきているような動きをどういうふうな形にしていくかっていうところが我々の課題としてある。

どうしても今のシステムとかですね、全体的な政治の力が大きいもんだから、なかなかこれが見えなくなっていくし。ただし、見えなくなっているっていうのも、それは大きなメジャーのなかでは見えなくなっているけれども、現実的には、やはり人と人との関係のなかで、かなり具体的に動いてきている。そのところを見ていけば、かなり大きな力になると思います。

ただ、それをもう少し、ある種のビジョンを描けるようなことを考えていかないといけないのかなあとも感じていて。この辺はかなり微妙なところなんですよね。というのは、大きなビジョンを描くというところ自体がそもそも崩壊してきているわけで。むしろ、そういうことではなくて、やはり関係性とか、そういうところからもう一度きちんと見直さなければならないというようなところは一方であって。それでいて、なおかつ今のシステムに対抗するような関係を中心としたある種の社会のあり方みたいなものをきちんと提示するという役割っていうのは我々のまわりにやはりあるんじゃないかと思います。そういう意味でも、今日のシンポジウムは時間空間を超えたところできちんと我々の住み方、暮らし方を見つめるとい

うことで非常によかったです。

どうもありがとうございました。

田口 以上でパネルディスカッションを締めさせていただきます。今日は皆さん本当にありがとうございました。

(了)

## フィールド調査・出張一覧

### <国内>

－平成 24（2012）年度－

帆里、小座間雅子、鈴木彩也花、本間結希乃、高橋裕子、笹原理美、徳永司、小関大輔、大宮保幸、成田琳太郎（以上学部生）

- 1) 第 23 回「プナ林と狩人の会：マタギサミット」開催に関する打ち合わせ（シンポジウム部分）  
日 時：平成 24 年 4 月 20 日  
調査地：岩手県遠野市  
参加者：田口洋美、蛭原一平
- 2) 東北中山間地集落での生業に関わる儀礼等の参与観察  
日 時：平成 24 年 5 月 3 日－5 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：田口洋美、謝黎、蛭原一平、中村只吾  
安達莉穂、小松諒、田山雄貴、沼尾聡子、鈴木里佳、相澤彩夏、小西洋平（以上学部生）
- 3) 東北中山間地集落での生業活動および儀礼等の参与観察  
日 時：平成 24 年 5 月 11 日－13 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区・五味沢地区  
参加者：蛭原一平、中村只吾  
安達莉穂、小松諒、田山雄貴、沼尾聡子、河内彩華、相澤彩夏、高橋里奈（以上学部生）
- 4) 東北地方の中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する予備調査  
日 時：平成 24 年 6 月 1 日－3 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美、謝黎、蛭原一平  
千尋美紀、小松諒、渡邊みなみ、川崎那悠（以上学部生）
- 5) 「第 23 回マタギサミット」記録作業を通じた中山間地集落での生業活動に関する記録資料の収集  
日 時：平成 24 年 6 月 30 日－7 月 1 日  
調査地：岩手県遠野市  
参加者：蛭原一平、竹原万雄、中村只吾  
高橋里奈、阿部さやか、大泉渉、川崎那悠、相澤彩夏、沼尾聡子、鈴木里佳、中居茜、宇部めぐみ、荒川千晴、難波壮太、鈴木達彦、小松諒、安達莉穂、大沼文香、高橋佳
- 6) 「災害・復興アーカイブシンポジウム in 宮城」参加による情報収集  
日 時：平成 24 年 7 月 6 日  
調査地：宮城県石巻市  
参加者：佐藤健治、中村只吾、蛭原一平
- 7) 「前田村文書」の撮影  
日 時：平成 24 年 7 月 15 日  
調査地：南原町公民館（山形県）  
参加者：竹原万雄  
阿部さやか、平井裕美子、清野翔子、櫛引理沙、菅沼信輝、斉藤康雄（以上学部生）
- 8) 東北地方の集落研究に関わる巡見・資料収集および関係者との事前協議  
日 時：平成 24 年 7 月 20 日－23 日  
調査地：青森県八戸市周辺  
参加者：田口洋美、佐藤健治、蛭原一平、中村只吾、辻誠一郎（東京大学大学院）
- 9) 東北地方の集落研究に関わる巡見・資料収集および関係者との事前協議  
日 時：平成 24 年 7 月 22 日－23 日  
調査地：青森県八戸市周辺  
参加者：入間田宣夫、安斎正人
- 10) 八戸を中心とした沿岸部における近現代の集落変遷に関する資料収集  
日 時：平成 24 年 8 月 16 日－18 日  
調査地：岩手県久慈市～青森県八戸市までの沿岸部  
参加者：田口洋美、謝黎、蛭原一平、森本孝（あるくみるきく研究所）、川島秀一（神奈川大学大学院）
- 11) 三陸沿岸部における近現代の集落変遷に関する資料収集  
日 時：平成 24 年 8 月 18 日－20 日  
調査地：岩手県釜石市周辺、宮城県気仙沼市・牡鹿郡

- 参加者：謝黎、蛭原一平、森本孝、川島秀一
- 参加者：竹原万雄  
阿部さやか、清野翔子、佐々木彩夏、櫛引理沙、菅沼信輝、斉藤康雄、藤原詩織、高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、瀧口友香（以上学部生）
- 12) 東北地方の中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する現地調査  
日 時：平成 24 年 8 月 21 日－25 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：蛭原一平、鈴木清（民俗建築研究所）  
高橋裕子、高橋佳帆里、鈴木彩也花、丹野ゆきほ、小松諒、川崎那悠、鈴木里佳（以上学部生）
- 13) 前近代における中山間地集落の動態に関する文書資料の確認  
日 時：平成 24 年 8 月 23 日－25 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：竹原万雄、中村只吾
- 14) 北東北および北海道西南部における縄紋集落に関する資料調査  
日 時：平成 24 年 9 月 5 日－9 日  
調査地：青森県青森市・弘前市・西目屋村、北海道函館市・森町一帯  
参加者：安齋正人
- 15) ブックレットの記録資料作成に係る製図作業の技術指導ならびに山形盆地周辺地域における古民家の分布確認調査  
日 時：平成 24 年 9 月 18 日－23 日  
調査地：東北芸術工科大学・村山郡一帯  
参加者：蛭原一平、鈴木清
- 16) 下北半島山間部及び三陸沿岸部における近現代の集落動態に関する情報収集  
日 時：平成 24 年 9 月 25 日－10 月 4 日  
調査地：青森県むつ市・佐井村、岩手県釜石市周辺  
参加者：蛭原一平、森本孝
- 17) 是川縄文館学芸員との打ち合わせおよび八戸市周辺の関連施設巡見  
日 時：平成 24 年 9 月 28 日－29 日  
調査地：青森県八戸市周辺  
参加者：安齋正人、長井謙治、北野博司、辻誠一郎、佐藤宏之（東京大学大学院）、福田正宏（東京大学大学院）
- 18) 「前田村文書」の撮影  
日 時：平成 24 年 10 月 13 日  
調査地：南原町公民館（山形市）
- 19) GIS 研修会  
日 時：平成 24 年 10 月 22 日－23 日  
調査地：東京都千代田区 GIS ラウンジ  
参加者：長井謙治、蛭原一平、中村只吾
- 20) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する研究の集落図作成  
日 時：平成 24 年 10 月 21 日－23 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清
- 21) 東北地方の内陸部集落の構造と変遷に関する歴史的調査  
日 時：平成 24 年 10 月 26 日－28 日  
調査地：青森県八戸市南郷区島守地区  
参加者：入間田宣夫、佐藤健治、竹原万雄、中村只吾、菊池勇夫（宮城学院女子大学）
- 22) 東北地方の中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する現地調査  
日 時：平成 24 年 11 月 1 日－4 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平、鈴木清  
高橋裕子、高橋佳帆里、鈴木彩也花、藤井渉、小松諒、川崎那悠、鈴木里佳（以上学部生）
- 23) 航空撮影による三陸沿岸部の集落分布と集落景観の記録  
日 時：平成 24 年 11 月 9 日－11 日  
調査地：三陸沿岸（宮城県石巻市～岩手県久慈市）、岩手県花巻市周辺（北上市～八幡平市）  
参加者：田口洋美、蛭原一平、中村只吾
- 24) 東北山間地集落における生業にかかわる儀礼等の参与観察  
日 時：平成 24 年 11 月 17 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：謝黎、蛭原一平  
高橋里奈、相澤彩夏、鈴木里佳、笹原理美（以上学部生）
- 25) GIS 最新情報セミナーへの参加

- 日 時：平成 24 年 11 月 21 日  
調査地：TKP 仙台カンファレンスセンター（宮城県）  
参加者：長井謙治、蛭原一平
- 26) 東北地方の中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する現地調査の集落図製図指導  
日 時：平成 24 年 11 月 23 日－25 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清
- 27) 八戸一帯の集落変遷に関する研究：八戸市周辺における考古分野の資料調査  
日 時：平成 24 年 12 月 8 日－10 日  
調査地：青森県青森市・野辺地町・八戸市  
参加者：長井謙治
- 28) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する研究（ブックレット作成に向けた本寺地区現地調査）  
日 時：平成 24 年 12 月 9 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
櫛引理沙、三好明日美、早川由希子、塚野聡史、檜野泰巳、鈴木彩也花（以上学部生）
- 29) 沿岸集落の変遷に関する調査（沖縄）  
日 時：平成 25 年 1 月 18 日－23 日  
調査地：沖縄県南城市・八重瀬町・糸満市・石垣市・竹富町  
参加者：田口洋美、蛭原一平
- 30) 八戸地域の古代集落の動態調査  
日 時：平成 25 年 2 月 1 日－2 日  
調査地：青森県青森市・八戸市  
参加者：北野博司、林正之（東京大学大学院）
- 31) 中山間地集落の変遷に関する調査（本寺地区における近世・近代の文書資料調査）  
日 時：平成 25 年 2 月 2 日－3 日  
調査地：一関市博物館（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
因幡敬宏、阿部さやか、村田悠奈、平井裕美子、清野翔子、佐々木彩夏
- 32) 戦後開拓および移転集落の変遷に関する研究（下北半島調査）  
日 時：平成 25 年 2 月 2 日－5 日  
調査地：青森県むつ市
- 参加者：蛭原一平、森本孝
- 33) 集落変遷調査（砺波平野および周辺中山間地）  
日 時：平成 25 年 2 月 4 日－6 日  
調査地：富山大学（富山県）、富山県立山町  
参加者：田口洋美
- 34) 集落景観および生業に関する記録資料の作成と収集（平成 24 年度ウサギ狩りの参加）  
日 時：平成 25 年 2 月 8 日－11 日  
調査地：山形県小国町五味沢地区  
参加者：蛭原一平、中村只吾  
相澤彩夏、太田かおり、小松諒、早川由希子、笹原理美、梅原もも子（以上学部生）
- －平成 25（2013）年度－
- 35) 中山間地集落の変遷に関する調査（一関市博物館等の見学及び骨寺村荘園遺跡の実地調査）  
日 時：平成 25 年 4 月 14 日  
調査地：一関市博物館・骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
小座間雅子、櫻庭千晃、塚野聡史、檜野泰巳、須貝慎吾、瀧口友香（以上学部生）
- 36) 中山間地集落の変遷に関する調査（骨寺村荘園遺跡の実地調査）  
日 時：平成 25 年 4 月 20 日－21 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、星雪音、三好明日美、川崎那悠（以上学部生）
- 37) 関野吉晴写真展『海のグレートジャーニー 人類の旅』展示の準備に関わる視察  
日 時：平成 25 年 4 月 26 日  
調査地：国立科学博物館（東京都）  
参加者：蛭原一平、中村只吾
- 38) 集落景観および生業に関する記録資料の作成と収集（小国町五味沢地区における春グマ猟の記録）  
日 時：平成 25 年 4 月 26 日－28 日  
調査地：山形県小国町五味沢地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平  
小松諒（学部生）
- 39) 集落景観および生業に関する記録資料の作成と収集（小国町小玉川における熊祭りの記録）

- 日 時：平成 25 年 5 月 3 日－4 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：蛭原一平、謝黎  
相澤彩夏、鈴木里佳、藤井涉、安達莉穂、  
島貫ひより、田中望（以上学部生）
- 40) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（阿  
仁におけるクマ猟の記録）  
日 時：平成 25 年 5 月 4 日－6 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平  
川崎那悠、鈴木里佳（以上学部生）
- 41) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（阿  
仁根子集落調査）  
日 時：平成 25 年 5 月 9 日－12 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平、鈴木清  
川崎那悠、小松諒、田中望、高橋果子、鈴  
木彩也花、高橋佳帆里、高橋裕子（以上学  
部生）
- 42) 小国小玉川におけるワラビ野焼きの記録  
日 時：平成 25 年 5 月 10 日－12 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：竹原万雄、中村只吾  
相澤彩夏、沼尾聡子、太田かおり、藤原詩  
織、吉田郁哉（以上学部生）
- 43) 沿岸集落の変遷に関する調査（三陸地方）  
日 時：平成 25 年 5 月 16 日－19 日  
調査地：岩手県釜石市・久慈市  
参加者：蛭原一平、森本孝
- 44) 東北地方における少数民族の集落形成に関する研  
究（八戸市周辺における考古分野の調査打ち合わせ）  
日 時：平成 25 年 5 月 23 日－24 日  
調査地：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（青  
森県）  
参加者：安斎正人
- 45) 気仙沼ブックレット作成の打ち合わせ  
日 時：平成 25 年 6 月 4 日  
調査地：東北大学災害科学国際研究所（宮城県）  
参加者：蛭原一平、中村只吾
- 46) 空中撮影による東北地方の集落分布と集落景観の  
記録（山形県置賜および最上川流域）
- 日 時：平成 25 年 6 月 8 日－9 日  
調査地：山形県全域  
参加者：田口洋美・佐藤健治・蛭原一平
- 47) 国際シンポジウム打ち合わせ  
日 時：平成 25 年 6 月 14 日－15 日  
調査地：国立民族学博物館（大阪府）  
参加者：田口洋美、謝黎、蛭原一平、佐藤宏之、思  
沁夫（大阪大学）、佐々木史郎（国立民族  
学博物館）
- 48) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（製  
図指導）  
日 時：平成 25 年 6 月 20 日－22 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、高橋  
果子（以上学部生）
- 49) 東北地方における少数民族の集落形成に関する研  
究（八戸市周辺における考古分野の調査打ち合わせ）  
日 時：平成 25 年 6 月 24 日  
調査地：東京大学（東京都）  
参加者：田口洋美、福田正宏
- 50) 八戸一帯を対象とした集落変遷に関する通史的研  
究（歴史班調査）  
日 時：平成 25 年 6 月 27 日－30 日  
調査地：青森県八戸市南郷区島守地区  
参加者：佐藤健治
- 51) 集落景観および生業に関する記録資料の作成と収  
集（第 24 回マタギサミットへの参加）  
日 時：平成 25 年 6 月 29 日－30 日  
調査地：福島県猪苗代町・南会津町・只見町  
参加者：蛭原一平、中村只吾  
川崎那悠、鈴木里佳、宇部めぐみ、田山雄  
貴、小松諒、安達莉穂、大沼文香、太田か  
おり、早川由希子、田中望、小関大輔、塚  
野聡史、須貝慎吾（以上学部生）
- 52) 被災以前の集落の暮らしに関するブックレット作  
成のための現地調査（唐桑半島調査）  
日 時：平成 25 年 7 月 5 日－7 日  
調査地：宮城県気仙沼市唐桑半島  
参加者：蛭原一平、中村只吾、川島秀一（東北大学）
- 53) 東北地方における少数民族の集落形成に関する研

- 究（八戸市周辺における考古分野の調査打ち合わせ）  
日 時：平成 25 年 7 月 14 日  
調査地：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（青森県）  
参加者：田口洋美、長井謙治
- 54) 学内 WS での発表および GIS ソフトの解析技術に関する指導  
日 時：平成 25 年 7 月 16 日－17 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：近藤康久（東京工業大学・日本学術振興会特別研究員 PD）
- 55) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（製図指導）  
日 時：平成 25 年 7 月 25 日－28 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、高橋果子（以上学部生）
- 56) 東北地方における集落変遷に関する研究（八戸市周辺における考古分野の資料調査）  
日 時：平成 25 年 7 月 29 日－8 月 2 日  
調査地：青森県、岩手県、秋田県  
参加者：長井謙治、安斎正人
- 57) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究（謝黎コレクション展「北と南の混淆～旗袍に隠された近代中国の歴史～」打ち合わせ）  
日 時：平成 25 年 7 月 31 日－8 月 1 日  
調査地：神戸ファッション美術館（兵庫県）  
参加者：謝黎、浜田久仁雄（神戸ファッション美術館）、大山弘美（神戸ファッション美術館）
- 58) 中山間地集落の変遷に関する現地調査  
日 時：平成 25 年 7 月 31 日－8 月 4 日  
調査地：長野県栄村小赤沢地区、新潟県津南町大赤沢地区、秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美  
小松諒（学部生）
- 59) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（阿仁根子集落調査）  
日 時：平成 25 年 8 月 1 日－4 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：蛭原一平、鈴木清
- 鈴木里住、成澤翔太、小松諒、田中望、高橋果子、鈴木彩也花、高橋佳帆里、高橋裕子、佐竹美香、三浦真紀子、島貫ひより（以上学部生）
- 60) 北海道の先史（旧石器・縄紋・続縄紋）遺跡出土の遺物  
日 時：平成 25 年 8 月 19 日－24 日  
調査地：北海道旭川市・札幌市・函館市  
参加者：安斎正人
- 61) 高島の洞窟遺跡群・日向洞窟の発掘調査  
日 時：平成 25 年 8 月 30 日－9 月 13 日  
調査地：日向洞窟遺跡（山形県）  
参加者：長井謙治、安斎正人、渋谷孝雄（山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館）、菊池強一（岩手県立大学）  
日野正祥、中川幹啓、馬場羽瑠桂（以上國學院大学学生）  
香取千暁、渡邊みなみ、千尋美紀、亀山絵莉香、石塚隆弥、佐藤神武、小関大輔、檜野泰巳、塚野聡史、須貝慎吾、濱谷優芽、上野遥奈、菊池駿貴、佐竹美香、島貫ひより（以上学部生）  
協 力：山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館、高島町教育委員会
- 62) 戦後開拓および移転集落の変遷に関する研究（下北半島現地調査）  
日 時：平成 25 年 9 月 7 日－12 日  
調査地：青森県むつ市  
参加者：森本孝
- 63) 中山間地集落の変遷に関する調査（一関市博物館等での資料収集および骨寺村荘園遺跡での実地調査）  
日 時：平成 25 年 9 月 10 日－11 日  
調査地：一関市博物館・一関市立図書館・一関市役所・骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
本間結希乃、高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、菅沼信輝（以上学部生）
- 64) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（製図指導）  
日 時：平成 25 年 9 月 13 日－14 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清

- 成澤翔太、高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、高橋果子（以上学部生）
- 調査地：岩手県一関市室根町  
参加者：佐藤健治、中村只吾
- 65) 北海道における近代以降の資源開発と集落変遷に関する資料収集  
日 時：平成 25 年 9 月 18 日－ 27 日  
調査地：北海道道央・道東  
参加者：蛭原一平
- 66) 北部九州の縄紋化のプロセス  
日 時：平成 25 年 9 月 23 日－ 27 日  
調査地：福岡県、長崎県  
参加者：安斎正人
- 67) 気仙沼ブックレット作成の打ち合わせ  
日 時：平成 25 年 10 月 1 日  
調査地：東北大学災害科学国際研究所（宮城県）  
参加者：蛭原一平
- 68) 中山間地集落の変遷に関する調査（一関市博物館企画展見学、須川温泉実地踏査、骨寺村荘園遺跡稲刈体験交流会への参加）  
日 時：平成 25 年 10 月 5 日－ 6 日  
調査地：一関市博物館・骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花（以上学部生）
- 69) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（製図指導）  
日 時：平成 25 年 10 月 16 日－ 18 日  
調査地：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
成澤翔太、小松諒、高橋裕子、高橋佳帆里、鈴木彩也花、高橋果子（以上学部生）
- 70) 北陸地方における縄文集落の遺跡調査：黒姫洞窟遺跡の発掘  
日 時：平成 25 年 10 月 26 日－ 27 日  
調査地：黒姫洞窟（新潟県）  
参加者：長井謙治  
千尋美紀、檜野泰巳、須貝慎吾、塚野聡史、上野遥奈、濱谷優芽、菊池駿貴、島貫ひより（以上学部生）
- 71) 被災以前の集落の暮らしに関するブックレット作成のための現地調査（唐桑半島調査）  
日 時：平成 25 年 10 月 26 日－ 27 日
- 72) 東北地方における集落変遷に関する研究（八戸市周辺における考古分野の資料調査）  
日 時：平成 25 年 11 月 7 日－ 8 日  
調査地：青森県八戸市  
参加者：長井謙治、福田正宏
- 73) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（阿仁根子集落調査）  
日 時：平成 25 年 11 月 7 日－ 12 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平、鈴木清  
鈴木里佳、成澤翔太、川崎那悠、小松諒、高橋裕子、鈴木彩也花、高橋佳帆里、高橋果子、三浦真紀子（以上学部生）
- 74) 中山間地集落の変遷に関する調査（岩手県一関市巖美町本寺地区での聞き書き調査）  
日 時：平成 25 年 11 月 17 日  
調査地：岩手県一関市巖美町本寺地区  
参加者：竹原万雄  
高橋裕子、高橋佳帆里、鈴木彩也花（以上学部生）
- 75) 東北地方における集落変遷に関する研究「(仮称)研究データベース」構築と旧地形の復元  
日 時：平成 25 年 12 月 5 日－ 6 日  
調査地：青森県八戸市、東京都  
参加者：長井謙治、辻誠一郎、近藤康久（総合地球環境学研究所）
- 76) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する調査（岩手県一関市巖美町本寺地区での行事参加と集落調査）  
日 時：平成 25 年 12 月 15 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
高橋佳帆里、鈴木彩也花、菊池駿貴、上野遥奈、八楸康平、本間かりん、片桐遼（以上学部生）
- 平成 26（2014）年度—
- 77) ブックレット『小々汐仁屋の年中行事』刊行に関する地元協力者への挨拶  
日 時：平成 26 年 4 月 4 日－ 5 日



- 調査地：気仙沼市教育委員会（宮城県）  
参加者：蛭原一平、川島秀一
- 78) 滝山地区に残る石碑と古道の研究  
日 時：平成 26 年 4 月 5 日  
調査地：山形県山形市滝山地区  
参加者：佐藤健治  
三好明日美、齊藤康雄、菅村朋生、藤井涉  
（以上学部生）
- 79) 八戸一帯の集落動態に関する歴史学的研究  
日 時：平成 26 年 4 月 10 日－11 日  
調査地：青森県八戸市  
参加者：佐藤健治
- 80) 八戸一帯の集落動態に関する歴史学的研究  
日 時：平成 26 年 4 月 18 日－20 日  
調査地：青森県八戸市  
参加者：佐藤健治、入間田宣夫、竹原万雄、中村只  
吾、古里淳（八戸市博物館）
- 81) 考古学研究会第 60 回総会・研究集会  
日 時：平成 26 年 4 月 18 日－20 日  
調査地：岡山大学（岡山県）  
参加者：長井謙治
- 82) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関  
する調査  
日 時：平成 26 年 4 月 24 日  
調査地：岩手県一関市巖美町本寺地区  
参加者：竹原万雄
- 83) ブックレット『阿仁根子』刊行に関する地元協力  
者への挨拶  
日 時：平成 26 年 4 月 25 日－26 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区・北秋田市教育委  
員会（秋田県）  
参加者：蛭原一平  
小松諒、高橋佳帆里（以上学部生）
- 84) 沿岸集落の変遷に関する調査（唐桑半島調査）  
日 時：平成 26 年 4 月 26 日－27 日  
調査地：宮城県気仙沼市唐桑町  
参加者：中村只吾、佐藤未希、川島秀一、齋藤善之  
（東北学院大学）
- 85) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関  
する調査  
日 時：平成 26 年 4 月 27 日  
調査地：岩手県一関市巖美町本寺地区  
参加者：竹原万雄、佐藤未希  
本間かりん、高橋裕子、櫻庭千晃、鈴木彩  
也花（以上学部生）
- 86) 生業技術の継承システムに関わる映像資料の作成  
日 時：平成 26 年 5 月 2 日－5 日  
調査地：秋田県北秋田市阿仁地区  
参加者：田口洋美  
小松諒（学部生）
- 87) 東北山間地集落での生業に関わる儀礼等の参与観察  
日 時：平成 26 年 5 月 3 日－4 日  
調査地：山形県小国町  
参加者：中村只吾、佐藤未希  
松本祥太郎、佐藤恒介、菊池駿貴、本間か  
りん（以上学部生）、田中望（大学院生）
- 88) 小国町小玉川地区におけるワラビ野焼きの記録  
日 時：平成 26 年 5 月 9 日－11 日  
調査地：山形県小国町  
参加者：中村只吾  
齋藤綾子、高橋裕子、鈴木彩也花、安達莉  
穂（以上学部生）、浅野友理子、田中望（以  
上大学院生）
- 89) 村山地区の集落動態に関する歴史学的研究  
日 時：平成 26 年 5 月 17 日  
調査地：山形県山形市滝山地区  
参加者：佐藤健治、中村只吾  
齊藤康雄、佐藤大志、佐藤大夢、須貝慎吾、  
鈴木彩也花、高橋裕子、新田実音人、藤井  
涉、義高樹（以上学部生）
- 90) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関  
する調査  
日 時：平成 26 年 5 月 22 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄、佐藤未希  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花（以上  
学部生）
- 91) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関  
する調査  
日 時：平成 26 年 6 月 1 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄

- 本間かりん、高橋裕子、鈴木彩也花（以上学部生）
- 92) 沿岸集落の変遷に関する調査  
日 時：平成 26 年 6 月 5 日－ 6 日  
調査地：宮城県気仙沼市・女川町  
参加者：蛭原一平、中村只吾
- 93) 滝山地区の歴史に関する聞き取り調査  
日 時：平成 26 年 6 月 13 日  
調査地：南原町公民館（山形県）  
参加者：佐藤健治、中村只吾  
三好明日美、斉藤康雄、菅村朋生、荒井翔、藤井涉（以上学部生）
- 94) 東北地方における集落変遷に関する研究集会および遺跡データベース調査  
日 時：平成 26 年 6 月 14 日－ 16 日  
調査地：青森県八戸市  
参加者：長井謙治、佐藤宏之、福田正宏、根岸洋（国際教養大学）  
小関大輔、島貫ひより（以上学部生）
- 95) 蔵王上野地区古文書の調査  
日 時：平成 26 年 7 月 4 日－ 5 日  
調査地：山形県山形市蔵王上野地区  
参加者：中村只吾、竹原万雄、藤方博之（国立歴史民俗博物館）、佐藤正三郎（米沢市上杉博物館）
- 96) 戦後開拓と移転集落の変遷に関する調査  
日 時：平成 26 年 7 月 11 日－ 15 日  
調査地：青森県むつ市・佐井村  
参加者：蛭原一平、森本孝、鈴木清
- 97) 長井盆地における散居集落調査  
日 時：平成 26 年 7 月 26 日  
調査地：山形県長井市  
参加者：蛭原一平、中村只吾  
小松諒、高橋佳帆里、高橋果子、菊池駿貴、別府美空、松本祥太郎（以上学部生）、守谷英一（大学院生）
- 98) 八戸一帯を対象とした集落変遷に関する通史的  
研究  
日 時：平成 26 年 7 月 26 日－ 27 日  
調査地：青森県八戸市南郷区  
参加者：佐藤健治
- 99) 中山間地集落における生業と集落景観の変遷に関する調査  
日 時：平成 26 年 8 月 5 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄、佐藤未希  
高橋佳帆里、高橋裕子、鈴木彩也花、本間かりん（以上学部生）
- 100) 甲信越地方の縄文時代中期の集落遺跡と出土遺跡物調査  
日 時：平成 26 年 8 月 7 日－ 12 日  
調査地：山梨県、長野県、新潟県  
参加者：安齋正人
- 101) 高島の洞窟遺跡群・日向洞窟の発掘調査  
日 時：平成 26 年 8 月 17 日－ 9 月 2 日  
調査地：日向洞窟遺跡群（山形県）  
参加者：長井謙治、安齋正人、佐藤宏之、菊池強一、千尋美紀、石塚隆弥、亀山絵莉香、檜野泰巳、須貝慎吾、島貫ひより、佐藤孝紀、高畑裕莉香、栗原典子、千葉夏海、小関大輔、徳永司、塚野聡史、川口智也、濱谷優芽、上野遥奈、菊池駿貴、本間かりん、佐藤恒介（以上学部生）、菅頭明日香（富山大学大学院）、渡辺玲（早稲田大学大学院）、佐藤悠登（早稲田大学）、上田優喜（元、本学学部生）
- 102) 八戸一帯を対象とした集落変遷に関する通史的  
研究  
日 時：平成 26 年 8 月 21 日－ 24 日  
調査地：青森県八戸市南郷区  
参加者：佐藤健治  
松本祥太郎、志田若菜、堀川萌、森田真生、千葉夏海、高橋佳帆里、高橋裕子（以上学部生）
- 103) 戦後開拓および移転集落の変遷に関する研究  
日 時：平成 26 年 8 月 27 日－ 31 日  
調査地：青森県むつ市  
参加者：蛭原一平、佐藤未希  
高橋果子、本間結希乃、八鍬康平、富田恭平（以上学部生）
- 104) 戦後開拓および移転集落の変遷に関する研究  
日 時：平成 26 年 8 月 28 日－ 9 月 4 日  
調査地：青森県むつ市  
参加者：森本孝、鈴木清
- 105) 北海道の集落景観等に関する巡見調査

- 日 時：平成 26 年 9 月 10 日－ 19 日  
調査地：北海道  
参加者：中村只吾
- 106) 津軽ダム工事関連発掘調査現場見学  
日 時：平成 26 年 9 月 25 日－ 26 日  
調査地：青森県津軽市  
参加者：安齋正人、小林克（秋田県埋蔵文化財センター）、根岸洋、小林圭一（山形県埋蔵文化財センター）
- 107) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 26 年 10 月 3 日－ 5 日  
調査地：宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区  
参加者：中村只吾、佐藤未希、川島秀一  
鈴木彩也花、菊池駿貴、千葉夏海（以上学部生）
- 108) 空中撮影による東北地方の集落分布と集落景観の記録（三陸北部・八戸・男鹿・阿仁一帯）  
日 時：平成 26 年 10 月 4 日－ 6 日  
調査地：岩手県、青森県、秋田県  
参加者：田口洋美、蛭原一平
- 109) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（長井・飯豊調査）  
日 時：平成 26 年 10 月 31 日  
調査地：山形県長井市・飯豊町  
参加者：蛭原一平  
高橋佳帆里、高橋果子、鈴木彩也花（以上学部生）、守谷英一（大学院生）
- 110) 地域活性化の取り組みに関する調査（小国町小玉川での行事への参加）  
日 時：平成 26 年 11 月 1 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：中村只吾  
高橋佳帆里、高橋果子、菊池駿貴、松本祥太郎、千葉夏海（以上学部生）、古田和子、金山友美（以上大学院生）
- 111) 中山間集落の変遷に関する調査（骨寺村荘園遺跡聞き書き調査）  
日 時：平成 26 年 11 月 7 日  
調査地：骨寺村荘園遺跡（岩手県）  
参加者：竹原万雄  
鈴木彩也花（以上学部生）
- 112) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 26 年 11 月 16 日  
調査地：宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区  
参加者：田口洋美、中村只吾、佐藤未希  
菊池駿貴、岩田采、松本祥太郎（以上学部生）
- 113) 八戸藩狩猟関係史料集にかかる調査  
日 時：平成 26 年 11 月 18 日－ 20 日  
調査地：青森県八戸市  
参加者：村上一馬（東北歴史博物館）
- 114) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（鶴岡市大鳥）  
日 時：平成 26 年 11 月 28 日－ 30 日  
調査地：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平  
堀川萌、高橋裕子、小松諒、松田廣大（以上学部生）
- 115) 蔵王上野地区古文書の調査  
日 時：平成 26 年 12 月 4 日－ 6 日  
調査地：山形県山形市蔵王上野地区  
参加者：中村只吾、竹原万雄、藤方博之
- 116) 戦後開拓および移転集落の変遷に関する研究  
日 時：平成 26 年 12 月 12 日－ 16 日  
調査地：青森県むつ市・佐井村  
参加者：蛭原一平、鈴木清、森本孝
- 117) 地域活性化の取り組みに関する調査（小国町小玉川での行事への参加）  
日 時：平成 27 年 2 月 14 日－ 15 日  
調査地：山形県小国町小玉川地区  
参加者：中村只吾  
高橋佳帆里、高橋裕子、菊池駿貴（以上学部生）
- 118) 骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告会への参加  
日 時：平成 27 年 3 月 8 日  
調査地：一関市博物館研修室（岩手県）  
参加者：佐藤健治、竹原万雄  
－平成 27（2015）年度－
- 119) ブックレット『下北半島野平』刊行に関する地元協力者への挨拶  
日 時：平成 27 年 4 月 13 日－ 16 日  
場 所：むつ市教育委員会・むつ市立図書館・川内

- 町褰川公民館（青森県）  
参加者：蛭原一平、森本孝、鈴木清
- 120) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 27 年 4 月 23 日－ 27 日  
場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮪立地区  
参加者：中村只吾、佐藤未希、川島秀一  
鈴木彩也花、菊池駿貴、島貫ひより、岩田  
采、千葉夏海（以上学部生）
- 121) 生業技術の継承システムに関わる映像資料の作成  
日 時：平成 27 年 5 月 1 日－ 6 日  
場 所：秋田県北秋田市阿仁地区、山形県鶴岡市大  
鳥地区  
参加者：田口洋美  
平井礼人（学部生）、小松諒（大学院生）
- 122) 東北山間地集落での生業に関わる儀礼等の参与観察  
日 時：平成 27 年 5 月 3 日－ 5 日  
場 所：山形県小国町  
参加者：中村只吾  
高橋佳帆里、本間かりん、松本祥太郎、後  
藤陸、三浦敦美、五十嵐帆帆（以上学部生）
- 123) 小国町小玉川におけるワラビ野焼きの記録  
日 時：平成 27 年 5 月 8 日－ 10 日  
場 所：山形県小国町  
参加者：中村只吾  
高橋裕子、本間かりん、岩田采、齋藤綾子  
（以上学部生）、清野翔子（大学院生）
- 124) 日向洞窟遺跡発掘調査にかかる遺跡分布調査  
日 時：平成 27 年 5 月 22 日－ 23 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：長井謙治  
菊池駿貴、上野遥奈、島貫ひより、濱谷優  
芽、本間かりん（以上学部生）
- 125) 槻山家文書の撮影と「本寺キツネの伝説」に関す  
る聞き書き  
日 時：平成 27 年 6 月 14 日  
場 所：岩手県一関市  
参加者：竹原万雄  
鈴木彩也花、玉川理沙、東海林怜奈、三浦  
宏子、三浦真紀子、別府美空、皆川千尋（以  
上学部生）
- 126) 民家に注目した集落ブックレット作成のための調査  
日 時：平成 27 年 6 月 22 日  
場 所：福島市民家園（福島県）  
参加者：田口洋美、蛭原一平、鈴木清
- 127) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 27 年 6 月 23 日－ 27 日  
場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮪立地区  
参加者：中村只吾、佐藤未希、鈴木清  
鈴木彩也花（学部生）
- 128) 東北一万年のフィールドワーク公開研究会「なぜ  
ムラは消えたのか」打ち合わせ  
日 時：平成 27 年 7 月 4 日－ 5 日  
場 所：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（青  
森県）  
参加者：北野博司
- 129) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成の  
ための調査（大鳥調査）  
日 時：平成 27 年 7 月 10 日－ 12 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平、浅野友理子  
平井礼人、本間かりん（以上学部生）、小  
松諒（大学院生）
- 130) 岩手県北部における考古資料調査  
日 時：平成 27 年 7 月 20 日－ 21 日  
場 所：岩手県滝沢市・岩泉町  
参加者：長井謙治、菊池強一
- 131) 八戸藩庁狩猟関係史料集作成調査  
日 時：平成 27 年 7 月 21 日－ 24 日  
場 所：八戸市立図書館（青森県）  
参加者：村上一馬
- 132) 日向洞窟発掘調査事前準備  
日 時：平成 27 年 7 月 25 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：長井謙治  
徳永司、塚野聡史、小関大輔、菊池駿貴、  
佐藤恒介、濱谷優芽、小田桐孔誌、佐藤純  
一、鷲津未来、石塚隆弥、佐藤悠登、渡邊玲、  
渋谷佳祐、佐藤大志（以上学部生）、飯沢朗、  
高橋哲平（日本大学）
- 133) 唐桑半島集落図作成のための学生指導  
日 時：平成 27 年 8 月 3 日－ 6 日

- 場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
菊池駿貴、三浦敦美、佐藤駿、五十嵐里帆、  
守屋日向（以上学部生）
- 134) 大野平遺跡竪穴住居復元調査  
日 時：平成 27 年 8 月 10 日  
場 所：山形県南陽市  
参加者：長井謙治  
菊池駿貴、高橋花菜子、高橋央輝、永井秀  
都、近藤亜希子、小瀧慧悟（以上学部生）  
協 力：南陽市教育委員会
- 135) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 27 年 8 月 17 日－ 24 日  
場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区  
参加者：中村只吾、佐藤未希、川島秀一、鈴木清  
鈴木彩也花、菊池駿貴、三浦敦美、佐藤駿、  
五十嵐里帆、守屋日向（以上学部生）
- 136) 日向洞窟発掘調査  
日 時：平成 27 年 8 月 24 日－ 27 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：長井謙治、菊池強一
- 137) 八戸藩庁狩猟関係史料集作成調査  
日 時：平成 27 年 8 月 26 日－ 28 日  
場 所：青森県八戸市  
参加者：田口洋美、蛭原一平、村上一馬  
清野翔子（大学院生）
- 138) 日向洞窟発掘調査  
日 時：平成 27 年 9 月 2 日－ 16 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：長井謙治  
徳永司、塚野聡史、小関大輔、菊池駿貴、  
濱谷優芽、本間かりん、小田桐孔誌、佐藤  
純一、鷺津未来、阿部早苗、横濱明乃（以  
上学部生）、熊谷亮介（東北大学大学院生）、  
佐藤亮太（早稲田大学大学院生）
- 139) 蔵王上野地区古文書調査  
日 時：平成 27 年 9 月 8 日  
場 所：山形県山形市蔵王上野地区  
参加者：中村只吾
- 140) 日向洞窟発掘調査指導、山方遺跡発掘現場見学  
日 時：平成 27 年 9 月 9 日－ 10 日
- 場 所：山形県高島町、茨城県常陸大宮市山方  
参加者：安斎正人（元東北芸術工科大学）
- 141) 日向洞窟発掘調査指導  
日 時：平成 27 年 9 月 11 日－ 13 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：佐藤宏之
- 142) 日向洞窟発掘調査遺物調査  
日 時：平成 27 年 9 月 12 日  
場 所：山形県高島町  
参加者：米村祥央
- 143) 八戸一帯の集落動態に関する歴史学的研究  
日 時：平成 27 年 9 月 13 日－ 15 日  
場 所：青森県八戸市南郷区  
参加者：中村只吾、佐藤健治  
清野翔子（大学院生）
- 144) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成の  
ための調査（大鳥調査）  
日 時：平成 27 年 9 月 14 日－ 16 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平、浅野友理子  
平井礼人、本間かりん、三浦宏子、皆川千  
尋、志田若菜（以上学部生）
- 145) 唐桑半島集落図作成のための学生指導  
日 時：平成 27 年 9 月 23 日－ 26 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
三浦敦美、佐藤駿、五十嵐里帆、守屋日向  
（以上学部生）
- 146) 沿岸集落の変遷に関する調査  
日 時：平成 27 年 10 月 11 日－ 17 日  
場 所：岩手県大船渡市・釜石市・宮古市  
参加者：森本孝
- 147) 八戸藩庁狩猟関係史料集作成調査  
日 時：平成 27 年 10 月 14 日－ 16 日  
場 所：青森県八戸市  
参加者：村上一馬
- 148) 空中撮影による東北地方の集落分布と集落景観の  
記録  
日 時：平成 27 年 10 月 26 日  
場 所：福島県沿岸部、宮城県仙台市一帯

- 参加者：田口洋美、蛭原一平
- 場 所：秋田県秋田市  
参加者：村上一馬
- 149) 大野平遺跡竪穴住居復元調査  
日 時：平成 27 年 10 月 23 日－ 24 日  
場 所：山形県南陽市  
参加者：長井謙治  
菊池駿貴、高橋花菜子、高橋央輝、永井秀都、近藤亜希子、小瀧慧悟、岩田采（以上学部生）
- 150) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成のための調査（大鳥調査）  
日 時：平成 27 年 10 月 31 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平、浅野友理子  
本間かりん、平井礼人、皆川千尋（学部生）
- 151) 地域社会・集落活性化の取り組みに関する調査  
日 時：平成 27 年 11 月 6 日  
場 所：山形県鶴岡市  
参加者：中村只吾、佐藤未希
- 152) 唐桑半島集落図作成のための学生指導  
日 時：平成 27 年 11 月 10 日－ 15 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
千葉夏海、本間かりん、三浦敦美、佐藤駿、五十嵐里帆、守屋日向（以上学部生）
- 153) 『東北学 07』三陸沿岸の震災復興に関する情報収集  
日 時：平成 27 年 11 月 13 日  
場 所：岩手県釜石市・大船渡市  
参加者：蛭原一平、佐藤未希
- 154) 『東北学 07』アートフルワンダーランドにかかる浄法寺漆器工芸企業組合取材  
日 時：平成 27 年 11 月 19 日－ 20 日  
場 所：岩手県二戸市  
参加者：謝黎、中村只吾
- 155) 『東北学 07』三陸沿岸の震災復興に関する情報収集  
日 時：平成 27 年 11 月 27 日－ 28 日  
場 所：岩手県釜石市・大船渡市  
参加者：蛭原一平、佐藤未希  
足立龍、藤原愛（以上学部生）
- 156) 秋田藩日記より狩猟関係史料の調査  
日 時：平成 27 年 12 月 7 日－ 9 日
- 157) 応用研究に関する打ち合わせ  
日 時：平成 27 年 12 月 14 日  
場 所：東京大学（東京都）  
参加者：田口洋美、蛭原一平、寺田徹（東京大学大学院）
- 158) 沿岸集落の変遷に関する調査研究（唐桑半島調査）  
日 時：平成 27 年 12 月 18 日－ 20 日  
場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮪立地区  
参加者：中村只吾、佐藤未希  
菊池駿貴、本間かりん（以上学部生）
- 159) 唐桑半島集落図作成のための学生指導  
日 時：平成 27 年 12 月 23 日－ 25 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
菊池駿貴、本間かりん、三浦敦美、五十嵐里帆、守屋日向（以上学部生）
- 160) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成のための調査（白鷹調査）  
日 時：平成 28 年 1 月 16 日－ 17 日  
場 所：山形県白鷹町深山地区  
参加者：蛭原一平  
平井礼人（学部生）
- 161) 唐桑半島集落図作成のための学生指導  
日 時：平成 28 年 1 月 19 日－ 21 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
三浦敦美、五十嵐里帆、守屋日向、佐藤駿（以上学部生）
- 162) 秋田藩日記より狩猟関係史料の調査  
日 時：平成 28 年 1 月 18 日－ 20 日  
場 所：秋田県秋田市  
参加者：村上一馬
- 163) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成のための調査（大鳥調査）  
日 時：平成 28 年 1 月 30 日－ 2 月 1 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平、浅野友理子  
本間かりん、平井礼人、森田真生、槇麗、柳澤もも（学部生）

- 164) 秋田藩日記より狩猟関係史料の調査  
 日 時：平成 28 年 2 月 16 日－18 日  
 場 所：秋田県秋田市  
 参加者：村上一馬  
 日 時：平成 28 年 5 月 12 日－15 日  
 場 所：松ヶ岡開墾場（山形県）、東北芸術工科大学、  
 山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
 参加者：鈴木清
- 165) 沿岸集落の変遷に関する調査研究（唐桑半島調査）  
 日 時：平成 28 年 2 月 24 日－27 日  
 場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区  
 参加者：中村只吾、鈴木清  
 鈴木彩也花、菊地駿貴、本間かりん、三浦  
 敦美、五十嵐里帆（以上学部生）  
 172) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白  
 鷹調査）  
 日 時：平成 28 年 5 月 15 日  
 場 所：山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
 参加者：蛭原一平  
 五十嵐里帆、三浦敦美、楨麗、守屋日向（以  
 上学部生）
- 平成 28（2016）年度—
- 166) 高島の洞窟遺跡群・日向洞窟の準備調査  
 日 時：平成 28 年 4 月 1 日  
 場 所：山形県高島町  
 参加者：長井謙治  
 小瀧慧悟、高橋央輝、永井秀都、徳永司、  
 菊池駿貴、濱谷優芽（以上学部生）  
 173) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大  
 鳥調査）  
 日 時：平成 28 年 5 月 28 日－29 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
 参加者：田口洋美、蛭原一平  
 本間かりん、柳澤もも、三浦敦美、五十嵐  
 里帆（以上学部生）
- 167) 沿岸集落の変遷に関する研究（唐桑半島調査）  
 日 時：平成 28 年 4 月 4 日－5 日  
 場 所：宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区  
 参加者：佐藤未希、鈴木清、川島秀一、中村只吾  
 （富山大学）  
 菊池駿貴、本間かりん、五十嵐里帆、守屋  
 日向（以上学部生）  
 174) 『東北学 08』三陸沿岸の震災復興に関する情報収集  
 日 時：平成 28 年 5 月 30 日－31 日  
 場 所：岩手県久慈市から宮城県南三陸町までの三  
 陸沿岸一帯  
 参加者：蛭原一平
- 168) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大  
 鳥調査）  
 日 時：平成 28 年 5 月 2 日－4 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
 参加者：蛭原一平  
 本間かりん、森田真生、志田若菜、柳澤も  
 も、三浦敦美（以上学部生）  
 175) 集落図作成のための学生指導  
 日 時：平成 28 年 6 月 1 日－4 日  
 場 所：東北芸術工科大学  
 参加者：鈴木清  
 五十嵐里帆、三浦敦美、楨麗、守屋日向（以  
 上学部生）
- 169) 狩猟技術及び儀礼の継承システムに関する資料収集  
 日 時：平成 28 年 5 月 2 日－4 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区・小国町小玉川地区  
 参加者：田口洋美  
 176) 蔵王上野地区古文書の調査  
 日 時：平成 28 年 6 月 3 日－4 日  
 場 所：山形市役所農林部上野ふれあいプラザ  
 参加者：竹原万雄、中村只吾
- 170) 『東北学 08』対談と編集会議  
 日 時：平成 28 年 5 月 12 日－13 日  
 場 所：東京ガーデンパレス（東京都）  
 参加者：田口洋美、蛭原一平  
 177) 『東北学 08』の取材（八郎瀧開拓に関する資料収集）  
 日 時：平成 28 年 6 月 6 日－7 日  
 場 所：秋田県南秋田郡大瀧村  
 参加者：蛭原一平
- 171) 白鷹集落図作成のための学生指導及び資料収集  
 178) 中山間地域における近現代の生業変遷を中心とし  
 た集落調査（白鷹調査）  
 日 時：平成 28 年 6 月 13 日  
 場 所：山形県白鷹町深山地区

- 参加者：蛭原一平
- 179) 集落図作成のための学生指導  
 日 時：平成 28 年 7 月 7 日－ 8 日、11 日－ 12 日  
 場 所：東北芸術工科大学  
 参加者：鈴木清  
 五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、小野寺陸、阿部詩織、猪股愛生、須賀光太郎（以上学部生）
- 180) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白鷹調査）  
 日 時：平成 28 年 7 月 9 日－ 10 日  
 場 所：山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
 参加者：蛭原一平、鈴木清  
 五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、小野寺陸、阿部詩織、猪股愛生、須賀光太郎（以上学部生）
- 181) 日向洞窟遺跡調査テフラ給源地における巡検  
 日 時：平成 28 年 7 月 17 日－ 18 日  
 場 所：福岡県北九州市周辺地域  
 参加者：菊池強一
- 182) 民家実測図作成のための学生指導  
 日 時：平成 28 年 7 月 27 日  
 場 所：東北芸術工科大学  
 参加者：鈴木清  
 五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、阿部詩織、須賀光太郎（以上学部生）
- 183) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
 日 時：平成 28 年 8 月 6 日－ 7 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
 参加者：蛭原一平  
 本間かりん、森田真生、柳澤もも、榎麗（以上学部生）
- 184) 高島の洞窟遺跡群・日向洞窟の調査  
 日 時：平成 28 年 8 月 8 日－ 9 月 14 日  
 場 所：山形県高島町  
 参加者：長井謙治  
 菊池駿貴、高橋央輝、小瀧慧悟、永井秀都、金彦中、斉藤紘輝、守屋日向、堀江夏歩、三浦直貴、後藤達也、上條瑞貴、小野寺陸、松浦綾果、堀米夏実（以上学部生）
- 185) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白鷹調査）  
 日 時：平成 28 年 8 月 10 日－ 14 日  
 場 所：山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
 参加者：蛭原一平、鈴木清  
 五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、小野寺陸、阿部詩織、猪股愛生、須賀光太郎、安部利映、佐藤優香、高橋明日香（以上学部生）
- 186) 日向洞窟遺跡学術調査の特別指導  
 日 時：平成 28 年 8 月 13 日－ 15 日  
 場 所：山形県高島町  
 参加者：菊池強一
- 187) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
 日 時：平成 28 年 8 月 22 日－ 25 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
 参加者：蛭原一平  
 清野翔子（大学院）、本間かりん、平井礼人、柳澤もも、榎麗、村上輔、三浦敦美、佐藤優香（以上学部生）
- 188) 日向洞窟遺跡学術調査の特別指導  
 日 時：平成 28 年 9 月 8 日－ 9 日  
 場 所：山形県高島町  
 参加者：佐藤宏之
- 189) 日向洞窟遺跡学術調査の特別指導  
 日 時：平成 28 年 9 月 9 日－ 11 日  
 場 所：山形県高島町  
 参加者：菊池強一
- 190) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白鷹調査）  
 日 時：平成 28 年 9 月 9 日－ 10 日  
 場 所：山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
 参加者：蛭原一平、鈴木清  
 三浦敦美、守屋日向（以上学部生）
- 191) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
 日 時：平成 28 年 9 月 12 日－ 13 日  
 場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
 参加者：蛭原一平  
 本間かりん、柳澤もも、榎麗、三浦敦美、佐藤優香（以上学部生）、清野翔子（大学院生）



- 192) シンポジウム「東北の集住を考える」開催に関する事前協議  
日 時：平成 28 年 10 月 6 日  
場 所：東北歴史博物館（宮城県）  
参加者：蛭原一平、佐藤未希  
織、高橋明日香（以上学部生）
- 193) 白鷹ブックレット作成のための学生指導  
日 時：平成 28 年 10 月 6 日－8 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、小野寺陸、阿部詩織、猪股愛生、安部利映、佐藤優香、高橋明日香（以上学部生）
- 194) 蔵王上野地区古文書の調査  
日 時：平成 28 年 10 月 7 日－9 日  
場 所：山形市役所農林部上野ふれあいプラザ  
参加者：竹原万雄、中村只吾  
長岡心、皆川千尋（以上学部生）
- 195) 空中撮影による東北地方の集落分布と集落景観の記録  
日 時：平成 28 年 10 月 15 日－16 日  
場 所：福島県（会津・只見地方）・秋田県  
参加者：田口洋美、蛭原一平
- 196) 白鷹ブックレット作成のための学生指導  
日 時：平成 28 年 10 月 20 日－24 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、高橋明日香（以上学部生）
- 197) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
日 時：平成 28 年 11 月 4 日－6 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：田口洋美、蛭原一平  
本間かりん、柳澤もも、槇麗、三浦敦美、佐藤優香（以上学部生）、清野翔子（大学院生）
- 198) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白鷹調査）  
日 時：平成 28 年 11 月 19 日－20 日  
場 所：山形県白鷹町深山地区・萩野地区  
参加者：蛭原一平、鈴木清  
五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、阿部詩
- 199) 白鷹ブックレット作成のための学生指導  
日 時：平成 28 年 11 月 21 日－23 日  
場 所：東北芸術工科大学  
参加者：鈴木清  
五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向、阿部詩織、高橋明日香（以上学部生）
- 200) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
日 時：平成 28 年 12 月 1 日－3 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平、浅野友理子  
本間かりん（学部生）、清野翔子（大学院生）
- 201) 白鷹ブックレット作成のための学生指導  
日 時：平成 28 年 12 月 10 日－15 日  
場 所：東北芸術工科大学、山形県白鷹町深山地区  
参加者：鈴木清  
五十嵐里帆、三浦敦美、守屋日向（以上学部生）
- 202) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
日 時：平成 28 年 12 月 17 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平  
柳澤もも、槇麗、三浦敦美、村上輔、佐藤優香、滝田綾子（以上学部生）
- 203) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（白鷹調査）  
日 時：平成 29 年 1 月 15 日  
場 所：山形県白鷹町深山地区  
参加者：蛭原一平  
五十嵐里帆、守屋日向（以上学部生）
- 204) 集落変遷に関する学生主体のブックレット作成（大鳥調査）  
日 時：平成 29 年 3 月 6 日－7 日  
場 所：山形県鶴岡市大鳥地区  
参加者：蛭原一平、浅野友理子  
槇麗、本間かりん（以上学部生）、清野翔子（大学院生）

<国外調査>

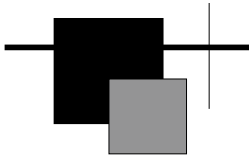
- 1) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(予備調査)  
日 時：平成 24 年 9 月 2 日－9 日  
調査地：中華人民共和国（北京、恰爾浜）  
参加者：田口洋美、謝黎、虯原一平
- 2) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(第 1 回雲南)  
日 時：平成 25 年 2 月 19 日－28 日  
調査地：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：田口洋美、謝黎、虯原一平
- 3) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(第 1 回中国東北部)  
日 時：平成 25 年 3 月 9 日－19 日  
調査地：中華人民共和国（内モンゴル自治区、黒竜江省）  
参加者：田口洋美、謝黎、虯原一平、思沁夫（大阪大学）
- 4) 中国大陸の集落動態に関する巡見調査  
日 時：平成 25 年 8 月 17 日－25 日  
調査地：中華人民共和国（北京・雲南省）  
参加者：佐藤健治、竹原万雄、中村只吾
- 5) 中国雲南省の少数民族集落に関する巡検調査  
日 時：平成 25 年 9 月 1 日－9 日  
調査地：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：田口洋美、佐々木史郎（国立民族学博物館）、  
佐藤宏之（東京大学大学院）
- 6) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(第 2 回雲南)  
日 時：平成 25 年 9 月 1 日－12 日  
調査地：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：謝黎、虯原一平
- 7) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(第 3 回雲南)  
日 時：平成 26 年 9 月 14 日－27 日  
調査地：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：謝黎、虯原一平、阿部朋恒（首都大学東京  
大学院院生）
- 8) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研究  
(第 2 回中国東北部)  
日 時：平成 27 年 3 月 7 日－17 日  
調査地：中華人民共和国（内モンゴル自治区、黒龍

江省)

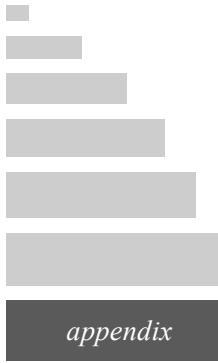
参加者：田口洋美、思沁夫

- 9) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する調査  
(第 4 回雲南)  
日 時：平成 27 年 8 月 2 日－11 日  
場 所：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：謝黎、虯原一平、阿部朋恒
- 10) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する調  
査（第 5 回雲南）  
日 時：平成 28 年 8 月 5 日－14 日  
場 所：中華人民共和国（雲南省）  
参加者：謝黎
- 11) 中国大陸における少数民族の集落形成に関する研  
究（第 3 回中国東北部）  
日 時：平成 28 年 8 月 16 日－28 日  
場 所：中華人民共和国（内モンゴル自治区、哈爾  
浜、北京）  
参加者：思沁夫、阿部朋恒

(所属は全て調査・出張当時)



附編



appendix

# 本事業の概要一覧



## シンポジウム・研究会等一覧

### <シンポジウム・公開講座・公開研究会>

- 1) 公開講座「縄紋集落と気候変動—長期集住と分散居—」

日 時：平成 24 年 6 月 20 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：安齋正人  
内 容：講演「縄紋集落と気候変動—長期集住と分散居住—」  
参加者数：52 名
- 2) 公開講座「縄紋時代の集落変遷」

日 時：平成 24 年 11 月 14 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：安齋正人、小林圭一（山形県埋蔵文化財センター）  
内 容：  
講演「縄紋時代の集落変遷」安齋正人  
講演「山形の縄文集落」小林圭一  
参加者数：42 名
- 3) 公開シンポジウム「海から見た東北」

日 時：平成 24 年 11 月 24 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：田口洋美、森本孝（あるくみるきく研究所）、川島秀一（神奈川大学大学院）  
内 容：  
趣旨説明「海から見た東北」田口洋美  
講演「海から見た三陸」森本孝  
講演「漁法の伝播・信仰の伝承」川島秀一  
パネルディスカッション  
参加者数：66 名
- 4) 公開講座「空から見た東北—動く森、動く集落—」

日 時：平成 25 年 1 月 9 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：田口洋美  
内 容：講演「空から見た東北—動く森、動く集落—」  
参加者数：108 名
- 5) 公開講座「出羽三山の宇宙—羽黒山の開山伝承と景観のコスモロジー—」

日 時：平成 25 年 1 月 26 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：内藤正敏  
内 容：講演「出羽三山の宇宙—羽黒山の開山伝承と景観のコスモロジー—」  
参加者数：294 名
- 6) 公開講座「最上川の文化的景観—21 世紀の地域づくりのために—」

日 時：平成 25 年 1 月 26 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：人間田宣夫  
内 容：講演「最上川の文化的景観—21 世紀の地域づくりのために—」  
参加者数：307 名
- 7) 公開講座「民俗考古学事始—縄紋人の生活を復元する—」

日 時：平成 25 年 6 月 26 日  
会 場：東北芸術工科大学  
講 師：名久井文明（民俗考古学者）、安齋正人  
内 容：  
講演「湿地性遺跡（東名遺跡）出土のドングリ」安齋正人  
講演「民俗考古学事始」名久井文明  
映像上映「樹皮製容器の煮炊き実験」  
参加者数：52 名
- 8) 公開講座「『八戸の集落一万年』—なぜムラができ、消えたか?—Vol.1」

日 時：平成 25 年 12 月 14 日  
会 場：八戸市総合福祉会館「はちふくプラザ ねじょう」  
後 援：八戸市教育委員会  
講 師：田口洋美、小林和彦（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）、村木淳（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）、中村哲也（青森県立郷土館）、小笠原雅行（青森県教育庁）、安齋正人  
内 容：  
基調講演「集落の歴史動態」田口洋美  
基調講演「八戸における縄文集落変遷」村木淳

講演「八戸における縄文時代早期の集落一遺跡の分布と集落構造から」中村哲也

講演「八戸市周辺の縄文時代前・中期の円筒土器文化期の集落の事例紹介」小笠原雅行

講演「約 8000 年前の大変動」安斎正人

質疑応答

参加者数：97 名

9) 公開シンポジウム「日本と中国にみる文化継承リスクー伝統は生き残れるかー」

日 時：平成 26 年 2 月 8 日

会 場：東北芸術工科大学

学内参加者：田口洋美、安斎正人、北野博司、佐藤健治、謝黎、竹原万雄、長井謙治、蛭原一平、中村只吾

学外参加者：入間田宣夫（一関市博物館）、佐藤宏之（東京大学大学院）、佐々木史郎（国立民族学博物館）、思沁夫（大阪大学）、侯儒（黒竜江省社会科学院文学研究所）、鈴木清（民俗建築研究所）、阿部朋恒（首都大学東京大学院生）  
＜外部評価委員＞本多俊和（スチュワート ヘンリ、放送大学）

内 容：

基調講演「イエ制度の崩壊と地域の未来」

田口洋美

【中国南部からの報告】

報告「ハニ族『集落 (puvka)』における文化継承システムと現代的变化」阿部朋恒

報告「ラフ族とハニ族の狭間に生きる一苦聡人とは誰か」謝黎

【中国北部からの報告】

報告「敖魯古雅トナカイエヴェンキ人にとって“定住”とは」思沁夫

報告「“伊瑪堪”（イマカン）の語り手が直面している課題ホジエンにおける文化継承問題」侯儒

総合討論「現代における文化継承問題」

参加者数：104 名

10) 公開講座「八戸の縄文集落変遷ーなぜムラができ、消えたか？ Vol. 2ー」

日 時：平成 26 年 12 月 21 日

会 場：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

学内参加者：長井謙治、田口洋美

小関大輔（学部生）

学外参加者：小林圭一、古舘光治（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）、村木淳、杉

山陽亮（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）、市川健夫（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）

内 容：

基調講演「八戸の縄文時代後晩期」小林圭一  
報告「八戸地域の縄文後期集落：風張からは川へ」村木淳

報告「八戸地域の縄文晩期集落：是川を中心に」市川健夫

報告「八戸地域の弥生時代の集落」杉山陽亮  
報告「遺跡データベースからみた八戸の縄文集落変遷」長井謙治

11) 公開講座「「百姓」繚乱の江戸時代ー東北の村人たちの生き方ー」

日 時：平成 26 年 6 月 21 日

会 場：東北芸術工科大学

講 師：斎藤善之（東北学院大学）、渡辺尚志（一橋大学）、中村只吾

内 容：

趣旨説明「なぜ、今「百姓」なのか」中村只吾  
講演「江戸時代出羽国村山地方の百姓たち」渡辺尚志

講演「江戸時代三陸沿岸の大規模イエ経営体と村社会」斎藤善之

参加者数：134 名

12) 公開講座「明治時代の感染症パニックー見えない敵とどう闘ってきたのか？ー」

日 時：平成 27 年 1 月 14 日

会 場：東北芸術工科大学

講 師：竹原万雄、田口洋美

内 容：

講演「明治時代の感染症パニックー見えない敵とどう闘ってきたのか？ー」竹原万雄

コメント 田口洋美

参加者数：84 名

13) 公開講座「縄文の美ー実用性を遥かに超える芸術的表現ー」

日 時：平成 27 年 1 月 28 日

会 場：東北芸術工科大学

講 師：安斎正人

内 容：講演「縄文の美ー実用性を遥かに超える芸術的表現ー」

参加者数：114 名

14) 公開講座「東北地方を中心とした中山間地域の未

来を考える」

日 時：平成 27 年 6 月 27 日

会 場：東北芸術工科大学

講 師：二瓶秀憲（山形県置賜総合支所保健福祉環  
境部環境課）、今野文治（新ふくしま農業  
共同組合営農部農業振興対策室危機管理セ  
ンター）、田口洋美

内 容：

講演「鳥獣保護法改正と現場～山形県置賜地域  
の現状から～」二瓶秀憲

講演「原発事故からの復興を目指して～野生動  
物管理と狩猟～」今野文治

講演「放射能汚染以降 マタギ文化の行方」田  
口洋美

参加者：182 名

15) 公開講座「眠りから覚めた日向洞窟遺跡—その魅  
力に迫る」

日 時：平成 27 年 9 月 12 日

会 場：高島町屋代地区公民館

講 師：長井謙治、水ノ江和同（文化庁文化財部記  
念物課）

内 容：

講演「蘇る日向洞窟～芸工大の発掘調査速報～」  
長井謙治

講演「高島町内の史跡洞窟の保存と活用」水之  
江和同

フリートーク：寒河江信（高島町）、丸山  
信也（高島町教育委員会）、渋谷孝雄（う  
きたむ風土記の丘資料館）、水ノ江和同、  
長井謙治

参加者：100 名

16) 日向洞窟遺跡発掘調査現地説明会

日 時：平成 27 年 9 月 12 日

会 場：山形県高島町

講 師：長井謙治

参加者：60 名

17) 公開講座『「八戸の集落一万年 古代地域社会の動  
態」—なぜムラがででき、消えたか?—Vol.3』

日 時：平成 27 年 12 月 13 日

会 場：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

学内参加者：田口洋美、北野博司、長井謙治

学外参加者：安齋正人、佐藤宏之、小林圭一、近藤  
康久（総合地球環境学研究所）、村木  
淳、杉山陽亮、中村哲也、横山寛剛（八  
戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）、

市川健夫、宇部則保（八戸市埋蔵文化  
財センター是川縄文館）、齋藤淳（中  
泊町立博物館）、小谷地肇（おいらせ  
町教育委員会）、古館光治

内 容：

開会挨拶 田口洋美

報告「八戸地域の古代集落の動態」宇部則保

報告「津軽地域の古代集落の動態」齋藤淳

報告「末期古墳の動態」小谷地肇

報告「集落の移動・定着」北野博司

質疑応答

閉会挨拶 古館光治

参加者数：約 70 名

18) 総括シンポジウム「東北の集住を考える—ポスト過  
疎化時代を生きる—」

日 時：平成 28 年 10 月 29 日

場 所：東北歴史博物館

講 師：安齋正人（元東北芸術工科大学）、入間田  
宣夫（一関市博物館）、川島秀一（東北大  
学災害科学国際研究所）、内山節（哲学者）、  
鬼頭秀一（星槎大学）、田口洋美

内 容：

趣旨説明 田口洋美

【第 1 部 研究発表】

講演「気候変動と居住形態」安齋正人

講演「開発・生業のありかたと集落形態・戸数  
等の変遷—中尊寺領骨寺村千年の歴史か  
ら」入間田宣夫

講演「船の移動と港町の盛衰」川島秀一

【第 2 部 パネルディスカッション】

「これからの『集住のかたち』」内山節・鬼頭秀  
一・田口洋美

参加者：約 80 人

<研究会・研究報告会>

1) 第 1 回全体研究会

日 時：平成 24 年 6 月 16 日—17 日

会 場：東北芸術工科大学

学内参加者：田口洋美、入間田宣夫、安齋正人、北  
野博司、佐藤健治、謝黎、竹原万雄、  
蛭原一平、中村只吾

学外参加者：菊池勇夫（宮城学院女子大学）、佐々  
木史郎、森本孝、佐藤宏之、辻誠一郎  
（東京大学大学院）、福田正宏（東京大  
学大学院）、川島秀一、高橋美貴（東  
京農工大学）

- 内 容：
- 1 日目  
全体会議  
分科会①  
全体会議
- 2 日目  
分科会②  
全体会議
- 2) 学内研究会「空中写真判読と集落図」  
日 時：平成 25 年 1 月 25 日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：田口洋美、入間田宣夫、佐藤健治、謝黎、竹原万雄、蛭原一平、中村只吾  
内 容：ブックレットの調査、集落図の作成について
- 3) 第 2 回全体研究会  
日 時：平成 25 年 2 月 18 日－19 日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：田口洋美、入間田宣夫、安斎正人、北野博司、三浦秀一、佐藤健治、謝黎、竹原万雄、長井謙治、蛭原一平、中村只吾  
学外参加者：佐藤宏之、辻誠一郎、福田正宏、小林圭一、菊池勇夫、川島秀一、森本孝、鈴木清  
〈研究協力者〉  
村木淳、宇部則保、杉山陽亮  
〈外部評価委員〉  
本多俊和（スチュワート ヘンリ）  
〈オブザーバー〉  
柳原敏昭（東北大学大学院）
- 内 容：
- 1 日目  
全体会議  
分科会
- 2 日目  
全体会議
- 4) 骨寺ブックレット作成に係る研究会  
日 時：平成 25 年 7 月 10 日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：竹原万雄  
菅沼信輝、三好明日美、早川由希子、本間結希乃、高橋佳帆里、小座間雅子、高橋裕子、櫻庭千晃、塚野聡史、檜野泰巳、鈴木彩也花、須貝慎吾、星雪音、瀧口友香（以上学部生）
- 学外参加者：入間田宣夫  
内 容：ブックレット作成について
- 5) 第 1 回「前田村文書」研究報告会  
日 時：平成 25 年 10 月 23 日  
会 場：南原町公民館  
学内参加者：竹原万雄、中村只吾  
櫛引理沙、後藤光誠、大庭千鶴（以上学部生）  
学外参加者：前田地区住民  
内 容：研究発表「近現代における前田地区の景観と生業」
- 6) 第 3 回全体研究会  
日 時：平成 26 年 2 月 6 日－7 日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：田口洋美、安斎正人、北野博司、佐藤健治、謝黎、竹原万雄、蛭原一平、中村只吾  
学外参加者：入間田宣夫、思沁夫、菊池勇夫、佐藤宏之、川島秀一、鈴木清、村上一馬（東北歴史博物館）  
〈外部評価委員〉  
本多俊和（スチュワート ヘンリ）
- 内 容：
- 1 日目  
挨拶 田口洋美  
分科会①  
全体会議
- 2 日目  
分科会②
- 7) 第 2 回「前田村文書」研究報告会  
日 時：平成 26 年 5 月 27 日  
会 場：南原町公民館  
学内参加者：竹原万雄  
菅沼信輝、吉田郁哉、藤原詩織、高橋佳帆里、鈴木彩也花、政金悠希（以上学部生）  
学外参加者：前田地区住民  
内 容：研究発表「村のきまりと若者のきまり」
- 8) 第 1 回考古班研究集会  
日 時：平成 26 年 6 月 14 日－15 日  
会 場：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館  
学内参加者：長井謙治  
学外参加者：佐藤宏之、村木淳、横山寛剛  
内 容：遺構の認定について



9) 第1回河川流域比較研究会

日 時：平成26年6月21日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：安斎正人、長井謙治  
学外参加者：小林圭一、小林克（秋田県埋蔵文化財センター）、根岸洋（国際教養大学）、富樫秀之（奥三面歴史交流館）、水戸部秀樹（山形県埋蔵文化財センター）、菅原哲文（山形県埋蔵文化財センター）  
内 容：縄文時代の河川流域集落について

10) 第2回考古班研究集会

日 時：平成26年12月20日  
会 場：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館  
学内参加者：田口洋美、安斎正人、長井謙治  
小関大輔（学部生）  
学外参加者：佐藤宏之、福田正宏、根岸洋、小林圭一  
内 容：集落の継続と断絶について

11) 第3回「前田文書」研究報告会

日 時：平成27年1月8日  
会 場：南原町公民館  
学内参加者：竹原万雄、鈴木彩也花、高橋佳帆里、高橋裕子、政金悠希（以上学部生）  
学外参加者：前田地区住民  
内 容：研究発表「用水をめぐる集落の関わり」

12) 民俗・人類班研究会

日 時：平成27年1月10日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：田口洋美、蛭原一平、中村只吾  
守谷英一（大学院生）、小松諒（学部生）  
学外参加者：佐々木史郎、川島秀一、森本孝、高橋満彦（富山大学）、村上一馬  
内 容：発表「明治・大正期における土地相続制度の成立と共有財産権の設定」高橋満彦  
研究進捗状況の報告と次年度以降の活動についての協議

13) 歴史班研究会

日 時：平成27年2月8日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：竹原万雄、中村只吾  
学外参加者：入間田宣夫、菊池勇夫、高橋美貴、村上一馬  
内 容：研究進捗状況の報告と次年度以降の活動に

についての協議

14) 第2回河川流域比較研究会

日 時：平成27年2月28日  
学内参加者：安斎正人、長井謙治  
学外参加者：小林圭一、小林克、菅原哲文、根岸洋、菅野智則（東北大学埋蔵文化財調査室）  
内 容：本流・支流合流付近の拠点集落と支流上流域集落の比較  
来年度の方針についての打ち合わせ

15) 第4回「前田村文書」研究報告会

日 時：平成27年7月15日  
会 場：南原町公民館  
学内参加者：竹原万雄  
学外参加者：前田地区住民  
内 容：研究発表「245年前の『前田村文書』」

16) 第4回全体研究会

日 時：平成27年7月18日－19日  
会 場：東北芸術工科大学  
学内参加者：田口洋美、謝黎、竹原万雄、長井謙治、中村只吾、蛭原一平、佐藤未希  
学外参加者：高橋満彦、小林克、鈴木清、森本孝、安斎正人、入間田宣夫、菊池勇夫、佐藤宏之、小林圭一、佐藤健治（福島県立医科大学）、近藤康久、根岸洋、村木淳、村上一馬、清野春樹（東北芸術工科大学東北文化研究センター 外来研究員）  
<外部評価委員>  
本多俊和（スチュワート ヘンリ）、柳原敏昭

17) 縄文時代における河川流域の集落変遷に関する調査と研究会

日 時：平成27年10月2日－4日  
会 場：秋田県大曲市（森吉山ダム遺跡）、鷹巣町（米代川流域）  
学内参加者：長井謙治  
学外参加者：安斎正人、菅野智則、小林圭一、菅原哲文、根岸洋、小林克

18) 歴史班・民俗人類班合同応用研究会「漁業集落をめぐる地先漁業権の成立と変化」

日 時：平成27年10月3日－4日  
会 場：東京農工大学

学内参加者：田口洋美、中村只吾、蛭原一平  
学外参加者：高橋満彦、緒方賢一（高知大学）、川島秀一、高橋美貴、森本孝

内 容：

趣旨説明 田口洋美

発表「近世～明治期の東日本における漁業秩序  
—伊豆国内浦・出羽国飛島を事例に一」  
中村只吾

発表「19世紀の水産資源繁殖政策と資源変動」  
高橋美貴

発表「漁業権制度の現状と課題—高知県を素材  
として—」緒方賢一

質疑応答・総合討論

### 19) 第3回考古班研究集会

日 時：平成27年12月13日

会 場：八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

学内参加者：田口洋美、北野博司、長井謙治

学外参加者：安齋正人、佐藤宏之、小林圭一、齋藤淳、小谷地肇、古舘光治、横山寛剛、市川健夫、宇部則保、杉山陽亮、中村哲也

内 容：

最終報告に向けての研究報告

「全体」長井謙治・近藤康久

「縄文時代早期」中村哲也

「縄文時代後・晩期」村木淳

「弥生時代」杉山陽亮

「古代」北野博司

### 20) 第5回「前田村文書」研究報告会

日 時：平成28年1月27日

会 場：南原町公民館

学内参加者：竹原万雄

東海林怜奈、別府美空、三浦真紀子、佐竹美香、高橋千紘、林杏奈（以上学部生）

学外参加者：前田地区住民

内 容：研究発表「明治時代の用水確保」

### 21) 考古班研究会

日 時：平成28年5月17日

場 所：東北芸術工科大学

学内参加者：長井謙治、安齋正人

学外参加者：小林圭一、近藤康久

### 22) 第5回全体研究会

日 時：平成28年6月18日～19日

場 所：東北芸術工科大学

学内参加者：田口洋美、北野博司、謝黎、竹原万雄、長井謙治、蛭原一平、佐藤未希

学外参加者：森本孝、川島秀一、鈴木清、佐々木史郎（国立文化財機構東京国立博物館）、思沁夫、阿部朋恒、入間田宣夫、菊池勇夫、村上一馬、中村只吾（富山大学）、高橋美貴、佐藤宏之、安齋正人、近藤康久

<外部評価委員>

本多俊和（スチュワート ヘンリ）

内 容：

1日目

全体会議

分科会

2日目

全体会議

### 23) 第6回「前田村文書」研究報告会

日 時：平成28年7月26日

会 場：南原町公民館

学内参加者：竹原万雄

学外参加者：前田地区住民

内 容：研究発表「前田村のたたかい① ～大林山一件～」

### 24) 地域比較研究総括にむけての研究会

日 時：平成28年12月24日

会 場：東北芸術工科大学

学内参加者：竹原万雄、蛭原一平

学外参加者：中村只吾

内 容：地域比較研究（国内研究）の総括について

### 25) 第7回「前田村文書」研究報告会

日 時：平成29年1月25日

会 場：南原町公民館

学内参加者：竹原万雄

太田結香子、長岡心、皆川千尋（以上学部生）

学外参加者：前田地区住民

内 容：研究発表「前田村のたたかい② ～千歳山境界争論 その1～」

### 26) 応用研究総括研究会

日 時：平成29年3月1日

会 場：東北芸術工科大学

学内参加者：田口洋美、竹原万雄、蛭原一平、佐藤未希、渡部桂

守谷英一、清野翔子、小松諒（以上大学院生）

学外参加者：寺田徹（東京大学大学院）

内 容：

趣旨説明 田口洋美

報告「宮城県気仙沼市大沢地区防災集団移転計画」渡部桂

報告「課題の整理：集住の新たな理念構築に向けて」田口洋美

総合討論

企画協力：神戸ファッション美術館

監修・出品：謝黎

監 修：浜田久仁雄（神戸ファッション美術館）、

大山弘美（神戸ファッション美術館）

展示作品数：約 150 点

入場者数：1,160 名

関連事業：〈ギャラリートーク 1〉

平成 25 年 10 月 23 日

同会場

展示解説：謝黎

参加者数：56 名

〈ギャラリートーク 2〉

平成 25 年 11 月 5 日

同会場

展示解説：謝黎、辻けい

参加者数：37 名

## <展示>

### 1) 「内藤正敏写真展『神々の異界－修験道・マンダラ 宇宙・生命の思想－』

会 期：平成 25 年 1 月 15 日－ 2 月 2 日

会 場：東北芸術工科大学本館 7 階ギャラリー

主 催：東北芸術工科大学東北文化研究センター

企画・構成：内藤正敏

出品者：内藤正敏

展示作品数：77 点

入場者数：1,886 名

関連事業：ギャラリートーク

平成 25 年 1 月 16 日

同会場

作品解説：内藤正敏

参加者数：65 名

### 2) 「関野吉晴写真展『海のグレートジャーニー～人類 の旅～』

会 期：平成 25 年 6 月 12 日－ 6 月 28 日

会 場：東北芸術工科大学本館 7 階ギャラリー

主 催：東北芸術工科大学東北文化研究センター

出品者：関野吉晴

展示作品数：約 80 点

入場者数：1,150 名

関連事業：映画上映会 & トーク「僕らのカヌーが  
できるまで」

平成 25 年 6 月 22 日

東北芸術工科大学本館 408 講義室

講演者：関野吉晴、田口洋美

参加者数：93 名

### 3) 「謝黎コレクション展『北と南の混淆～旗袍に隠さ れた近代中国の歴史～』

会 期：平成 25 年 10 月 19 日－ 11 月 5 日

会 場：東北芸術工科大学本館 7 階ギャラリー

会 催：東北芸術工科大学東北文化研究センター

# 本事業による刊行物一覧

平成 29 年 3 月 1 日現在

『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成 24 年度研究成果報告書』(2012 年 3 月刊行)		
研究の目的と概要		田口洋美
平成 24 年度研究成果報告	環境史研究および地域比較研究の進捗状況 民俗・人類班	蛭原一平
平成 24 年度研究成果報告	環境史研究および地域比較研究の進捗状況 歴史班	佐藤健治・竹原万雄・中村只吾
平成 24 年度研究成果報告	環境史研究および地域比較研究の進捗状況 考古班	長井謙治
地域資源活用研究の進捗状況		蛭原一平・中村只吾
【研究ノート】「神仏のいる『林』」		菊池勇夫
【講演抄録】「海から見た東北」		田口洋美・森本孝・川島秀一
【講演抄録】「空から見た東北」		田口洋美
【補足資料】三陸沿岸集落を中心とした景観写真		
総括		田口洋美
『ブックレット〈むらの記憶〉1 小々汐仁屋の年中行事』(2014 年 3 月刊行)		
小々汐集落について		川島秀一
仁屋について		川島秀一
新たな年を迎える		川島秀一
早春から初夏にかけて		川島秀一
盛夏 一盆を迎えて―		川島秀一
秋と冬		川島秀一
『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成 25 年度研究成果報告書』(2014 年 3 月刊行)		
研究の目的と概要		田口洋美
平成 25 年度研究成果報告	各班の研究進捗状況 民俗・人類班	蛭原一平
平成 25 年度研究成果報告	各班の研究進捗状況 歴史班	佐藤健治・竹原万雄・中村只吾
平成 25 年度研究成果報告	各班の研究進捗状況 考古班	長井謙治・北野博司
地域資源活用研究の進捗状況		蛭原一平・中村只吾
【研究ノート】「中世からの村・島守研究序説」		佐藤健治
【研究ノート】「戦後本寺地区における景観変遷」		竹原万雄・菅沼信輝・早川由希子・三好明日美
【研究ノート】「中国東北地域の定住化と伝統文化の継承 ―エベンキ族(根河)とオロチョン族(阿里河鎮)を事例に―」		謝黎
【講演録】「八戸の集落一万年：なぜムラができ、消えたか？ vol.1」		田口洋美・安斎正人
総括		田口洋美
『東北一万年のフィールドワーク 9 阿仁根子』(2014 年 3 月刊行)		
阿仁根子集落の概要	阿仁根子集落の概要	高橋佳帆里
	コラム 阿仁鉱山の歴史	高橋佳帆里
空からみた根子	集落図	鈴木彩也花・高橋佳帆里・高橋裕子
	景観を読む	鈴木彩也花
	コラム 根子をおるく	高橋佳帆里
暮らす ―なりわい・信仰―	生業カレンダー	高橋裕子
	採集物リスト	高橋裕子
	奥山・里山での狩猟	蛭原一平・田口洋美・川崎那悠・高橋佳帆里・鈴木里佳
	暮らしの中の信仰 ―根子番楽―	鈴木彩也花

住まう —水路・古民家（二又荘・山田邸）—	根子集落の水路図	小松諒・川崎那悠
	根子の水路	小松諒
	根子の古民家〈1〉二又荘	成澤翔太・鈴木清・鈴木彩也花・高橋果子・高橋佳帆里・高橋裕子
	根子の古民家〈2〉山田邸	成澤翔太・鈴木清・鈴木彩也花・高橋果子・高橋佳帆里・高橋裕子
	断面図からみる根子民家の構造上の特徴	成澤翔太
	コラム 阿仁根子集落の二又荘に見る差鴨居の使い方	鈴木清
	復元図からみる家屋の変化	成澤翔太・鈴木清・鈴木彩也花・高橋果子・高橋佳帆里・高橋裕子
	根子の家々	高橋佳帆里
暮らしがつくる景観	根子鳥瞰図	田中望・小松諒
	写真で見る根子	
	『東北学』第4号（2014年7月刊行）	
巻頭鼎談	いま、百年後をつくる仕事をするために —NPOとNGOの可能性—	向後元彦・澁澤寿一・田口洋美
特集 棚田のアジア：農 の継承と持続性	開墾の風景 —棚田論ことはじめ	須藤護
	棚田の歴史を検証する —熊本県山都町・通潤橋と白糸台地の棚田	吉村豊雄
	アジアの棚田 —インドネシア・イラン・ネパールの棚田	青柳健二
	ハニ棚田を訪ねて	思沁夫
	中国雲南省哀牢山地の棚田農業を支えてきた知恵と工夫 —水の制御を軸に	安達真平
	世界遺産を生み出す地域の営み —「生きている遺産」としてのフィリピン・コルディリエラの棚田景観	大西秀之
連載	阿武隈梁山泊外伝 [第4回]	たくきよしみつ
	八甲田山における山岳ガイドの変遷 —八甲田に通い続ける地元カメラマンの回顧録（語り・藤巻健二） [第3回（最終回）]	羽根田治
旅スケッチ	<4> 元陽 反復が生み出す持続のリズム	田口洋美
ホンのひとこと	山に生かされた村人たちの記憶	蛸原一平
フィールドノート	03 今は、この島で生きたい 山形県飛島、20代からの移住生活	小川ひかり
アートフルワンダーランド	[第4回] 和紙の温もり、自分の手で届けたい	謝黎
三陸沿岸、今復興ダイアリー	気仙沼唐桑から南三陸町志津川にかけて 2014年6月	蛸原一平
	<4> 新聞紙面にみる復興 [2013・9・11～2013・3・11]	蛸原一平
『東北一万年のフィールドワーク10 瀧山川』（2014年9月刊行）		
石碑を訪ねて瀧山川を遡る		佐藤健治
第一部 調査地概要 調査地地図	①御立の石鳥居	藤原夏織・斉藤康雄・三好明美
	②東青田若松墓地前	阿部千裕・森川遼・三好明美
	③小立延命地藏堂	藤原夏織・藤井渉
	④東青田千手観音堂	色摩優吾・藤井渉・三好明美
	⑤瀧山神社（瀧山寺）	生井光成・佐藤大志・伊藤光敏・荒井翔

第一部 調査地概要 調査地地図	⑥上桜田月山神社	色摩優吾・三好明美	
	⑦小立石碑・⑧太子堂	高木香奈・三好明美・ 藤原夏織・斉藤康雄	
	⑨岩波姥神	高木香奈・三好明美	
	⑩石行寺	荒井翔・菅村朋生	
	⑪八森山ノ神神社	斉藤康雄・菅村朋生	
	⑫八森八幡神社	藤井渉・荒井翔	
	⑬八森中山之神神社	三好明美・菅村朋生	
	⑭土坂入口馬頭観音、⑯土坂地藏堂脇	荒井翔	
	⑮阿弥陀清水	斉藤康雄・藤井渉	
	⑰土坂観音堂	菅村朋生・三好明美	
	第二部 瀧山研究報告	蔵王と瀧山信仰の関わり	新関昭男
		①請雨塔	斉藤康雄
		②庚申塔	荒井翔
③出羽三山碑		藤井渉・菅村朋生・ 千葉夏海	
④畜魂碑		菅村朋生	
⑤瀧山塔（瀧山信仰）		菅村朋生・千葉夏海	
⑥蔵王塔（蔵王山）		三好明日美・菅村朋生	
⑦十八夜塔・廿三夜塔		三好明日美	
年表			
瀧山略図			
『東北一万年のフィールドワーク 11 本寺』（2014年10月刊行）			
本寺の概要	本寺の概要	高橋佳帆里	
	コラム 近世・近代の古文書	竹原万雄	
絵図からみる	中世の絵図 ー陸奥国骨寺村絵図ー	竹原万雄・須貝慎吾・ 瀧口友香・塚野聡史・ 檜野泰巳	
	コラム 骨寺村骸伝説	星雪音	
	近世の絵図 ー磐井群西岩井絵図ー	竹原万雄・星雪音・ 本間結希乃	
	近代の絵図 ー字絵図ー	須貝慎吾・櫻庭千晃・ 高橋佳帆里・瀧口友香・ 塚野聡史・檜野泰巳・ 星雪音・本間結希乃	
空からみる	集落図	三好明日美・鈴木彩也花・ 高橋佳帆里・高橋裕子・ 菅沼信輝	
	空中写真	菅沼信輝	
	コラム 本寺村と向き合って	早川由希子	
ここで暮らす	本寺の生業	鈴木彩也花	
	養蚕と炭焼き	高橋佳帆里・高橋裕子	
	須川温泉と強力	鈴木彩也花	
	コラム 骨寺村荘園行事	高橋裕子	
移動する中心	移動する中心	鈴木彩也花	
	コラム ある家の生活空間	高橋裕子	
知を伝える		竹原万雄	
『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成26年度研究成果報告書』（2015年3月刊行）			
研究の目的と概要		田口洋美	

平成 26 年度研究成果報告 各班の研究進捗状況 (環境史研究および地域比較研究)	民俗・人類班	蛭原一平
平成 26 年度研究成果報告 各班の研究進捗状況 (環境史研究および地域比較研究)	歴史班	佐藤健治・竹原万雄・ 中村只吾
平成 26 年度研究成果報告 各班の研究進捗状況 (環境史研究および地域比較研究)	考古班	長井謙治・北野博司
地域資源活用研究の進捗状況		中村只吾・蛭原一平
【研究ノート】「集落維持に何が必要か? —中国雲南省金平県聯防村の苦聰人の事例を通して—」		謝黎
【研究ノート】「中世島守の水田現地比定」		佐藤健治
【研究ノート】「八戸市内における陥し穴状遺構の事例集成」		横山寛剛
総括		田口洋美
『ブックレット〈むらの記憶〉2 下北半島野平—写真に見る戦後開拓村の歩み』(2015年3月刊行)		
野平の概要		森本孝・鈴木清・蛭原一平
民俗学者が見た昭和38年の野平		
村を拓く		
そこに住む		
野平での暮らし		
村の学びや		
野平、今		
『東北芸術工科大学考古学研究室報告 第16冊 日向洞窟遺跡の発掘記録 第1次発掘調査報告書』(2015年4月刊行)		
第1章 調査に至る経緯	調査に至る経緯	長井謙治、亀山絵莉香、千尋美紀、石塚隆弥、渡邊みなみ、徳永司、塚野聡史、須貝慎吾、上田優喜、渋谷孝雄、佐々木繁喜、納屋内高史、大森貴之、パレオ・ラボ AMS 年代測定グループ
	第1節 調査の学術的背景	
	第2節 調査体制	
第3節 調査の経過		
第2章	調査地と周辺環境	
第3章	過去の調査について	
第4章	2013年度発掘調査の成果	
	第1節 調査の方法	
	第2節 土層説明	
	第3節 各調査区の概要	
	第4節 出土遺物	
	第5節 簡易ボーリング	
第6節 水洗選別		
第5章	自然化学分析	
	第1節 放射能炭素年代測定 パレオ・ラボ AMS 年代測定グループ	
	第2節 黒曜石産地推定	
第6章	総括	
『東北学』第7号(2016年2月刊行)		
巻頭鼎談	宇宙を裸足で散歩する! —新生星ハンター、アマチュアの極意	板垣公一・田口洋美
特集 復興の海	大槌の海と復興の未来	秋道智彌
	海が与えた時間のかたち —唐桑半島・鮎立浦	中村只吾
	再生する三陸の漁村と漁業	森本孝
	三陸地方の津波災害と高地移転	熊谷誠
	波が伝わる谷の今 —南三陸町波伝谷の暮らし方に見る	小谷竜介
	「文化財レスキュー」という桎梏 —宮城県気仙沼市の現場から	川村清志
グラビア	村上清太郎翁漁業記録(上)	川島秀一
連載	三陸の海と共に生きる	村山嘉昭
	阿武隈梁山泊外伝[第7回]	たくきよしみつ
旅スケッチ	岩木山と日赤岩木山パトロール隊	羽根田治
ホンのひとこと	<7> ロシア「闇の中を滑る丸木舟」	田口洋美
フィールドノート	風景の再考 広域的視覚がもたらしたもの	井筒桃子
アートフルワン	病気の歴史と対峙 歴史の見方の変わり方	竹原万雄
ダーランド	[第7回]「日常使い」にこだわる塗師、漆との「闘い」が楽しい	謝黎



三陸沿岸、今復興ダイアリー	三鉄がつなぐ村々《南リアス線編》 〈7〉新聞紙面にみる復興〔2015・3・11～2015・9・11〕	蛭原一平 蛭原一平
『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成27年度研究成果報告書』（2016年3月刊行）		
研究の目的と概要		田口洋美
平成27年度研究成果報告 各班の研究進捗状況（環境史研究および地域比較研究）		蛭原一平
民俗・人類班		
平成27年度研究成果報告 各班の研究進捗状況（環境史研究および地域比較研究）		中村只吾・竹原万雄
歴史班		
平成27年度研究成果報告 各班の研究進捗状況（環境史研究および地域比較研究）		長井謙治・北野博司
考古班		
地域資源活用研究の進捗状況		中村只吾・蛭原一平
【研究ノート】「中山間地の人口変遷と生業 一岩手県一関市巖美町本寺地区を事例として一」		竹原万雄
【研究会講演録】漁業集落をめぐる地先漁業権の成立と変化		
総括		田口洋美
『東北一万年のフィールドワーク12 鮪立』（2016年3月刊行）		
はじめに 一今、この浦を知りたい。		中村只吾
海と陸に拓いた暮らしの風景		川島秀一・佐藤未希
海辺での祈りのかたち		菊池駿貴・鈴木彩也 花・本間かりん
守る、あらためる 古館屋敷		鈴木清・五十嵐里帆・ 佐藤駿・守屋日向・ 三浦敦美
守る、あらためる 古館家年中行事		中村只吾・佐藤未希・ 五十嵐里帆・三浦敦 美
おわりに 一鮪立人への賛歌、応援歌として		川島秀一・中村只吾
『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』（2016年3月刊行）		
刊行にあたり		田口洋美
解題・調査方法・凡例		村上一馬
史料表題一覧		村上一馬
史料		村上一馬
表1（八戸藩庁日記蔵一覧）		村上一馬
表2（野獣捕獲記録一覧）		村上一馬
表3（狩猟記録一覧）		村上一馬
あとがき		村上一馬
『東北学』第8号（2016年8月刊行）		
巻頭鼎談	思考の轍を乗り越える！	内山節・田口洋美
特集 東北、明日の大地	八郎潟・干拓地での米作り 一地に立つ農の追究	蛭原一平
	森人のくに 一狩猟場開拓のダイナミズム	田口洋美
	古文書と絵図にみる秋田藩の山林	芳賀和樹
	白神山地手つかずのブナの原生林か？ 一森林資源の開発と保存の観点から	長谷川成一
	宮沢賢治作品と農村、その継続 一詩「住居」・真壁仁の受容から	大島丈志
連載	村上清太郎翁漁業記録（下）	川島秀一
	阿武隈梁山泊外伝〔最終回〕	たくきよしみつ
	川原毛大湯と泥湯温泉	羽根田治
旅スケッチ	〈8〉空から見た東北	田口洋美
ホンのひとこと	夢と現実のはざまにたゆたう一冊	阿部朋恒
フィールドノート	サバンナに食用昆虫を追って ナミビアの昆虫食調査	藤岡一郎
アートフルワンダーランド	〔第8回〕「塩の聖地」で先人を思い、海のことを伝えていく	謝黎



復興ダイアリー	<8> 新聞紙面にみる復興〔2015・9・11～2016・3・11〕	蛸原一平
『山形市蔵王上野文書目録』(2017年2月刊行) * PDFで作成		
解題	地区の概要および文書伝来の経緯	中村只吾
	文書群の内容	竹原万雄
史料紹介	史料紹介「願書写留置覚牒」—上野村の出願内容から考える	藤方博之
山形市蔵王上野文書目録		
『東北一万年のフィールドワーク 13 大鳥』(2017年3月刊行予定)		
『東北一万年のフィールドワーク 14 養蚕と紙漉きの記憶 白鷹町深山・萩野』(2017年3月刊行予定)		
『東北芸術工科大学考古学研究室報告 第17冊 日向洞窟遺跡の発掘記録 第2・3次発掘調査報告書』 (2017年3月刊行予定)		
『前田村文書目録』(2017年3月刊行予定) * PDFで作成		

## 本事業に関する新聞等記事掲載一覧

—平成 24 (2012) 年度—

- 1) 「若者を東北に残す」テーマに 5 年間現地調査 8 冊に 生活や風俗、あす説明会  
平成 24 年 6 月 14 日 山形新聞
- 2) 漁村史研究 復興に還元 多様性に着目、再生策を提示  
平成 24 年 7 月 23 日 河北新報
- 3) 被災地再生 漁村に学ぶ 24 日・山形でシンポ  
平成 24 年 11 月 14 日 河北新報
- 4) 里山再生 空撮で探る 景観変化 手掛かり 9 日・山形で公開講座  
平成 25 年 1 月 7 日 河北新報
- 5) 集落と自然の変化学ぶ 航空写真使い講座  
平成 25 年 1 月 10 日 山形新聞
- 6) 【山形】内藤正敏写真展「神々の異界」  
平成 25 年 1 月 11 日 山形新聞
- 7) 荒れる里山再生策探る 山形で公開講座「空から見た東北」  
平成 25 年 1 月 13 日 河北新報
- 8) 修験道や生命の思想 内藤正敏さんの写真展  
平成 25 年 1 月 17 日 朝日新聞
- 9) 内藤正敏写真展  
平成 25 年 1 月 18 日 読売新聞
- 10) 東北芸術工科大東北文化研究センター公開講座  
平成 25 年 1 月 18 日 山形新聞
- 11) 「山拝む精神性感じて」 山形で写真展「神々の異界」  
平成 25 年 1 月 20 日 河北新報
- 12) 修験道の世界 写真家内藤さん 山形で作品展  
平成 25 年 1 月 21 日 山形新聞
- 13) 写真展「神々の異界」 内藤教授が撮影  
平成 25 年 1 月 25 日 毎日新聞
- 14) 風土研究 足跡残す 退任する 2 教授最終講義  
平成 25 年 1 月 27 日 河北新報
- 15) 退職する内藤、入間田両教授講演 本県文化テーマに  
平成 25 年 1 月 31 日 山形新聞

—平成 25 (2013) 年度—

- 16) 関野吉晴写真展「海のグレートジャーニー～人類の旅～」  
平成 25 年 5 月 30 日 山形新聞
- 17) カヌー航海の様子紹介 芸工大で探検家・関野さん写真展  
平成 25 年 6 月 16 日 山形新聞
- 18) 26 日に芸工大の公開講座  
平成 25 年 6 月 21 日 山形新聞
- 19) 高島・日向洞窟古代人はどう利用 芸工大研きょうから周辺調査  
平成 25 年 8 月 30 日 山形新聞
- 20) 1 万 3 千年前に迫る 高島町 日向洞窟付近で確認調査  
平成 25 年 9 月 6 日 米澤新聞
- 21) 日向洞窟遺跡の範囲拡大か 高島・縄文草創期西側から土器片出土  
平成 25 年 9 月 12 日 山形新聞
- 22) 日向洞窟の遺跡群 国内最大級と確認 縄文草創期の土器・石器類発掘  
平成 25 年 9 月 12 日 朝日新聞
- 23) 土器片や石器新たに数十点 山形・高島日向洞窟遺跡

- 平成 25 年 9 月 12 日 河北新報
- 24) 国内最大級の可能性 高島・日向洞窟遺跡 炭化植物 科学検証へ  
平成 25 年 9 月 12 日 毎日新聞
- 25) 遺跡の範囲広がる可能も 縄文草創期と思われる土器や石器類出土  
平成 25 年 9 月 12 日 米澤新聞
- 26) 日向洞窟西側で縄文土器 芸工大調査草創期最大規模遺跡か  
平成 25 年 9 月 13 日 読売新聞
- 27) 島守に中世の水田跡 八戸南郷区、古文書から推定  
平成 25 年 10 月 4 日 デーリー東北
- 28) チャイナドレス 時代反映 来月 5 日まで東北芸工大で展示会  
平成 25 年 10 月 29 日 河北新報
- 29) チャイナドレスで中国の文化を理解 芸工大で展示  
平成 25 年 10 月 31 日 山形新聞
- 30) チャイナドレスの変遷紹介  
平成 25 年 10 月 31 日 産経新聞
- 31) 八戸の縄文集落成り立ちに迫る 14 日公開講座  
平成 25 年 12 月 8 日 河北新報
- 32) 公開講座 八戸の集落一万年 vol.1—なぜムラがで  
き、消えたか?— (八戸)  
平成 25 年 12 月 12 日 デーリー東北
- 33) 鎌倉時代の水田発見  
平成 26 年 1 月 7 日 河北新報
- 34) 災害の民俗知見つめ直す 芸工大東文研 雑誌「東  
北学」3 号発刊  
平成 26 年 2 月 26 日 山形新聞
- 35) 生活の証しを後世に 東北大川島教授 小々汐年  
中行事刊行  
平成 26 年 4 月 5 日 三陸新報
- 36) 震災前の営み伝える 東北芸工大 小冊子シリー  
ズ刊行 第 1 弾 気仙沼・小々汐を紹介  
平成 26 年 4 月 13 日 河北新報
- 37) 根子集落を“一冊に”東北芸術工科大フィールドワー  
ク集大成  
平成 26 年 5 月 20 日 おおだて新報
- 38) 地域の未来“江戸の百姓”に学ぶ  
平成 26 年 6 月 12 日 山形新聞
- 39) 歴史から探る地域の在り方 東北芸工大があすか  
ら講座  
平成 26 年 6 月 20 日 河北新報
- 40) 周辺に居住の場か 高島・日向洞窟試掘エリア広  
げ調査 広範囲から遺物出土  
平成 26 年 8 月 25 日 山形新聞
- 41) 発掘調査の疲れ癒やす 高島 芸工大生と住民が  
交流会  
平成 26 年 8 月 27 日 山形新聞
- 42) 農業の希望をアジアから 芸工大東北文化研究セ  
ンター「東北学」第 4 号発行  
平成 26 年 8 月 28 日 山形新聞
- 43) 山形・高島 日向洞窟遺跡 土器片や石器 多数出土  
平成 26 年 8 月 28 日 河北新報
- 44) 集落の変化 立体的に把握 東北芸術工科大 ネット  
に宮古—塩釜の空中写真「被災地理解の一助に」  
平成 26 年 8 月 30 日 河北新報
- 45) 複数の文化層を確認 高島の日向洞窟遺跡  
平成 26 年 8 月 30 日 朝日新聞
- 46) 日向洞窟（高島）周辺調査の現地説明会 東北芸  
工大研究セ 一万年以前から繰り返し居住か  
平成 26 年 8 月 30 日 山形新聞
- 47) 高島・日向洞窟遺跡周辺 縄文草創期の居住跡  
1000 点以上の遺物発見  
平成 26 年 8 月 30 日 毎日新聞
- 48) 1 千点超える遺物、居住の痕跡か 日向洞窟付近で  
確認調査  
平成 26 年 8 月 30 日 米澤新聞

—平成 26 (2014) 年度—

- 49) 絵はがき 1万 5000 枚 東北文化研がDB化 天童・笠原さん収集 戦前を含む県内名所紹介 HPで順次公開  
平成 26 年 9 月 3 日 山形新聞
- 50) 棚田テーマ 農業問い直す 東北芸工大発行「東北学」最新号 成り立ちや継承の課題解説  
平成 26 年 9 月 24 日 河北新報
- 51) 古里を学びの場に 若者定着へ 高校教員とネットワーク  
平成 26 年 11 月 25 日 山形新聞
- 52) あすの予定 公開講座「縄文の美—実用性を遙かに超える芸術的表現—」  
平成 27 年 1 月 27 日 山形新聞
- 53) 縄文土器の芸術性 暮らしぶりに関連 芸工大公開講座  
平成 27 年 2 月 1 日 山形新聞
- 54) 本寺地区（一関）たどる一冊 調査、解説まとめる  
平成 27 年 2 月 1 日 岩手日報
- 55) 一関・本寺地区研究 冊子に—東北芸工大発刊 生活・景観の変化に焦点  
平成 27 年 2 月 4 日 河北新報
- 平成 27（2015）年度—
- 56) 東北芸工大冊子発行 「野平地区 盛衰たどる」  
平成 27 年 4 月 25 日 河北新報
- 57) 東北芸工大長井さんら 炭素年代測定法で分析  
平成 27 年 4 月 29 日 毎日新聞
- 58) 日向洞窟調査 韓国で報告  
平成 27 年 4 月 30 日 山形新聞
- 59) 集い、暮らし、絆深め 東北文化研究センター「地方の未来像」  
平成 27 年 5 月 14 日 東奥日報
- 60) 戦後開拓—野平（青森）集落の歩み紹介 県出身者の足跡に光  
平成 27 年 6 月 4 日 山形新聞
- 61) マタギの知恵見直そう  
平成 27 年 6 月 20 日 山形新聞
- 62) マタギの文化今・未来考える「27 日、芸工大でクマ肉出荷制限に提言も」  
平成 27 年 6 月 24 日 朝日新聞
- 63) 「クマ肉出荷制限 解除を」マタギサミット 狩猟関係者ら議論  
平成 27 年 6 月 28 日 読売新聞
- 64) 野生鳥獣出荷制限解除を求める提案「山形・マタギサミット」  
平成 27 年 6 月 28 日 山形新聞
- 65) マタギサミットからの提案  
平成 27 年 7 月 8 日 山形新聞
- 66) 芸工大研究センター編集「下北半島野平」戦後開拓民の生活実態を活写  
平成 27 年 7 月 29 日 山形新聞
- 67) 新たなシンボルに竪穴住居 南陽・大野平キャンプ場  
平成 27 年 9 月 1 日 山形新聞
- 68) 山形・高島 日向洞窟遺跡「土坑や石器出土 居住の痕跡示す 現地説明会」  
平成 27 年 9 月 13 日 河北新報
- 69) 「掘り尽くせない縄文の夢」高島日向洞窟発掘 60 年 今年も遺物 3000 点発見  
平成 27 年 9 月 13 日 山形新聞
- 70) 発掘進む高島・日向洞窟遺跡 縄文草創期の時代区分に光  
平成 27 年 9 月 30 日 朝日新聞
- 71) 竪穴住居復元に汗 南陽・大野平遺跡  
平成 27 年 10 月 30 日 山形新聞
- 平成 28（2016）年度—
- 72) 鮪立の歴史、文化一冊に 東北芸工大文化研究センターまとめる  
平成 26 年 4 月 28 日 三陸新報
- 73) 鮪立、コラム

平成 26 年 5 月 8 日 山形新聞

- 74) 気仙沼・唐桑の集落 「鮪立」の歴史一冊に 東北  
芸工大が冊子発行 漁業の変化、祭りなど紹介

平成 26 年 5 月 23 日 河北新報

- 75) 縄文草創期の石器出土 石斧など十数点 貴重な  
遺物 山形・高畠 日向洞窟遺跡

平成 27 年 9 月 11 日 河北新報

- 76) 高畠・日向洞窟周辺の発掘調査 遺跡から 80 メー  
トル遺物 3000 点 石器など 縄文人の活動拠点か

平成 27 年 9 月 14 日 山形新聞

- 77) デスク日誌「東北学」の休刊

平成 27 年 9 月 27 日 河北新報

- 78) 未来のヒント 最終号 「東北学」休刊へ 芸工大  
文化研 学生主体誌に引継ぎ

平成 27 年 10 月 3 日 山形新聞

- 79) 山のいのち 人のいとなみ (7) 野生動物との共  
存 どう考える 「出てくるな」自然界へ合図を

平成 28 年 1 月 11 日 朝日新聞

環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究  
平成 24 年度～平成 28 年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業  
研究成果報告書

発行日 平成 29 年 3 月 27 日  
編集・発行 東北芸術工科大学東北文化研究センター  
〒 990-9530 山形市上桜田 3-4-5  
TEL 023-627-2168 / FAX 023-627-2155  
Email [tobunken@aga.tuad.ac.jp](mailto:tobunken@aga.tuad.ac.jp)  
URL <http://blog.tuad.ac.jp/tobunken/>  
印刷 株式会社大風印刷